

千葉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表します。

平成22年3月31日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

平成 21 年度

千葉市包括外部監査報告書

平成 22 年 3 月

千葉市包括外部監査人
公認会計士 古 口 昌 巳

平成21年度 千葉市包括外部監査

滞納債権に関する財務事務の執行について

目 次

第1章 総論.....	1
第1 外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
3 外部監査の対象年度.....	1
4 外部監査の実施期間.....	2
5 包括外部監査人及び補助者.....	2
6 利害関係.....	2
第2 監査の視点、主な監査手続及び監査の範囲.....	2
1 監査の視点.....	2
2 主な監査手続.....	3
3 包括外部監査の対象とした債権.....	4
第3 自治体の管理する債権.....	4
1 債権の分類.....	4
2 自治体債権をめぐる判例.....	7
3 債権の管理.....	10
4 債権区分による徴収手続の相違.....	11
5 他の自治体の対応.....	12
6 監査の結果.....	14
7 監査の意見.....	15
第2章 各論.....	18
第1 千葉市徴収対策本部.....	18
1 対策本部の概要.....	18
2 会議の開催状況.....	22

3	監査の結果	25
4	監査の意見	25
第2	市税	27
1	市税の概要	27
2	徴収事務の概要	35
3	システムの概要	42
4	収納事務の概要	44
5	債権管理の状況	47
5	監査の結果	59
6	監査の意見	60
第3	国民健康保険料	64
1	制度趣旨	64
2	徴収事務の概要	68
3	システムの概要	71
4	収納事務の確認	73
5	債権管理の状況	74
6	監査の結果	78
7	監査の意見	81
第4	保育料	87
1	制度趣旨	87
2	徴収事務の概要	88
3	システムの概要	91
4	収納事務の確認	93
5	債権管理の状況	97
6	監査の結果	101
7	監査の意見	103
第5	住宅使用料	106

1	制度趣旨	106
2	住宅使用料の概要把握	108
3	システム概要	113
4	収納事務の確認	115
5	外部委託の活用状況	116
6	債権管理の状況	118
7	監査の結果	134
8	監査の意見	137
第6	下水道使用料	139
1	制度趣旨	139
2	下水道使用料の概要	139
3	システムの概要	144
4	収納事務の確認	146
5	外部委託の活用	149
6	債権管理の状況	150
7	監査の結果	155
8	監査の意見	158
第7	農業集落排水処理施設使用料	161
1	制度趣旨	161
2	農業集落排水処理施設使用料の概要	162
3	システムの概要	163
4	収納事務の確認	164
5	債権管理の状況	166
6	監査の結果	170
7	監査の意見	170

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として千円単位（切捨て）表記を行っている。ただし、出所等の関係で百万円表記を行っている個所もある。

また、小数点については、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示している。

2. 主な用語の説明

用語	内容
調定額	地方公共団体の歳入を収入する場合に、地方公共団体の長が、内部的意思決定行為として、納入の通知上必要な事項（所属年度、歳入科目、納入金額等）を調査決定（地方自治法第231条）した金額。
収入（済）額 （収納金額）	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（地方自治法第235条の5に基づく出納整理期間4月1日～5月31日を含む。）に収納された額。（但し、下水道事業等公営企業会計には出納整理期間は存在しない。）
収入未済額 （未収金額、調定済未納額）	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（地方自治法第235条の5に基づく出納整理期間4月1日～5月31日を含む。）に収納されなかった額。（但し、下水道事業等公営企業会計には出納整理期間は存在しない。）
徴収（収納）率	以下の算式に示すように、調定額のうち、実際に納付された額（収入済額）の割合。 $\text{徴収率} = \text{収入（済）額} / \text{調定額} \times 100\%$ 徴収（収納）率は、現年度調定分に対する現年度収納分の割合と、過年度調定分の現年度収納分の割合に区分される。
不用額	地方自治体の決算書において、予算額と実際に支出した額（決算額）との差額。実際の決算額が予算額を下回った場合に生じる。
督促 （市税の場合）	納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合に、市町村の徴税吏員が納期限後20日以内（千葉市では市税条例により30日以内）に、督促状を発送し納付を促すことを言う（地方税法第329条、第371条、第457条等）。 最初の督促には絶対的な時効中断の効力がある（地方自治法第236条第4項）。
催告 （再督促）	督促をしてもなお納付がなされない滞納者に対して、弁済を促すために行われる請求行為であり、文書による催告、口頭による催告（電話催告、臨戸催告）、差押え実施に係る催告、差押え後の催告（滞納処分による差押え）などがある。

用 語	内 容
臨戸催告 (市税の場合)	<p>滞納者を訪問し、直接口頭催告及び実態調査を実施することを言う。</p> <p>千葉市は滞納者が不在の場合、不在通知書又は差押えする旨の不在通知書により催告を実施している。</p>
納付(分納)誓約 (市税の場合)	<p>やむを得ぬ事情により、一括納付が不可能と判断される場合に限り、滞納者の申請(誓約)により分割納付を承認するもので、時効を中断させる効果がある。</p>
財産調査 (市税の場合)	<p>滞納整理を進める過程において、納付資力の判定、滞納処分の執行をするための前提となる調査を言う。</p> <p>この調査結果により、納税の猶予、差押え、処分停止等の滞納整理方針を決定することになる。</p> <p>徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは徴税吏員の権限により調査することができる。</p> <p>地方税法第 298 条等には、質問及び検査、搜索による調査ができる旨規定されており、調査対象者は、滞納者、滞納者の財産を占有する第三者等となる。</p>
滞納処分 (市税の場合)	<p>租税債権の強制徴収手続であり、納税義務者が定められた期日までに納付しなかった場合に、納税者間の負担の公平性を期するために行われる行政処分を言う。</p> <p>納税義務者の意思に関わりなく、所有財産(電話加入権、不動産、預貯金、給与など)の差押え、差押えた財産の換価(電話加入権や不動産の公売など)、換価代金の滞納税金への充当などが強制的に執行される。</p> <p>地方税法上、具体的な手続については、国税徴収法に規定する滞納処分(第 5 章)の例によるものとされている(地方税法第 331 条 6 項等)(以下同様)。</p>
差押え	<p>滞納処分の第 1 段階として、徴税職員等が滞納者の財産の処分権を制限し、換価できる状況に置くことを言う。</p> <p>督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに滞納者が完納しないときに行われる(国税徴収法第 47 条第 1 項、第 2 項)。</p>
交付要求	<p>滞納者の財産について、既に滞納処分や強制執行等の強制評価手続が開始されている場合に、その同一財産に重ねて差押えを執行することの煩雑を避け、これらの換価手続に参加して租税債権の弁済を受けるため、交付要求によって配当の交付を受け、これにより租税を徴収する制度。</p> <p>交付要求には、通常の交付要求(交付要求書による交付要求)と参加差押え(参加差押え書による交付要求)とがある(国税徴収法第 82 条、第 86 条)。</p>
参加差押え	<p>滞納者の特定の財産(不動産・有価証券・電話加入権等)について、既に滞納処分や強制執行等の強制評価手続が開始されている場合に、その滞納処分庁である行政機関等に対して交付要求を行うことであり、登記(登録)の事務を伴う(国税徴収法第 86 条から第 88 条)。</p>

用語	内容
換価	<p>金銭を除く差押え財産を、金銭に換え、代金を滞納市税に充当する強制的手続の総称（国税徴収法第 89 条以下）。</p> <p>換価処分は、債権の取立と財産の売却に分類できるが、換価という場合には、一般的には差押え財産の売却を言い、公売、随意契約による売却、国による買入れのいずれかの方法によるとされている。</p>
公売	<p>徴収機関が差押えた財産を入札又は競り売りの方法で換価する方法を言う（国税徴収法第 94 条以下）。</p> <p>近年のインターネットの普及により、民間のインターネットオークションのシステムを利用し、各行政機関が税金等の滞納者から差押えた財産を公売する方法が取り入れられている。</p>
換価代金等の配当	<p>換価によって得た売却代金を、滞納処分費及び差押えに係る市税に充当するとともに、質権者、抵当権者その他の担保権者、交付要求を受けた国税、地方税又は公課の徴収権者に交付し、さらに残余があれば滞納者に交付する手続を言う（国税徴収法第 129 条、第 137 条）。</p> <p>この手続により、当該財産に係る滞納処分は終了することになる。</p>
不納（能）欠損 （市税の場合）	<p>地方自治体が調定した税金等について何らかの理由によりその徴収を放棄することを言う。</p> <p>地方自治体が不納欠損処理するケースは以下の場合である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する（地方税法第 18 条）。 ② 地方団体の長が滞納処分の執行を停止し、その執行の停止が三年間継続したときは、地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は消滅する（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。 ③ 地方団体の長が滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）。
納税の猶予制度 ・徴収猶予 ・換価の猶予 ・滞納処分の執行停止	<p>【徴収猶予】</p> <p>納税者等が一定の要件を満たす場合において、納税者の申請に基づき、徴収権者が、原則として 1 年以内の期間を限りその徴収を猶予することを言う（地方税法第 15 条第 1 項）。</p> <p>【換価の猶予】</p> <p>滞納者に一定の事由がある場合において、差押え財産の換価を一定期間猶予す</p>

用 語	内 容
	<p>ることを言う（地方税法第 15 条の 5）。</p> <p>【滞納処分の執行停止】</p> <p>一定の事由により、徴収権者の職権により滞納処分の執行を一時的に停止することを言う。</p> <p>ここで一定の事由とは、滞納者につき、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、とされている（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。</p> <p>停止期間中に滞納者の資力が回復したときには、その停止を取消して滞納処分を再開するが、資力が回復しないときには、その期間経過時に納税義務は消滅する。</p>
<p>時効 (時効の完成)</p>	<p>ある事実上の状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係にかかわらず、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度を言う。</p> <p>地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する（地方税法第 18 条以下）。</p> <p>また、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利及び普通地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものは、時効に関し他の法律に定めのあるものを除き、債権不行使の状態が 5 年間継続するときは、時効により消滅する（地方自治法第 236 条第 1 項）。</p>
<p>時効の援用</p>	<p>時効によって利益を受ける者が時効の利益を受けようとする単独行為を言い、民法上は、時効は当事者（時効の援用により利益を受ける者）が援用しなければ、裁判所はこれによって裁判をすることができない（民法第 145 条）とされている。</p> <p>但し、地方自治体の公債権については、時効の援用は必要とされていない（地方税法第 18 条第 2 項、地方自治法第 236 条第 2 項）。</p>
<p>時効の中断</p>	<p>時効の達成に必要な期間の進行が、一定の事実の発生によって中断し、既に進行した期間が無に帰すことを言う（地方自治法第 236 条第 4 項、地方税法第 18 条の 2、民法 147 条以下）。</p> <p>時効の中断事由としては、①催促請求、催告、②差押え、仮差押え又は仮処分、③交付要求、④承認がある。</p>
<p>時効の停止</p>	<p>何らかの客観的事実によって、時効の進行を停止させ、時効の完成を猶予することを言う（地方自治法第 236 条第 3 項、地方税法第 18 条の 2、民法第 160 条以下）。</p> <p>時効の停止事由としては、①猶予、②相続、③災害、④不正行為がある。</p>

用語	内容
時効利益の放棄（棄却）	<p>時効が完成していることを知っていながら、敢えて時効による利益を受けない旨の意思表示をすることである。この場合、時効が完成しても、時効の効力は生じない。</p> <p>また、時効完成後は、時効の利益を放棄することができるが、時効の完成前は、時効による利益を放棄することはできない（民法第 146 条）。</p> <p>但し、地方自治体の公債権については、時効の利益を放棄できないものとされる（地方税法第 18 条第 2 項、地方自治法第 236 条第 2 項）。</p>
連帯保証人	<p>主たる債務者と連帯して債務を負担する保証契約における保証人の地位を言う。</p> <p>債権者が保証人に債務履行の請求を求められた場合、まず主たる債務者に請求をするよう主張できる権利（催告の抗弁権）（民法第 452 条）や、保証人が主たる債務者に弁済の資力があり、さらにその執行が容易であることを立証すれば、その請求を拒むことができる権利（検索の抗弁権）（民法第 453 条）などが認められず、主たる債務者と同じ義務を負う（民法第 458 条）。</p>
普通保証人	<p>一定の債務が履行されない場合にその債務を主たる債務者に代わって履行する義務を負う者を言う。</p> <p>上記の連帯保証人と異なり、普通保証人の場合には、債権者が保証人に債務履行の請求を求められた場合、まず主たる債務者に請求をするよう主張できる権利（催告の抗弁権）（民法第 452 条）や、保証人が主たる債務者に弁済の資力があり、かつその執行が容易であることを立証すれば、その請求を拒むことができる権利（検索の抗弁権）（民法 453 条）などが認められる（民法第 446 条以下）。</p>
過誤納金	<p>地方公共団体に対する金銭債務の履行に当たってその納付すべき適正な金額を超えて納付した金銭又は金銭債務の不存在にもかかわらず誤って納付された金銭を言う。</p> <p>過誤納金は、過納金と誤納金の二つに分けられる。過納金は、納付時には納付すべき確定した地方税等があったが、更正の請求についての減額更正などにより、後になってその納付すべき金額が消滅した結果、発生したものである。</p> <p>誤納金は、納付すべき地方税等の確定前に納付があった場合、確定した納付すべき税額を超えて納付があった場合などに発生する。</p>
強制執行手続	<p>私法上の請求権を国家権力によって強制的に実現する手続、又は行政上の義務の履行を強制する作用。</p> <p>私債権及び非強制徴収公債権については、自力執行が認められないため（地方自治法施行令第 171 条の 2）、強制執行手続の発動を要求するために、実現される権利の存在が公に確認されている必要がある。このための証書として債務名義（民事執行法第 22 条）が必要であり、更に、現実の執行に当たっては執行文が必</p>

用 語	内 容
	<p>要とされ（民事執行法第 26 条）、国により執行がなされる。</p> <p>強制徴収公債権については、一定の要件の下に、行政機関が自力で履行させ、又は履行があったと同一の状態を実現することが認められている（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）。</p>
<p>明渡請求 （住宅使用料）</p>	<p>一定の滞納期間を超えた不動産賃料の滞納者に対し、賃料未払いを理由として不動産賃貸借契約を解除して、不動産の立ち退きを求める手続のことを言う。</p>

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件（監査テーマ）

滞納債権に関する財務事務の執行について

(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

千葉市は厳しい財政状況を背景として、平成17年6月に、市税、国民健康保険料、保育料、住宅使用料、下水道使用料の収入確保及び徴収（収納）率向上を図るため、「千葉市徴収対策本部設置要綱」に基づき千葉市徴収対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置し、債権回収に取り組んでいるところである。

平成20年度末現在、対策本部が対象としている債権の滞納額は、市税136億円、国民健康保険料70億円、保育料2億円、住宅使用料4億円、下水道使用料19億円にのぼる。

対策本部において各徴収（収納）率の現状と取組みの検証を行った結果、特に滞納債権の徴収に関するノウハウ不足が明らかになっている。そのため、市は市民負担の公平性の確保と健全な財政構造の構築を図る観点から、所管部局との協力・連携により、滞納債権の収納の強化を図ることとしている。

滞納債権の収納に努め、徴収（収納）率の向上を図ることは、財政面¹からはもちろんのこと、市民負担の公平性を確保し、行政への信頼性を高める上からも重要である。対策本部での現状認識からも明らかなように、各債権管理担当部署は、債権管理及び滞納防止に係る十分なノウハウを持ち合わせているとは言いがたい面があり、今後、改善の余地は大きいものと考えられる。

さらに、平成16年度及び平成17年度に実施された個別外部監査「市税の徴税事務の内、特別処分及び不納欠損処理の合規性と滞納整理事務システムの実効性について」の措置状況について併せて確認し、徴収（収納）率向上のための取組を中心とした滞納債権の管理及び滞納防止に関する事務について検討することも時宜に適っていると考えられる。

このような観点から、滞納額の多い市税及び国民健康保険料を中心に、保育料、住宅使用料、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料も監査範囲に加え、監査テーマとした。

3 外部監査の対象年度

原則として平成20年度を監査の対象とした。ただし、必要がある場合は、その他の事業年度についても監査の対象とした。

¹ 千葉市長 熊谷俊人「脱・財政危機」宣言 平成21年10月21日
<http://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/zaisei/zaisei/datzaiseikikisengen.html>

4 外部監査の実施期間

平成 21 年 7 月 21 日から平成 22 年 3 月 23 日まで

5 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 古口 昌巳

(2) 補助者

公認会計士 関川 正

公認会計士 田中 一弘

公認会計士 守泉 誠

公認会計士 鈴木 繁

公認会計士 布施 伸枝

公認会計士 内野 恵美

公認会計士 神岡 和雄

会計士補 板垣宏一郎

その他 金 慶一

その他 蛸原 淳

6 利害関係

包括外部監査の対象としていた事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 監査の視点、主な監査手続及び監査の範囲

1 監査の視点

(1) 滞納債権の徴収（収納）事務に関する合规性

滞納債権の督促、催告、不納欠損処理等の事務は、地方自治法、条例、規則等に従って適切に行われているか。

(2) 滞納債権の徴収（収納）事務に関する経済性、効率性及び有効性

滞納債権の管理、徴収（収納）等の事務は、経済的、効率かつ有効に行われているか。

(3) 滞納債権の徴収（収納）事務に関する公平性

滞納債権の徴収（収納）、不納欠損処理等の事務は、公平の見地に立って行われているか。

(4) 債権管理システム運用上の合規性、経済性、効率性及び有効性

滞納債権の管理に関する情報システムの運用は、関係する法令等に従って、経済的、効率的かつ有効に行われているか。

(5) 滞納債権と個人情報保護

滞納債権の徴収（収納）事務に関連して、個人情報適切に保護されているか。

(6) 個別外部監査（平成 16 年度及び平成 17 年度）に関する措置状況の確認

平成 16 年度及び平成 17 年度に実施された個別外部監査「市税の徴税事務の内、特別処分及び不納欠損処理の合規性と滞納整理事務システムの実効性について」に関する措置が適切に行われているか。

2 主な監査手続

主に、以下の監査手続を実施した。

- ・ 制度趣旨、関連する法令等の概要把握
- ・ 滞納債権に関する徴収（収納）規程、マニュアル等の整備運用状況の把握
- ・ 滞納債権の徴収（収納）事務に関する年度計画、業務フロー等の確認
- ・ 徴収対策本部の徴収（収納）率向上へ向けての取組状況等の確認
- ・ 滞納債権に関する債権管理台帳、分納誓約書等の閲覧、照合等
- ・ 債権管理に関連する情報システムの仕様書、契約書、マニュアル等の確認
- ・ 所管部局関係者に対する滞納債権に関する説明聴取、質問等
- ・ 各債権に関する外部委託の活用状況等の確認
- ・ 滞納債権の徴収（収納）事務に関連する個人情報保護の状況確認
- ・ 督促、催告、償還指導、滞納処分、不納欠損処理等の状況確認
- ・ 所管部局、委託先等への往査、現場視察等
- ・ 滞納債権の徴収（収納）事務に関連する今後の課題等の把握
- ・ その他監査の実施過程で必要と認められた手続

3 包括外部監査の対象とした債権

図表 1-1-1 に示した、主に平成 20 年度末現在における債権等を監査の対象とした。

図表 1-1-1 監査の対象とした債権等

債 権 等	監査対象部局
債権に係る全般的事項	徴収対策本部を構成する関係局等
市税	財政局 中央区役所 花見川区役所 稲毛区役所 若葉区役所 緑区役所 美浜区役所
国民健康保険料	保健福祉局 中央区役所 花見川区役所 稲毛区役所 若葉区役所 緑区役所 美浜区役所
保育料	保健福祉局
住宅使用料	都市局
下水道使用料	下水道局
農業集落排水処理施設使用料	経済農政局
システムに係る全般的事項	企画調整局

第3 自治体の管理する債権

1 債権の分類

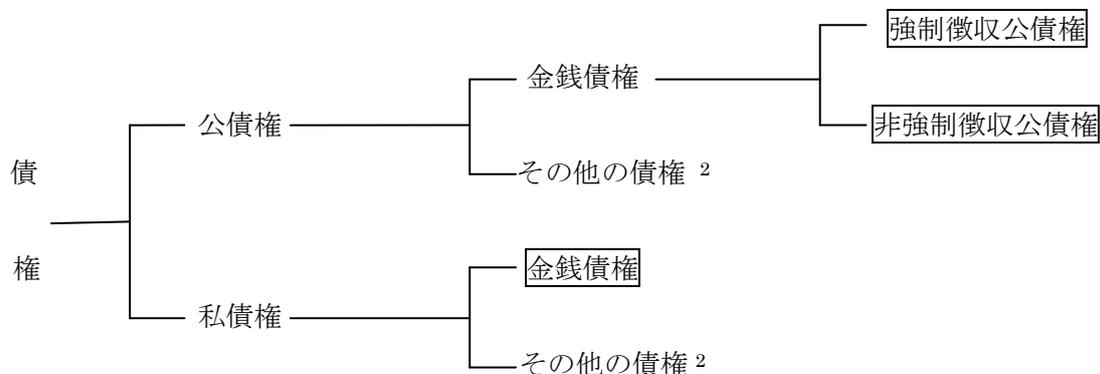
(1) 公債権と私債権

自治体が財産（地方自治法第 237 条第 1 項）として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利、即ち、金銭債権である（地方自治法第 240 条第 1 項）。

一般に、当該債権は、法律や条例等の公法上の原因に基づいて発生する債権（以下、「公債権」と言う。）と、私法上の原因に基づいて発生する債権（以下、「私債権」と言う。）に分類される。さらに、公債権は、地方税のように強制徴収が可能なもの（以下、「強制徴

収公債権」と言う。)とそうでないもの(以下、「非強制徴収公債権」と言う。)に分類される。

図表 1-3-1 自治体の管理する債権の種類



(出所) 東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編「自治体のための債権管理マニュアル」(株ぎょうせい、2008年)による。

(注) は、自治体の管理する債権を示す。²

「強制徴収公債権」は、以下の5つの債権に限定されており(地方自治法第231条の3第3項、地方自治法施行令第171条第1項)、当該歳入並びに当該歳入に係る手数料及び延滞金については、地方税の滞納処分の例により³、処分することができるとされている。

図表 1-3-2 「強制徴収公債権」の種類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地方税(地方自治法第223条) ② 分担金(同法第224条) ③ 加入金(同法第226条) ④ 過料(同法第228条第2項、第3項) ⑤ 法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入(同法附則第6条等) |
|---|

なお、上記⑤の使用料その他の地方公共団体の歳入については、法律で定められている必要があり、地方自治法その他個別の法律で定められていることが必要とされている。

一方、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入で、上記「強制徴収公債権」以外の債権(地方自治法第231条の3第1項)は、「非強制徴収公債権」とされる。さらにそれ以外の債権は「私債権」とされる。一般に、「私債権」は、通常の民商法の債権の発生原因である、地方自治体と個人又は法人との間の契約、不法行為、不当利得及び事務管理から発生するものである。

² 地方自治法第240条第1項においては、「債権」は金銭債権のみを指すこととしており、債権管理の対象となる債権は原則として金銭債権のみとなる。このため、「その他の債権」は、通常の行政運営の過程で請求権を行使することとなる。

³ 「地方税の滞納処分の例により」とは、地方税の滞納処分と同一の手続によって処分すべきことを意味し、滞納処分に限り、地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

「公債権」と「私債権」、さらに「公債権」においても強制徴収か非強制徴収かという債権の区分は、債権管理及び回収の根拠規定及びその実施方法の相違につながる。特に強制徴収公債権か否かの区分は、民事執行法等裁判所の手続を経ずに地方自治体が自力執行を行うことができるか否かを定めるため、債権管理及び回収の手続の基本となるものである。さらに、「公債権」と「私債権」とでは、時効の適用等においても差異が生じる。

(2) 各債権の適用関係

地方自治体の債権の管理の根拠は地方自治法及び地方自治法施行令に定めがあり、これ以外は民法等に従うことになる。以下では、債権区分毎の各処理の根拠規定を示す。

ア 債権区分毎の各処理の根拠規定

図表 1-3-3 各処理の根拠規定

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入の通知	法第 231 条	法第 231 条	法第 231 条
督促	法第 231 条の 3 第 1 項	法第 231 条の 3 第 1 項 (注 2)	令第 171 条
手数料・延滞金	法第 231 条の 3 第 2 項	法第 231 条の 3 第 2 項	民法
送達・公示送達	法第 231 条の 3 第 4 項	法第 231 条の 3 第 4 項	民法
徴収停止	地方税法等	令第 171 条の 5	令第 171 条の 5
履行延期	地方税法等	令第 171 条の 6 第 1 項	令第 171 条の 6 第 1 項
免除	地方税法等	令第 171 条の 7 第 1 項	令第 171 条の 7 第 1 項
強制執行等	地方税法等	令第 171 条の 2	令第 171 条の 2
履行期限の繰上げ	令第 171 条の 3	令第 171 条の 3	令第 171 条の 3
債権の申出等	令第 171 条の 4	令第 171 条の 4	令第 171 条の 4
時効期間の特則	法第 236 条第 1 項	法第 236 条第 1 項	民法、商法
時効の援用・放棄	法第 236 条第 2 項	法第 236 条第 2 項	民法
時効中断の絶対効	法第 236 条第 4 項	法第 236 条第 4 項	法第 236 条第 4 項

(出所) 東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編「自治体のための債権管理マニュアル」(株ぎょうせい、2008年)より記載。

(注 1) 「法」は地方自治法、「令」は地方自治法施行令を示す。

(注 2) 歳出の誤払い、又は過渡しの返還金は「非強制徴収公債権」であるが、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項の適用はなく、地方自治法施行令第 171 条による。

イ 時効の適用の相違

上記根拠規定の中で、債権区分の相違は、以下に示す時効の適用に特徴的に表れる。

(ア) 時効期間

「公債権」は他の法律で定めるもの⁴ 以外は、5年となる（地方自治法第236条第1項）が、「私債権」は、10年（民法第167条第1項）又は5年（商法第522条）を原則とする。

(イ) 時効の援用と放棄

「公債権」は、他の法律で定めるもの以外は、時効の援用がなくても時効により債権は消滅し、時効の利益を放棄することも認められない（地方自治法第236条第2項）。すなわち、時効により原則として「公債権」は自動的に消滅する。

一方、「私債権」は、債務者等が時効の援用（時効によって利益を受けることの意味表示をすること）をしない限り、債権は消滅せず（民法第145条）、時効の利益の放棄（民法第146条）もなしうる。

(ウ) 納入の通知及び督促についての時効中断の効力

法令（法律とは限らないことに注意）の規定により地方自治体の行う納入の通知及び督促については、「公債権」「私債権」に限らず、その後6カ月を経過しても時効中断の効力を有する（地方自治法第236条第4項）のに対し、これ以外の催告については、民法153条に従い、催告後6カ月以内に訴訟等により強力な権利行使の手段を採らないと時効中断の効力を生じないことになる。なお、督促した後、再び督促をしても、再び時効を中断することはできないとされている。⁵

従って、法令の規定による納入の通知及び督促を行った場合には、先ほどの債権の区分にかかわらず、時効中断の効力が適用されることになる。

2 自治体債権をめぐる判例

「公債権」と「私債権」の区分は、現実には上記のように定型的に分類できるものではないものが存在する。以下では、自治体債権に関して、特徴的な判例を示す。

(1) 水道料金債権の「私債権」性（最決平成15年10月10日）

地方自治体が、会社に対して未払水道料金の支払いを求めた事案で、地方自治体が有する金銭債権であっても私法上の金銭債権に当たるものについては民法の消滅時効に関する規定が適用されるとして、水道料金債権のうち2年間（民法第173条）以上行使されない分は時効消滅したとする原審（東京高判平成13年5月22日）を是認し、上告不受理とした。

従来は、水道料金債権は「公債権」とされていたが、これにより「私債権」と解釈が変更

⁴ 国民健康保険料は、国民健康保険法第110条により、時効は2年とされるが、国民健康保険税は、地方税法第18条及び同法第18条の3により、時効は5年とされている。

⁵ 大判大正8年6月30日参照。

されている。

これに対して、下水道使用料金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項により「強制徴収公債権」とされており、両者の債権の区分が異なる。

(2) 住宅家賃債権の私法の適用（最判昭和 59 年 12 月 13 日）

「公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例に特別の定めがない限り原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約を規律するについては信頼関係の法理の適用がある」として、法及び条例に特別の定めがない限り、私法が適用されるとした。

ここで、問題となるのは、法及び条例の特別の定めがある場合である。

東京高判昭和 62 年 8 月 31 日では、公営住宅法の目的、趣旨、規定から高額所得者への明渡請求は信頼関係の法理の適用がなく有効であるとし、大阪高判平成 16 年 7 月 30 日では、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等を踏まえ、住宅の通常損耗に関する修繕費用を敷金から控除することは無効であるとしている。

このため、公営住宅をめぐる法律関係については、これを規制する法及び条例を踏まえて考えるべきであり、この点で、民法及び借家法の適用により考える民間住宅と異なることになる。

市営住宅の債権管理においては、一般的には「私債権」とされるものの、当該住宅に関する法令を前提として、「私債権」として処理するかを考慮すべきである。

(3) 税の徴収権を時効消滅させた市の責任

市の納税課職員が市民税の徴収権を時効消滅させて市民税の徴収を違法に怠ったことについて、市職員の財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務を怠っていたとして、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき市長個人に対する損害賠償請求が認容された事例（浦和地判平成 12 年 4 月 24 日）や、市長が特別土地保有税の徴収権を時効消滅させたことが違法であるとして、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、市長に対して市長個人に対する損害賠償請求を行使することを求めた請求が認容された事例（徳島地判平成 17 年 5 月 16 日）がある。

このうち、浦和地判平成 12 年 4 月 24 日では、「本件補助職員が、本件滞納者が本件各市民税の徴収を保全するに足りる不動産を所有していたにもかかわらず、本件不動産について参加差押えを行わずに、漫然と電話を二回、面接を五回したほか、催告書の送付を八回繰り返していたという本件の事実関係に照らせば、滞納件数に比して徴税整理に当たる職員の数が少なかったという事情は、法第 331 条第 1 項、第 5 項に定める行為を行うことができなかつたことを正当化する合理的な理由にはならないというべきである。

・・・（中略）たとえ、市民税の督促及び催告、差押えに伴う登記、参加差押え等の権限が財務部納税課長の専決とされていたとしても、被告は、財務部納税課長が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務を負うというべきであり、右義務に違反して、故意又は過失により、財務部納税課長の財務会計上の違法行為を阻止しなかった場合は、

新座市に対し、右財務会計上の違法行為により新座市が被った損害を賠償する責任を負うものと解すべきである。

・・・（中略）被告は、本件補助職員から、市民税の滞納状況に関する事情についての報告や説明を求め、その原因を分析し、これに対する解決策を検討し、必要な人員を確保するとともに、職員が市民税の徴収を怠ることがないように指導監督すべき義務を負っていたといふべきである。しかるに、被告は、前示のとおり、市民税の徴収事務については、これを個々の職員に任せており、滞納者の個別的な状況等について、右職員から全く報告を受けていなかったというのであり、被告が徴収事務担当の職員から市民税の滞納状況等について特別に事情説明を求めたり、滞納者に関する情報について報告を受けたり、右情報が被告に伝達されるような態勢を確立するなどして、市民税の徴収を怠らないように本件補助職員に対して適正な指導監督を行っていたと認めることはできないから、被告が本件補助職員による本件各市民税の徴収の懈怠を阻止し得なかったことには、重大な過失があったと認めるのが相当である。

・・・（中略）被告が市民税の滞納による不納欠損件数及び金額が増加しているにもかかわらず、本件補助職員に対して事情説明や市民税の徴収状況に関する報告を求めて、原因を分析し、徴収態勢を見直すなどの解決策を検討することなく、漫然と現状を維持したままで本件補助職員に対して市民税の徴収を行わせていたことに、補助職員に対する指導監督上の重過失が認められるのであり、被告が本件滞納者に関する個別情報を知らず、また、本件滞納者について特別に滞納処分を行わなかったものではないとしても、このことをもって、被告の右指導監督上の義務違反に対する故意又は過失の存在を否定する根拠とすることはできず、被告の右主張は、採用できない。」（以上、下線は包括外部監査人による）

なお本件は、被告側（市長側）が控訴したが、東京高裁平成13年2月22日において控訴が棄却されている。本件においては、市長の有力な後援会員である滞納者を中心に争われたという特殊事情を考慮するとしても、滞納処分についての適正手続についての不作為の責任を認めたことには注意を要する。また、このことは滞納処理の担当職員が不足していることをも理由とはならないことに留意すべきである。

先に示したように「公債権」は時効により自動的に消滅する一方で、「強制徴収公債権」には地方自治体側に自力執行が認められている趣旨を踏まえ、特に当該債権管理を適正に実施することが求められている。

3 債権の管理

(1) 債権の区分

上記を基にすると、本包括外部監査の対象とした債権については、以下のように区分することが考えられる。

ア 税債権

「強制徴収公債権」に該当する。

イ 国民健康保険料

「強制徴収公債権」に該当する。

ウ 保育料

原則「強制徴収公債権」に該当するが、休日保育、時間外保育等法律の規定の範囲外のものは「私債権」に該当する。

エ 住宅使用料

原則「私債権」に該当する。

オ 下水道使用料

「強制徴収公債権」に該当する。

カ 農業集落排水処理施設使用料

「非強制徴収公債権」に該当する。

(2) 債権管理の手続

上記のように、千葉市の債権は、その区分を異にするため、徴収対策本部を中心に、徴収率向上を図るために全市を挙げて債権管理に努める場合には、債権管理に関し、当該区分に応じた債権管理規則等を整備し、回収ノウハウを持つ税務職員等を活用して対応することが考えられる。

特に「私債権」の管理及び回収については、民法や民事執行法等の手続を要するものもあることから、近時債権管理条例や債権管理規則等を整備し、「私債権」の管理及び回収に関する手続規定を整備する地方自治体が増加している。

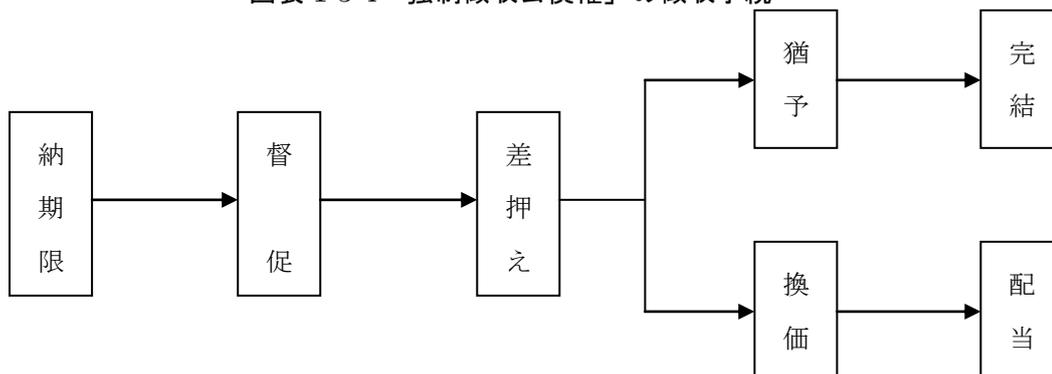
4 債権区分による徴収手続の相違

上記のように債権区分をした場合の各徴収手続の違いは主に以下の手続に現れる。

(1) 「強制徴収公債権」の徴収手続の概要

「強制徴収公債権」は、市税と同様に自力執行権⁶が認められている（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の「地方税の滞納処分の例により」）。これは、当該債権の重要性及び特殊性等から簡易迅速な処理を認められたもので、徴収職員が、執行機関となって、以下のように執行手続が行われる。

図表 1-3-4 「強制徴収公債権」の徴収手続



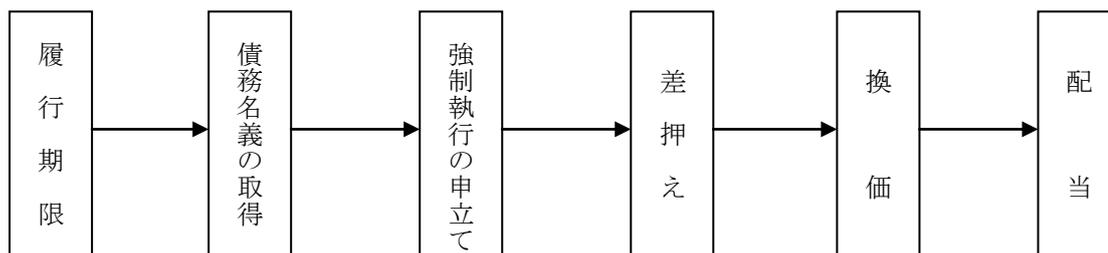
(2) 私債権等の回収手続の概要

一方、「非強制徴収公債権」や「私債権」は、上記自力執行が認められていないことから、裁判手続によらないで強制執行することができないので、納入義務者が納入期限までに納付をしないときは、督促を行い、なお納付がないときは裁判上の手続により強制的に債務内容の実現を図ることとなる（地方自治法施行令第 171 条、同第 171 条の 2）。

これを強制執行について示すと、以下のような手続となる。

この場合には、債務名義⁷を取得した上で、強制執行の申立てを行わなければならない、煩雑な手続となる。

図表 1-3-5 「私債権等」の回収手続



執行裁判所等が執行機関となって回収を行う。

⁶ 自力執行権とは、債務不履行があった場合に、債権者自らが、強制手段によって履行があったのと同じ結果を実現させる権限を言う。

⁷ 債務名義とは、民事執行法第 22 条各号に掲げられた文書を言い、私法上の給付請求権の存在及び内容を公証するとともに、その給付請求権に強制執行の手続により実現を図ることができる効力（執行力）を付与する文書である。

なお、ここでは、支払督促の申立等の債務者への履行請求や、債務者の破産処理等は省略している。

5 他の自治体の対応

(1) 地方自治体の徴収体制の強化

平成 17 年 3 月に政府が閣議決定した「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」を受けて、地方自治体の税収が伸び悩む状況を背景に、総務省は「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（平成 17 年 4 月 1 日、総税企第 80 号）及び、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（平成 19 年 3 月 27 日、総税企第 55 号）において、民間委託の推進を中心に徴収体制の強化を図ることを地方自治体に求めた。

当該徴収体制の強化をまとめると以下のように示される。

図表 1-3-6 徴収体制の強化策

<p>① 民間委託の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・徴収に関するノウハウを有する民間事業者の活用（滞納者に対する自主的納付の呼びかけ等）。・収納手法の多様化（コンビニエンス・ストアにおける収納、クレジットカードを利用した納付等）。 <p>② 人員、組織体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・非常勤職員や再任用職員の活用等を通じた人員体制の強化。・滞納困難な事案に集中的・機動的に対応するための徴収対策室などの設置。・未収の税、使用料、手数料等を一元管理する債権管理部局の設置。 <p>③ 滞納処分の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・滞納者が保有する自動車に対する一斉差押えやタイヤロックなどの実施。・差押え財産に関するインターネット公売の実施。・差押えた美術品のオークション（競り売り）の実施。 <p>④ 滞納処分等の共同処理・広域化</p> <ul style="list-style-type: none">・徴収困難な滞納案件等について、小規模な市町村ごとに徴収を行うよりも効率的・集中的な徴収や滞納処分等を行うため、一部事務組合等を設立。 <p>⑤ 市町村に対する都道府県の職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none">・徴収や滞納整理に関するノウハウが乏しい市町村に対し、専門的な知識を有する都道府県職員を一定期間派遣し、市町村職員の徴収スキルを向上。

(出所) (財) 資産評価システム研究センターにおける固定資産評価大会平成 19 年度の講演資料
(「地方税をめぐる当面の諸問題」総務省自治税務局長 河野栄氏の資料による)

(2) 東京都の取組み（私債権管理条例による不納欠損の基準の明確化）

全国に先駆けて平成 16 年 4 月以降、コンビニ収納やインターネット公売を実施している東京都の施策として、私債権管理条例の制定が挙げられる。

これまでに示したように、「私債権」については、民事執行法等民事的手法を活用せざるを得ず、「公債権」とは異なる手法を必要とすることから、条例を整備して回収の見込みのない「私債権」についての方針を明確化している。

東京都の債権管理条例等については、以下に示されている。

（東京都債権管理条例）

http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/water/jigyo/reiki_int/reiki_honbun/ag10139081.html

（東京都債権管理条例施行規則）

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10139331.html

また、地方税の徴収の分野で東京都が先導的な役割を果たすため、平成 15 年度から全国会議「徴収サミット」を開催し、全国自治体へ積極的な情報発信、連携促進を図っている。さらに、平成 19 年 10 月より、「徴収サミットオンライン」⁸ という電子会議室を設置し、情報の共有化等が促進されている。

なお、千葉市財政局税務部納税管理課は滞納整理の先進自治体である東京都の徴収技術を習得し、職員の資質向上を図るため、以下の人事交流を実施した。

ア．東京都からの受入れ（2 人）

平成 19 年 10 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日（3 か月間）

イ．千葉市からの派遣（1 人）

平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日（6 か月間）

(3) 浜松市の取組み

浜松市では、平成 17 年の合併により増加した累積滞納額の増加に対し、平成 19 年度からアクション・プランを実施している。その主なものは、図表 1-3-7 のとおりである。

（浜松市債権管理条例）

http://www3.city.hamamatsu.shizuoka.jp/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00000032¥GUEST&TID=1&SYSID=1097

（浜松市債権管理条例施行規則）

http://www3.city.hamamatsu.shizuoka.jp/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00000032¥GUEST&TID=1&SYSID=1096

⁸ <http://www.choshu-summit.metro.tokyo.jp> 。千葉市も会員として参加している。

図表 1-3-7 浜松市における債権回収に対する主な取り組み

- ① 債権管理条例の制定
業務の前提として、明確な基準を作成し、法的処理については、個々の事情を踏まえつつも条例に従い統一的な対応を実施している。
- ② 債権回収対策課の設置
税の高額滞納事案以外に、国民健康保険料・保育料等の公債権や、その他の私債権についても対象としている。
- ③ 静岡地方税滞納整理機構との機能分担
平成 20 年 4 月以降運用している上記機関との機能分担を明確化し、債権回収対策課における滞納整理技術を高めるため、協力関係を強化している。
- ④ 民間委託、非常勤職員、市職員の役割分担の明確化
業務における法律上の限界も踏まえつつ、民間委託における費用対効果を分析・検証し、役割分担を明確化している。
- ⑤ 市全体の収納体制の見直し
業務量の季節変動を分析し、平常時を基準とした職員配置を前提に、年間の業務量の変動に応じた職員の兼務辞令等を実施している。

6 監査の結果

(1) 債権放棄と不納欠損処理の関係について

地方自治法第 96 条第 10 号によれば、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄する」ためには、予め議会の議決を経なければならないとされている。このため、時効により自動的に消滅することのない私債権においては、議会の議決を経るか、別に条例（私債権に関する管理条例等）で定めない限り債権放棄ができないことになる。

今回の包括外部監査で監査の対象とした住宅使用料は原則として「私債権」に該当するが、市は一律に不納欠損処理を行い議会の承認を得るのみであり、私債権に関する上記処理がなされていない。そもそも、不納欠損処理は、財務会計上の処理に過ぎず、これをもって債権放棄という法的効果をもたらすものではない。

現行制度上は、少なくとも不納欠損処理に先立ち、私債権の債権放棄について、決算期までに議会の議決を経る必要がある。

(2) 情報システムの評価実施について

「千葉市電子情報処理規程」（平成14年12月12日）第19条第1項においては、「企画調整局長は、情報システムについて、開発計画の企画及び運用の各段階で情報システムの評価を行わなければならない」旨が示されているが、住民情報系システムに限らず、住宅家賃管理システム、農業集落排水使用料等賦課・徴収システムに関する情報システムの評価が、実施されていない。

情報システムの評価の前提として、同条第2項で「情報システムの評価の実施方法について情報化統括管理者が別に定める」旨に従い、当該評価の実施方法が定められておらず、実施方法が存在しなければ、上記評価を実施することは困難である。

情報システムにおいては、その企画、開発計画だけでなく、稼働後における費用対効果等の評価を実施することが、現行の維持管理体制の見直し及び今後の開発計画策定の上で重要である。

情報システムの評価の実施方法を早期に定め、これに基づく評価を実施する必要がある。

7 監査の意見

(1) 債権管理規程の設定について

千葉市においては、債権の管理は、各担当部署で個別に設定しているのみであり、債権一般の管理を定める規定が存在しない。特に私債権については、民法等の規定が適用されることから、一般の自治体職員にはなじみがないため、これを包括する私債権管理規程を定めることが望まれる。

(2) 債権管理における名寄せと債権分類による回収可能性の判断について

千葉市においては債権管理規程が存在せず、公債権と私債権の区分に応じた整理回収に課題が認められ、また、市全体の債権の一元管理も不十分な状況にある。各債権に関する徴収部署や滞納整理部署が異なるため、同一債務者に対する滞納情報を名寄せして一元管理できる体制に至っていない。このことは、債権回収の効率性を阻害する要因となっている。

この点に関し、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項について」（平成19年3月2日、総務省自治税務局）において、各種公金の徴収の連携強化について、個人情報に配慮しつつ、各団体の実情等に応じた検討が求められている。また、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月、総務省）において、地方公共団体が適切な資産債務管理を実施するために、発生主義による貸借対照表等を作成すること、さらに債権管理については、貸借対照表に市の未収債権を開示し、当該債権に係る回収不能見込額に対しては合理的に見積もった貸倒引当金を計上することとしている。

上記の要請を踏まえた場合、千葉市において今後債権回収においては、債務者毎に債権を名寄せし、債務者の資力等に基づいた債権分類を行い、債権区分毎に合理的な方法により回収可能性を見積もることが求められる。さらには、回収可能性の見積もりに当たっては、一定の基準を設定し、自己査定を行うことが有効であると考えられる。

(3) 口座引き落とし制度の機能の充実について

千葉市においては、口座引き落とし制度を促進させ、滞納債権の減少に寄与するよう努めている。しかし、当該口座引き落としは、月に1回で、例え過去に延滞があっても1カ月分の引き落としとなっている。

民間の口座引き落とし制度の中には、債務者の給与支給日に合わせて、いつ引き落としとするかを選択できるものや、延滞の場合には、数か月分を引き落とす制度も存在する。

特に私債権を中心に、このような民間の制度を参考にして、より充実した口座引き落とし制度の拡充を図ることが望まれる。

(4) 民間の回収会社の活用について

千葉市においては、使用料等の回収として民間会社を活用しているのは、本包括外部監査の対象範囲においては、下水道使用料についてのみであった。

一方、職員による債権回収においては、その債権額に比して要員が十分とは言えず、必ずしも職員の能力を十分に活用できているとは言えないと考えられる。

今後は費用対効果を考慮しつつも、サービサー等民間の回収会社の活用も考慮することが望まれる。

(5) 「市税システム」及び「国保システム」の運用時間について

現状では原則、「市税システム」及び「国保システム」を利用した業務時間は午前8:30から午後5:45までとされている。システムの運用が午後5:45で終了する理由は、勤務時間及び窓口運用を考慮したためと説明を受けている。

この例外処置として時間延長の制度があり、時間延長の場合は午後8時まで「市税システム」及び「国保システム」の利用が可能となる。この制度の利用制限等が規則上は設けられていないが、現状では時間延長をしているのは一月の半数以上とのことである。

ホストコンピュータの稼働時間は、「住民情報系システムホストコンピュータ賃貸借契約」によれば、「使用料は月200時間以内で、超過使用時間1時間当たり賃借料の10%の金額を超過使用料として算定する」とされている。これは、元々8時間/日×25日/月=200時間/月を基準として計算されたものと考えられるが、現状の業務時間（午前8:30から午後5:45までの1日9時間15分）では1カ月22日程度しかカバーしていない。しかし、通常の業務時間及び延長時間により月200時間を超過しても、上記契約の規定を適用せず、ベンダー側（ホストコンピュータの賃貸人）は現在超過料金を請求していない。一方、「住民情報系システム維持管理業務委託契約書」による業務委託は定額とされており、システム稼働延長等に伴う追加支払は発生しない。

このようにホストコンピュータの稼働時間の延長を契約先との暗黙の合意のまま行うことは必ずしも適切ではない。現状の業務ニーズをカバーする運用時間を契約上明確に確保する形で「住民情報系システムホストコンピュータ賃貸借契約」の見直し交渉をすることが望ましい。

さらに、今後は以下の点も検討することが望まれる。

滞納管理システムは滞納事務を行うための業務管理システムであり、運用時間が制限され

ると業務も制限を受ける。例えば、滞納者に対して日中に電話催告をしても滞納者に電話が通じる確率が低く、通話率が高まるのは一般的に夜間であると考えられる。しかし、滞納管理システムが稼動していない時間に電話催告を行う場合には、滞納債権の情報をあらかじめ滞納管理システムから出力した上で電話をし、かつ、折衝の記録を後日システム入力する必要があるため、事務的に煩雑かつ非効率である。現状以上のオンライン延長を実施する運用が可能か検討することが望まれる。

一方、納税管理課では現状の滞納管理システムに代わり、滞納パッケージシステムを導入することを検討している。但し、このシステムは24時間使用できる利点がある一方で、新システムの導入となるため費用がかかり、入金情報が1日前のものとなる（税収納システムとの情報共有はデイリーバッチを想定している）というデメリットがある。

「住民情報系システム維持管理業務委託契約書」の見直しを含めた市税システムのオンライン延長を拡充運用することと、新システムを入れることのメリット・デメリットを比較検討して新システム体制を構築することが望まれる。

第2章 各論

第1 千葉市徴収対策本部

1 対策本部の概要

(1) 対策本部設置の趣旨及び目的

「千葉市徴収対策本部設置要綱」（以下、「対策本部設置要綱」という。）は平成17年6月22日付けで市長決裁され、6月22日から施行されている。「千葉市徴収対策本部設置概要」によれば、対策本部設置の趣旨及び目的は以下のとおりである。

「市税等の各種公共料金は、市民負担の公平性・公正性の確保の観点と受益者負担の原則に基づき適正に徴収されるべきものであり、各所管は、これまで行政改革推進計画の取組みの中で徴収率向上に向け各々対策を講じてきたが、大幅な成果は上がっていない。

こうした背景から、区役所を含む全庁横断的な体制により徹底した徴収対策を行うことで、徴収対策に取り組む姿勢を強く打ち出す必要があることから、「新行政改革推進計画（平成17年度～19年度）」における取組みとして「徴収対策本部」を設置するものである。9]

(2) 対象債権及び目標徴収（収納）率の設定

図表 2-1-1 対象債権及び徴収（収納）率

項目	市税（注）	国民健康保険料	保育料	住宅使用料	下水道使用料
実績徴収（収納）率					
平成14年度	92.7%	77.9%	93.2%	71.1%	93.3%
平成15年度	92.6%	76.8%	92.8%	70.7%	93.0%
平成16年度	92.5%	76.2%	92.6%	72.6%	93.0%
「新行政改革推進計画（平成17年度～平成19年度）」の目標徴収（収納）率					
平成17年度	92.8%	77.4%	92.8%	75.0%	93.3%
平成18年度	93.6%	78.7%	93.0%	77.0%	93.6%
平成19年度	94.0%	80.0%	93.3%	80.0%	94.0%
「新行政改革推進計画（平成17年度～平成21年度）」の追加目標徴収（収納）率					
平成20年度	94.1%	80.6%	93.5%	84.0%	94.1%
平成21年度	94.3%	81.2%	93.7%	88.0%	94.3%

（出所）千葉市内部資料を基に作成

（注）市税の平成14年度～平成16年度の実績は、個別外部監査の結果に基づく修正前修正後の実績は、平成14年度88.5%、平成15年度88.4%、平成16年度88.3%¹⁰

「行政改革大綱」及び「行政改革推進計画」において具体的な目標徴収（収納）率が定められていた項目の中から、平成16年度実績徴収（収納）率が95.0%を下回っていた市税、

9 市税の徴収に関しては平成17年3月22日付けで個別外部監査契約が締結され、「事務監査請求に係る個別外部監査の結果報告書」及び「個別外部監査の結果に基づき講じた措置」が千葉市ホームページ上で公表されている。

10 図表2-1-1における市税の平成14年度から平成16年度までの実績徴収率は、個別外部監査の結果に基づきそれぞれ4.2%下方修正されたが、平成18年度の第1回対策本部会議で平成21年度の目標徴収率は下方修正せず、徴収対策強化に努めていくこととされた。

国民健康保険料、保育料、住宅使用料及び下水道使用料が対策本部で取扱う債権とされ、「対策本部設置要綱」第1条（目的及び設置）に「市税、国民健康保険料、保育料、住宅使用料、下水道使用料（以下「市税等」という。）の収入確保及び徴収率向上を図るため、対策本部を設置する。」と規定された。

「新行政改革推進計画(平成17年度～19年度)」で掲げられた目標徴収（収納）率は、平成15年度、平成16年度の決算などを勘案し、平成19年度の目標徴収（収納）率に達するよう平成17年度から平成19年度までの年度毎の目標徴収（収納）率を設定したものである。その後「新行政改革推進計画」の期間を2年間延長し、平成20年度及び平成21年度の目標徴収（収納）率を追加設定している。

平成17年度に助役決裁された「新行政改革推進計画における平成21年度目標徴収率の決定について」（対策本部決定事項 平成18年1月25日公表）によれば、債権毎の目標数値設定根拠及び目標達成のための取組内容は、図表2-1-2のとおりである。

図表 2-1-2 債権毎の目標数値設定根拠及び目標達成のための取組内容

目標数値設定根拠	
目標達成のための取組内容	
市税：毎年度 0.1～0.8%上昇	
①税客体的確な把握 ②納期内納付率の向上 ③年度課税分の早期対応 ④臨戸調査等の効率的な納税折衝	⑤財産調査の強化 ⑥差押え及び公売の強化 ⑦滞納処分の停止の促進 ⑧高額滞納事案の整理強化
国民健康保険料：毎年度 0.6～1.3%上昇	
①H18 から電子収納、コンビニエンス・ストア収納 ②口座振替世帯加入率の向上促進	③特別徴収嘱託員 30人体制で未納世帯への徴収強化 ④職員の夜間臨戸徴収回数増加 ⑤夜間納付相談の市税との連携
保育料：毎年度 0.2～0.3%上昇	
①口座振替の促進 ②主に過年度分の滞納者を対象として、徴収員 3 人による臨戸徴収や納付相談等の実施	③主に現年分の滞納者を対象として、保育課等の職員により年 2 回（ボーナス月）の納付相談日を設け、滞納者の多い保育所（もしくは近隣の場所）で納付相談等の実施
住宅使用料：毎年度 2.0～4.0%上昇	
①初期滞納の解消 ②悪質滞納者の呼び出し強化、提訴 ③収入申告の未申告者への指導強化	④休日及び夜間の臨戸徴収の実施 ⑤保証人に対する納付協力の要請 ⑥減免制度の活用及び周知徹底
下水道使用料：毎年度 0.1～0.4%上昇	
①H18 年度内に「コンビニ収納」を導入	②下水道工事説明会や下水道フェア、戸別徴収時等を活用し、口座振替の推進

（出所）千葉市内部資料を基に作成

(3) 目標徴収（収納）率の達成状況

「新行政改革推進計画（平成 17 年度～ 21 年度）」に掲げた目標徴収（収納）率の達成状況を年度別に見ると、図表 2-1-3 のとおりである。平成 17 年度から平成 20 年度までは、全ての取組み項目の実績値が目標値を下回っている。

取組み項目毎に置かれている環境が異なるため、成果を徴収（収納）率の向上のみで判断できない面もあるものの、平成 21 年度の徴収（収納）率の目標を達成することは、既に困難となっている項目も多い。

図表 2-1-3 目標徴収（収納）率の達成状況（平成 21 年 10 月現在）

取組み項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
市税徴収率の向上					
目標	92.8%	93.6%	94.0%	94.1%	94.3%
実績	88.7%	90.3%	91.4%	92.0%	-
国民健康保険料徴収率の向上					
目標	77.4%	78.7%	80.0%	80.6%	81.2%
実績	76.3%	76.2%	76.3%	71.4%	-
保育料収納率の向上					
目標	92.8%	93.0%	93.3%	93.5%	93.7%
実績	92.4%	92.1%	92.3%	92.6%	-
住宅使用料収納率の向上					
目標	75.0%	77.0%	80.0%	84.0%	88.0%
実績	73.1%	73.8%	74.1%	76.8%	-
下水道使用料収納率の向上					
目標	93.3%	93.6%	94.0%	94.1%	94.3%
実績	93.1%	93.1%	93.7%	93.9%	-

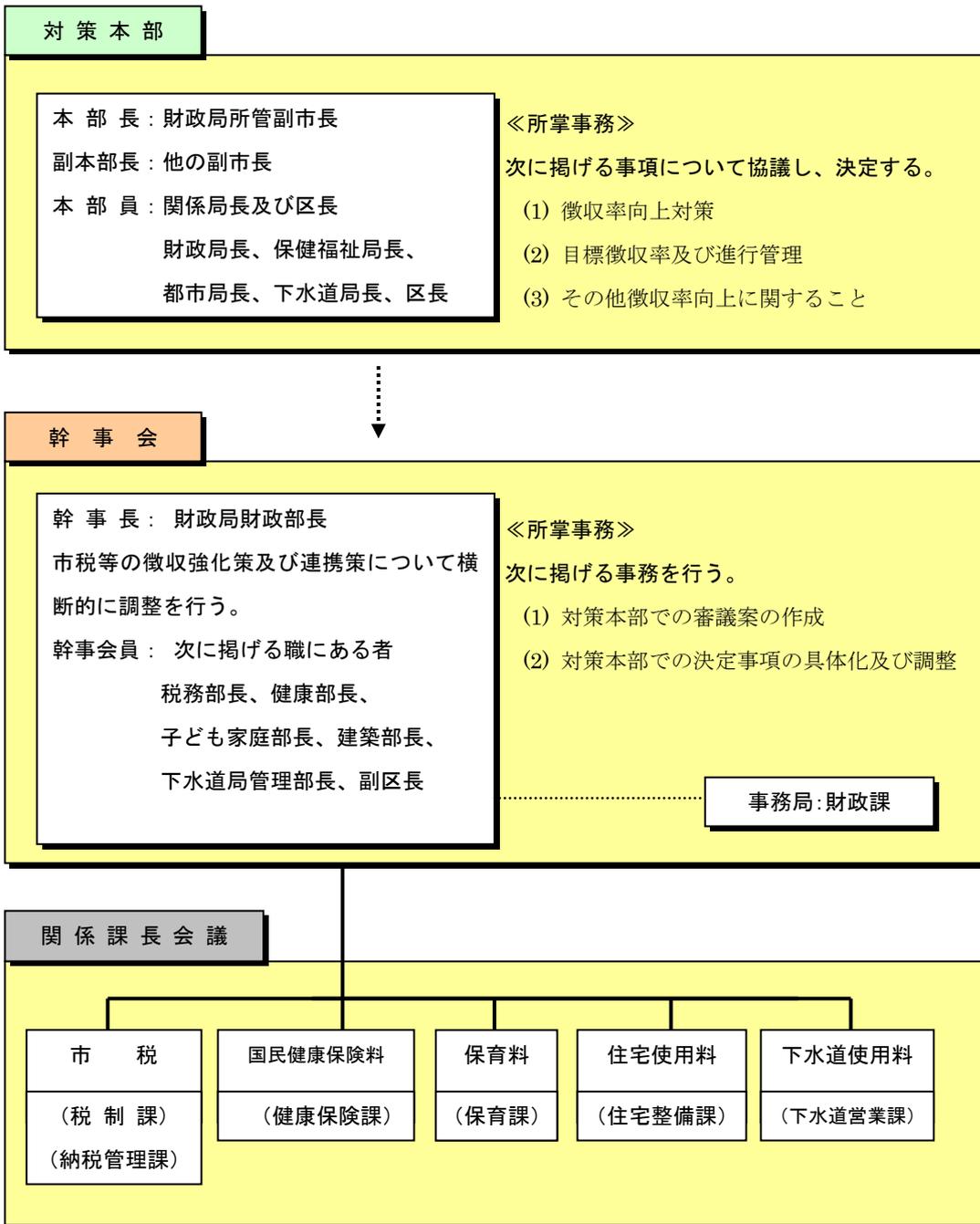
(出所) 千葉市内部資料を基に作成

(4) 対策本部の組織

「千葉市徴収対策本部」（以下、「対策本部」という。）の組織は、「対策本部設置要綱」第 2 条（組織）、第 4 条（幹事会）に従い、図表 2-1-4 のように設置されている。

「対策本部設置要綱」第 5 条は「必要に応じて徴収対策班（以下、「対策班」という。）を置くことができる。」とし、「対策班を置く場合の組織、所掌事務等は要領により別に定める。」と規定している。現在、組織横断的な意見交換を行う場として、関係課長会議（連絡会）が設置されているが、関係課長会議に関する要綱、要領等が定められていないため、所掌事務等が不明確になっている。

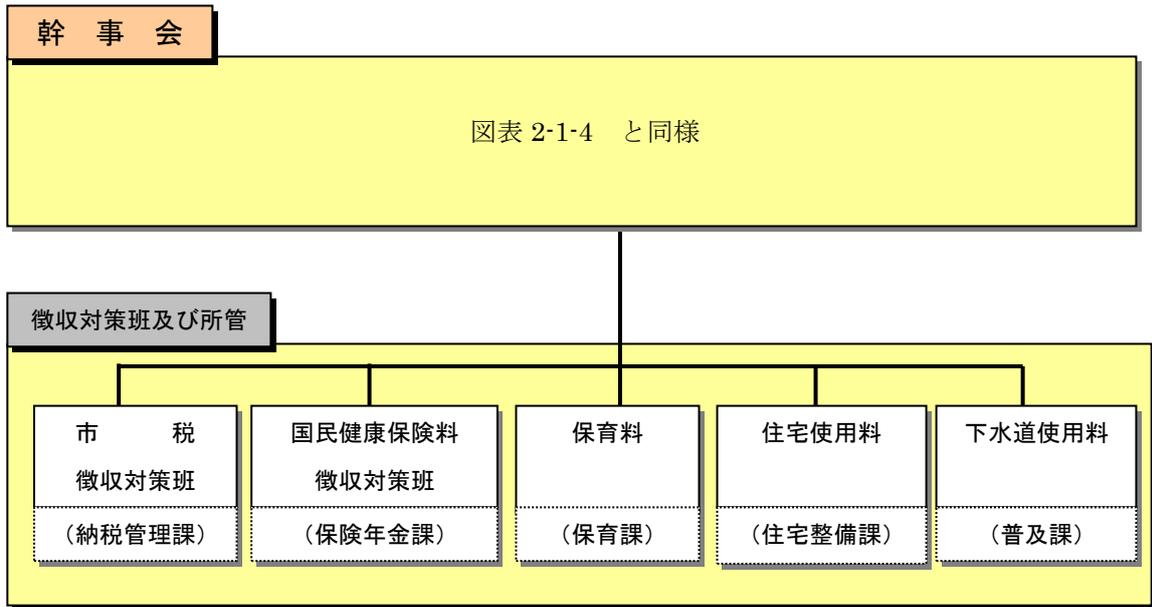
図表 2-1-4 対策本部の組織



(出所) 千葉市内部資料を基に作成

「官庁速報」(平成17年7月4日)では「各所管課に対策班を置き、滞納繰り越し分の徴収率向上や、滞納の未然防止を図る。」と報道されており、「千葉市徴収対策本部」設置概要の「3 組織体系(案)」では図表2-1-5のようになっていた。

図表 2-1-5 対策本部の組織（案）



市税に関しては、平成 17 年当時、財政局税務部に「市税徴収対策本部設置要領」に基づき「市税徴収対策本部」が設置されていた。平成 18 年 6 月以降、「市税徴収対策本部」は廃止され、「市税徴収対策班組織・運営要領」において「対策本部設置要綱」の「第 5 条 徴収対策班」及び「千葉県税務連絡会議設置要綱」の「第 2 条 イ 市税徴収対策班会議」に係る組織及び運営に関する事項が定められている。

国民健康保険料に関しては、平成 17 年当時、保健福祉局高齢障害部に「国民健康保険料徴収対策本部及び職務分担」（以下、「国保対策本部及び職務分担」という。）に基づき「国民健康保険料徴収対策本部」が設置されていた。「国保対策本部及び職務分担」に基づき各区「徴収対策会議」、「合同対策会議」及び「本部会議」が行われていた。「対策本部」設置後、「国民健康保険料徴収対策本部」は廃止され、現在に至っている。

現状、「対策本部設置要綱」第 3 条に規定された（(1)徴収率向上対策、(2)目標徴収率及び進行管理、(3)その他徴収率向上に関すること）以外の所掌事務等は、各部局に残されたままとなっている。従って、各部局において債権回収に向けた実務対応が所掌事務に従って行われており、対策本部会議は各部局の取組み状況を持ち寄って全庁横断的に意見交換を行う場となっている。

2 会議の開催状況

平成 17 年 6 月の対策本部設置以降、原則として年 2 回、関係課長会議、幹事会及び本部会議がそれぞれ開催されている。会議の概要は図表 2-1-6 のとおりである。

関係課長会議では各所管課長が説明を行い、幹事会及び本部会議では各所管部長が説明を行っている。会議での配布資料は、各会議ともほぼ同様のものが使用されている。

対策本部の所掌事務が徴収率に特化している影響もあると考えられるが、議事録を閲覧した限りにおいて、会議内容は説明及び質疑が多く、千葉市としての「収入確保及び徴収率向上を

図る」（「対策本部設置要綱」第1条）ための方針を決定する場とは実質上になっていない。

図表 2-1-6 開催した会議の概要

(平成17年度)

会議名	出席人数	議事
開催日	時間帯	
場所	延べ時間	
第1回関係課長会議 平成17年6月3日 中央コミュニティセンター	12人 AM10:00～10:45 540分	1. 対策本部の設置について 2. その他
第1回幹事会 平成17年6月15日 議会棟 第4委員会室	17人(推定) AM10:00～12:00(推定) 2,040分	1. 対策本部の設置概要について 2. 各公共料金等の取組検討結果について 3. その他
第1回本部会議 平成17年6月22日 本庁舎 第1会議室	18人 PM2:00～4:00 2,160分	1. 対策本部の設置について 2. 徴収率向上に向けた行動計画及び平成17年度取組(案)について 3. その他
第2回関係課長会議 平成17年10月19日 議会棟 第4委員会室	12人(推定) AM10:00～12:00(推定) 1,440分	1. 平成17年度の取り組み(9月末時点)の評価と平成18年度の方針について(案) 2. 横断的な連携策について(案) 3. 平成17年度の徴収率(決算見込) 4. その他
第2回幹事会 平成17年10月26日 議会棟 第4委員会室	17人(推定) AM10:00～12:00(推定) 2,040分	1～3は関係課長会議と同様 4. 新行政改革推進計画の目標徴収率について 5. その他
第2回本部会議 平成17年11月2日 本庁舎 第1会議室	18人 PM1:30～3:30(推定) 2,160分	幹事会と同様
合計	173時間	会議配布資料の作成時間、会議開催場所への移動時間等は含まれていない。
千葉市職員の時給	4,130円/時間	平成17年度の1人当たり給与7,681千円を、年間勤務日数240日、1日の労働時間7時間45分とみなして計算している。
人件費コスト 計	714,416円	管理職のウェイトが高いが、便宜上無視している。

(平成18年度)

会議名	出席人数	議事
開催日	時間帯	
場所	延べ時間	
第1回関係課長会議 平成18年5月29日 議会棟 第4委員会室	13人 PM1:30～3:40 1,690分	1. 平成17年度における取組みの評価と今後の取組み課題について 2. 平成17年度の徴収率等について 3. 平成18年度の方針 4. 横断的な連携策について 5. その他
第1回幹事会 平成18年6月1日 中央コミュニティセンター	17人 PM3:00～4:45 1,785分	関係課長会議と同様
第1回本部会議 平成18年6月28日 本庁舎 第1会議室	24人 PM1:30～3:50 3,360分	幹事会と同様
第2回幹事会 (兼 関係課長会議) 平成18年10月25日 議会棟 第4委員会室	23人 AM9:30～11:10 2,300分	1. 平成18年度の徴収率等について 2. 平成18年度における取組み(9月末現在)の評価と今後の取組み方針について 3. 平成19年度の方針 4. 横断的な連携策について 5. その他
第2回本部会議 平成18年11月13日 本庁舎 第1会議室	23人 PM1:30～3:30 2,760分	幹事会(兼 関係課長会議)と同様
合計	198時間	会議配布資料の作成時間、会議開催場所への移動時間等は含まれていない。
千葉市職員の時給	3,888円/時間	平成18年度の1人当たり給与7,232千円を、年間勤務日数240日、1日の労働時間7時間45分とみなして計算している。
人件費コスト 計	770,830円	管理職のウェイトが高いが、便宜上無視している。

(平成19年度)

会議名	出席人数	議事
開催日	時間帯	
場所	延べ時間	
第1回関係課長会議 平成19年5月30日 議会棟 第4委員会室	15人 PM1:25~3:30 1,875分	1. 平成18年度における取組みの評価と今後の取組み課題について 2. 平成18年度の徴収率等について 3. 平成19年度の取組み 4. 横断的な連携策について 5. その他
第1回幹事会 平成19年6月13日 中央コミュニティセンター	21人 PM3:00~5:15 2,835分	関係課長会議と同様
第1回本部会議 平成19年6月27日 本庁舎 第1会議室	23人 PM1:30~3:25 2,645分	幹事会と同様
第2回幹事会 (兼 関係課長会議) 平成19年10月24日 中央コミュニティセンター	25人 AM9:30~11:10 2,500分	1. 平成19年度の徴収率等について 2. 平成19年度における取組みの評価と今後の取組み課題について 3. 平成20年度の取組み 4. 横断的な連携策について 5. その他
第2回本部会議 平成19年11月8日 本庁舎 第1会議室	26人 AM9:25~11:25 3,120分	幹事会(兼 関係課長会議)と同様
合計	216時間	会議配布資料の作成時間、会議開催場所への移動時間等は含まれていない。
千葉市職員の時給	3,866円/時間	平成19年度の1人当たり給与費7,191千円を、年間勤務日数240日、1日の労働時間7時間45分とみなして計算している。
人件費コスト 計	836,050円	管理職のウェイトが高いが、便宜上無視している。

(平成20年度)

会議名	出席人数	議事
開催日	時間帯	
場所	延べ時間	
第1回関係課長会議 平成20年5月28日 中央コミュニティセンター	11人 PM1:25~3:40 1,485分	1. 平成19年度の徴収率について 2. 平成19年度の取組みの評価と今後の取組み方針について 3. 平成20年度の取組みについて 4. 横断的な連携策について 5. その他
第1回幹事会 平成20年6月13日 中央コミュニティセンター	19人 PM3:00~4:40 1,900分	関係課長会議と同様
第1回本部会議 平成20年6月26日 本庁舎 第1会議室	25人 AM9:30~11:10 2,500分	幹事会と同様
第2回幹事会 (兼 関係課長会議) 平成20年10月24日 中央コミュニティセンター	22人 PM1:30~3:10 2,200分	1. 平成20年度の徴収率について 2. 平成20年度の取組みの評価と今後の取組み方針について 3. 平成21年度の取組みについて 4. 横断的な連携策について 5. 年末徴収対策の実施について 6. その他
第2回本部会議 平成20年11月11日 本庁舎 第1会議室	27人 PM1:30~3:20 2,970分	幹事会と同様 (「5. 年末徴収対策の実施について」は除く)
合計	184時間	会議配布資料の作成時間、会議開催場所への移動時間等は含まれていない。
千葉市職員の時給	3,980円/時間	平成20年度の1人当たり給与費7,403千円を、年間勤務日数240日、1日の労働時間7時間45分とみなして計算している。
人件費コスト 計	733,335円	管理職のウェイトが高いが、便宜上無視している。

(出所) 千葉市内部資料及び千葉市公表資料を基に作成

3 監査の結果

該当事項なし。

4 監査の意見

(1) 徴収対策本部の所掌事務の見直し

「対策本部設置要綱」第3条において、(1)徴収率の向上対策に関する事、(2)目標徴収率及び進行管理に関する事、(3)その他徴収率向上に関する事、について協議し決定すると規定している。

しかしながら、対策本部の所掌事務には実効性のある組織横断的な業務の見直しや債権管理システムの見直しなどが含まれていない。結果として債権回収や徴収（収納）率の向上を図るために必要な方針の打ち出しや、決定を行うことができないまま、各組織間の協議を中心に、平成17年度から現在まで活動を行ってきた。

市税等の収入確保及び徴収（収納）率向上に特化した現在の対策本部の所掌事務を、全庁的な立場で組織横断的に改革を推進できるよう、見直す必要がある。

(2) 対策本部の会議構成

「対策本部設置要綱」によれば、対策本部には幹事会を置き、必要に応じて徴収対策班を置くことができるとされているが、現状、対策本部、幹事会、関係課長会議（連絡会）及び市税徴収対策班が設けられている。

関係課長会議については、現状、要綱・要領が定められていないため、所掌事務が不明確となっている。

平成18年度の第2回幹事会（兼関係課長会議）、平成19年度の第2回幹事会（兼関係課長会議）及び平成20年度の第2回幹事会（兼関係課長会議）にみられる幹事会と関係課長会議の共同開催の状況から、関係課長会議の位置付けが不明確となっていることが伺える。費用対効果を勘案の上、関係課長会議存続の意義について廃止も含めて再検討すべきである。

対策本部が設置されたのは市税の徴収に関する個別外部監査契約の締結から3ヶ月後である。当時としては市の徴収に対する姿勢をアピールする上で効果があったと考えられるが、現状、対策本部は同様の会議を重層的に重ねており、費用対効果の観点から存続の意義を再検討する時期にきていると考えられる。対策本部会議と幹事会の所掌事務についても、関係課長会議と合わせて再検討すべきである。

(3) 対策本部の目標設定の在り方及び目標達成へ向けてのインセンティブ付与

現状、徴収対策本部における目標管理指標は、「千葉市新行政改革推進計画」（平成17年度～21年度）に掲げられている徴収（収納）率のみが全面に打ち出されている。

一方、各年度における徴収（収納）率の進捗管理においては、各部局において、当初設定した年度別の目標徴収（収納）率とは異なる予算を設定して執行管理が行われている。

取組み項目別に、各年度別の目標徴収（収納）率と実績徴収（収納）率の推移（図表2-1-3）を見ると、平成17年度から平成20年度までの期間において、実績値が目標値に達したことは一度もない。特に、国民健康保険料と住宅使用料に関しては、目標値と実績値の差異が大

きく、既に平成 21 年度の目標値は年度開始時点で事実上達成不可能な状況となっている。

現年度徴収（収納）率、滞納繰越分の徴収（収納）率について、それぞれ達成可能な目標値を設定し、目標を確実に達成するための目標管理が望まれる。

また、実績値が目標値と大幅に乖離した場合には、目標未達成理由の分析と適切な対策を講じるとともに、目標値を現実的な水準に修正するなどの措置をとることが望まれる。

市税においては「市税徴収担当職員等表彰要綱」が平成 21 年 7 月 1 日から施行されているが、他の債権についてはまだ策定されておらず、検討が望まれる。

（４） 対策本部で扱う債権の範囲

対策本部で扱う債権の範囲は、「対策本部設置要綱」第 1 条により市税、国民健康保険料、保育料、住宅使用料及び下水道使用料に限定されており、下水道法に規定する下水道と同様の機能を有する農業集落排水処理施設の使用料については、対策本部で扱う債権の範囲から除外している。

下水道使用料は強制徴収公債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、同法附則第 6 条）に該当するが、農業集落排水処理施設使用料は非強制徴収公債権に該当すると考えられる。この論点については第 1 章の「第 3 自治体の管理する債権」で取り上げている。

債権の分類に関する議論はさておき、千葉市は農業集落排水処理施設使用料を強制徴収公債権に準じた債権とみなして、下水道使用料と同様の債権管理を行っている。

このような債権管理を行うのであれば、広義の下水道に含まれる農業集落排水処理施設に関する使用料を対策本部で扱う債権の範囲から除外する理由はなかったと考えられる。

対策本部で扱う債権の範囲について、全庁横断的な視点で徴収（収納）率の向上等を図れるように再整理する必要がある。

第2 市税

1 市税の概要

(1) 市税の概要

千葉市の市税の税目は以下の9つであり、それぞれの税目の内容は図表 2-2-1 のとおりである。

図表 2-2-1 市税の種類

税目		摘要
市民税	個人市民税	市内に住所がある個人にかかる税金で、住民が広くその能力に応じて負担する性格を持っている。均等の額によって課税される均等割と、所得金額に応じて負担する所得割とで構成されている。
	法人市民税	市内に事務所や事業所などを持っている法人（会社等）にかかる税金で、個人市民税と同じように均等割と所得に応じて負担する法人税割で構成されている。
固定資産税		毎年1月1日現在市内に、土地、家屋、償却資産を所有する者にかかる税金で、その固定資産の価格をもとに算定された税額を納める税金である。
軽自動車税		4月1日現在、軽自動車等の所有者にかかる税金で、軽自動車等の資産としての価値に着目し、また軽自動車等の運行が道路をいためる原因の一つであることから、経費の一部を負担してもらう性格を持っている。
市たばこ税		たばこの卸売販売業者等にかかる税金で、市内の小売業者に売り渡した製造たばこに対して課税される税金である。
鉱産税		鉱物の採掘、運搬等の事業活動により発生する行政経費の支出に着目して課税される税金である。
特別土地保有税		土地の投機的取引の抑制と有効利用の促進を目的とする政策税制として、昭和48年に創設されたが、平成15年以降課税を停止し、新たな課税を実施しないこととされている。
入湯税		鉱泉浴場（温泉）の入湯客にかかる税金で、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものである。
事業所税		市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人にかかる税金で、大都市の自主財源を充実する見地から、行政サービス提供と企業活動との受益関係に着目して負担を求めるという性格を持っており、都市環境の整備及び改善に要する費用にあてるために目的税として課税されるものである。
都市計画税		毎年1月1日現在、市内の市街化区域に土地、家屋を所有する者にかかる税金で、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業法に基づく土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものである。

図表 2-2-2 各市税の概要

税目	納税者	納付方法	税率																															
個人市民税	給与所得者	給与支払者が給与から差し引いて納付する。(特別徴収)	均等割 年 額 3,000 円 (参考) 県民税 1,000 円 所得割 6.0% (参考) 県民税 4.0%																															
	個人事業者等	市が送付した納付書にもとづき納付する。(普通徴収)																																
法人市民税	会社等	会社等が自ら税額を計算して申告書を作成し、その申告書に記載された税額をもとに納付する。	均等割 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の額による 法人等の区分</th> <th colspan="2">均等割額 (年額)</th> </tr> <tr> <th>従業者数 50 人超</th> <th>従業者数 50 人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の法人</td> <td>5 万円</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以下である法人</td> <td>12 万円</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円を超え 1 億円以下である法人</td> <td>15 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> <tr> <td>1 億円を超え 10 億円以下である法人</td> <td>40 万円</td> <td>16 万円</td> </tr> <tr> <td>10 億円を超え 50 億円以下である法人</td> <td>175 万円</td> <td>41 万円</td> </tr> <tr> <td>50 億円を超える法人</td> <td>300 万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 法人税割 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>法人等の資本金の額又は出資金の額</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の法人</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>1 億円超 5 億円未満</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>1 億円以下</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額による 法人等の区分	均等割額 (年額)		従業者数 50 人超	従業者数 50 人以下	下記以外の法人	5 万円	5 万円	1 千万円以下である法人	12 万円	5 万円	1 千万円を超え 1 億円以下である法人	15 万円	13 万円	1 億円を超え 10 億円以下である法人	40 万円	16 万円	10 億円を超え 50 億円以下である法人	175 万円	41 万円	50 億円を超える法人	300 万円		法人等の資本金の額又は出資金の額	税 率	下記以外の法人	14.7%	1 億円超 5 億円未満	13.5%	1 億円以下	12.3%
資本金等の額による 法人等の区分	均等割額 (年額)																																	
	従業者数 50 人超	従業者数 50 人以下																																
下記以外の法人	5 万円	5 万円																																
1 千万円以下である法人	12 万円	5 万円																																
1 千万円を超え 1 億円以下である法人	15 万円	13 万円																																
1 億円を超え 10 億円以下である法人	40 万円	16 万円																																
10 億円を超え 50 億円以下である法人	175 万円	41 万円																																
50 億円を超える法人	300 万円																																	
法人等の資本金の額又は出資金の額	税 率																																	
下記以外の法人	14.7%																																	
1 億円超 5 億円未満	13.5%																																	
1 億円以下	12.3%																																	
固定資産税	所有者	市が送付した納付書にもとづき納付する。	課税標準の 1.4%																															
鉱産税	鉱業者	鉱業者が自ら税額を計算し、申告することによって納付する。	課税標準の 1.0% (課税標準が 200 万円以下の場合 は 0.7%)																															
都市計画税	所有者	市が送付した納付書にもとづき納付する。	課税標準の 0.3%																															
市たばこ税	卸売販売業者など	卸売販売業者等が毎月の売り渡し分を翌月末日まで申告し納付する。	売り渡し本数 1,000 本につき 3,298 円 (旧 3 級品は 1,564 円)																															
入湯税	入湯客	鉱泉浴場の経営者が入湯料金と併せて徴収し、毎月の入湯税額を申告、納付する。	入湯客 1 人 1 日 150 円																															
軽自動車税	所有者	市が送付した納付書にもとづき納付する。	年税額 原動機付自転車 1,000 円～2,500 円 小型特殊自動車 1,600 円・4,700 円 軽自動車 2,400 円～7,200 円 二輪の小型自動車 4,000 円																															
事業所税	事業者	事業者が自ら税額を計算し、申告することによって納付する。	資産割 事業所用家屋の床面積 1m ² につき 600 円 従業者割 従業者給与総額の 0.25%																															

(2) 収入状況

ア 平成 20 年度の予算・決算状況

平成 20 年度の市税の予算・決算額は図表 2-2-3 のとおりである。重要な市税は市民税と固定資産税であり、この 2 税で収入金額の 8 割を超える。徴収率は市税全体で 92.0%となり、平成 19 年度の 91.4%から改善しているが、後述するように政令指定都市の中では最低である。

税目別では、法人市民税や事業所税など法人から徴収する税目に関しては 90%台の後半で徴収率が良く、固定資産税、軽自動車税、都市計画税のような資産に対して課税されるものの徴収率は他と比較すると低い傾向にある。また、特別土地保有税の徴収率が極端に低いのは、平成 15 年度より課税を停止しているため、調定額がすべて過年度からの滞納繰越分であるためである。

図表 2-2-3 平成 20 年度市税決算額

(単位：千円)

税 目	予算現額	調定額	収入額	不納欠損額	繰越額	徴収率※
市 税 合 計	181,000,000	193,687,842	178,213,851	1,982,770	13,582,204	92.0%
市 民 税	89,419,433	95,252,930	88,185,669	648,579	6,506,643	92.6%
個人	67,579,149	73,568,997	66,928,660	581,655	6,072,100	91.0%
法人	21,840,284	21,683,933	21,257,009	66,924	434,543	98.0%
固 定 資 産 税	67,478,806	72,573,148	65,981,140	1,023,981	5,570,148	90.9%
軽 自 動 車 税	639,832	753,608	622,095	14,720	116,943	82.5%
市 た ば こ 税	6,151,428	6,264,229	6,264,229	-	-	100.0%
鉱 産 税	600	558	558	-	-	100.0%
特別土地保有税	10,278	30,722	1,130	11,211	18,381	3.7%
事 業 所 税	4,565,516	4,626,230	4,563,233	28,417	34,580	98.6%
都 市 計 画 税	12,734,106	14,186,417	12,595,797	255,862	1,335,509	88.8%

(出所) 税務統計

※ 徴収率とは、調定額のうち、どれだけ割合を回収することができたかを示す比率であり、市税収入確保対策の有効性を測る指標である。

イ 徴収率の年度比較

図表 2-2-4 から、特別土地保有税を除くどの税目においても徴収率が近年は上昇傾向にあることが読み取れる。特に固定資産税、都市計画税では平成 16 年度比で 4~5%の徴収率の改善がある。平成 17 年度に実施された個別外部監査（監査テーマは「市税の徴税事務の内、特別処分及び不納欠損処理の合規性と滞納整理事務システムの実効性について」）を契機に滞納市税に対する対応を改善して、徴収や処分に積極的に取り組むようになっており、その効果が表れているものと考えられる。

一方で法人市民税・事業所税といった法人に課される税目では元々から比較的徴収率が良いこともあり、改善は 1%未満に止まっている。

図表 2-2-4 税目別市税徴収率累年比較

(単位：百万円、%)

税目	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	金額	収入率								
市税合計	調定額	177,715		184,420		185,639		194,556		193,688
	収入額	156,950	88.3	163,575	88.7	167,705	90.3	177,785	91.4	178,214
市民税	調定額	72,257		79,331		86,545		96,119		95,253
	収入額	65,506	90.7	72,471	91.4	79,832	92.2	89,050	92.6	88,186
個人	調定額	55,505		58,039		63,040		71,828		73,569
	収入額	49,230	88.7	51,776	89.2	56,872	90.2	65,298	90.9	66,929
法人	調定額	16,752		21,293		23,506		24,291		21,684
	収入額	16,276	97.2	20,695	97.2	22,960	97.7	23,752	97.8	21,257
固定資産税	調定額	78,334		77,974		73,218		72,729		72,573
	収入額	67,851	86.6	67,567	86.7	64,442	88.0	65,117	89.5	65,981
軽自動車税	調定額	600		641		678		718		754
	収入額	493	82.1	525	81.9	556	82.1	594	82.7	622
市たばこ税	調定額	5,830		5,811		6,224		6,266		6,264
	収入額	5,830	100.0	5,811	100.0	6,224	100.0	6,266	100.0	6,264
鉱産税	調定額	1		1		1		0		1
	収入額	1	100.0	1	100.0	1	100.0	0	100.0	1
特別土地保有税	調定額	923		817		171		60		31
	収入額	95	10.3	15	1.9	69	40.6	16	27.1	1
事業所税	調定額	4,353		4,416		4,500		4,521		4,626
	収入額	4,264	98.0	4,334	98.1	4,436	98.6	4,448	98.4	4,563
都市計画税	調定額	15,417		15,429		14,304		14,143		14,186
	収入額	12,912	83.7	12,852	83.3	12,145	84.9	12,294	86.9	12,596

(出所) 税務統計

(注) 平成 16 年度は個別外部監査の結果を受け修正した数値

ウ 地区別徴収率

地区別の平成 19 年度及び平成 20 年度の徴収率は図表 2-2-5 のとおりである。

本庁税務部では主に納税管理課高額滞納整理室が市民税の特別徴収分と滞納市税のうち高額滞納分を担当している。個人市民税では企業等の源泉徴収である特別徴収を担当しているために徴収率が高く、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税については滞納市税のみを担当しているため徴収率が低くなっている。また、市たばこ税、鉱産税、事業所税は本庁で一括担当している。

区別に見ると地域的な特徴が出ており、地域の特徴が類似すると思われる花見川区と稲毛区及び、若葉区と緑区では、徴収率の傾向も類似している。全般的には美浜区のような新興住宅地域や法人が多い場所では徴収率が高く、中心部から離れた若葉区や緑区で徴収率が低い。

税目別に見ると個人市民税では中央区、若葉区、緑区で徴収率が低くなっている。これらの地区では零細な個人事業主が多く、不景気により大きな影響を受けていると納税管理課から説明を受けている。

固定資産税等では美浜区以外では大きな差はない。美浜区では新規に入ってきた比較的大手の企業が多いことと、収入の安定しているサラリーマンが多い等の理由で徴収率が高くなっているものと思われる。

図表 2-2-5 平成 19、20 年度徴収率地区別内訳

(単位：%)

税 目		本庁税務部	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区	全市
市 税 合 計	H19	92.97	91.02	89.09	88.38	85.24	87.00	96.35	91.38
	H20	92.53	92.83	90.33	89.57	84.87	88.80	96.58	92.01
市 民 税	H19	96.80	90.73	84.91	85.45	81.88	82.77	94.33	92.65
	H20	97.04	91.01	83.80	84.55	78.53	82.62	93.68	92.58
個 人	H19	96.98	73.07	81.96	80.59	78.51	79.37	85.58	90.91
	H20	97.28	74.78	81.26	79.52	75.13	79.66	84.49	90.97
法 人	H19	8.21	98.22	97.12	97.00	94.60	96.54	99.21	97.78
	H20	8.03	98.97	96.07	97.29	93.87	96.36	99.61	98.03
固 定 資 産 税	H19	31.70	91.81	91.72	90.27	87.74	89.07	97.65	89.53
	H20	28.14	94.31	94.14	92.63	89.34	91.59	98.30	90.92
軽 自 動 車 税	H19	4.26	81.10	83.18	82.07	82.16	83.74	87.38	82.74
	H20	10.92	79.98	83.98	82.16	80.97	85.15	87.48	82.55
市 た ば こ 税	H19	100.00							100.00
	H20	100.00							100.00
鋳 産 税	H19	100.00							100.00
	H20	100.00							100.00
特別土地保有税	H19	18.35	100.00						27.07
	H20	3.70							3.68
事 業 所 税	H19	98.39							98.39
	H20	98.64							98.64
都 市 計 画 税	H19	7.96	87.78	91.23	89.66	86.29	88.16	97.21	86.92
	H20	9.48	91.81	93.93	92.35	87.68	90.69	98.02	88.79

(出所) 平成 20 年度 税務統計

(3) 政令指定都市比較

平成 19 年度の政令指定都市の市税の徴収状況は図表 2-2-6 のとおりであり、それを分析した結果を図表 2-2-7 に示した。千葉市の市税の滞納状況及び回収状況は他都市と比較すると非常に悪いことが分かる。図表 2-2-7 で網掛けを付けている項目は政令指定都市の中では最低（最大）である。

千葉市の特色はまず、市税の滞納自体が多いことである。人口千人当たりの滞納市税は政令指定都市平均の倍以上の 16,730 千円である。千葉市では、平成 17 年の個別外部監査を契機として、滞納債権徴収や処分停止・不納欠損等の債権整理を積極的に行っている。そのため、図表 2-2-25 のとおり滞納債権自体は減少してきている。しかし、過年度（特に平成 16 年度以前）に発生した古い滞納債権の整理に手一杯で、新規の滞納への対応が十分に出来ていなかった等、これから対応を強化すべき事項が多く、他の政令指定都市と比較すると滞納債権対策が遅れている。

そのため税務職員 1 人当たりの滞留市税金額は政令指定都市平均の 19,341 千円を大きく上回る 51,799 千円であり、全政令指定都市中最大である。各区の納税課職員一人当たりの担当する滞留債権は数千件にのぼり、全てに対応することは事実上不可能な状況である。

千葉市のもう一つの特徴は滞納市税の徴収率が低いことである。政令指定都市の平均が 24.6%であるの対して、千葉市は 14.4%で、これも全政令指定都市中最低である。平成 16 年度、17 年度においては滞納市税の徴収率は 9.5%程で現在よりもかなり低い水準である。平成 18 年度以降徴収率は改善傾向にあり、今後の取組みによるさらなる改善に期待したい。

図表 2-2-6 政令指定都市の状況（平成 19 年度）

	人口 (千人)	調定額(百万円)		収入額(百万円)		不納欠損額 (百万円)	徴税費 (百万円)	税務職員 数(人)
		合計額	滞納繰越分	合計額	滞納繰越分			
千葉市	931	194,555	15,591	177,785	2,244	2,007	1,353	301
札幌市	1,887	297,376	12,546	282,384	3,791	1,511	3,470	746
仙台市	1,022	190,334	9,315	179,168	1,733	1,750	2,333	356
さいたま市	1,185	230,279	11,680	217,448	3,014	1,208	1,799	350
川崎市	1,354	300,567	9,589	289,669	2,769	845	665	485
横浜市	3,609	746,443	20,362	723,477	7,023	3,007	1,192	1,151
新潟市	809	127,684	7,163	119,842	1,237	610	1,652	289
静岡市	710	136,881	7,669	128,301	1,548	487	864	243
浜松市	807	145,867	6,974	137,428	1,112	860	1,233	278
名古屋市	2,223	528,483	9,853	516,508	2,509	1,447	7,537	1,139
京都市	1,467	268,512	6,652	260,938	2,034	874	4,911	725
大阪市	2,637	711,266	29,942	678,485	6,426	3,551	10,505	1,350
堺市	832	139,094	6,135	132,571	1,884	787	1,737	303
神戸市	1,526	289,073	11,505	275,922	2,647	753	4,727	624
広島市	1,155	219,312	8,351	210,143	1,948	664	1,764	450
北九州市	985	174,365	5,595	168,622	2,090	615	3,592	467
福岡市	1,414	281,854	10,458	270,492	2,639	1,021	3,607	543
平均	1,444	293,056	11,140	280,540	2,744	1,294	3,114	576

(出所) 千葉市税務統計及び納税管理課から入手した資料を基に作成

図表 2-2-7 政令指定都市の分析（平成 19 年度）

(単位：千円)

	徴収率 (%)		人口千人当たり				税務職員 1 人当たり金額		
	全体	滞納繰越	滞納金額	不納欠損	徴税費	税務職員	滞納繰越	滞納回収	徴税費
千葉市	91.4%	14.4%	16,730	2,154	1,452	0.32	51,799	7,458	4,495
札幌市	95.0%	30.2%	6,646	800	1,838	0.39	16,819	5,082	4,652
仙台市	94.1%	18.6%	9,109	1,711	2,281	0.34	26,168	4,868	6,553
さいたま市	94.4%	25.8%	9,852	1,019	1,517	0.29	33,371	8,614	5,141
川崎市	96.4%	28.9%	7,077	624	490	0.35	19,772	5,709	1,371
横浜市	96.9%	34.5%	5,642	833	330	0.31	17,691	6,101	1,035
新潟市	93.9%	17.3%	8,846	753	2,040	0.35	24,787	4,281	5,717
静岡市	93.7%	20.2%	10,795	686	1,216	0.34	31,563	6,372	3,556
浜松市	94.2%	16.0%	8,635	1,064	1,526	0.34	25,089	4,003	4,435
名古屋市	97.7%	25.5%	4,430	651	3,389	0.51	8,651	2,202	6,617
京都市	97.2%	30.6%	4,533	596	3,347	0.49	9,176	2,805	6,774
大阪市	95.4%	21.5%	11,354	1,346	3,983	0.51	22,179	4,760	7,781
堺市	95.3%	30.7%	7,365	944	2,086	0.36	20,248	6,220	5,734
神戸市	95.5%	23.0%	7,535	493	3,096	0.40	18,438	4,242	7,575
広島市	95.8%	23.3%	7,225	574	1,526	0.38	18,559	4,329	3,920
北九州市	96.7%	37.4%	5,675	623	3,644	0.47	11,981	4,476	7,693
福岡市	96.0%	25.2%	7,392	722	2,550	0.38	19,261	4,860	6,644
平均	95.7%	24.6%	7,710	895	2,155	0.39	19,341	4,764	5,407

(出所) 千葉市税務統計及び納税管理課から入手した資料を基に作成

人口千人当りの徴税費及び税務職員人数は、政令指定都市平均がそれぞれ、2,155 千円お

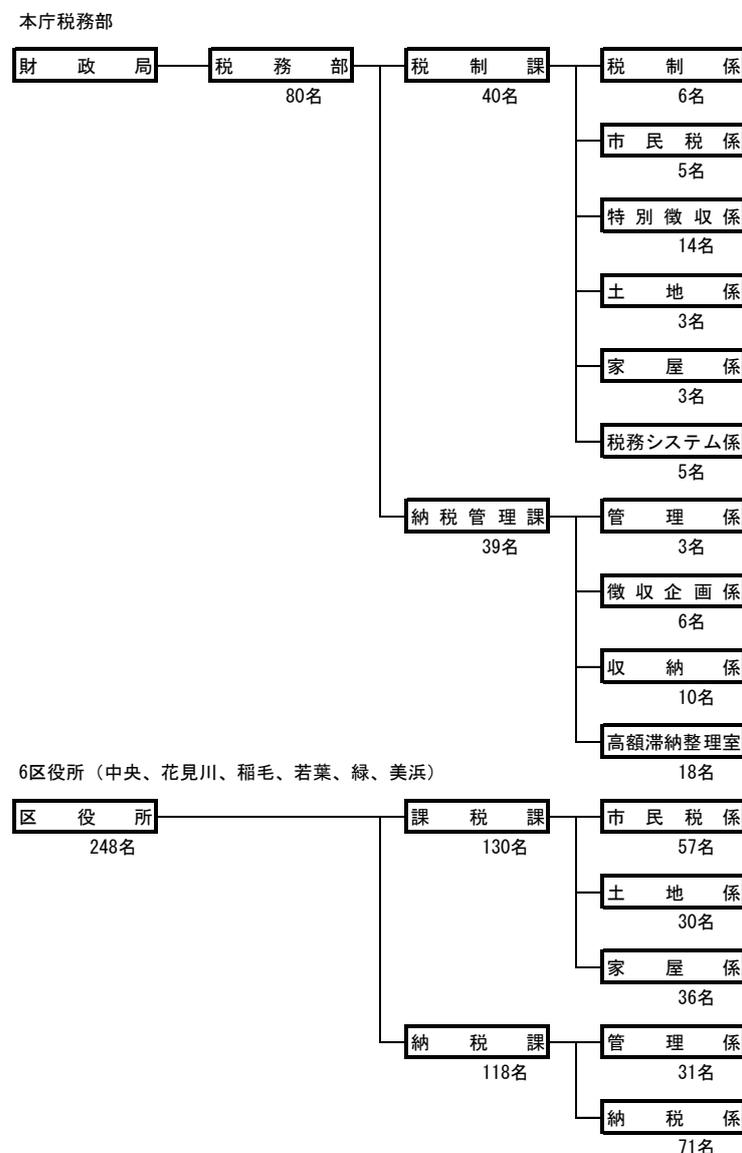
よび0.39人であるのに対して、千葉市では1,452千円及び0.32人と政令指定都市平均以下である。滞納市税額に対して、債権回収の体制整備が遅れたことが大きな要因であると思われるが、債権回収体制についても改善すべき点ではあるが、徴収担当職員数は、19年度（69人）、20年度（76人）、21年度（89人）と増員されている状況ではある。

（4）市税に関する組織・業務概要

市税に関する組織及びその事務分掌は図表 2-2-8 および図表 2-2-9 のとおりである。監査テーマである滞納債権に関する財務事務は、主に税務部納税管理課（高額滞納整理室を含む）及び各区役所の納税課が行っている。

ア 税務関係組織

図表 2-2-8 組織



イ 滞納管理にかかる組織の事務内容

図表 2-2-9 事務分掌

機構		事務分掌
財政局 税務部	納税管理課	課の庶務に関すること。 市税に係る徴収金に関する処分についての不服申立てに関すること。 市税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に係る企画、指導、調整、調査及び研究に関すること。 市税に係る徴収金の過誤納金の総合調整並びに充当及び還付の支払に関すること。 特別徴収に係る個人市民税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の徴収金の徴収、督促及び滞納処分並びに過誤納金の充当及び還付の調査及び決定に関すること。 高額滞納者に係る市税又は市長が特に必要と認める市税に係る徴収金の徴収及び滞納処分並びに過誤納金の充当及び還付の調査及び決定に関すること。 差押え物件の公売に関すること。 納税に係る税務広報に関すること。 納税貯蓄組合の育成並びに連絡及び調整の総括に関すること。
	各区役所 納税課	【管理係】 課の庶務に関すること。 市税に係る諸証明及び課税台帳の閲覧に関すること。 市税（納税管理課の所管に属するものを除く。以下納税課の項において同じ。）の過誤納金の充当及び還付の調査及び決定に関すること。 市税の口座振替に関すること。 納税貯蓄組合の設立等に関すること。 市税の徴収に係る訴訟に関すること。 税理士の登録申請に関すること。 【納税係】 市税の徴収及び徴収猶予に関すること。 市税の督促及び滞納処分にに関すること。 市税の徴収の嘱託及び受託に関すること。

(出所) 平成 20 年度 税務統計

ウ 滞納管理にかかる組織と人数

納税管理課及び各区役所の納税課の人員数は図表 2-2-10 のとおりである。

図表 2-2-10 部署別人員数推移

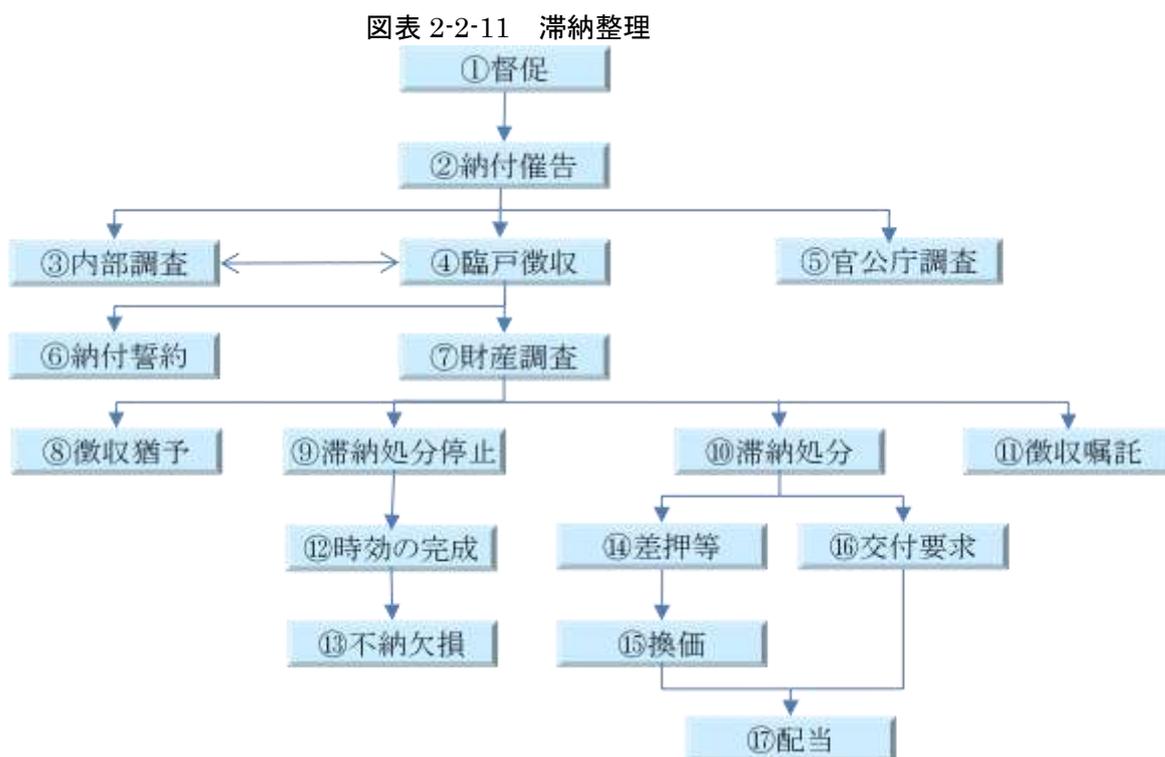
部 署		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
税務部	納税管理課	36	36	36	38	39
	(うち高額滞納整理室)	(16)	(16)	(16)	(18)	(18)
中央区役所	納税課	24	24	24	24	28
花見川区役所	納税課	15	15	16	17	19
稲毛区役所	納税課	14	15	16	16	18
若葉区役所	納税課	15	15	15	17	19
緑区役所	納税課	12	13	13	14	16
美浜区役所	納税課	14	14	16	17	18
合計		130	132	136	143	157

2 徴収事務の概要

(1) 滞納整理事務の概要

今年のテーマ「滞納債権に関する財務事務」に相当するのは市税においては滞納整理事務である。滞納整理とは、滞納となった地方税を徴収又は処分するための事務手続をいい、滞納整理の概要及び関連法規は以下のとおりである。千葉市では滞納整理事務マニュアルを整備して、マニュアルに基づいて事務を実施している。

ア 滞納整理事務の手順



(出所) 滞納整理事務マニュアル

① 督促 地方税法第 329 条、第 371 条、第 457 条等

滞納者に対して納期限後原則として 20 日以内に、文書で納付を促すことをいう。千葉市では「千葉市市税条例」第 7 条により 30 日以内となっている。iv ページの「2. 主な用語の説明」参照。

② 納付催告

督促をしたものの完納していない滞納者に、今一度自主納税の機会を与え、以降の滞納処分を円滑に行うことを目的とした手続をいう。催告には、文書催告、電話催告、臨戸催告がある。

③ 内部調査

臨戸調査等の滞納者との交渉に先立ち、課税内容、収入、資産状況等の滞納者の概要を把握することをいう。

④ 臨戸徴収

税負担公平の観点から滞納者に対して差押えなど滞納処分を行うための臨戸調査の際に納税者から市税を徴収することをいう。

⑤ 官公庁調査

法務局、他市町村、税務署等で法人や個人に関する住所、電話番号、資産、収入状況等の情報を調査することをいう。

⑥ 納付誓約

一定の理由により、一括納付が不可能と判断される場合に、滞納者の申請により分割納付を承認するもので、時効を中断させる効果がある。

⑦ 財産調査 国税徴収法第 141 条等

滞納者の財産の有無や所在等の状況及び第三者の権利の有無等を把握するために調査を行うことをいう。財産等の調査は、差押え等を行う前提として差押え可能な財産の有無を把握するための滞納整理手続である。v ページ参照。

⑧ 徴収猶予 地方税法第 15 条、第 15 条の 5

一定の要件を満たす場合で、徴収金を一時に納付することができないと認められるときに、納税者の申請に基づいて、原則 1 年以内（最長 2 年以内）の期間に限り、その徴収を猶予することをいう。

換価猶予とは、滞納者が事業の継続又は生活の維持が困難になるおそれがある場合等は、原則 1 年以内（最長 2 年以内）の期間に限り、滞納処分による財産の換価を猶予することをいう。

⑨ 滞納処分停止 地方税法第 15 条の 7

滞納者に滞納処分をすることができる財産がない等の一定の要件を満たす場合に、滞納処分の執行を停止することをいう。v ページ参照。

⑩ 滞納処分 地方税法第 331 条、第 373 条、第 459 条等

法定納期限等一定の期日までに納付されない税について、徴収権者が、その税にかかる債権を滞納者の意思に関わり無く実現する行政処分である。

⑪ 徴収嘱託 地方税法第 20 条の 4

市外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が市外に在る場合において、その者の財産等の所在地の地方団体にその徴収を嘱託することをいう。

⑫ 時効の完成 地方税法第 18 条、第 18 条の 2

市民税の徴収権は 5 年で消滅時効となる。市税では時効の援用を必要とせず、時効成立後は徴収することができない。時効は督促、差押え、交付要求等で中断される。また、滞納処分停止の場合にはその執行の停止が三年間継続したときは、市税の徴収権は消滅する。vii ページ参照。

⑬ 不納欠損

納税義務の消滅等により徴収不納となった収入を会計上整理する手続をいう。vi ページ参照。

⑭ 差押え等 国税徴収法第 47 条、第 86 条

一般的に督促状を発した日から起算して10日を経過してもなお完納しない場合、滞納者の財産について法律上又は事実上の処分を禁止し、換価できる状態にしておくことを目的とした強制処分をいう。

参加差押えとは、国又は他の地方団体が滞納処分により差押えている滞納者の特定の財産に限り、その差押えに参加することをいう。v ページ参照。

⑮ 換価 国税徴収法第94条、第57条、第67条

滞納者の意思にかかわらず、滞納者の財産を金銭に換える強制手続をいい、差押え財産の売却による処分と差押え債権の取立てをいう。公売とは、換価の一種であり、広く買受希望者を募り、それらの者の自由競争により最も高額な価格で差押え財産を売却することをいう。v ページ参照。

⑯ 交付要求 国税徴収法第82条

滞納者の財産について、既に強制換価手続が開始されている場合にその手続に参加して配当を受け、地方税を徴収することをいう。v ページ参照。

⑰ 配当 国税徴収法第128条、第129条

差押え財産の売却等による金銭を滞納税額等に充当するとともに、質権者、交付要求を受けた国税又は地方税を徴収する者に交付し、残余があれば滞納者に交付することをいう。

イ 各組織での業務分掌

滞納整理を直接担当するのは、本庁納税管理課の高額滞納整理室及び各区役所の納税課である。

高額滞納整理室は原則として300万円以上の高額滞納案件及び特別徴収を担当している。毎年9月（平成20年度から、それ以前は2、3年に1回）に区役所から新規の高額案件や既存の高額滞納者の新規滞納市税を高額滞納整理室に移管する。特別徴収については一括して処理する方が効率的であるため、高額滞納整理室で担当している。

各区の納税課では高額滞納整理室で担当している案件以外の滞納案件を担当しており、その区の居住者が滞納した市税の滞納整理を担当している。

高額滞納整理室及び各区の納税課での平成21年度の徴収の組織体制は図表2-2-12および図表2-2-13のとおりである。各区で初動班が新設されており、それに伴い各区で2名増員となっている。初動班は新規滞納市税を専門に扱う部署であり新規滞納市税を適時に効果的に処理するために設置されている。

図表 2-2-12 高額滞納整理室の徴収体制

	高額滞納整理班	特別徴収班		その他	合計
		初動班	滞納整理班		
高額滞納整理室	10名	—	5名	3名	18名

（出所）納税管理課からの入手資料

図表 2-2-13 各区納税課の徴収体制

区	初動班	累積班	A班*1	B班*1	その他	計	備考
中央区	—	—	7名	7名	14名	28名	
花見川区	2名	8名	—	—	9名	19名	
稲毛区	2名	7名	—	—	9名	18名	
若葉区	5名	6名	—	—	8名	19名	*2
緑区	2名	6名	—	—	8名	16名	
美浜区	2名	6名	—	—	10名	18名	

(出所) 納税管理課からの入手資料

- *1 中央区は初動班・累積班という滞納発生時期による班体制ではなく、区の判断でA班(50万円以上)、B班(50万円未満、新規案件を含む)という金額別の班体制になっている。
- *2 若葉区の累積班6名は機動班(整理)2名、機動班4名の体制である。

また、滞納整理事務の平成20年度の年間スケジュールは図表2-2-14のとおりである。

図表 2-2-14 平成20年度 年間事務概要(主要税目)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
納税業務	個人住民税普通徴収	H19現年最終対策				1期対策		2期対策		3期対策				H20現年最終対策
	固定資産税都市計画税	H19現年最終対策		1期対策			2期対策				3期対策			H20現年最終対策
強化・重点項目等	固定資産税に係る国税資料調査					固定資産税に係る国税資料調査								
	高額案件整理(50万円以上)		集中整理											
	高額案件整理(50万円未満)					集中整理								
	インターネット公売	インターネット公売①		インターネット公売③				インターネット公売⑤						
			インターネット公売②			インターネット公売④								
差押等強化期間			タイヤロック				給与預金差押	相談窓口	処分停止					

(出所) 納税管理課から入手した資料を基に作成

(2) 未申告管理の概要

市民税(個人・法人)は特別徴収を除き原則個人・法人の申告に基づき課税される。申告がなされない場合には、納付すべき税金が把握されない場合もあるため、未申告調査は債権管理上、重要なものである。未申告調査は、各区役所の課税課が担当している。

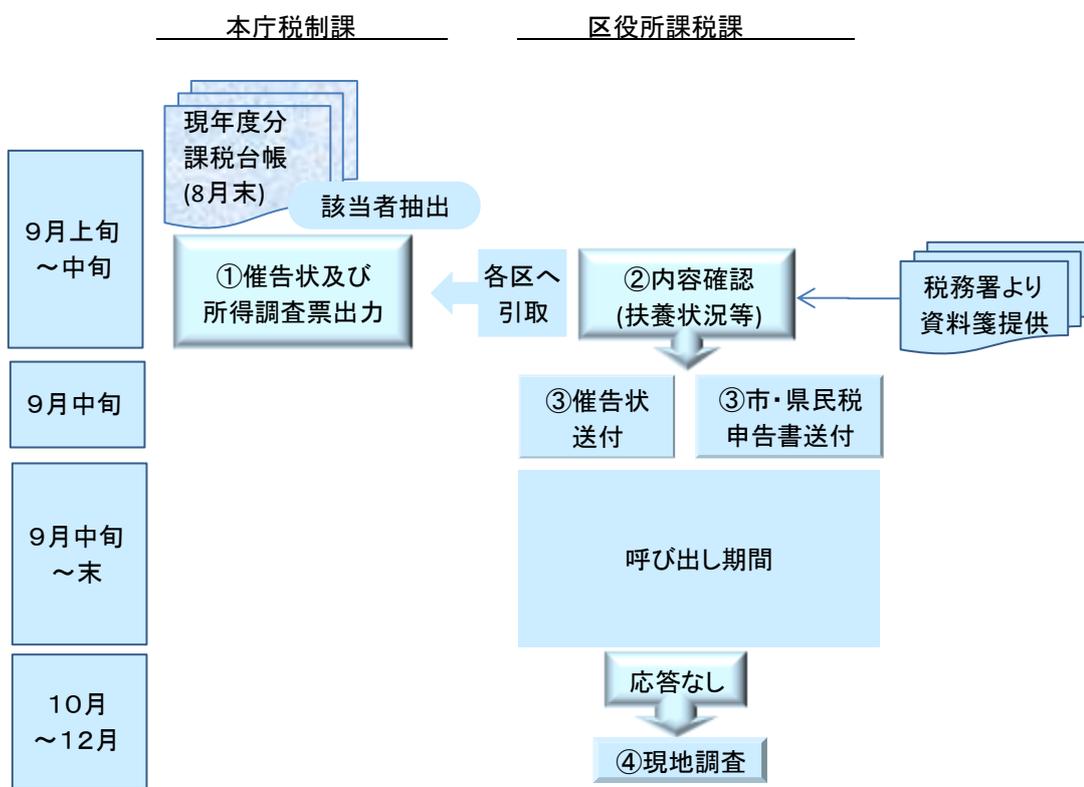
ア 個人市民税

(ア) 業務手順

個人市民税の未申告調査は「個人市・県民税賦課事務取扱要領」の「IV. 調査事務」

に従って実施される。

図表 2-2-15 個人市民税未申告管理業務手順



① 催告状及び所得調査票出力

本庁税制課では機械処理により無申告者の抽出を行い、「所得調査票・催告状」を出力する。抽出条件は23歳から65歳までの現年課税実績のない者等で、控除対象配偶者等を除いた者である。前年度が特別徴収・確定申告者については市・県民税申告書を出力する。各区役所担当者は出力された「所得調査票・催告状」を本庁から引き取っている。

② 内容確認（扶養状況等）

出力された「所得調査票・催告状」の内容を、本人及び世帯員の課税台帳や申告書等と照合する。また、9月に入ってから申告した者の「所得調査票・催告状」や、市・県民税申告書を送付する者の「所得調査票・催告状」を除く。

法定支払調書を有する者について市・県民税申告書を送付する。

③ 催告状・市・県民税申告書の送付

担当者は発送の伺書を作成して、決裁を受けた上で、催告状又は市・県民税申告書に申告依頼書を添付して送付する。

④ 現地調査

催告状、申告依頼書及び呼び出し状によっても申告に応じない者については臨戸調査を行う。臨戸調査の結果を所得調査票に記載し、結果を取りまとめて決裁を受ける。

(イ) 未申告管理の結果

個人市民税の未申告管理の状況は図表 2-2-16 のとおりである。催告状の発送は減少傾向にあるが、申告書受理数も同じく減少している。催告状を発送したうち申告書を受理した数の割合は平成 16 年度の 22%から平成 20 年度では 18%と減少傾向にある。税制課からは、申告してこない人の大部分は十分な所得がないとの説明を受けた。

申告書未提出者に対しては、税務署の資料等に基づき調査先を選定の上、臨戸調査を実施している。臨戸調査の実施率 4~6%台となっている。また、臨戸調査により本人または家族に接触できた割合は 21~29%台であり、平成 19 年度に最終的に課税に結びついた件数は 34 件、課税額は 5,120 千円であった。なお、申告書未受理者に対する面会割合は 1%台である。

図表 2-2-16 個人市民税の未申告管理の状況

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
催告状等発送状況 A	22,660	22,259	20,222	20,431	19,988
申告書受理件数 B	4,910	4,545	4,116	3,384	3,651
課税件数	-	-	-	741	626
課税額(千円)	-	-	-	75,258	58,039
申告書受理割合 A/B	21.7%	20.4%	20.4%	16.6%	18.3%
申告書未受理件数 C=A-B	17,750	17,714	16,106	17,047	16,337
調査実施状況					
臨戸調査対象件数 D	953	774	839	1,091	0
結果					
本人等面会 E	209	205	250	233	
面会できず F	744	552	589	858	
課税件数	-	-	-	34	
課税額(千円)	-	-	-	5,120	
臨戸調査実施率 D/C	5.4%	4.4%	5.2%	6.4%	
臨戸調査における面会割合(E/D)	21.9%	26.5%	29.8%	21.4%	
申告書未受理件数に対する面会割合(E/C)	1.2%	1.2%	1.6%	1.4%	

※ 平成 20 年度については、所得税から住民税への税源移譲に伴う年度間の所得変動に係る減額措置対象者への調査を議会の指摘により実施した。そのため未申告の調査は実施できなかった。

イ 法人市民税

法人市民税の未申告調査は、毎年「事務連絡」により調査方法が現場に指示されている。平成 20 年度においては「平成 20 年度法人市民税事業所実態調査の目的と方法」（事務連絡）が平成 20 年 10 月 10 日付けで出され、この指示に従った調査が行われている。

業務手順は、以下のとおりである。

【未申告法人】

- ①未申告法人について「法人市民税 事業所実態調査票」の打ち出し
- ②税務署等での調査により停止処分等を行う
- ③電話催告及び現地調査

法人市民税の未申告管理の状況は図表 2-2-17 のとおりである。

未申告法人の調査は個人市民税所得調査に支障をきたさない程度に実施するとされており、平成 20 年度において調査実施率は 58.8%となっている。なお、平成 19 年度以前の現地調査等の実施件数の資料は残っていない。また、電話調査を行うと記載されているが、電話催告は行われていない。

図表 2-2-17 法人市民税の未申告法人の調査

(単位：千円、件)

	平成 19 年度	平成 20 年度
調査対象数	2,478	2,482
税務署等での調査	-	1,303
電話催告	-	-
現地調査	不明	156
課税件数	152	96
課税金額	9,689	6,432

【未登録法人】

「法人税額等通知書」が送付されている千葉市未登録法人については、現地調査にて「設立（設置）届出書」の提出を依頼する。届出書のない法人に対しては、法務局で登記簿謄本を取寄せ登録を行う。未登録法人の調査の状況は図表 2-2-18 のとおりである。

図表 2-2-18 未登録法人の調査

(単位：千円、件)

	平成 19 年度	平成 20 年度
調査対象数	150	95
電話催告	-	-
現地調査	不明	93
課税件数	51	31
課税金額	3,244	1,206

3 システムの概要

(1) 現在までの経緯

千葉市では、「住民情報系システム」の一環として、独自仕様により、昭和 60 年 7 月に収納システムが稼働し、平成元年に市県民税、平成 2 年に固定資産税と順次機能拡張していき、平成 18 年度のコンビニ収納への対応を経て現在に至っている。開発、維持管理ともに委託先は現在に至るまで富士通株式会社が受託している。

なお、「住民情報系システム」として位置づけられているシステム分類及び対応する業務名称は図表 2-2-19 のとおりである。

図表 2-2-19 「住民情報系システム」の対象システムと業務名称

システム名	業務名称
業務共通システム	運用管理
	宛名管理
住民記録システム	住民記録
	国民年金
	国民健康保険
介護保険システム	介護保険
福祉システム	福祉共通
	福祉手当
	生活保護
税務システム	税共通
	固定資産税
	特別土地保有税
	個人市民税
	法人賦課
	法人収納
	軽自動車税
	事業所税
	税収納
	税滞納
その他 バッチシステム	小児慢性疾患
	その他

(出所) 「千葉市の基幹系業務システム名称一覧」より作成。

(2) データフロー概要

税務システムのデータフロー概要を図表 2-2-20 にまとめて示した。

税務システムは、以下の 3 つの構造から構成されている。

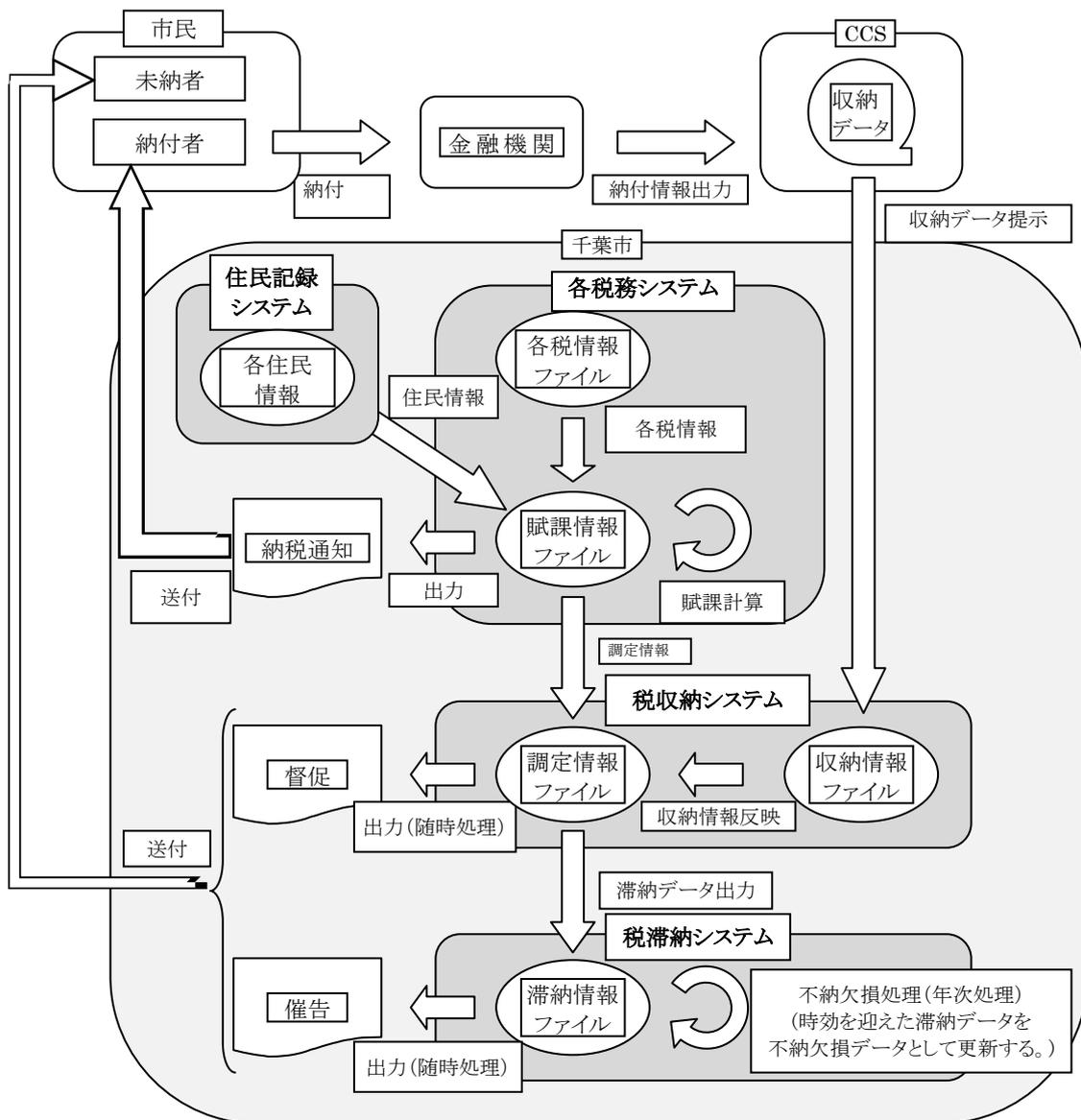
各税務システムは、市県民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、法人市民税システム等からの税情報及び住民記録システムからの住民情報を基に賦課計算を行い、調定後賦課情報ファイルを作成し、納税通知書等を出力している。

税収納システムは、各税システムから賦課情報を受け取り、CCS から送付される各税務の

収納データを自身の収納情報ファイルに反映させ、督促状を出力する。

税滞納システムは、税収納システムから滞納情報を受け取り、催告書の出力や、不納欠損処理を行う。

図表 2-2-20 データフロー概要



(出所) 納税管理課及び情報システム課へのヒアリングにより作成。

(注) CCS とはちばぎんコンピューターサービス㈱を指す。

(3) システムの管理状況

ア システム運用管理

税務システムにおけるシステム運用管理は、「維持管理マニュアル」に基づいて行われ、維持管理業務委託をしている富士通(株)千葉支社によって実施されている。夜間ジョブはジ

ョブ自動運転システムに登録し、管理している。何らかのエラーが発生した場合、情報システム課担当者に配布している携帯電話にその旨がメールで通知される仕組みになっている。

イ 委託先管理

税務システムにおける委託先管理は、「住民情報系システム維持管理業務委託 委託条件明細書」に基づいて行われている。維持管理業務については、年間を通して継続的に提供され、半期ごと（平成 20 年度の契約においては、平成 20 年 9 月 30 日と平成 21 年 3 月 31 日）に「サービス実施報告書」によって作業結果が報告される。また、これらの進捗状況は、週 1 回の維持管理定例会において担当者へ報告されるとともに、四半期に一度の全体進捗会議において、情報システム課長へ報告される。

4 収納事務の概要

収納事務は納税者が金融機関等で納付した市税を整理し、収納システムにおいて消込処理をおこなう一連の手続をいう。ここで消込処理とは、納税者からの入金について税務システムに登録されている納税者の情報と照合することによって納税の有無を確認する手続を意味する。消込処理によって期限内納付がおこなわれているか否かが明確となり、その後の督促事務へとつながることから重要な手続であると言える。

(1) 千葉市における収納方法

千葉市における市税の収納方法については現在、以下の方法が採用されている。

- ア. 金融機関の窓口における納付
- イ. 口座振替による納付
- ウ. コンビニエンス・ストアにおける納付
- エ. 金融機関や郵便局の ATM（現金自動受け払機）による納付
- オ. インターネットバンキングやモバイルバンキングによる納付

エ及びオについては「電子収納（MPN：マルチ・ペイメント・ネットワーク）」と呼ばれ、コンビニ収納と共に、収納事務の電子化と市民の利便性の向上を図り、納期内納付の向上を目標に、平成 18 年 4 月から導入された比較的新しい納付方法である。

また、納付方法はア、ウ、エ、オは納付書により納付することから、納付書による納付と口座振替に大別することができる。

平成 20 年度における千葉市の納付方法別収納状況は図表 2-2-21 のとおりである。各税目によってばらつきがあるが、全体では金融機関の窓口における納付額が総収納額の 51.9%であり全体の半数を占めていることが分かる。次に多いのが口座振替による納付であり、総収納額の 33.5%を占めている。電子収納（MPN）は全体の 6.7%とまだ普及が進んでいない。

図表 2-2-21 納付方法別収納状況

(単位：件、千円)

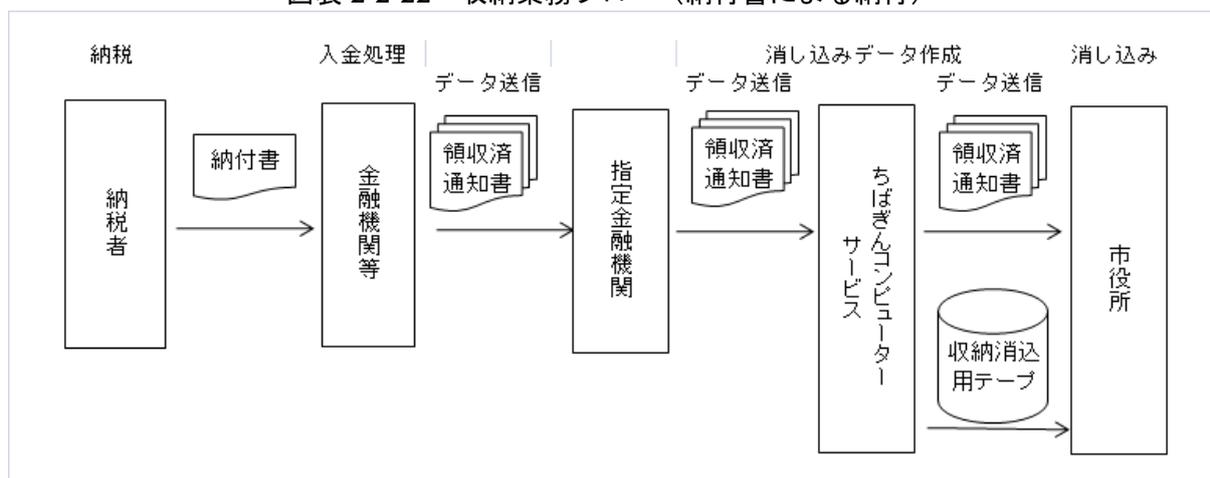
納付方法	税目	納付書						口座振替		総収納計 (F) =(D)+(E)		
		コンビニ (A)	総収納 (A/F)	MPN (B)	総収納 (B/F)	金融機関 (C)	総収納 (C/F)	合計 (D)	総収納 (D/F)		口座振替 (E)	総収納 (E/F)
固定資産税 都市計画税	件数	152,147	13.2%	113,036	9.8%	273,145	23.7%	538,328	46.7%	613,893	53.3%	1,152,221
	税額	3,551,490	5.5%	3,780,525	5.9%	33,879,001	52.9%	41,211,016	64.3%	22,848,984	35.7%	64,060,000
固定資産税 償却資産	件数	1,407	4.5%	1,947	6.2%	21,249	67.5%	24,603	78.1%	6,896	21.9%	31,499
	税額	30,468	0.2%	129,189	1.0%	11,120,064	90.0%	11,279,721	91.3%	1,070,521	8.7%	12,350,242
軽自動車税	件数	64,639	44.5%	24,055	16.6%	53,773	37.0%	142,467	98.1%	2,748	1.9%	145,215
	税額	267,641	44.2%	89,440	14.8%	237,126	39.2%	594,207	98.2%	11,125	1.8%	605,332
市県民税 (普通徴収)	件数	169,502	24.3%	91,048	13.1%	204,469	29.3%	465,019	66.7%	232,020	33.3%	697,039
	税額	4,761,635	15.1%	3,326,269	10.6%	11,047,144	35.0%	19,135,048	60.7%	12,379,109	39.3%	31,514,157
合計	件数	387,695	19.1%	230,086	11.4%	552,636	27.3%	1,170,417	57.8%	855,557	42.2%	2,025,974
	税額	8,611,234	7.9%	7,325,423	6.7%	56,283,335	51.9%	72,219,992	66.5%	36,309,739	33.5%	108,529,731

(出所) 市税統計

(2) 収納事務の概要

千葉市における収納事務の基本的な業務フローを示すと図表 2-2-22 のとおりである。

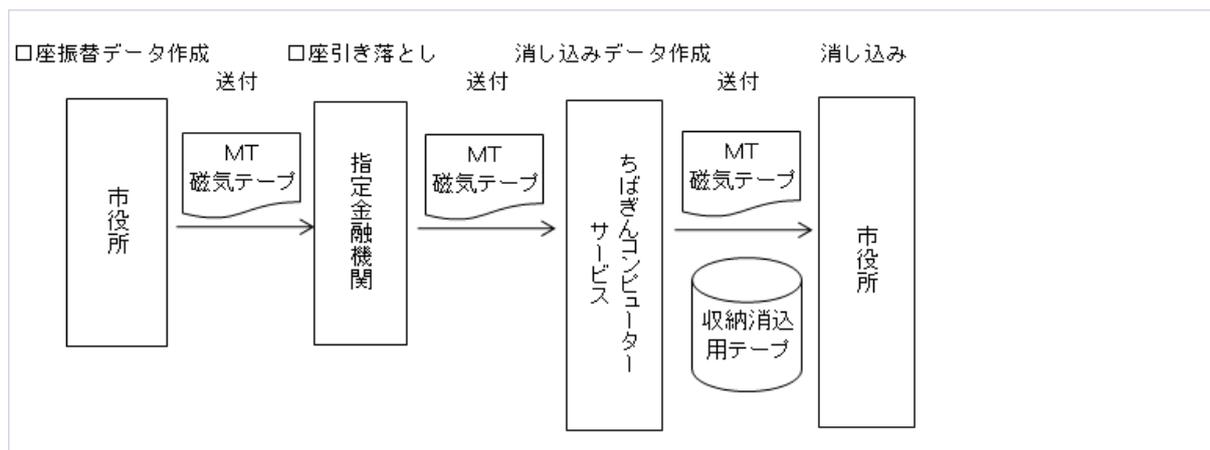
図表 2-2-22 収納業務フロー (納付書による納付)



納税者は市から送付された「納付書」をもとに金融機関等で市税の納付をおこなうと、納税資金と共に「領収済通知書」が指定金融機関へ送られる。さらにちばぎんコンピューターサービスにおいては、「領収済通知書」をもとに消込処理を実施するためのデータ作成がおこなわれ、当該データにもとづき情報システム課で消込処理が実施される。消込処理後は税務オンラインシステムから「日計表」が出力される。他方、納税資金は指定金融機関から千葉市会計管理者の口座に入金され財務会計システムから「収入書」が出力される。「日計表」と「収入書」の照合が実施されることによって、入金額と消込処理額の一致が確認され一連の収納事務処理の正確性が担保される。

口座振替による納税の場合、情報システム課において口座振替情報を MT (磁気テープ) に集約し、一括して各金融機関に振替依頼を行えるよう処理を行う。口座振替後、MT が返却され消込処理が実施される。

図表 2-2-23 収納業務フロー（口座振替による納付）



(3) 納期内納付率向上のための方策

納期内納付率の推移は図表 2-2-24 のとおりである。納期内納付率を改善していくことは滞納発生額に直接結び付くため、滞納市税管理上重要であり、市としても以下のような各種施策で納期内納付率を向上させようとしている。しかし、全体としては納期内納付率が減少傾向にあり、今後も納期内納付率改善のための広報を通じた納期の周知などの強化が求められる。

図表 2-2-24 納期内納付率の推移

区分	H18	H19	前年度比	H20	前年度比
固定資産税（土地・家屋）	86.4%	87.6%	+1.2pt	85.9%	▲1.7pt
固定資産税（償却資産）	92.0%	92.4%	+0.4pt	90.1%	▲2.3pt
軽自動車税	67.5%	68.6%	+1.1pt	70.2%	+1.6pt
市県民税（普通徴収）	79.5%	76.3%	▲3.2pt	75.3%	▲1.0pt
合計	85.3%	84.6%	▲0.7pt	83.2%	▲1.4pt

(出所) 納税管理課からの入手資料

ア 納税者の利便性向上（収納方法の多様化）

収納事務の電子化と市民の利便性の向上を図り、納期内納付の向上を目指し、平成 18 年 4 月から電子収納（MPN）・コンビニ収納を開始した。

MPN（マルチ・ペイメント・ネットワーク）は国、地方自治体、公共料金の各種決済に関するデータを伝送するために共同開発されたネットワークである。このネットワークを使用することで、金融機関や郵便局の ATM（現金自動受け払機）やインターネットバンキングやモバイルバンキングから納付することが可能となった。

コンビニエンス・ストアは店舗数が多く、24 時間納付が可能であり、インターネットバンキングやモバイルバンキングは自宅から納税できるため、納税者にとって利便性が高い。しかし、図 2-2-21 のとおり電子収納（MPN）・コンビニ収納の利用率はまだ高いことからその効果も限定的であると考えられる。

また、千葉市では、更なる納税者の利便性向上のために「クレジット決済による納付」を検討している。「クレジット決済による納付」については既に他市における一部の税目

について導入されている。導入にあたっては、導入費用とその効果を十分に勘案し新たな収納方法として採用するかを慎重に検討していくとのことである。

イ 口座振替等の活用推進

納期内納付を促すために最も効果のある収納方法は口座振替であり、残高不足等がない限り納期内には自動的に引き落とされる。

千葉市では電子収納（MPN）等も含めたこれらの収納方法の活用が増えるように、積極的に街頭キャンペーン等を実施して広報・周知に努めている。平成 20 年度は納期内納付の啓発に関する街頭キャンペーンにおいて、電子収納（MPN）、コンビニ収納及び口座振替の利便性をアピールすることによって、納期内納付率が向上するような収納方法を納税者に推奨し、納期内納付率の向上を図っている。平成 21 年度も引き続き当該取組みを実施するとともに、徴収員の訪問徴収の際、口座振替依頼書を納税者に必ず配布することによって口座振替を促すという取組みも実施している。

5 債権管理の状況

(1) 滞納債権の状況

滞納繰越額の推移は図表 2-2-25 のとおりであり、全体的には滞納市税の繰越額は減少している。一方で現年発生の滞納繰越額は平成 19 年度、平成 20 年度と増加傾向にある。不況の影響が大きいと思われる。

税目別に見ると減少しているのは主に固定資産税の滞納市税であり、平成 15 年以前に滞納した分について処分が進んだために減少している。

一方で個人市民税について滞納繰越額は増える傾向にある。過年度からの繰越額は若干減少しているが、現年分の滞納繰越額が増加している。所得税からの税源移譲による調定額の増加、さらには不況の影響もあり、平成 19 年度以降は大幅に増加している。

なお、特別土地保有税の滞納が減少しているのは特別土地保有税の課税を平成 15 年度以降行っていないためである。

千葉市では平成 16 年度頃までは滞納市税については積極的に滞納対策を実施しておらず、滞納処分に関しても積極的ではなかった。特に不納欠損処理については債権放棄に対する抵抗感があり消極的であったため、平成 16 年度末においては多額の滞納繰越額が残っていた。千葉市は平成 17 年から始まった事務監査請求に基づく個別外部監査（監査テーマは「市税の徴税事務の内、特別処分及び不納欠損処理の合規性と滞納整理事務システムの実効性について」）を契機として滞納市税の処理を本格化させてきている。

しかし、積み上がった過去の滞留債権を完全に処理するには至らず、図表 2-2-26 のとおり平成 20 年度末での滞納市税の繰越額のうち平成 15 年度以前に発生した滞納額が全体の滞留額の 25%以上を占めている。特に固定資産税及び都市計画税においては平成 15 年度以前に発生した滞納額が全体の滞留額の 30%以上である。固定資産税及び都市計画税は最も滞納繰越の処分が進んできているが、それでも過去の滞納が高水準で残っている。

平成 16 年度以前の滞納市税の処分が進んでいる一方で、市民税及び固定資産税共に現年の滞納繰越額は減少していない。平成 20 年度までは過年度分の滞納市税の処分を中心に実

施してきたが（「図表 2-2-32 不納欠損額の推移」参照）、今後過年度分の処分が一段落したら、現年度の滞納市税の繰越額を減少させていくことが重要となる。

図表 2-2-25 滞納繰越額の推移（税目別）

（単位：千円）

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
個人市民税	5,618,889	5,621,411	5,584,544	5,969,250	6,072,100
現年分	1,030,206	1,077,924	1,197,009	1,778,568	1,817,010
過年度分	4,588,683	4,543,487	4,387,535	4,190,682	4,255,090
法人市民税	522,736	582,102	454,906	470,632	434,543
現年分	92,878	177,683	108,019	182,281	125,691
過年度分	429,858	404,419	346,887	288,351	308,852
固定資産税(注 1)	11,903,871	10,675,765	9,335,921	8,217,831	6,905,657
現年分	1,838,557	1,715,973	1,452,346	1,457,802	1,448,498
過年度分	10,065,314	8,959,792	7,883,575	6,760,029	5,457,159
軽自動車税	95,952	103,923	108,485	111,019	116,943
現年分	31,372	32,846	33,243	32,930	36,566
過年度分	64,580	71,077	75,242	78,089	80,377
市たばこ税	59	—	—	—	—
現年分	—	—	—	—	—
過年度分	59	—	—	—	—
特別土地保有税	799,482	170,723	52,990	30,722	18,381
現年分	—	—	—	—	—
過年度分	799,482	170,723	52,990	30,722	18,381
事業所税	78,257	70,845	66,236	65,950	34,580
現年分	8,440	4,805	4,236	9,049	3,025
過年度分	69,817	66,040	62,000	56,901	31,555
市税合計	19,019,246	17,224,769	15,603,082	14,865,404	13,582,204
現年分	3,001,453	3,009,231	2,794,853	3,460,630	3,430,790
過年度分	16,017,793	14,215,538	12,808,229	11,404,774	10,151,414

（出所） 納税管理課からの入手資料を基に作成。

（注 1） 「固定資産税」には土地、家屋、償却資産並びに都市計画税を含む。

（注 2） 平成 16 年度は個別外部監査の結果を受けて修正した数値を記載している。

図表 2-2-25 に見るように過年度の滞納債権の徴収率は良くない。滞納債権を減少させるためには、滞納を発生させない、発生したとしても早期に徴収することが重要になる。

千葉市は平成 21 年度から各区役所に初動班という当年度に発生した滞納債権を専門に担当する部署を新設している（図表 2-2-13 参照）。各区で配員しており、この班が効率的に機能し、現年分の滞納繰越額についても歯止めがかかることが期待されている。

図表 2-2-26 平成 20 年度滞納繰越額の発生年度別内訳

(単位：千円、件)

区分	年度	平成 15 年	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	合計
		度以前	年度	年度	年度	年度	年度	
個人市民税	件数	24,437	33,516	38,745	47,389	61,749	81,993	287,829
	金額	1,223,406	460,587	555,655	711,083	1,304,361	1,817,010	6,072,100
固定・都計	件数	33,513	19,690	22,818	26,023	31,627	40,770	174,441
	金額	2,235,638	647,994	742,034	769,610	997,075	1,430,052	6,822,404
償却資産	件数	620	343	419	435	543	661	3,021
	金額	17,624	7,124	11,658	11,186	17,216	18,447	83,254
軽自動車税	件数	1,103	5,256	6,099	6,913	8,306	11,470	39,147
	金額	3,479	15,105	17,552	19,977	24,264	36,566	116,944
法人市民税	件数	513	598	635	685	828	1,233	4,492
	金額	55,818	37,700	42,884	44,106	128,344	125,690	434,543
特別土地 保有税	件数	3	—	—	—	—	—	3
	金額	18,381	—	—	—	—	—	18,381
事業所税	件数	11	3	2	3	4	4	27
	金額	18,082	3,301	2,309	3,112	4,751	3,024	34,579
合 計	件数	60,200	59,406	68,718	81,448	103,057	136,131	508,960
	金額	3,572,428	1,171,811	1,372,091	1,559,074	2,476,010	3,430,790	13,582,204

(出所) 納税管理課からの入手資料

(2) 滞納処分の状況

ア 滞納処理の概要

図表 2-2-27 平成 20 年度における滞納繰越の処理状況 (平成 21 年 6 月現在)

(単位：件、千円)

区 分	市 税 計				
	件 数	金 額	構 成 比		
			件数	金額	
① 調 定	5,603,065	193,687,842	100.0%	100.0%	
② 収 入	5,034,320	178,213,851	89.8%	92.0%	
③ 不納欠損処理	60,812	1,982,770	1.1%	1.0%	
④ 還付未済	1,027	90,983	0.0%	0.0%	
⑤ (①-②-③+④)			9.1%	7.0%	
平成 21 年度への滞納繰越	508,960	13,582,204	100.0%	100.0%	
⑥ ⑤の処理 状況	滞納処分停止中	19,841	735,639	3.9%	5.4%
	財産差押え中	34,669	2,674,470	6.8%	19.7%
	参加差押え中	12,567	1,413,237	2.5%	10.4%
	交付要求中	12,171	1,091,600	2.4%	8.0%
	徴収嘱託中	0	—	0.0%	0.0%
	分納誓約中	24,381	778,126	4.8%	5.7%
	その他	405,331	6,889,132	79.6%	50.7%
計	508,960	13,582,204	100.0%	100.0%	

(出所) 納税管理課からの入手資料

(注) 不納欠損の件数 (60,812 件) は、都市計画税を除いた件数となっている。この表においては、都市計画税を除外している。

平成 20 年度での滞納債権の処理の状況は図表 2-2-27 のとおりである。処理したものの

うち不納欠損は③に記載されており、処理中のものは⑥の翌年度繰越の内訳に含まれている。調定額・収入のいずれも市税全体の数値である。

不納欠損は約 20 億円で調定額全体の約 1%である。年度末での滞納繰越額約 136 億円（約 51 万件）のうち未処分（図表 2-2-27 ⑥のうち「その他」）のものは金額で約 5 割、件数で約 8 割である。処理中のものでは財産差押え中のものが最も大きく滞納繰越額の 2 割ほどであり、次いで参加差押え、交付要求の順に多い。

イ 滞納市税の徴収状況

過年度からの繰越された滞納市税の徴収状況は図表 2-2-28 のとおりである。「図表 2-2-28」における調定額は、「図表 2-2-25」の市税合計の繰越額と若干の差異がある。これは「図表 2-2-28」の繰越債権に再調定した金額が含まれているため、減額調定等が行われている影響である。

調定額は減少しているが、収入額は増加しており、結果徴収率も増加している。金額的に重要性の高い、個人市民税及び固定資産税の両方ではほぼ同じように徴収率が向上しており、市の滞納市税に対する対策の成果であると考えられる。滞納債権の回収策については次の「（3）債権回収のための取組」にて詳細を記載している。

一方、過年度からの繰越された滞納市税の徴収率は 18%未満で決して高い数値ではない。その理由として、「（1）滞納債権の状況」に記載したとおり、過去の経緯から平成 15 年度以前の古い滞納額が多く残っていることが挙げられる。これらの古い滞納市税が調定額に含まれ、調定額が膨らんだことにより徴収率が低く計算されているといった面もある。また、一般的に古い債権については滞納者が滞納に慣れてしまい、納税の意欲が低くなり、さらに徴収が進まないといった悪循環があると思われる。

図表 2-2-28 市税滞納繰越分徴収状況調

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		
	金額	徴収率	金額	徴収率	金額	徴収率	
市税合計	調定額	17,181,695	11.69	15,591,718	14.40	14,754,106	17.84
	収入額	2,009,344		2,244,945		2,631,717	
個人市民税	調定額	5,598,860	10.87	5,579,931	14.62	5,894,110	17.99
	収入額	608,595		815,669		1,060,597	
法人市民税	調定額	599,344	26.22	454,689	16.26	470,565	20.29
	収入額	157,137		73,910		95,474	
固定資産税	調定額	8,534,928	10.92	7,496,745	14.23	6,582,612	17.75
	収入額	931,651		1,066,810		1,168,163	
軽自動車税	調定額	103,712	15.15	108,177	15.75	110,678	14.14
	収入額	15,711		17,043		15,650	
市たばこ税		—		—		—	
特別土地保有税	調定額	170,723	40.58	52,990	17.78	30,722	3.68
	収入額	69,271		9,424		1,130	
事業所税	調定額	70,845	10.76	66,236	3.87	65,950	9.06
	収入額	7,624		2,563		5,978	
都市計画税	調定額	2,103,283	10.43	1,832,950	14.16	1,599,469	17.80
	収入額	219,355		259,526		284,725	

(出所) 市税統計

ウ 差押え・参加差押えの状況

図表 2-2-29 差押え

(単位：件、千円)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
不動産	調書件数	35	85	97	341	320
	税 額	164,188	190,696	216,001	524,151	586,542
動産	調書件数	0	0	0	23	21
	税 額	—	—	—	46,455	39,435
債権	調書件数	67	37	64	370	3,414
	税 額	25,577	24,356	113,168	369,978	3,672,017
その他 (注 1)	調書件数	64	13	6	29	25
	税 額	58,485	6,291	6,501	49,023	122,359
計	調書件数	166	135	167	763	3,780
	税 額	248,250	221,343	335,670	989,607	4,420,353

(出所) 市税統計

(注 1) その他の内訳

平成 16 年度：電話加入権 64 件

平成 17 年度：電話加入権 13 件

平成 18 年度：電話加入権 5 件、信用金庫出資金 1 件

平成 19 年度：電話加入権 5 件、自動車 23 件、信用金庫出資金 1 件

平成 20 年度：電話加入権 1 件、自動車 14 件、出資金 5 件、地上権 2 件、ゴルフ会員権 2 件、株券 1 件

図表 2-2-30 参加差押え

(単位：件、千円)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
不動産	調書件数	51	37	68	115	89
	税 額	169,355	94,355	258,835	333,462	276,092
動産	調書件数	0	0	0	0	0
	税 額	—	—	—	—	—
債権	調書件数	0	0	0	0	0
	税 額	—	—	—	—	—
その他 (注 1)	調書件数	28	18	8	8	5
	税 額	108,940	35,328	39,064	7,599	9,202
計	調書件数	79	55	76	123	94
	税 額	278,295	129,683	297,899	341,061	285,294

(出所) 市税統計

(注 1) その他の内訳

平成 16 年度：電話加入権 28 件

平成 17 年度：電話加入権 18 件

平成 18 年度：電話加入権 8 件

平成 19 年度：電話加入権 7 件、自動車 1 件

平成 20 年度：電話加入権 5 件

各年度の差押え及び参加差押えの実施状況は図表 2-2-29 および図表 2-2-30 のとおりである。かつては、差押えは徴収の最終手段として、換価及び配当を目的として実施されており、実施件数・金額ともに多くはなかった。

平成 19 年度以降方針を修正して本格的に差押えを実施している。平成 20 年度においては差押えの目的を「滞納整理事務執行の基本方針」において「差押えは、必ずしも換価のみを目的とするのではなく、滞納者を交渉の場につかせるなど事案を動かす効果を持つことに着目し、まず差押えを行ってその後に交渉するという姿勢で積極的かつ効果的に実施する」とし、換価よりも交渉の手段として積極的に差押えを実施した。

具体的には預金等の金融資産を中心に財産調査を行い、その結果をもって差押えを実施した。債権（預金等の金融資産を含む）の差押えは平成 19 年度と比較して約 10 倍近くとなっている。

参加差押えは、国又は他の地方団体が差押えを実施した際に千葉市もその差押えに参加するもので、千葉市が能動的・政策的に行うものではない。千葉市でコントロールできる訳ではなく、ここ 5 年間で年度別には大きな差がでているが、全体的な傾向としては顕著な傾向はみられない。

エ 処分停止の状況

各年度での処分停止の推移は図表 2-2-31 のとおりである。平成 16 年度に多額の処分停止を行っているが、これは億単位の大型案件が複数あったため、これ以外は通常の年と同じである。

平成 17 年度、平成 18 年度で繰越額が大きく減少していることが分かる。これは、平成 16 年度での多額の繰越について、不納欠損処理を平成 17 年度、平成 18 年度で進めたためである。前述のとおり、以前は不納欠損処理に積極的ではなく、債権として残していたが、平成 16 年度の個別外部監査を契機に考え方を变えて、回収可能性のないものについて不納欠損処理するようになった。

図表 2-2-31 処分停止の推移

(単位：件、千円)

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
前年度からの繰越	期別件数	78,725	53,364	28,386	16,425	19,048
	税 額	2,072,050	3,026,047	1,659,854	743,073	539,115
本年度の処分停止	期別件数	24,615	8,752	16,309	23,459	38,644
	税 額	2,400,048	1,825,980	1,205,776	1,201,329	1,629,180
計	期別件数	103,340	62,116	44,695	39,884	57,692
	税 額	4,472,098	4,852,027	2,865,630	1,944,402	2,168,295
翌年度への繰越	期別件数	53,364	28,386	16,425	19,048	28,938
	税 額	3,026,047	1,659,854	743,073	539,115	735,639

(出所) 市税統計

オ 不納欠損の状況

不納欠損実施の推移は図表 2-2-32 のとおりである。平成 17 年度に不納欠損額が大きく増えている。大きく増えているのは固定資産税及び都市計画税の不納欠損であり、個人市民税ではそれほど大きな変動はない。

図表 2-2-32 不納欠損額の推移

(単位：件、千円)

税目	年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
		件数・税額	件数・税額	件数・税額	件数・税額	件数・税額	件数・税額
市税	件数	53,657	70,336	70,759	70,467	71,297	77,999
	金額	1,174,124	1,642,377	3,686,608	2,384,405	2,007,957	1,982,770
個人市民税	件数	20,280	29,128	28,000	29,778	32,890	33,732
	金額	523,579	630,926	643,256	612,647	607,518	581,655
法人市民税	件数	564	632	693	814	715	693
	金額	46,707	58,938	77,998	95,362	92,432	66,924
固定資産税	件数	15,919	19,718	20,415	19,115	18,279	21,323
	金額	469,387	725,219	1,837,495	1,286,439	1,021,352	1,023,981
軽自動車税	件数	3,391	4,089	4,443	4,631	4,604	5,046
	金額	9,045	11,036	12,140	12,801	13,117	14,720
事業所税	件数	0	2	15	2	9	12
	金額	0	4,315	10,996	1,221	6,772	28,417
都市計画税	件数	13,496	16,759	17,147	16,104	14,795	17,187
	金額	120,767	185,400	473,579	327,473	253,922	255,862
特別土地保有税	件数	7	8	46	23	5	6
	金額	4,639	26,543	631,144	48,462	12,844	11,211

(出所) 市税統計

また、平成 20 年度における不納欠損の事由別内訳は図表 2-2-33 のとおりである。

固定資産税及び都市計画税は資産に課税されるため、資産があっても収入がなく滞納となる場合も多い。そのような場合にはかつては、地方税法第 15 条の 7 第 5 項が適用可能な事例であっても、時効となるまでは債権として残していた。また、財産調査も積極的に実施していなかったため、不納欠損の判断が出来なかった案件も多くあった。

前述のとおり考え方を变えて、平成 17 年度からは不納欠損としても良い場合には即時に不納欠損としている。平成 17 年度には過去の分も纏めて不納欠損としているために金額が膨らんでいる。

地方税法第 18 条第 1 項による不納欠損のうち、督促状発送後 5 年後に時効を迎えた事案、いわば、督促状を発送した以降は文書催告のみを実施し時効に至った案件が、件数で全体の 64%、金額で 28%ある。累積の滞納金額が 50 万円または 30 万円未満の小口の案件が殆どであると考えられるが、文書催告のみで時効となり、自動的に不納欠損となっているものが多くあることが分かる。

図表 2-2-33 平成 20 年度不納欠損の事由別内訳

(単位:件数、千円)

区 分		*1	*2	*3	*4	計
個人市民税	件数	26,096	1,447	686	5,503	33,732
	金額	301,773	35,788	16,148	227,946	581,655
法人市民税	件数	459	27	5	202	693
	金額	25,508	1,803	400	39,213	66,924
固定資産税	件数	10,644	1,343	987	8,349	21,323
	金額	178,646	44,865	41,992	758,478	1,023,981
軽自動車税	件数	4,460	137	65	384	5,046
	金額	12,723	466	253	1,278	14,720
特別土地保有税	件数	-	-	1	5	6
	金額	-	-	148	11,063	11,211
事業所税	件数	-	-	5	7	12
	金額	-	-	2,590	25,827	28,417
都市計画税	件数	8,431	1,097	801	6,858	17,187
	金額	43,085	11,007	10,673	191,097	255,862
計	件数	50,090	4,051	2,550	21,308	77,999
	構成率	64.2%	5.2%	3.3%	27.3%	100.0%
	金額	561,735	93,929	72,204	1,254,902	1,982,770
	構成率	28.3%	4.7%	3.6%	63.3%	100.0%

- (不納欠損の事由)
- *1 地方税法第 18 条第 1 項 督促状発送後 5 年後に時効
 - *2 地方税法第 18 条第 1 項 処分停止後 3 年未満で時効成立
 - *3 地方税法第 15 条の 7 第 4 項 処分停止後 3 年で時効
 - *4 地方税法第 15 条の 7 第 5 項 処分停止の時に不納欠損

固定資産税及び都市計画税は資産に課税されるため、資産があっても収入がなく滞納となる場合も多い。そのような場合にはかつては、地方税法第 15 条の 7 第 5 項が適用可能な事例であっても、時効となるまでは債権として残していた。また、財産調査も積極的に実施していなかったため、不納欠損の判断が出来なかった案件も多くあった。

前述のとおり考え方を变えて、平成 17 年度からは不納欠損としても良い場合には即時に不納欠損としている。平成 17 年度には過去の分も纏めて不納欠損としているために金額が膨らんでいる。

地方税法第 18 条第 1 項による不納欠損のうち、督促状発送後 5 年後に時効を迎えた事案、いわば、督促状を発送した以降は文書催告のみを実施し時効に至った案件が、件数で全体の 64%、金額で 28%ある。累積の滞納金額が 50 万円または 30 万円未満の小口の案件が殆どであると考えられるが、文書催告のみで時効となり、自動的に不納欠損となっているものが多くあることが分かる。

(3) 債権回収のための取組

千葉市は平成 17 年に提出された事務監査請求に基づく個別外部監査（監査テーマは「市税の徴税事務の内、特別処分及び不納欠損処理の合規性と滞納整理事務システムの実効性について」）を契機として滞納市税の処理を本格化させてきている。

ア 平成 19 年度以前での取組

滞納市税の回収・整理を促進するために組織的に滞納整理に取り組むと共に、具体的に以下の新規施策を各年度に実施している。

(ア) 平成 17 年度

高額滞納案件を効率的かつ効果的に整理するために専門の部署である高額滞納整理室を新設した。

(イ) 平成 18 年度

市税の収納方法を多角化して市民の支払の便宜のために電子収納（MPN）、コンビニ収納を導入して、それに対応するために電子収納システムを導入した。

(ウ) 平成 19 年度

債権整理を効率化するために動産の差押え（タイヤロック）を実施、またインターネット公売を開始した。

イ 平成 20 年度での取組

(ア) 滞納整理事務執行の基本方針

滞納整理事務執行における最重点方針は、次のとおりとする。

- a 現年度分は、1 号催告書を送付した者に対し早期の電話催告や臨戸徴収を行うと共に基礎調査等を進めるなど初動対応に努める。
- b 滞納繰越分は、最長 2 年での完納を目途に、滞納額の多い事案から順次整理するなどの具体的な年間実施計画を定め、徴収担当者ごとに割振りを行い、課長・係長による進行管理を徹底することによって、計画的に滞納整理を行う。

(イ) 具体的な実施内容

- a 全市目標数値に基づく各区・室ごとの年間目標数値の設定
- b 速やかに調査を実施して滞納整理方針を立てた後、滞納整理を実施する。
- c 迅速な処分停止の実施
- d 延滞金の全額徴収
- e 分納は、担税力に基づき判断し、原則として年度内（1 年以内）完納とする。
- f 同じ内容の催告は行わない。
- g 差押えは滞納者との交渉の手段と考え積極的に行う。
- h インターネット公売への積極的な参加
- i 納期内納付の勧奨と口座振替の普及・啓発
- j 課税部門との連携

ウ 滞納市税の状況及び目標達成状況

(ア) 平成 20 年度の滞納市税の状況

上記施策の結果、千葉市の収納状況及び滞納市税の状況は全体的には改善されている。特に滞納繰越額のうち過年度からの繰越については 160 億円から 101 億円に減少しており、平成 15 年度以前の古い債権の整理が進んできていると思われる。現年の滞納繰越についてはほぼ同じ金額であり改善が見られない。

それでもなお、全政令指定都市の中では最低の数値が多いのも事実であるため、一層の努力が必要と考える。

図表 2-2-34 徴収率経年比較

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
市税合計	88.3%	88.7%	90.3%	91.4%	92.0%

(出所) 市税統計

図表 2-2-35 滞納繰越額の推移

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
市税合計	19,019,246	17,224,769	15,603,082	14,865,404	13,582,204
現年分	3,001,453	3,009,231	2,794,853	3,460,630	3,430,790
滞納繰越分	16,017,793	14,215,538	12,808,229	11,404,774	10,151,414

(出所) 納税管理課からの入手資料

(イ) 平成 20 年度での目標達成状況

平成 20 年度においては、徴収率・徴収額、差押え件数及び処分停止件数について目標を設定しており、平成 20 年度の目標達成率は以下のようになっている。

a 徴収額及び徴収率の目標達成状況

図表 2-2-36 徴収額及び徴収率

(単位：百万円)

区 分		平成 19 年度実績	平成 20 年度		達成度
			目標	実績	
合 計	徴収額	177,785	180,150	178,214	98.9%
	徴収率	91.4%	93.3%	92.0%	98.6%
現年分	徴収額	175,541	176,435	175,582	99.5%
	徴収率	98.1%	99.0%	98.1%	99.1%
滞繰分	徴収額	2,245	3,715	2,632	70.8%
	徴収率	14.4%	25.0%	17.8%	71.2%

(出所) 千葉市市税徴収部門の平成 20 年度の目標達成状況と平成 21 年度の滞納整理計画及び税務統計

現年分については目標を若干下回っている。これは不況の影響が大きいとのことである。滞納分については目標から大きく下回っている。徴収率自体は昨年度よりも向上しているので、目標設定自体が非現実的であった可能性がある。

b 差押え件数の目標達成状況

差押え件数については前年度実績、目標値のいずれも大きく上回っている。差押えを滞納者との交渉の手段の一つとしてとらえて、積極的に差押えを行った結果である。特に銀行等金融機関への財産調査を常時行い、滞納者の金融資産の調査を積極的に実施したことで、金融資産の差押え件数が大きく増えた。

図表 2-2-37 差押えの実績

(単位：件)

	平成 19 年度実績	平成 20 年度		
		目標	実績	達成率
調書件数	763	2,000	3,780	189.0%

(出所) 千葉市市税徴収部門の平成 20 年度の目標達成状況と平成 21 年度の滞納整理計画

c 処分停止件数の目標達成状況

処分停止は目標に対して約半分であったが、昨年度よりは実績は増えている。

図表 2-2-38 処分停止の実績

(単位：千円、件)

	平成 19 年度実績	平成 20 年度		
		目標	実績	達成率
額	1,201,329	3,100,000	1,629,180	52.6%
調書件数	1,165	—	1,479	—

(出所) 千葉市市税徴収部門の平成 20 年度の目標達成状況と平成 21 年度の滞納整理計画

d 高額滞納処理案件の実績

高額滞納案件（区にあっては 50 万円以上、高額滞納整理室にあっては 100 万円以上のものをいう。）の整理状況は図表 2-2-39 のとおりで、目標は達成されていない。特に各区では担当者 1 人あたりの件数が多いため、想定どおりには対応できなかったようである。

図表 2-2-39 平成 20 年度の高額滞納案件処理の実績

(単位：件)

	H20 年度				
	目標整理率	高額滞納案件件数	滞納整理完了件数	整理率	目標整理率との差異
全市	50.0%	5,644	2,327	41.2%	-8.8%

(出所) 千葉市市税徴収部門の平成 20 年度の目標達成状況と平成 21 年度の滞納整理計画

(4) 個別外部監査結果への対応状況

千葉市では地方自治法第 252 条の 39 第 1 項の規定による個別外部監査契約に基づく監査が平成 17 年度に実施され、平成 18 年 3 月 30 日付けで監査報告書が提出・告示されている。当該監査は平成 11 年度から平成 16 年度（必要に応じて、平成 17 年度に拡大及び過年度に遡及）にかけての「市税の徴税事務の内、特別処分及び不納欠損処理の合規性と滞納整理事務システムの実効性について」監査を行ったものである。

監査結果は滞納整理事務情報システムの監査報告書と滞納整理事務の監査報告書に分かれており、滞納整理事務の監査報告書には「会計上の問題点」、「不納欠損処理と処分停止」、「滞納整理事務及び滞納繰越額の管理」のそれぞれについて改善すべき事項が記載されている。

千葉市では上記監査報告書に記載された改善すべき事項に対して改善策を実施しており、改善実施結果について千葉市は平成 19 年及び平成 20 年の 2 回、市長等が講じた措置として公表している。

個別外部監査報告書及び市の対応状況の詳細な内容については以下の千葉市のホームページを参照。

ア 個別外部監査報告書

http://www.city.chiba.jp/kansa/gyoseikansa/kansakekka_kobetu.html

イ 市長等が講じた措置

http://www.city.chiba.jp/kansa/gyoseikansa/sochikouhyou_kobetu.html

今回の監査では市の講じた措置について、実際の措置状況について確認した。結果は、「5 監査の結果」及び「6 監査の意見」の箇所に記載している。

(5) 滞納債権に対するサンプルテストの結果

本庁納税管理課高額滞納整理室、中央区役所及び緑区役所において、以下のとおりサンプルテストを実施した。

高額滞納整理室においては、滞納処分の段階別に滞納者繰越リスト（不納欠損については不納欠損該当者一覧表）から 1 件ずつ合計 5 件を抽出した。

中央区役所においては、滞納処分の段階別に滞納者繰越リスト（不納欠損については不納欠損該当者一覧表）から 1 件ずつ合計 5 件を抽出した。

緑区役所においては滞納処分の段階別に滞納者繰越リスト（不納欠損については不納欠損該当者一覧表）から 1 件ずつ合計 5 件を抽出した。

抽出したサンプルごとに、滞納債権の状況、処分に至る経緯等について区役所の担当者にヒアリングを実施するとともに、手続が法規等に準拠しているかどうかを確かめるための各種資料の閲覧を実施した。

サンプルテストの結果は、「5 監査の結果」及び「6 監査の意見」の箇所に記載している。

5 監査の結果

(1) 滞納整理事務でのマニュアルと事務の相違について

滞納整理事務について高額滞納整理室、中央区役所、緑区役所でヒアリングを行った結果、滞納整理事務マニュアルに記載されている事務手続と実際に行われている事務手続に差異があった。

事務手続にマニュアルからの乖離が見られたのは、督促、催告、滞納整理調査事務、差押え及び処分停止である。

督促の場合、督促状の打ち出しは本庁税務部納税管理課で行い、区役所が督促状を引取り、発送している。督促状の発送についてマニュアルには納税管理課収納係が「区役所に送付するための伺い」を作成して課長までの決裁を取ると規定されているが、実際には作成されていない。納税管理課収納係では別途「納税者等に送付するための伺い」の決裁を取っており、業務手順としても区役所に配布することがマニュアルに明記されている。そのため、「区役所に送付するための伺い」を別途作成・決裁するのは二重決裁となり、現状の業務手順は効率的であると判断できる。

催告の場合、マニュアルには毎年滞納者全員を対象として、7月、11月、2月の年3回一斉催告書を発送すると規定されている。しかし、平成20年度においては、中央区は一斉催告の効果に疑義を感じていることや差押え等の滞納処分に専念するために、一斉催告は実施していない。平成21年度においては、一斉催告は全市で11月の1回のみ行う予定である。滞納者に対して、何度も文書で催告することの効果については議論のあるところであり、催告状自体には時効の中断効果もないことから現在の業務手順にも合理性はあると考える。

基本的には業務はマニュアルに従って実施すべきであるが、上記の督促や催告の例にみられるように、環境の変化や滞納状況等の変化により効率的な事務を行うためにマニュアルと異なる手順で業務を進めることはあり得ることである。その場合には必要に応じて、適宜マニュアルを変更すべきである。

現在発生しているマニュアルと実際の業務の乖離について、その相異について分析し、最も合理的かつ効果的と思われる業務手順を策定して、その業務手順に応じて、マニュアルを改定ないし現行の業務手順を変更すべきである。場所により異なる手続を執った方が効率的であれば例外規定を設ける等により、実効性のあるマニュアルを整備すべきである。

(2) 法人市民税の未申告管理について

法人市民税の未申告法人調査に関してもマニュアル（事務連絡「平成20年度法人市民税事業所実態調査の目的と方法」）と実際の業務に差異が見られた。

マニュアルによると、未申告法人には「電話催告及び現地調査を実施する」とある。実際には中央区では現地調査を行わず、県税資料を元に直接賦課している。市全体でも「図表2-2-17 法人市民税の未申告法人の調査」のとおり平成20年度で調査対象法人2,482件のうち、電話催告は0件、現地調査は156件であり実施状況は低い状態である。一方で税務署等での調査による停止処分等の件数は1,303件ある。上記(1)同様、マニュアルとの相異理由を分析し、実効性のあるマニュアルを整備すべきである。

(3) 納付誓約について

緑区役所でのサンプルテストの実施過程で、滞納者について分納が実施されているにもかかわらず納付誓約書が作成されていない事案があった。誓約書をとっていない理由を確認したところ、滞納者に対して、緑区が不動産を差押えた後、当該不動産の担保権を有する金融機関からの要請に基づき、当該金融機関を交えた滞納者との話し合いにより、借入金の返済計画の見直しや納税額の分納計画を実施したため、納税する意思が十分認められ、担当者は誓約書までとる必要はないと判断したとのことである。

滞納整理事務マニュアルには分納を実施する場合には納付誓約書を作成する旨が記載されており、実際の事務がマニュアルから乖離している。このような、例外処理を実施する必要がある場合には、あらかじめ例外規程を設け、当該処理においては、経過の説明を含め、交渉記録について文書化し、責任者の決裁を残すべきである。

6 監査の意見

(1) 徴収率目標について

平成 18 年 2 月での「新行政改革推進計画（平成 17～21 年度）策定及び財政健全化プラン」において平成 21 年度の市税徴収率の目標値を 94.3%としており、これが現在の市の正式な目標値である。

目標設定時の過去 3 年間の徴収率の推移は図表 2-2-40 のとおりであり、目標値設定の時点では個別外部監査の結果がでておらず、当初徴収率で目標値を設定している。個別外部監査の結果、徴収率は下方修正されており、この 3 年間ににおいては一律 4.2%下がっている。平成 21 年度の徴収率目標は個別外部監査結果の公表後も変更されていないため、目標値は高いままになっている。現実的に考えて、6%の徴収率の改善は 5 年間の目標としては厳しいものとする。実際の徴収率も平成 18 年度で 90.3%、平成 19 年度で 91.4%、平成 20 年度で 92.0%である。平成 21 年度の目標値である 94.3%と平成 20 年度の実績を比較すると、2.3%の差があり、1 年間でこの数値を達成するのは困難であるとする。

図表 2-2-40 市税徴収率推移

年 度	当初徴収率	修正徴収率	減少率
平成 14 年度	92.7%	88.5%	4.2%
平成 15 年度	92.6%	88.4%	4.2%
平成 16 年度	92.5%	88.3%	4.2%

最初から実現困難な目標値を設定することは、目標達成意欲を失わせてしまう懸念があり、目標値は現実的に考えて、努力すれば実現可能な数値とすることが望まれる。市の内部資料である平成 21 年度千葉市徴収対策本部第一回本部会議添付資料では、平成 21 年度の目標徴収率を 93.8%と上記の公式な目標よりは少し低く設定している。しかし、滞納繰越分の徴収率を 26.8%に設定する（平成 20 年度の実績は 17.8%）など、依然として現実的

とは思われない目標設定となっている。達成可能な目標の設定と目標を確実に達成するための目標管理が望まれる。

また、当初設定した目標の履行が困難になった時点で、目標を柔軟に変更できるような仕組みも必要である。現状では「新行政改革推進計画（平成 17～21 年度）策定及び財政健全化プラン」の変更は難しいとの理由で公式な目標は改定されていない。計画の進捗に従い状況が変化することはよくあることであり、状況により計画を改定していくことが重要である。

（2）官公庁の特別徴収の不納欠損について

平成 20 年度の不納欠損一覧で、千葉市役所及びその他官公庁の職員の特別徴収分が不納欠損になっていた。いずれも、地方税法第 18 条第 1 項を適用して、督促状発送後 5 年後に時効を迎えたため、市は不納欠損手続をしたものである。官公庁、特に千葉市役所に対する債権が回収できないということは、本来あってはならないことである。

図表 2-2-41 平成 20 年度官公庁の不納欠損

組 織	件 数	金 額 (円)
千葉市	1	228,831
千葉県	2	1,049,711
国	3	374,324

(出所) 不納欠損該当者一覧表

ただし、未回収債権は本来納めるべき税金が未納である場合のほか、住所変更、各種申請時期のズレ等幾つかの要因によっても発生することが考えられ、上記のケースが本来納めるべき税金が未納であったのか、調定額が過大であったのかは、市が原因究明を行っていないため明らかではない。問題は官公庁に対する未回収債権が発生したことではなく、原因究明が 5 年間行われず、そのまま時効を迎えたことにある。課税額の調定を行う部署と源泉徴収を計算する部署も異なることから、未回収債権が発生することはやむをえないと考える。ただし、差異が発生した場合には税務部と給与計算部署は連絡を取り合い、差異の原因を分析して、原因に応じて追加徴収、又は債権の調整を行い、未回収債権を速やかに無くす必要があることから、関係部署との調整を密に行い、全ての差異を網羅的に処理する体制を構築すべきである。

（3）効率的な滞納処分について

高額滞納整理室で管理している案件（滞納者）に対して新規の滞納が発生した場合には、高額滞納整理室で対応するのではなく、各区役所が担当となる。高額案件の区役所からの引き継ぎ（平成 20 年度からは毎年 9 月）により高額滞納整理室での所管となる。また、固定資産税で複数の区に渡って固定資産を保有している場合には、所有者が 1 人であってもそれぞれの区で滞納を所管することになる。そのため、1 人（1 社）の滞納者に対して複数の区の担当者が担当して滞納処分を行うこととなり効率性の点では問題がある。現状では各区長に課税及び徴収権があるために現状のような処理となっている。

税務事務の効率化のため、現在千葉市では、市税事務所構想を検討している。これは、現在の各区役所で市税の徴収事務を行うのではなく、市内に2か所の市税事務所を設けて、そこに市税の事務を集中し、また、それに合わせて市税の権限を区長から市長に変更するものである。この構想の実現により、上記問題の解決を含め、税務事務の効率化が期待できることから、早期の実現が望ましいと考える。

(4) 滞納市税の処理について

千葉市は政令都市比較で記載したとおり政令指定都市では人口当たり及び税務職員1人あたりの滞納債権の金額が一番多い。「4 債権管理の状況」に記載したとおり、滞納債権自体が多いため、徴収担当職員1人当たりの担当件数は膨大なものになっている（高額滞納整理室では1人当たり100件程度であるが、区役所であると1人当たり数千件になる。）。そのため区役所では全ての滞納債権に対応することが出来なくなっている。現在は金額別に高額な滞納を中心に滞納整理を進めているため（50万円以上を高額案件として集中的に滞納整理し、その後に50万円～30万円案件を整理する方針である）、30万円未満の少額滞納について手が回らないのが実態である。

「図表 2-2-33 平成 20 年度不納欠損の事由別内訳」のとおり、不納欠損全体のうち地方税法第 18 条第 1 項 による不納欠損で、督促状発送後 5 年後に時効を迎えた事案が、件数で 50,090 件（全体の 64.2%）、金額で 561,735 千円（全体の 28.3%）ある。この中には上記 30 万円未満の少額滞納が多く含まれていると考えられ、これらの滞納案件について回収に向けどのような体制を構築するかが、今後の課題であると考ええる。

(5) 個人市民税の未申告管理における電話催告について

個人市民税では未申告調査の一環として臨戸調査を実施している。臨戸調査を効果あるものにするためには、実際に未申告者本人または未申告者の家族等と直接会うことが重要である。

個人市民税の未申告管理の臨戸調査実績は図表 2-2-16 のとおりである。

催告状送付後も申告書を提出していない者に対する臨戸調査実施率は4～6%程度であり、臨戸調査対象者に占める未申告者本人または未申告者の家族等と接触できた割合は 21～29%台となっている。現状では未申告調査をすべき者に占める調査割合がかなり低い。

未申告調査はその他の業務との兼ね合いで現状より多くの時間をかけることは難しいと思われる。限られた時間と人員を有効活用するために、「個人市・県民税賦課事務取扱要領」の「IV. 調査事務」には記載されていないが、電話による催告を行うことを検討することが望ましい。

(6) 未登録法人の捕捉について

未登録法人とは、法人として設立登記が完了し、事業活動を実施しているにもかかわらず市へ事業開始の届出をおこなっていないため、市において均等割等の納税義務があるかどうか把握できていない法人を意味する。このような法人に対しては現地調査を実施し、申告を促している。

現在このような未登録法人に対してはマニュアルに基づき、県税事務所から送付されてくる法人税額等通知書をもとに未登録法人の把握を行っているが、法人税額等通知書が作成されるのは、国税に法人税の申告をしている法人であることから、そもそも国税に申告をしていない法人については法人税額等通知書が作成されず、当該通知書から未登録法人の捕捉はできないことになる。

このような未登録法人を少しでも捕捉するために、既存の方法のみではなく、他の方法で捕捉する方法も検討し、実施すべきである。例えば法務局の設立登記を利用して、法務局に新規設立の登記を実施していながら、市に対して事業開始の届出を行っていない法人を捕捉するという方法が考えられる。

第3 国民健康保険料

1 制度趣旨

(1) 国民健康保険とは

わが国の医療保険制度は、全ての国民がいずれかの医療保険制度に加入する国民皆保険制度となっている。

国民健康保険は、医療保険制度の一つであり国民健康保険法に基づき、保険者である市町村又は国民健康保険組合(「国民健康保険法」第3条第1項及び第2項)が被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、医療の給付又は医療費等の支給をする制度である(同法第2条)。

(2) 被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる(「国民健康保険法」第5条)。ただし、以下(図表 2-3-1)のいずれかに該当する場合は、当該市町村の国民健康保険の被保険者の適用を除外する(同法第6条)。

図表 2-3-1 市町村の国民健康保険の被保険者の適用を除外する者

根拠法令	対象者	公的医療保険制度
健康保険法	◇被保険者(同法の規定による日雇特例被保険者を除く。) ◇上記の者の被扶養者 ◇同法の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者、及び同法の規定によるその者の被扶養者 ◇被扶養者(同法の規定による日雇特例被保険者の被扶養者を除く。)	健康保険
船員保険法	◇被保険者 ◇被扶養者(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の被扶養者を除く。)	船員保険 (疾病部門)
国家公務員共済組合法 地方公務員等共済組合法	◇組合員 ◇被扶養者(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の被扶養者を除く。)	共済組合 (短期給付)
私立学校教職員共済法	◇私立学校教職員共済制度の加入者	
生活保護法	◇保護を受けている世帯(ただし、保護を停止されている世帯を除く。)に属する者	—
国民健康保険法	◇国民健康保険組合の被保険者	国民健康保険
高齢者の医療の確保に関する法律	◇被保険者	後期高齢者医療制度
その他	◇特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの	—

(出所) 社会保険庁(現日本年金機構)HPを参考に作成

国民健康保険の被保険者の資格を取得する時期は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日、又は図表 2-3-1 の制度のいずれにも該当しなくなった日である(同法第 7 条)。

他方、国民健康保険の被保険者の資格を喪失する時期は、図表 2-3-2 のとおりである。

図表 2-3-2 資格喪失時期

要 件	資格喪失の時期	根拠条文
当該市町村の区域内に住所を有しなくなった場合	その翌日	第 8 条第 1 項
図表 2-3-1 の制度のいずれかに該当するに至った場合（生活保護を受けるに至った場合及び国民健康保険組合の被保険者となった場合を除く。）		
当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有した場合	その日	第 8 条第 2 項
生活保護を受けるに至った場合		
国民健康保険組合の被保険者となった場合		

(出所) 国民健康保険法を参考に作成

千葉市における国民健康保険加入者は平成 21 年 3 月末現在で 262,458 人であり、市民の約 27.7%となっている。

(3) 保険料納付義務者

保険者は、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、世帯主から保険料を徴収しなければならない（「国民健康保険法」第 76 条第 1 項）とされ、当該世帯主が保険料の納付義務者となる。世帯主自身は国民健康保険の被保険者の資格を有していなくとも、その世帯内に被保険者である者があるときには、世帯主が保険料の納付義務者となる。

(4) 保険料

国民健康保険料は、保険給付費等に充てるための医療分保険料、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための負担である後期高齢者支援分保険料、介護分保険料に区分される。このうち介護分保険料は、40 歳以上 65 歳未満の被保険者がいる世帯に対し賦課される。

ア 保険料の算定

千葉市における国民健康保険料は図表 2-3-3 のとおりである。保険料は、①から③の合計額となるが、賦課限度額が設定されている。

図表 2-3-3 国民健康保険料

区分 (年額=①+②+③)	医療分保険料	後期高齢者支援分 保険料	介護分保険料
① 所得割額	基礎控除後の所得 ×5.37%	基礎控除後の所得 ×1.73%	基礎控除後の所得 ×1.70%
② 被保険者均等割額 (年間1人当たり)	12,600 円	4,080 円	6,240 円
③ 世帯別平等割額 (年間1世帯当たり)	16,320 円	5,280 円	4,920 円
賦課限度額 (1世帯当たり)	470,000 円	120,000 円	90,000 円

(出所) 千葉市広報「国民健康保険・後期高齢者制度特集」より一部抜粋

年間保険料は6月に決定するため、保険料は4月から翌年3月までの12か月分を6月から翌年3月までの10回で期割し、納期限は毎月末日である。(納期限が土曜日及び休日の場合は、休日明けの日となる。)

イ 保険料の軽減

低所得世帯の負担を軽減するため、前年中の世帯総所得が国の基準額を下回る世帯については、被保険者均等割額及び世帯別平等割額につき6割もしくは4割が軽減される。平成20年度における6割軽減世帯は27,438世帯、4割軽減世帯は3,412世帯であり両世帯を合わせ全世帯の約20%となっている。

ウ 保険料の減免

災害等により生活が著しく困難となった者等については、千葉市国民健康保険条例第33条第1項に定める一定の要件に該当する場合、申請に基づき保険料を減免している。

(5) 千葉市における国民健康保険事業の財政状況

国民健康保険に関する会計は、特別会計を設けて行われる(「国民健康保険法」第10条)。

国民健康保険制度(医療分)の基本的な制度設計として、まず、原則として医療費の3割が患者による自己負担となり(前期高齢者は所得に応じ1割又は3割、乳幼児は2割)、残りの7割が保険者の負担となる。保険者負担のうち、半分は国や県などからの負担金で賄われ、残りの半分が保険料で賄われるものとされる。ただし、負担金には、一定の定率補助による部分を除き、調整交付金制度(高齢化率の高い地域や所得水準の低い地域、被災地等については負担金の手厚く交付される仕組み。)があるため、千葉市では、負担金で賄われる部分についても一部市の負担が生じている。

千葉市の国民健康保険事業特別会計の平成20年度の歳入及び歳出は図表2-3-4のとおりである。

図表 2-3-4 平成 20 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

(単位：百万円)

歳入	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
国民健康保険料	23,837	29,283	20,905	1,359	7,042
国庫支出金	18,673	17,146	17,146	-	-
療養給付金等交付金	4,867	5,471	5,471	-	-
前期高齢者交付金	16,380	17,779	17,779	-	-
県支出金	3,390	3,058	3,058	-	-
共同事業交付金	7,824	7,295	7,295	-	-
繰入金	7,572	7,141	7,141	-	-
繰越金	89	89	89	-	-
諸収入	285	203	180	-	23
合計	82,916	87,464	79,064	1,359	7,065

歳出	予算現額	支出済額	不用額
総務費	1,570	1,468	103
保険給付費	53,897	52,897	999
後期高齢者支援金等	10,401	10,263	138
前期高齢者納付金等	48	14	34
老人保健拠出金	2,563	2,563	0
介護納付金	4,263	4,251	12
共同事業拠出金	7,625	7,363	262
保健事業費	941	627	314
諸支出金	1,336	1,200	136
予備費	5	-	5
繰上充用金(注)	267	267	-
合計	82,916	80,913	2,003

(出所) 千葉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書より作成

(注) 繰上充用金 会計年度経過後、その会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度に充てるもの。

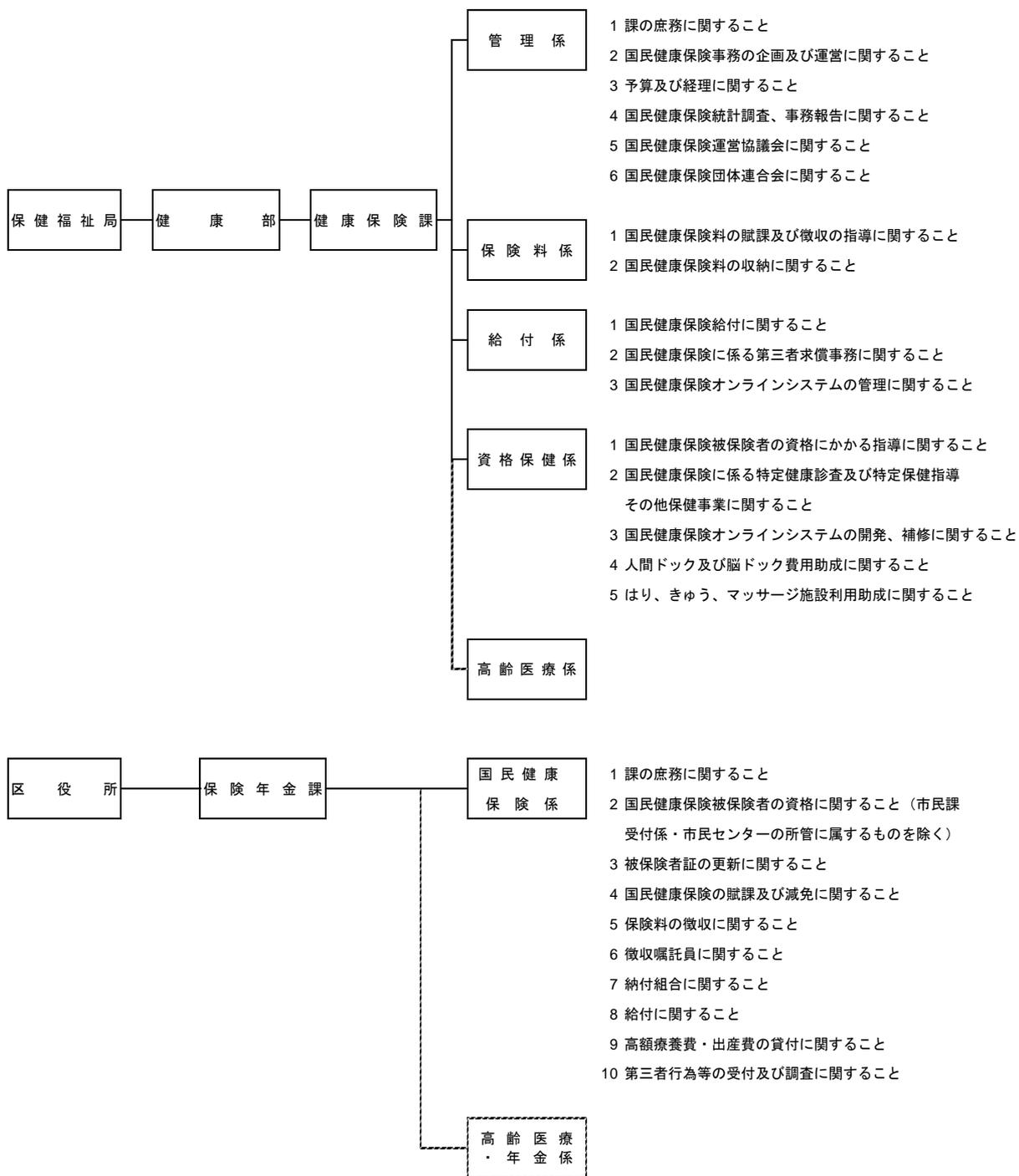
歳出には、保険給付に要する経費、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金、介護納付金、保健事業の運営に必要な経費及びその他事業の管理運営に必要な経費が計上される。これらの歳出を賄うための歳入金額として、世帯主から徴収する国民健康保険料、法律に基づく国や地方公共団体の公費負担等を計上している。

千葉市国民健康保険特別会計の歳入についてみると、世帯主から徴収している国民健康保険料は歳入全体(調定額)の約 33%となっている。また国民健康保険料以外の歳入のうち繰入金は、一般会計から繰入されるものであり、7,141 百万円のうち法定繰入分は約 3,116 百万円であり、残りの約 4,025 百万円は法定外の繰入である。歳出のうち繰上充用金 267 百万円は、平成 19 年度において歳入が歳出に対して不足したため地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき繰上充用を行った金額である。平成 20 年度においても、歳入が歳出に対して不足する状況にあり、1,849 百万円を繰上充用する等千葉市の国民健康保険の財政状況は、非常に厳しいものとなっており、主要な財源である国民健康保険料収入の確保は、制度の適切な運営のために不可欠であると言える。

2 徴収事務の概要

(1) 収納体制

平成 21 年 4 月 1 日現在、国民健康保険料の収納及び債権管理に関連する部局は以下のとおりである。



(出所)国民健康保険事業概要（平成 20 年度実績）より作成

保険料の徴収業務は、主として区役所にて行われているが、上記のように、区役所保険年金課国民健康保険係で実施している業務は多岐にわたっており、徴収業務を専門に行ってい

るわけではない。

また、職員の配置状況は図表 2-3-5 のとおりである（人員は平成 21 年 7 月 1 日現在）。

図表 2-3-5 職員配置

(単位：人)

区分		課長	主幹	補佐	主査	係長	係員	計	嘱託員
保健福祉局 健康部 健康保険課	管理係	1	1	1	2	1	4	29	
	保険料係					1	6		
	給付係					1	6		7
	資格保健係					1	4		
区役所 保険年金課	中央区	1		1		1	7	10	10
	花見川区	1		1		1	7	10	4
	稲毛区	1		1		1	6	9	5
	若葉区	1		1		1	6	9	6
	緑区	1		1		1	4	7	3
	美浜区	1		1		1	4	7	3
合計		7	1	7	2	10	54	81	38

(出所) 健康保険課作成資料

(2) 収納事務の進め方

国民健康保険料の収納事務は次のように進められる。



ア 保険料の決定

当年度の市県民税額が 6 月に確定するため、「1 制度趣旨 (4) 保険料」に記載したように保険料を計算し世帯主に対して通知を行う。

イ 保険料通知書の交付

6 月に全世帯主に対して保険料通知書を交付する。銀行等の窓口で保険料を納付する世帯に対しては、これに加え納付書を同封する。

ウ 収納及び収納の消し込み

保険料の収納方法は次のとおりである。

- ・ 個別徴収方式：国民健康保険料徴収嘱託員（以下、「徴収員」という。）による徴収
- ・ 納付組合方式：納付組合員の納付書を組合長あてに一括送付し、組合長が組合員から保険料をとりまとめて納付する。
- ・ 自主納付方式：世帯主あてに納付書を送付し、①金融機関②ゆうちょ銀行③市役所・区役所内金融機関出張所④市民センター⑤コンビニエンス・ストア⑥ペイジーに対応している ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキング（携帯電話等）において納付する。
- ・ 口座振替方式：被保険者指定の金融機関・ゆうちょ銀行の口座から期毎に引き落とす。

入金データは金融機関等から収納消込業務受託者経由で千葉市情報システム課へ送付され、システム上の消し込み作業が実施される。

また、納付方法別による収納率の状況は、図表 2-3-6 のとおりである。なお、徴収員が配置されている地域では徴収員が徴収を実施することを原則としており、それらの地域では申し出により他の徴収方法への変更を実施している。

図表 2-3-6 より明らかなように、口座振替による徴収が最も徴収率が高く、納付書の郵送による自主納付は徴収率が低くなっている。

図表 2-3-6 納付方法別収納率

(単位：円)

	調定額 (A)	収納額 (B)	徴収率 (B) / (A) %
徴収員	751,041,670	689,349,320	91.79%
郵送	11,109,275,540	8,439,691,240	75.97%
口座振替	10,781,500,460	10,405,065,410	96.51%
納付組合	47,313,690	41,304,490	87.30%
計	22,689,131,360	19,575,410,460	86.28%

(出所) 国民健康保険事業概要 (平成 20 年度実績)

(3) 徴収額及び収納率の推移

平成 15 年度から平成 20 年度における国民健康保険料の徴収額、収納率等の推移は、図表 2-3-7 のとおりである。

図表 2-3-7 徴収額等の年度推移

(単位：千円)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
現年度分	調定額 a	25,283,814	25,807,521	26,242,267	26,954,238	27,066,107	22,689,131
	収入済額 b	22,392,568	22,924,316	23,296,778	23,876,787	23,973,033	19,597,094
	収納率 b/a	88.56%	88.83%	88.78%	88.58%	88.57%	86.37%
	不納欠損額	—	—	—	—	—	—
	収入未済額	2,914,161	2,902,031	2,969,030	3,103,016	3,122,016	3,113,721
	還付未済額	22,914	18,827	23,541	25,565	28,941	21,684
滞納繰越分	調定額 a	5,169,013	5,801,841	5,896,623	5,901,237	6,125,659	6,593,458
	収入済額 b	978,874	1,145,225	1,217,254	1,168,061	1,349,973	1,308,212
	収納率 b/a	18.94%	19.74%	20.64%	19.79%	22.04%	19.84%
	不納欠損額	1,226,903	1,611,879	1,631,359	1,581,232	1,128,870	1,359,373
	収入未済額	2,964,188	3,045,639	3,049,955	3,152,786	3,648,545	3,928,189
	還付未済額	952	902	1,946	843	1,729	2,316
合計	調定額 a	30,452,827	31,609,362	32,138,890	32,855,475	33,191,766	29,282,589
	収入済額 b	23,371,441	24,069,541	24,514,031	25,044,848	25,323,006	20,905,307
	収納率 b/a	76.75%	76.15%	76.28%	76.23%	76.29%	71.39%
	不納欠損額	1,226,903	1,611,879	1,631,359	1,581,232	1,128,870	1,359,373
	収入未済額	5,878,349	5,947,670	6,018,986	6,255,802	6,770,561	7,041,910
	還付未済額	23,866	19,729	25,487	26,408	30,671	24,000

(出所) 各区国民健康保険料賦課・収納状況 (医療+介護) 決算事項別明細書より作成

平成 20 年度の現年度分の調定額が大幅に減少しているのは、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設され、75 歳以上の被保険者が同制度に移行したことに伴うものである。平成 15 年度から平成 19 年度まで、現年度分の収納率は毎年 90%弱で推移していたが、平成 20 年度は 86%へ低下した。これは、比較的収納率が高い世代が後期高齢者医療制度に移行したこと、経済環境の悪化等によるものと推察される。平成 18 年度以降の収入未済額は約 31 億円とほぼ横ばいとなっている。

また、滞納繰越分の収納率は毎年 20%前後で推移しており、収入未済額は、平成 15 年度の約 29 億円から平成 20 年度は約 39 億円と約 10 億円増加している。

平成 20 年度の収納率を他の政令指定都市と比較すると、図表 2-3-8 のとおりである。

千葉市の国民健康保険料収納率は、政令指定都市 18 市中 10 位であり、中位である。現年分の収納率は政令指定都市平均の 87%を下回る状況であるのに対し、滞納繰越分の収納率は、政令指定都市平均 12%を大きく上回っており、滞納繰越分の徴収に比較的力を入れていると言える。

図表 2-3-8 平成 20 年度政令指定都市の国民健康保険料収納率

区 分	現年分	滞納繰越分	合 計
名古屋	91.38%	11.21%	78.48%
京都	90.91%	16.79%	78.18%
北九州	91.76%	9.28%	76.88%
神戸	90.22%	9.93%	75.39%
新潟	89.94%	10.71%	75.07%
浜松	88.51%	17.04%	74.70%
岡山	84.59%	19.68%	72.31%
広島	86.56%	20.19%	72.03%
静岡	88.70%	13.35%	71.54%
千葉	86.37%	19.84%	71.39%
横浜	87.46%	16.71%	69.48%
福岡	85.90%	12.14%	69.03%
仙台	83.86%	13.22%	67.00%
川崎	85.79%	9.25%	63.92%
札幌	85.20%	5.86%	62.85%
堺	88.04%	6.58%	60.46%
大阪	82.88%	5.86%	59.61%
さいたま	85.00%	11.77%	58.26%
平均値	87.39%	12.75%	69.81%

(出所) 健康保険課調査資料を加工

(注) 居所不明者等に係る金額・還付未済額を含む。

3 システムの概要

(1) 現在までの経緯

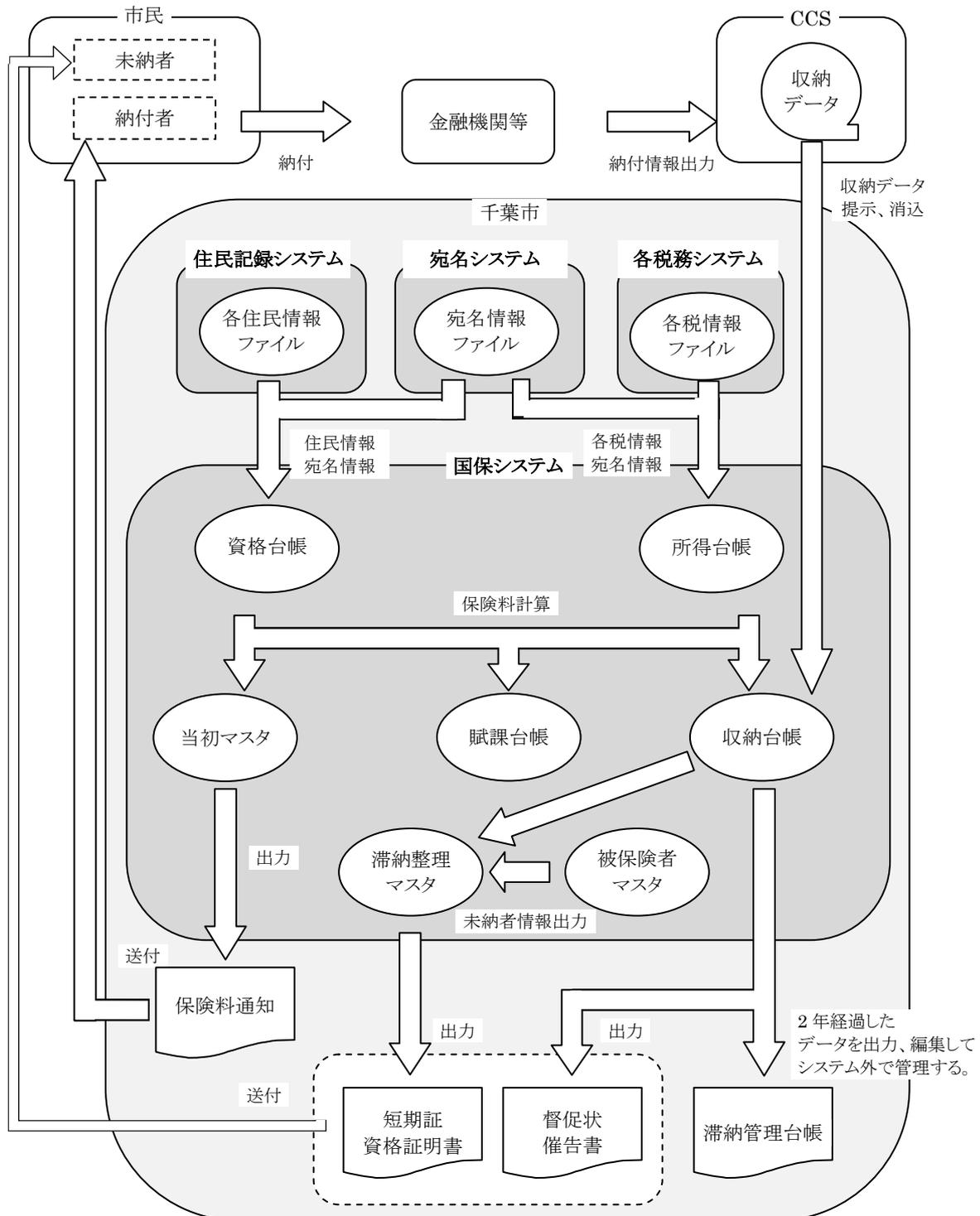
国民健康保険オンラインシステム（以下、「国保システム」と言う。）は、税務オンラインシステムと同様に住民情報系システムの一環として開発されたものである。

千葉市独自仕様のシステムとして昭和 62 年 7 月国保オンラインシステム稼働後、平成 4

年4月収納オンライン稼働、平成12年介護保険対応、平成20年後期高齢者対応等と、段階的に機能追加を実施して現在に至る。開発、維持管理ともに委託先は現在に至るまで富士通株式会社千葉支社が受託している。

(2) データフロー概要

図表 2-3-9 データフロー概要



(出所) 健康保険課及び情報システム課へのヒアリングにより作成。

(注) 「CCS」とはちばぎんコンピューターサービス㈱を指す。

「国保システム」のデータフロー概要まとめると、図表 2-3-9 のとおりである。

「国保システム」は、住民記録システムのデータ等に基づいて資格台帳を、税務オンラインシステムのデータに基づいて所得台帳を作成している。

これらの情報に基づいて保険料をシステムが自動計算（当初処理）し、当初マスタ、賦課台帳、収納台帳を作成する。

当初マスタの情報を基に保険料通知書が出力され、被保険者に送付される。被保険者が納付した情報は「CCS」から送付される収納データにまとめられる。「国保システム」では、この情報に基づき、データの消込みを行い、収納台帳に反映している。一方、未収納データを滞納データとして、滞納整理マスタに月次でまとめる。

滞納整理マスタ及び被保険者マスタの情報に基づいて短期被保険者証及び資格証明書を、収納台帳の情報に基づいて督促状及び催告書をそれぞれ出力して、対象市民に送付する。

また、現状では、分納等で時効になっていないデータを含め、2年経過したデータを国保システムから削除する運用としている。分納等で時効になっていないデータは削除する前に国保システム外に出力して、以降はエクセル・シートで管理している。

(3) システムの管理状況

税務システムと同じである。

4 収納事務の確認

平成 20 年度の国民健康保険料の収納率は「図表 2-3-7 徴収額等の年度推移」に記載のとおり、平成 20 年度より後期高齢者医療制度が創設された影響等から約 71%にとどまっている。収納率向上のため、千葉市では下記の収納強化策を実施している。

(1) 口座振替の勧奨

納期内納付を促すために最も効果のある収納方法は、口座振替である。口座振替世帯の増加のために、新規加入届等により被保険者証を交付する際、区役所窓口で口座申込書を配布する他、保険料通知書等の送付時に口座振替申込書を同封し口座振替の勧奨を実施している。

ただし、平成 20 年度より後期高齢者医療制度が創設され、口座振替率が比較的高かった加入者世代が後期高齢者医療制度に移行したため、平成 20 年度の口座振替加入率は約 43%と前年比約 5%減少している。

(2) 職員による臨戸徴収、電話催告

各区において保険料滞納世帯を訪問し保険料の徴収を実施している。また、平成 20 年度においては、休日に 6 区合同で臨戸徴収を実施している。平成 20 年度の訪問世帯は 2,419 世帯であり、2,948 千円の徴収がなされた。

その一方電話による催告は、平成 20 年度では 7,155 世帯であり、平成 19 年度より 1,191 世帯の減少となっている。

(3) 賦課客体の把握

賦課客体の把握については、各区において社会保険等の資格調査を行うとともに、被保険者証等返送世帯の居所不明者の実態調査を行い、資格を喪失させることによる資格の適正化を図っている。

平成 20 年度は、社会保険加入調査が約 14,000 件実施され、632 件（127,948 千円）につき調定の減額がなされた。また、居所不明者の実態調査は 446 件実施され、職権により 86 件の資格喪失処理がなされ 5,075 千円の調定が減額された。

(4) 特別徴収嘱託員の増員

14 人体制で滞納分保険料の徴収に取り組むとともに、ハローワーク掲示、市政だより掲示により、10 人の募集を行い平成 20 年 10 月から 1 人増員し、徴収業務に従事させている。平成 20 年度の徴収世帯は、9,777 世帯であり、平成 19 年度より 1,066 世帯増加した。ただし徴収金額では、平成 20 年度の徴収額は 211,119 千円であり、平成 19 年度より 1,821 千円減少している。

(5) 強制徴収の強化

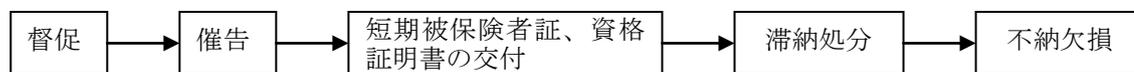
滞納額 50 万円以上、資格証明書交付世帯及び非分納誓約世帯を対象に催告書の発送、財産調査、給与照会を実施している。ただし、平成 20 年度の差押えは 1 件にとどまっている。なお、平成 21 年度より、財産調査等の対象世帯を滞納額 30 万円以上に拡大するとともに、対象世帯を各区 30 世帯から 50 世帯に増加して実施する予定である。

また、徴収対策本部実施の滞納処分関連の研修へ 17 人の職員が参加し、強制徴収実施に向けてのノウハウの蓄積をおこなっている。

5 債権管理の状況

(1) 滞納整理事務の概要

国民健康保険料の滞納整理は、概ね次のように進められる。



ア 督促

保険料を納期限までに完納しない場合は、期限を定めて督促を行わなければならない（「地方自治法」第 231 条の 3 第 1 項、「千葉市国民健康保険条例」第 29 条第 1 項）。督促は、保険料徴収権の消滅時効を中断する効果がある（「国民健康保険法」第 110 条第 2 項）。また、督促は滞納処分的前提要件であり、督促を行わずに滞納処分を行うことはできない。

督促は納期限後 20 日以内に督促状を発することにより行われる（「千葉市予算会計規則」第 37 条第 1 項）。督促状によって指定される納期限は、発行の日から 10 日を経過した日である（「千葉市予算会計規則」第 37 条第 2 項）。

イ 催告

督促状を送達しても納付が無い場合は、さらに納付を促すために催告を実施する。千葉市健康保険課では、各区役所の保険年金課にて情報確認後のデータをもとに文書による催告（以下、「文書催告」という。）を実施し、滞納者に対して納付又は来庁しての納付折衝の実施を促している。平成 20 年度においては、12 月と 3 月に合計 23,666 件の催告書を発送している。

また、文書催告に加え、電話による納付の催告（以下「電話催告」という。）、徴収員・職員による訪問催告も実施している。

ウ 短期被保険者証の交付

国民健康保険料を滞納している世帯主は、短期被保険者証（以下、「短期証」という。）の交付対象となる。

「短期証」とは、「国民健康保険法施行規則」第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、被保険者証の検認又は更新の期日を通例定める期日より前の期日を定めた被保険者証のことである。通常の被保険者証（以下、「一般証」という。）の有効期間が 1 年であるのに対して、短期証の有効期間が 6 月程度と短い点での相違はあるものの、給付対象や給付水準等については、一般証と短期証とで特に変わる点はない。

短期証は、上記施行規則に加え、千葉市の制定した「千葉市国民健康保険被保険者証返還請求及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱」に従って交付され、毎年 8 月 1 日と 2 月 1 日に更新される。

エ 被保険者資格証明書の交付

滞納期間が 1 年以上で、短期証の交付により納付折衝の機会確保に努めたが、納付折衝や納付指導に応じず、納付ができない特別な事情に該当しない場合には被保険者資格証明書（以下、「資格証明書」という。）が交付される。

市は、資格証明書の交付を受けた被保険者に対しては、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療など「国民健康保険法」第 36 条第 1 項各号に定められた療養に対する給付を行わないことができる（同法第 36 条第 1 項ただし書）。このため資格証明書の交付を受けた被保険者は、保険診療の 10 割負担等を求められることとなる。また、市は、同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項を根拠として保険給付の一時差止を受けている世帯主が資格証明書の交付を受けている場合は、当該一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料額を控除することができる（同法第 63 条の 2 第 3 項）。

「千葉市国民健康保険被保険者証返還請求及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱」では、保険料を納期限から 1 年間納付せず、かつ、同要綱第 4 条に規定する特別な事情がない場合、市は当該世帯主に対して被保険者証の返還を求める旨が規定されている。世帯主が被保険者証を返還した場合、または被保険者証の期日が過ぎた場合においては、当該世帯主に対して資格証明書が交付される。平成 21 年 3 月末の資格証明書交付世帯は 8,632 世帯であり、国民健康保険加入世帯の約 6%にものぼっている。資格証明書交付方針は自治体により異なるため、さいたま市のように政策的に資格証明書交付を

行っていない自治体もある。その一方、福岡市のように国民健康保険加入世帯の約 8%が資格証明書発行世帯となっている自治体もある。千葉市において資格証明書交付世帯が比較的多いのは、要綱の規定を厳格に適用していること、短期証発行段階での窓口で納付相談が十分に行われていないこと等が影響しているのではないかと推察される。

オ 滞納処分

保険料納期までに納付されない場合には、滞納処分を実施することになる。滞納処分は、差押え・換価・配当の一連の手続で実施されるが、千葉市で実施されているのは、預貯金の差押えのみであり、平成 20 年度における滞納処分の実施は以下の 1 件のみであった。

図表 2-3-10 滞納処分実績

(単位：円)

区	差押え金額	換価金額
美浜区	992,450	200,000

(出所) 健康保険課調査資料を基に作成

なお、千葉市は保険料方式を採用しているが、滞納処分について法令では以下のように規定している。

「国民健康保険法」第 79 条の 2

市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする。

「地方自治法」第 231 条の 3 第 3 項

・・・督促を受けた者が、・・・指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、・・・地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

「地方税法」第 331 条第 1 項 1 号

市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

カ 不納欠損

平成 20 年度不納欠損の区ごとの事由別実績は図表 2-3-11 のとおりである。

図表 2-3-11 平成 20 年度不納欠損事由各区別内訳

	中央区		花見川区		稲毛区		若葉区		緑区		美浜区		千葉市全体	
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
失業	495世帯	29,729,450円	344世帯	24,983,120円	148世帯	11,201,560円	271世帯	25,004,740円	77世帯	9,167,830円	144世帯	10,321,180円	1,479世帯	110,407,880円
会社倒産・営業不振	783世帯	75,490,320円	1,149世帯	128,632,900円	202世帯	24,743,810円	284世帯	42,711,730円	106世帯	18,033,880円	89世帯	12,378,640円	2,613世帯	301,991,280円
病氣・病弱	452世帯	30,608,840円	230世帯	20,690,390円	152世帯	13,394,890円	269世帯	22,712,310円	47世帯	5,355,840円	106世帯	8,126,020円	1,256世帯	100,888,290円
借金返済	407世帯	45,821,340円	234世帯	29,644,180円	171世帯	19,272,430円	299世帯	41,071,880円	52世帯	7,416,170円	50世帯	6,654,130円	1,213世帯	149,880,130円
長期不在	13世帯	1,660,560円	8世帯	932,970円	4世帯	429,440円	3世帯	244,580円	1世帯	83,150円	4世帯	143,110円	33世帯	3,493,810円
保険内容不備	5世帯	547,560円	7世帯	562,210円	16世帯	2,502,400円	18世帯	4,695,480円	1世帯	192,020円	0世帯	0円	47世帯	8,499,670円
無関心	45世帯	3,431,480円	49世帯	7,355,630円	4世帯	480,120円	27世帯	2,415,980円	12世帯	1,868,220円	37世帯	3,096,980円	174世帯	18,688,410円
収入の減少 (給与の減額など)	939世帯	84,249,450円	77世帯	6,280,180円	620世帯	61,273,010円	648世帯	69,288,820円	295世帯	39,594,340円	423世帯	44,479,420円	3,002世帯	305,165,220円
低収入 (年金生活など)	591世帯	53,045,950円	48世帯	3,954,190円	390世帯	38,579,300円	408世帯	43,626,290円	186世帯	24,929,770円	266世帯	28,005,560円	1,889世帯	192,141,060円
保険料が高い(溯及賦課 による一括賦課など)	220世帯	19,823,400円	18世帯	1,477,690円	146世帯	14,417,170円	152世帯	16,303,250円	69世帯	9,316,310円	99世帯	10,465,740円	704世帯	71,803,560円
他の支出が多い(税金、 家賃、医療費など)	192世帯	17,253,700円	15世帯	1,286,130円	127世帯	12,548,280円	132世帯	14,189,860円	60世帯	8,108,640円	86世帯	9,109,070円	612世帯	62,495,680円
その他	104世帯	9,177,504円	10世帯	684,136円	69世帯	6,674,644円	79世帯	8,207,169円	34世帯	4,313,140円	53世帯	4,881,210円	349世帯	33,937,809円
計	4,246世帯	370,839,554円	2,169世帯	228,483,726円	2,049世帯	205,517,054円	2,590世帯	290,472,088円	940世帯	128,999,310円	1,357世帯	137,661,060円	13,371世帯	1,359,372,799円

(出所) 健康保険課調査資料

6 監査の結果

(1) 延滞金の徴収について

「千葉市国民健康保険条例」第 30 条においては、国民健康保険料を滞納した場合、「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」の規定により計算した延滞金額を加算して納付する旨規定されている。しかし、滞納処分を実施する場合を除き、延滞金は徴収されていない。これは、保険料を計算する千葉市のコンピュータシステムに、延滞金を算定するプログラムが組み込まれていないことが影響しているものと思われる。なお、「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」第 3 条に規定されている延滞金の減額又は免除は、やむを得ない事情がある場合に限定されており、現在延滞金を徴収していないケースの多くは同条を適用したものではない。

保険料を期限までに納付してもしなくても納付金額が変わらないのであれば、期日までに納付している者としていない者の間での不公平が生じる。また、ペナルティが無いことは、特段の理由も無い保険料滞納を助長することにもなりかねない。特段の理由も無い保険料滞納を減らすために、延滞金の徴収について検討することが必要である。

(2) 滞納処分について

ア 差押えの実施

悪質な滞納者に対応するため、滞納額 50 万円以上、資格証明書交付世帯及び非分納誓約世帯を対象に催告書の発送、財産調査、給与照会が実施されている。平成 20 年度の区別の財産調査の実施件数は図表 2-3-12 のとおりである。

図表 2-3-12 平成 20 年度財産調査件数

区	財産調査件数
中央区	53
花見川区	48
稲毛区	35
若葉区	42
緑 区	44
美浜区	21
合 計	243

(出所) 健康保険課作成資料

財産調査等の結果、差押えを実施したのは、美浜区において平成 19 年度 5 件、平成 20 年度 1 件のみであり、他の区では差押えは実施されていない。国民健康保険料は、家賃や公共料金、借金といった他の支払と比較して支払の優先順位が低くなる傾向がある。これらの事態を改善するためには、さらに滞納処分を強化して、差押え実施件数の増加を図ることが必要である。

中央区において平成 20 年度の財産調査結果を確認したところ、滞納金額 611,670 円(平

成 20 年 11 月 17 日現在) のある被保険者に対し、約 2,100 千円の預貯金残高があるにもかかわらず差押えを実施しておらず、またその理由も明確にされていない。合理的な理由なく保険料を滞納している者について、滞納金額を大幅に上回る預貯金残高があるにもかかわらず預貯金の差押えを実施しないのであれば、財産調査を実施する意味が無いと言える。また、財産調査を実施した結果、差押えを実施しない場合には、実施しない理由を明確にし、記録として残し責任者の承認を得る必要があると考える。

また、花見川区においても滞納金額 449,370 円 (平成 20 年 11 月 28 日現在) のある被保険者に対し、約 1,412 千円の預貯金残高があるにもかかわらず差押えを実施していなかった。その理由は、同区において預貯金照会をかけた全ての銀行より回答を得たのが平成 21 年 2 月と遅く、年度内に滞納処分を実施することが困難であったためとのことである。差押えを実施するためには、必ずしもすべての銀行からの回答を待つ必要はなく、滞納処分実施のタイミングを考慮し適時に滞納処分を実施する必要があると考える。

イ 差押えの対象について

差押え対象財産は、債権や不動産、動産などが考えられるが、現在、千葉市の差押えの対象財産は預貯金の払戻請求権のみであり、他の債権や動産、不動産に対する差押えは実施されていない。他の政令指定都市においては、図表 2-3-13 のとおり預貯金の他、給与や不動産、動産といった他の財産についても実施している例が見られる。

図表 2-3-13 平成 20 年度政令指定都市滞納処分実績

(単位：件)

	札幌市	仙台市	新潟市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	静岡市	浜松市	名古屋	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	
差押	給与	25	10				29			2	84				12	285	2	14	
	年金		1							17	16			4		34	10	3	
	生命保険・簡易保険	105			30		519			20	201	16	13	26	67	55	15	192	
	銀行預金・郵便貯金	102	42		16	1	24	292	5		122	430	47	155	19	189	117	25	581
	不動産		1		2				17	63		17	28	4	17	26		1	10
	その他	2	3		1		3	129		93	3	8	5		2		35	10	27
	計	234	57	0	49	1	27	969	22	156	164	756	96	172	68	294	526	63	827
参加差押	不動産							24	10		39	96	11	76	49	1	1	16	
	その他		1	1														1	
	計	0	1	1	0	0	0	151	24	10	0	39	96	11	76	49	1	2	16
交付要求	102	68	155	244	14	42	255	70	94	61	131	328	127	103	96	59	54	97	

千葉市においても、取立ての手数を配慮しつつ、預貯金以外の財産についても差押えの実施を検討すべきである。

ウ 参加差押えと交付要求の検討

前述のように、平成 20 年度に実施したのは預貯金の差押え 1 件と、交付要求 14 件のみである。交付要求・参加差押えは、すでに他の行政機関の滞納処分や強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、その手続に参加して配当を受ける方法である。「図表

2-3-13 平成 20 年度政令指定都市滞納処分実績」に記載のとおり、他の政令指定都市においては参加差押えと交付要求の実績は多く、千葉市においても積極的に活用していくことが望まれる。

(3) 納付組合について

一部地域においては、納付組合方式による徴収方法が実施されている。これは、納付組合長が組合員から保険料をとりまとめて納付を行うものである。保険料を取りまとめて納付した組合に対しては、保険料の通知書及び納付書 1 通につき 10 円、納付期限内に納付した保険料額の 100 分の 3 以内の額を合算した金額が交付金として交付される（「千葉市国民健康保険料納付組合交付金に関する規則」第 5 条第 2 項）。平成 20 年度の交付金支給額は、約 1,262 千円であった。

平成 21 年度の納付組合の名称及び世帯数は図表 2-3-14 のとおりである。世帯数が 10 世帯以下の納付組合が全体の半数を占めている。

図表 2-3-14 納付組合世帯数

No	名称	受持世帯数(世帯)	No	名称	受持世帯数(世帯)
1	生実町	13	10	御殿町	3
2	南生実町	5	11	上泉町	5
3	大日町	15	12	小間子町	31
4	武石町 1 丁目	35	13	下泉町	12
5	桜木町	16	14	谷当町	9
6	佐和町	1	15	下大和田町第六	7
7	宮田	6	16	猿橋第一	7
8	古泉町	10	17	板倉町	5
9	中田町	23			

(出所) 平成 21 年度納付組合名簿より作成

「千葉市国民健康保険料納付組合交付金に関する規則」第 2 条第 1 項第 3 項によれば、納付組合の定義は、「国民健康保険料の納付を自主的かつ組織的に行うため、納付義務者 20 人以上が一定の地域又は職域を単位として、任意に組織した組合で、組合員の保険料納付に関する事務を行うことを目的として、この規則で定める手続により市長に届け出たもの又は市長が特に認めたものをいう。」とされている。図表 2-3-14 は世帯数の集計であるが、世帯平均人数等を考慮すると納付組合の中には納付義務者 20 人に満たない組合が存在することは明らかである。納付義務者 20 人以上という基準は、納付組合設立時における基準であるため、当該人数を下回るようになったことによって解散となるわけではない。しかし、納付組合による保険料納付を行う目的は、国民健康保険料の納付意欲の向上と容易かつ確実な納付を行うことである。現状の納付組合は、1 組合当たりの受持世帯数も少なく、また「図表 2-3-6 納付方法別収納率」に記載のように徴収率も 87.3%と他の収納方法に比べ特別に高くはなく、保険料の確実な納付につながっているとは言えない面がある。制度制定当初とは社会状況が大きく変化しており、納付組合による収納方法については、見直しを行う必要があると考える。

7 監査の意見

(1) 滞納債権に対する組織的対応のための体制整備について

ア マニュアルの整備

市では滞納債権に対応するため、「千葉市国民健康保険料滞納処分マニュアル」を作成し、主として滞納処分についての取扱の各区への周知を図っている。

しかし、当該マニュアルは滞納処分に主眼をおいたマニュアルであり、分納誓約に対する対応方法等の滞納処分に至る以前の各段階におけるマニュアルは整備されていない。国保システムへの情報入力方法や分納誓約に関する取扱が各区若しくは担当者により異なるケースが生じる可能性がある。千葉市として、一定の方針を持って滞納債権にあたる必要があるため、滞納処分に至る以前の各段階においても一定の指針を示すマニュアルを作成する必要があると考える。

イ 滞納整理専任者の設置

現在、国民健康保険料の収納事務は、区役所の保険年金課国民健康保険係が徴収以外の業務との兼務で実施している。区役所でのヒアリングによると、業務時間内は窓口に来庁する市民への応対等に追われており、滞納者への催告や滞納処分に多くの時間を割くことは困難であるとのことであった。

このような状況に対処するためには、催告や滞納処分の事務処理を専門に行う職員を配置することが必要である。窓口での対応業務等で繁忙している区役所の保険年金課国民健康保険係の現状を考えた場合、保険年金課国民健康保険係の中に専任者を設けても、窓口業務対応要員に回ってしまう可能性が高いため、上記の専任者は国民健康保険係とは別組織として設置することが実効的であると考ええる。

ウ 国保システムへの入力について

国民健康保険料滞納者との対応記録は、「国保システム」上、国保備考欄に入力され、情報が蓄積される。特別徴収嘱託員が集金等で対応を実施した場合、美浜区（中央区と比較し、サラリーマンが多い地域）においては対応時の状況・滞納理由等について入力を実施しているとのことであったが、中央区（美浜区と比較し、自営業者が多い地域）においては、特別徴収嘱託員が各自で管理を実施しているため特段入力は実施していないとのことであった。

滞納経緯や経過は、滞納者との折衝の際に有用な情報を提供する。特別徴収嘱託員は、年間を通じて一定の期間で担当地域を変更するため、滞納者との折衝を前回と同一の担当者が実施するとは限らず、また滞納者が窓口にて区役所職員が納付相談を実施する場合も考えられる。国保備考欄への入力を徹底し滞納者情報を蓄積することにより納付折衝に継続性を持たせる必要があると考える。

エ 催告への民間委託の活用又は指導員の設置の検討について

平成 20 年度の電話催告の状況は図表 2-3-15 のとおりである。

図表 2-3-15 電話催告状況

催告状況		平成 19 年度	平成 20 年度
交渉	納付約束	626 世帯	574 世帯
	訪問約束	435 世帯	705 世帯
	納付拒否	16 世帯	11 世帯
	分納約束	260 世帯	302 世帯
	その他	714 世帯	368 世帯
	小計	2,051 世帯	1,960 世帯
交渉できず	不在	5,722 世帯	4,784 世帯
	所在不明	573 世帯	411 世帯
	小計	6,295 世帯	5,195 世帯
合計		8,346 世帯	7,155 世帯

平成 20 年度の電話催告は 7,155 世帯に対して実施された。しかし、これは平成 20 年度末の滞納世帯 36,655 世帯の約 2 割にすぎず、実際に交渉出来ているのはそのうち約 3 割に満たない。また、電話催告の件数も平成 19 年度に比して減少しており、現状の事務体制のままでは、十分な電話催告を実施する時間を確保することも困難であると考えられる。

催告のための時間の確保という観点からは、債務者への催告のノウハウをもつ民間債権回収業者等への業務委託が有効であると考えられる。財産調査や滞納処分は公権力の行使に当たるため、民間委託できないと解されるが、電話や訪問による納付の勧奨行為や、催告書・督促状等の印刷・作成・封入等の業務は、現行法上も民間委託を禁じていない。

東京都千代田区においては、平成 16 年度より滞納保険料の効率的かつ集中的に督促を行えること、また早期の未納者対応が可能となることからコールセンターを導入し、一定の成果を上げているとのことである。千葉市においても平成 22 年度より催告コールセンターの実施に向けての検討を行っているとのことであるが、催告の民間委託の活用について積極的な検討が望まれる。

(2) 短期証交付方法について

滞納世帯のうち一定の条件を満たす世帯については、通常保険証（一般証）より有効期限の短い短期証を簡易書留で郵送している。その後、職員及び特別徴収嘱託員による訪問や夜間納付相談の案内文送付、電話催告などを通じて納付折衝の機会を設けることにより、納付意思の確認作業を行っている。しかし、平成 21 年 10 月末現在、平成 21 年度当初更新（8 月 1 日）で短期証を交付した 5,241 世帯の内、納付折衝等の対応を行っていない世帯は 3,287 世帯（62.7%）に上っている。短期証の交付時に滞納者と納付折衝をすることができないことが多いため、「5 債権管理の状況把握（1）滞納整理事務の概要 エ 被保険者資格証明書の交付」に記載のように資格証明書の発行に至るケースが多くなっていると推察される。

短期証は保険給付について一般証と特段変わることはないものであり、短期証を交付する趣旨は、保険証更新機会を捉え、納付折衝を行うことにある。その趣旨から考えれば、短期証を郵送後に納付折衝等を行うのではなく、来庁の上、納付指導を実施の上交付することが必要であるとする。

(3) 保険税方式の採用について

国民健康保険の負担は、本来、医療保険の保険料としての性格を持つものであるが、市町村の選択により、「国民健康保険法」に基づく「保険料」の形式を採る以外に、徴収上の便宜として地方税法に基づく「保険税」の形式を採ることが認められている（「国民健康保険法」第76条第1項ただし書、「地方税法」第5条第6項第5号）。千葉市において保険料方式が採用された理由は、千葉市議会昭和40年第一回定例会会議録によれば、税の場合年4回の納付であるが、細かく分割して納付する方が納付する立場からは納付が楽であり、また常に被保険者と接することによって被保険者異動情報を迅速に把握できるためとされている。また、保険税の場合には税の改訂に連動する問題もある。

保険料による場合と保険税による場合では、制度上以下のような相違点がある。

図表 2-3-16 保険料と保険税の相違点

	保険料	保険税
消滅時効	2年	5年
遡及期間	2年	3年
先取特権	国税・地方税に次ぐ順位	国税・地方税と同順位

(出所) 国民健康保険法、地方税法より作成

これらの相違点を考慮すると、少なくとも滞納債権管理の上からは保険料よりも保険税の方が有利である可能性が高い。なお、総務省がホームページに掲載している資料によれば、平成19年度においては、全国の市町村1,816団体のうち87%にあたる1,575団体が、政令指定都市では、さいたま市のみが保険税を採用している。

千葉市においては昭和40年に保険料と保険税に関する制度比較検討が行われているが、その後検討が行われた形跡がない。過去の検討時より既に40年以上経過しており、当時とは人口、世帯数、社会環境なども大きく変化している。債権管理強化を図るため、保険税への変更を検討する余地があると考ええる。

(4) 特別徴収嘱託員も含めた研修制度について

平成20年度における収納・債権管理関係の研修のうち特別徴収嘱託員に関するものは、特別徴収嘱託員新規採用研修（対象者1名）のみであり、徴収業務の情報共有や質の向上を図る目的での研修は実施されていない。

区毎の特別徴収嘱託員の徴収実績を見ると下記のとおりとなっており、区毎にばらつきがみられる。

訪問世帯のうち徴収できた世帯の割合は緑区が半数程度と他区と比べ各段に高い。また、一人当たり徴収金額で稲毛区の21,174千円が若葉区の倍程度の徴収実績となっている。このように、特別徴収嘱託員徴収実績には区毎の差が大きく、それが一概に地域特性と言いきれない部分もあると考えられるため、徴収実績の良い区の事例を見習う等、市全体として取り組むことも有効であると考ええる。

図表 2-3-17 特別徴収嘱託員徴収実績

区	平成 20 年度			嘱託員数
	訪問世帯	徴収世帯	徴収金額	
中央区	8,792 世帯	2,697 世帯	69,039 千円	4 人
花見川区	2,912 世帯	364 世帯	12,475 千円	1 人
稲毛区	5,676 世帯	1,793 世帯	42,348 千円	2 人
若葉区	5,530 世帯	1,904 世帯	33,668 千円	3 人
緑 区	6,046 世帯	2,969 世帯	43,598 千円	3 人
美浜区	8,918 世帯	760 世帯	22,999 千円	2 人
合 計	37,874 世帯	10,487 世帯	224,127 千円	15 人

(出所) 国民健康保険事業概要 (平成 20 年度実績)

(5) 口座振替による納付割合向上について

「図表 2-3-6 納付方法別収納率」に記載されているとおり、口座振替による収納率は 96.51%と高い収納率となっている。千葉市における口座振替による収納割合の推移は図表 2-3-18 のとおりである。平成 20 年度の口座振替率が減少しているのは、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設され、口座振替率が高い 75 歳以上の被保険者が同制度に移行したことに伴うものと推察される。

図表 2-3-18 口座振替率の推移

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
口座振替率	44.20%	47.30%	47.70%	47.70%	43.00%

(出所) 国民健康保険課資料より作成

収納率向上及び徴収コスト削減の観点から、口座振替による収納を増やすことは有用である。政令市の中でも収納率が高い北九州市では、口座振替率が平成 20 年度末で 6 割程度と高くなっている。千葉市においても、国民健康保険加入時等において口座振替勧奨文書を配布する等を実施し、口座振替率を高めるべく努力を行っているとのことであるが、口座振替率は高まってはいない。新規加入者から順次、保険料支払いについて原則口座振替とすることも有用ではないかと考える。

また、東大阪市等においては口座振替奨励金制度等が導入されている。一律の義務化が困難である場合においても、口座振替のインセンティブとなるような方策を行うことも有用ではないかと考える。

(6) 納付書による収納率向上のための方策について

前納報奨金制度については、運用コスト等の問題から採用していない。しかし、前納報奨金制度は保険料を早期に納付するインセンティブとなり、保険料の収納率向上のためには、一定の効果があると考えられ、大阪府茨木市、高槻市等では前納報奨金制度が採用されている。前納報奨金制度についての検討を行うことも有用ではないかと考える。

(7) 市外に転出した滞納者への催告の実施について

平成 20 年度に市外に転出した滞納者に対する督促状は送付されているものの、催告書の送付は全く行われていない。

所管課においては、市外に転出した滞納者のデータの集計は実施されていないため、どの程度の市外転出の滞納者が存在するかは不明である。ただし、平成 21 年 10 月の市外在住滞納者への督促状送付件数は 526 世帯であり、滞納者が滞納分の保険料を完済しないまま市外へ転出するケースは少なくないのではないかと想像できる。債権という意味では市外転出者も変わるところはなく、平等性の観点からも市外転出者について、市内在住者と同様に催告を実施する必要があると考える。

(8) 多重債務対策について

滞納者の中には「他の支払に充てるため」に国民健康保険料を滞納している者もいる。このような状況を考慮すると、滞納債権の整理に当たっては、滞納者の多重債務の解決を図るという視点も必要である。厚生労働省は平成 19 年度より多重債務者相談モデル事業を立ち上げ、国民健康保険料滞納者が負っている消費者金融などからの債務の過払い分を国民健康保険料の滞納金に充てる事業をスタートさせており、一定の効果を上げている。

同事業に参加した豊橋市では、催告書に多重債務相談を実施している旨を記載したチラシを同封、ホームページにおいても多重債務相談窓口の設置について記載し利用を呼び掛ける等、多重債務の解消による国民健康保険料の回収を図っている。先行事例を参考に、滞納者の多重債務解決を支援することで、多重債務者の減少に取り組むことも有用であると考えます。

(9) 保険料回収時の充当順序について

中央区において、分納誓約者についての納付状況を確認した際、下記のような事例が見受けられた。

平成 19 年度の第 6 期の一部から第 10 期までの保険料の収納がなされていない一方で、これより新しい平成 20 年度の第 1 期より第 7 期までの納付がなされている事例があった。古い保険料未納があるにもかかわらず新しい納付書を用いて納付が行われた場合、未納保険料に関して時効が到来する可能性がある。

納付者の意思を確認した上で、滞納保険料の回収額を最大化するように充当順序を十分検討すべきであると考えます。また、このようなケースに対応した対処方法をマニュアル上規定する必要があると考えます。

(10) 「国保システム」の時効等の処理について

現状の「国保システム」は、滞納債権を個別に管理する機能を有していない。このため、時効中断データ、不納欠損データの管理がシステム上自動で管理できず、結果として出力したデータを基に手作業で管理することとなっている。

このことが、昨年度までの、誤徴収の原因の一つにもなっていると考えられる。

現在、「国保システム」に滞納管理機能を追加し、個別の債権毎に時効中断処理や不納欠損処理等ができる機能について平成 23 年 4 月から稼働するよう着手していることから、今

後当該システムを利用した業務の見直しや既存データの処理等適切な運用が望まれる。

(1 1) 督促状の発送時期について

「5 債権管理の状況把握 (1) 滞納整理事務の概要」に記載のとおり、「千葉市予算会計規則」第 37 条第 1 項において、督促状は納期限後 20 日以内に発送する旨が定められている。

しかし、実際は前々月納期未収納世帯に対し毎月上旬に督促状の発送が行われており、督促状発送までに納期限後 20 日以上の期間を要し、「千葉市予算会計規則」の規定と整合していない。所管課によれば、国民健康保険料の徴収について準用する地方税法の規定において、納期限後 20 日以内に発しなければならぬとされているが、当該規程は訓示規定であるとの判例が昭和 30 年に示されており、納期限後 20 日を超えた督促状についてもその効力に影響はないとのことである。ただし、判例の出た昭和 30 年と比べ情報処理環境も格段に整備されてきていること、また、早期の財産差押えのためにも督促状発送時期を早めることは有効と考えられることから、より早期に督促状を発送する体制整備を指向する余地があると考ええる。

(1 2) 滞納債権関連情報の集計・分析及び活用について

「5 債権管理の状況把握 (1) 滞納整理事務の概要 カ 不納欠損」に記載の不納欠損事由各区分別内訳は、失業、会社倒産、病気等の滞納を行っている時点で滞納要因の分析である。滞納債権への対策上はこのような要因の分析をし、分析結果に基づき減免等の対策に生かすことは有効である。

しかし、不納欠損を行う際の分析としては、差押え物件が無い、生活保護開始、所在不明等の欠損とせざるを得なかった事由の分析が別途必要ではないかと考える。その上で、不納欠損を本当に行わなければならなかったのか、本来生活保護等として何らかの手を差し伸べるべき対象であったにも関わらず対策がとられていなかったのではないかと等の分析を実施することも有用であると考ええる。

また、包括外部監査実施時に所管課に資料提出を求めたところ、資料の提出に時間を要したケースや、提出されたデータに正確性を欠くものがあり、所管課によるデータの集計・分析が十分なされていないと思われる点があった。滞納債権に関する情報は、統計データをとることが目的では無く、それらをいかに滞納債権回収に役立てるかが重要である。情報収集、分析の方法について目的を考慮した上で検討する必要があると考ええる。

第4 保育料

1 制度趣旨

千葉市では市内に居住する乳幼児の福祉を増進するために、保育所を設置している（「千葉市保育所設置管理条例」第1条）。また、千葉市内には、千葉市が設置した保育所（以下、「公立保育所」と記載する。）の他、千葉市以外の者が設置し千葉市長の認可を受けた保育所（以下、「私立保育園」と記載する。）もある（なお、以下の記載において「保育所」と記載されている場合は、前後との関係上明らかである場合を除き、公立保育所と私立保育所の双方を指す）。「児童福祉法」において、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」（「児童福祉法」第24条第1項）と規定されており、千葉市における保育所の設置は「児童福祉法」の趣旨に則ったものである。

保育所に入所することができる者は、上記の「児童福祉法」第24条第1項の規定に基づき市長が保育の実施を必要と認めた乳児又は幼児である（「千葉市保育所設置管理条例」第3条）。ただし、上記に該当しない乳児又は幼児であっても、その保護者が市長の許可を受けて保育所に委託することができる（同条例第4条）。

保育の実施を必要と認められる場合とは、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合である（「千葉市保育の実施に関する条例」第2条）。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

平成20年7月1日現在、千葉市内には60の公立保育所と33の私立保育園の計93の保育所(園)がある。

2 徴収事務の概要

(1) 保育所の運営経費について

ア 保育所運営経費の財源

市町村の設置する保育所および都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用は、市町村が負担する（「児童福祉法」第 51 条第 3 号および第 4 号）。上記の保育費用を負担した市町村の長は、本人またはその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる（「児童福祉法」第 56 条第 3 項）。

イ 保育料の納付義務

千葉市においては、上記の「児童福祉法」の規定に基づき、「保育所に乳幼児を委託する者は、「児童福祉法」第 56 条の規定による保育所運営費国庫負担金交付基準の定める範囲内で、市長が別に定める額の使用料を納入しなければならない」（「千葉市保育所設置管理条例」第 5 条）と定めている。すなわち、保育所に入所している児童の保護者は、千葉市に対して使用料として保育所保育費負担金（以下「保育料」と記載する。）を納付する義務を負う。なお、上記に記載のとおり、保育料を徴収する対象となる保育所は市が設置したもののほか市以外が設置した保育所も対象となるため、私立保育園の保育料についても市に納付することとなる。

保育料の納期は、児童が保育所に在籍した月の月末である（「千葉市児童福祉措置費等の徴収等に関する規則」第 4 条第 2 項第 3 号）。

市町村が保育料を納付義務者から徴収する権利は、5 年を経過すると時効により時効の援用を要せずに消滅する（「地方自治法」第 236 条第 1 項及び第 2 項）。納入の通知及び督促は時効中断の効果を生ずる（同第 4 項）。

ウ 保育所運営経費の負担状況

千葉市の保育所運営経費は、国、千葉市、千葉市民の三者の負担によってまかなわれることとなる。

保育所の運営経費のうち国庫負担割合は、国が定める運営経費から国基準の保育料徴収金額を控除した額（負担金対象額）の 1/2 である（公立保育所の国庫負担相当額は平成 16 年度より一般財源化されている）。

千葉市が支弁する保育所運営費のうち負担金対象額を超える部分は、市が単独で負担している。図表 2-4-1 は、平成 20 年度決算ベースでの保育所運営経費と保育料保護者負担の関係を示したものである。なお、表中の国の負担は、平成 16 年度より公立保育所の国庫負担相当額が一般財源化されているため、公立保育所については従前どおり国庫負担金を受けているとの仮定の下で算出した金額である。千葉市の保育所運営経費の総額 123 億円のうち保護者の負担分は 29 億円程度であり、保育所運営経費全体に占める保護者の負担分は 25%弱である。

図表 2-4-1 保育所運営経費（平成 20 年度実績）

（単位：千円）

公費負担基本額		国徴収金（注 1）		市が追加負担している経費	その他（注 2）
国庫負担額	市負担額	保育料軽減額（市負担）	保育料		
818,830	3,360,743	1,294,232	2,936,806	3,854,588	2,400
← 支弁総額（国が定める運営経費）		8,410,611		→	
← 千葉市が保育所を運営する経費		12,267,600		→	

（出所）保育課作成資料より

（注 1）国が定める「保育所徴収金基準額表」に従って保育料を決定したと仮定した場合に、保護者が負担する金額である。

（注 2）障害児受入れのための保育所改修に係る国庫補助金である。

（2）保育料の決定方法について

保育料は、従来「児童福祉法」において家計の負担能力に応じて決定される旨規定されており、応能負担方式が採られていたが、平成 9 年度の児童福祉法改正により、応益負担を基本としつつ、「家計に与える影響を考慮」（「児童福祉法」第 56 条第 3 項）する方式に転換されている（「厚生労働省『保育分野の規制改革に関する考え方』平成 17 年 3 月」より）。応益負担の考え方に立てば、保育料が保育サービス提供の対価としての性格を有する点に着目することとなり、同じ保育サービスに対しては同一の料金を負担することとなるはずである。しかし、家計に与える影響を考慮し、千葉市における保育料の決定方法は、以下のとおり所得状況に応じて細かく階層化されており、このため応能負担の考え方が強く反映されているといえる。

千葉市の保育料は、入所世帯が前年度分の住民税額または前年分の所得税額等に応じ 14 段階に階層化されている。また、階層ごとに入所児童の年齢に応じて 3 歳未満児と 3 歳以上児に区分されている。これは、入所児童の年齢により保育に要する費用が変化することを考慮したものであると考えられる。さらに、同一世帯より複数の児童が利用する場合には軽減された保育料が設定されている（「千葉市児童福祉措置費等の徴収等に関する規則」第 2 条第 2 項、別表第 5）。

なお、同規則第 5 条において、納入義務者が (1)失業又は疾病等により著しく所得が減少したとき、(2)天災その他不慮の災害等に被災したとき、(3)その他特別の理由があるとき、といった条件に該当する場合には、申請を行うことにより保育料の減額または免除を受けることが可能である旨が定められている

平成 20 年度の保育料は図表 2-4-2 のとおりである（同規則別表第 5）。

図表 2-4-2 における 1/2 額、1/10 額は、保育料の軽減措置に伴うものである。保護者の負担を軽減するため、同一世帯から就学前児童が 2 人以上同時に保育所（園）、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施

設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用している場合には、その中で最も高い年齢の児童（1人目）の保育料は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）の保育料は1/2額、その他の児童（3人目以降）の保育料は1/10額が適用される。なお、平成21年度からは、3人目以降の児童の保育料は無料となっている。

図表 2-4-2 保育料月額

(単位：円)

階層区分	定義	3歳以上児(月額)			3歳未満児(月額)		
		基準額	1/2額	1/10額	基準額	1/2額	1/10額
A	生活保護法による被保護世帯(単独世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0
B	A階層及びD1～D10階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1	A階層及びD1～D10階層を除き前年度分の市町村民税均等割のみの課税世帯	3,320	1,660	330	4,110	2,050	410
C2	A階層及びD1～D10階層を除き前年度分の市町村民税所得割課税世帯	5,280	2,640	520	6,170	3,080	610
D1	A階層を除き前年分の所得税課税額4,300円未満の世帯	8,930	4,460	890	11,180	5,590	1,110
D2	A階層を除き前年分の所得税課税額4,300円以上～8,500円未満の世帯	12,570	6,280	1,250	14,960	7,480	1,490
D3	A階層を除き前年分の所得税課税額8,500円以上～25,000円未満の世帯	17,600	8,800	1,760	18,840	9,420	1,880
D4	A階層を除き前年分の所得税課税額25,000円以上～40,000円未満の世帯	19,310	9,650	1,930	26,650	13,320	2,660
D5	A階層を除き前年分の所得税課税額40,000円以上～56,000円未満の世帯	21,020	10,510	2,100	33,450	16,720	3,340
D6	A階層を除き前年分の所得税課税額56,000円以上～71,000円未満の世帯	22,730	11,360	2,270	40,760	20,380	4,070
D7	A階層を除き前年分の所得税課税額71,000円以上～103,000円未満の世帯	24,440	12,220	2,440	47,520	23,760	4,750
D8	A階層を除き前年分の所得税課税額103,000円以上～149,000円未満の世帯	26,150	13,070	2,610	51,180	25,590	5,110
D9	A階層を除き前年分の所得税課税額149,000円以上～413,000円未満の世帯	27,860	13,930	2,780	53,790	26,890	5,370
D10	A階層を除き前年分の所得税課税額413,000円以上の世帯	29,610	14,800	2,960	54,830	27,410	5,480

(出所) 千葉市 HP より

一方、延長保育料については、保育料 A、B 階層は無料であることを除いては所得税額による階層は設定されておらず、年齢及び保育時間による区分がなされている。延長保育料の月額を図表 2-4-3 のとおりである

図表 2-4-3 延長保育料月額

区 分	3 歳未満児	3 歳以上児
午後 7 時まで	3,000 円	1,900 円
午後 8 時まで	6,000 円	3,800 円

(出所) 千葉市 HP より

3 システムの概要

(1) システム概要

保育システムは「福祉総合情報システム」の一システムを構成している。「福祉総合情報システム」は、総合相談、高齢者医療、児童家庭、保育、障害福祉、高齢者福祉の 6 業務から構成され、千葉市独自仕様にに基づき、株式会社富士通により開発されたもので、平成 14 年から順次稼働が開始されたものである。保育システムについては、平成 15 年度から稼働が開始されている。

「福祉総合情報システム」の開発経費は総額で 554,000 千円であり、そのうち保育システムの開発費は 77,574 千円であった。当該システムの所有権は千葉市にあり、千葉市の専用ネットワーク及び庁内ネットワークと連携している。

「福祉総合情報システム」として位置づけられているサブシステムは図表 2-4-4 のとおりである。

図表 2-4-4 福祉総合情報システムのサブシステム一覧

システム名
総合相談システム
高齢者医療システム
児童家庭システム
保育システム
障害福祉システム
高齢者福祉システム

(出所) 保育課へのヒアリングにより作成。

(2) データフロー概要

「保育システム」のデータフロー概要をまとめると図表 2-4-5 のとおりである。

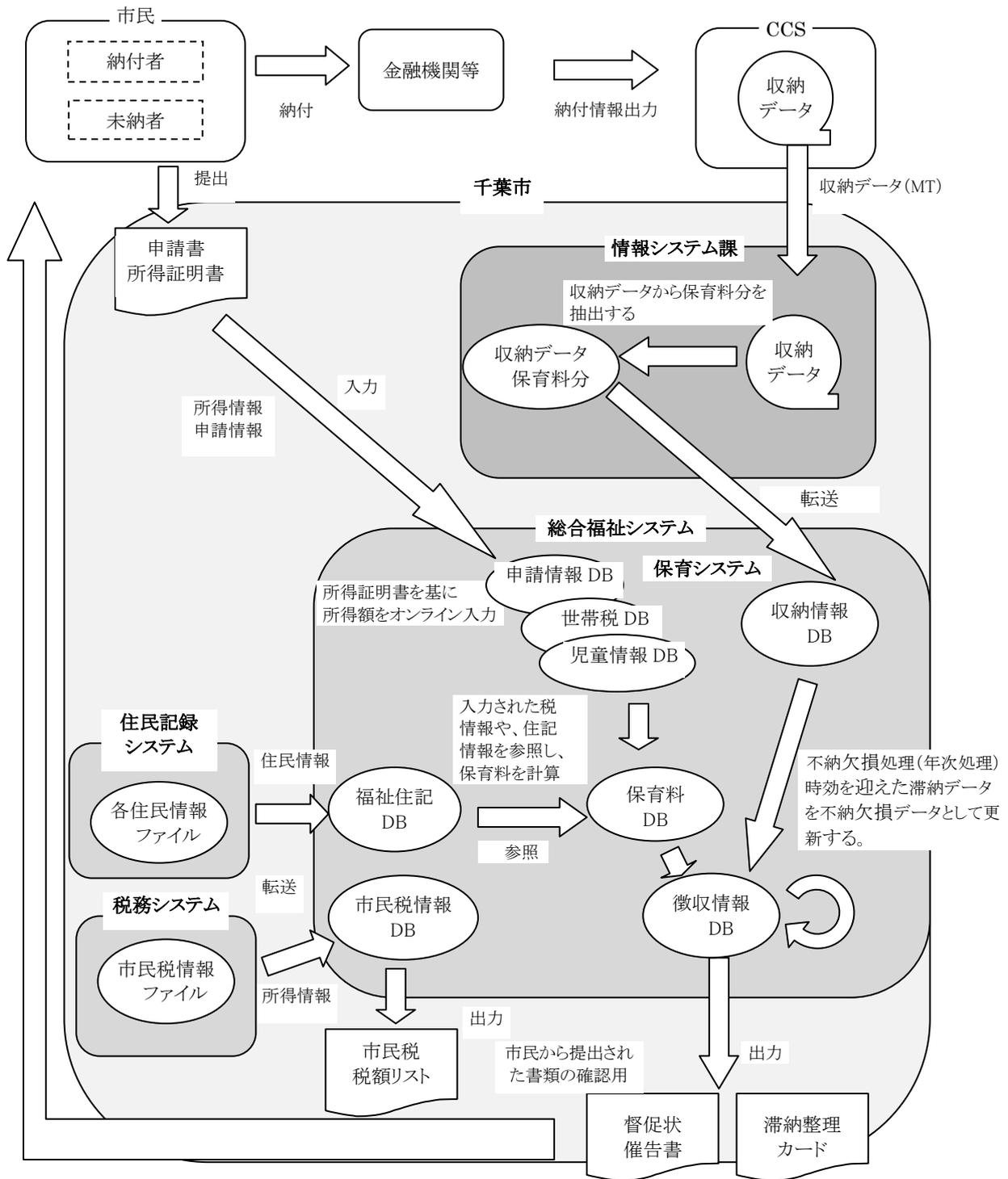
「福祉総合情報システム」の各システムは、共通で「福祉住記情報 DB」を使用して、住民情報データの参照をしており、「福祉住記情報 DB」は、住民記録システムから日次で、宛名番号をキーとして住民情報が反映されている。但し、市民が、住民登録と同時に保育所の申請を行う場合には、住民情報の「保育システム」へのデータ転送に 1 日かかることから、各区（保健）福祉サービス課に不便が生じるケースが存在する。

「保育システム」は、市民から提出される申請書、所得証明書等に基づいて、上記住民情報データを参照し、該当者の保育料を計算し、保育所入所台帳を作成するものである。

一方、収納情報は「CCS」から磁気テープにより情報システム課に送付後、同課において

保育分のデータ抽出を行ったうえで保育システムに転送され、収納情報の消込み処理を日次で行い、消込みした結果を、「保育システム」独自で所有する「徴収情報 DB」に出力して管理している。

図表 2-4-5 データフロー概要



(出所) 保育課へのヒアリングにより作成。

(注) 「CCS」とはちばぎんコンピューターサービス㈱を指す。

「徴収情報 DB」からは督促状及び催告書、納付交渉の経緯を手書きで記載するために使用する滞納整理カードが出力される。さらに、年次処理によって時効の対象とされる滞納データを不納欠損データとして更新している。

なお、毎年3月に所得証明書等に基づいて世帯全体の税額を入力し、翌年度の保育料を自動計算する仕組みになっている。

(3) システムの管理状況

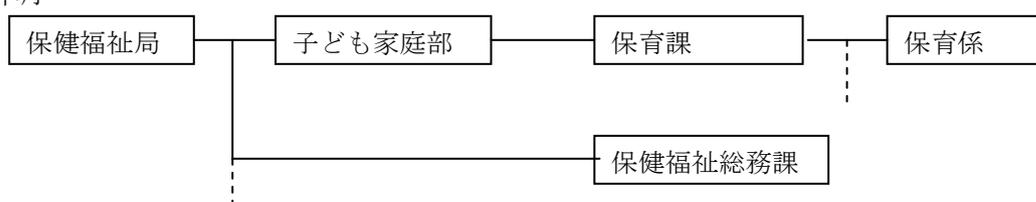
保育システムを含む福祉総合情報システムにおける運用保守は、「千葉県福祉総合情報システム運用保守業務委託」（委託料年額税込 170,090 千円）に基づいて株式会社富士通システムソリューションズ（以下、「受託者」と言う。）に委託している。各業務内容は、「千葉県福祉総合情報システム運用保守業務委託仕様書」に従い受託者が実施しており、特にシステムの各ジョブの管理はジョブ自動運転システムによって予め（毎年12月に年間計画が立案されて）登録され、自動管理されている。受託者の担当者がジョブの正常終了確認、異常終了時の原因究明、千葉県への報告、対策実施を行っている。千葉県（委託者）と受託者との間で毎月定例会が開催され、障害の対応状況、稼働維持作業の結果が受託者から報告される。また、翌月のスケジュールについても確認されている。

4 収納事務の確認

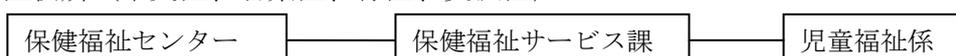
(1) 収納体制

市の事務分掌上、保育料に関する事務は保健福祉局子ども家庭部保育課において実施される（千葉県事務分掌規則第6条）。実際には、平成20年4月1日現在、保育料の収納および債権管理に関連する部局は以下のとおりであり、保育課以外にも関連する部署がある。

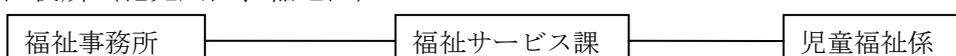
本庁



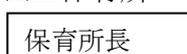
区役所（中央区、若葉区、緑区、美浜区）



区役所（花見川区、稲毛区）



公立保育所



上記関連各部署の担当事務は図表 2-4-6 のとおりである。保育料徴収事務は主として保育課保育係が担当している。

図表 2-4-6 担当事務

部 局	担 当 事 務
保健福祉局子ども家庭部保育課	
主査	◇保育所における保育所長による徴収の総括
保育係	◇保育料調定事務 ◇納付書送付事務 ◇督促状送付事務 ◇滞納者保育料徴収事務（納付相談、滞納処分、電話催告等） ◇口座振替登録事務
嘱託員	◇臨戸徴収、指導
区役所保健福祉サービス課（または福祉サービス課）	
児童福祉係	◇保育料決定事務 （挙証資料（源泉徴収票等）受理、システム入力、減免申請受理及び決定）
各公立保育所	
保育所長	◇納付書の手渡し（口座振替未登録者） ◇督促状の手渡し ◇納付相談

（出所）保育課作成「保育料担当者の収納事務分担表、本庁と各区等の連携体制」

（2）収納事務の概要

ア 収納事務の流れ

公立保育所・私立保育園のいずれの場合も、入所申込受付、申込み内容や家庭状況等の審査、入所先の決定は、市が一括して実施している。

保育料は、公立、私立にかかわらず、利用者が市に納付する。私立保育園が保育に要した費用は、私立保育園に対して市が支払う委託料によってまかなわれる。延長保育料については、公立保育所については通常の保育料と同じ流れで収納されるが、私立保育園については各私立保育園で徴収され、各園の収入となる。

なお、千葉市民が、千葉市外の保育所を利用した場合の保育料についても、千葉市に納付することとなる。

保育料の収納事務は、以下のように進められる。



（ア）保育料の決定

保育所への入所を希望する保護者は、入所申込書に前年分の所得税及び前年度分の市

町村民税の課税額を証明する書類等の必要書類を添えて各区役所（保健）福祉サービス課児童福祉係に提出する。公立・私立を問わず入所申込の受付、審査、入所決定は区役所にて一括して実施する。入所決定と同時に保育料の決定を行う。

保育料は、原則として、入所した月の初日における児童の年齢と、児童の属する世帯の所得状況に保育料の月額表を適用して決定される。世帯の所得状況については、入所申込時に提出された所得税額を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）によって把握された前年分の所得税及び前年度分の市町村民税の課税額を用いる（税制転用方式）。各区役所にて税情報を福祉システムに登録する。保護者には、福祉システム管理室にて作成された入所承諾通知書または保育料決定通知書が送付され、保育料の通知が行われる。

（イ）保育料の調定

各月分の保育料の調定は利用月の12日前後に行われる。具体的には、福祉オンラインから出力した調定書を基に財務会計システムに入力し、決裁を受ける。

（ウ）納付

保育料の納付期限は利用月の月末（土日休日の場合はこれらの日の翌日。12月の場合は翌年の1月4日）である（千葉市児童福祉措置費等の徴収等に関する規則第4条第2項第3号及び第3項）。保護者は、口座振替または納付書納付の方法により保育料を納付する。

口座振替の場合は、保育課で作成した口座振替データが各月12日前後に保育課から「CCS」経由で指定金融機関に提出され、月末に各金融機関にて口座振替がなされる。

納付書納付の場合は、各月15日前後に保育課から各公立保育所に納付書が送付され、保護者に配布される。私立保育園および千葉市外保育所に通所する児童の保護者に対しては、保育課から直接郵送される。

（エ）消込処理

収納情報は、CCS から磁気テープにより情報システム課に送付された後、同課において保育分のデータが抽出され保育システムに転送される。保育課において、保育システムに転送された収納情報の消込み処理を日次で行っている。

また、保育課では、消込み結果について、「保育システム」から出力される「徴収簿ファイル」を用いて管理している。

イ 収納状況

平成16年度から平成20年度までの保育料の調定額、収入未済額、収納率等の推移は図表2-4-7のとおりである。

現年度分の保育料の収納率は概ね97%台で推移している。収入未済額は、平成18年度の約7,800万円をピークに平成19年度および平成20年度では約7,400万円と若干改善した。過年度分は平成18年度までは20%前後であったが、平成19年度及び20年度において

は 26%程度と改善している。一方、収入未済額は平成 16 年度から平成 18 年度にかけて年間約 1 千万円ずつ増加し、平成 18 年度には約 1 億 4 千万円までに達したが、平成 19 年度には滞納額の増加額が約 300 万円と鈍化し、平成 20 年度には減少に転じてほぼ平成 18 年度の水準となった。

このように近年収納率が改善しているのは、平成 19 年度から差押え等の滞納処分を開始するなど滞納対策に取り組んだ結果と考えられる。

図表 2-4-7 収納状況の推移

(単位：千円)

区分			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
現年度分	調定額	a	2,534,478	2,738,801	2,787,623	2,834,733	2,936,806
	収納済額	b	2,471,688	2,664,800	2,709,806	2,760,797	2,862,903
	還付未済額	c	0	180	92	216	248
	収入未済額	d=a-b+c	62,790	74,181	77,909	74,152	74,151
	収納率	b/a	97.5%	97.3%	97.2%	97.4%	97.5%
過年度分	調定額	a	173,004	181,704	201,851	216,744	215,505
	収納済額	b	34,669	34,446	41,916	55,222	56,032
	収入未済額	d=a-b-e	118,756	127,625	139,012	142,082	139,159
	不納欠損額	e	19,579	19,633	20,923	19,440	20,314
	収納率	b/a	20.0%	19.0%	20.8%	25.5%	26.0%
合計	調定額	a	2,707,482	2,920,505	2,989,474	3,051,477	3,152,311
	収納済額	b	2,506,357	2,699,246	2,751,722	2,816,019	2,918,935
	還付未済額	c	0	180	92	216	248
	収入未済額	d=a-b+c-e	181,546	201,806	216,921	216,234	213,310
	収納率	b/a	92.6%	92.4%	92.1%	92.3%	92.6%

(出所) 保育課作成資料より

図表 2-4-8 平成 20 年度政令指定都市における収納率の比較

都市名	現年度分		過年度分		合計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
千葉市	97.5%	11	26.0%	3	92.6%	8
名古屋市	99.5%	2	27.8%	2	99.0%	1
浜松市	99.7%	1	31.1%	1	99.0%	1
北九州市	98.8%	3	20.3%	7	94.9%	3
川崎市	98.5%	5	20.9%	5	94.3%	4
静岡市	98.4%	6	23.6%	4	94.1%	5
さいたま市	98.2%	7	14.5%	12	93.1%	6
京都市	98.7%	4	20.7%	6	92.8%	7
新潟市	98.1%	8	7.5%	18	92.5%	9
横浜市	97.3%	14	20.0%	8	92.0%	10
仙台市	97.8%	9	11.1%	16	91.3%	11
福岡市	97.5%	12	13.2%	14	90.6%	12
広島市	97.7%	10	16.2%	10	90.6%	12
岡山市	97.3%	15	15.1%	11	90.3%	14
堺市	97.4%	13	17.5%	9	89.8%	15
神戸市	96.8%	17	13.3%	13	88.7%	16
札幌市	97.2%	16	10.2%	17	88.6%	17
大阪市	95.8%	18	12.7%	15	76.4%	18

(出所) 保育課作成資料より

一方、平成 20 年度の収納率を他の政令指定都市と比較すると、図表 2-4-8 のとおりである。

他の政令指定都市との比較では、18 市中、現年度分 11 位、滞納繰越分 3 位、合計 8 位である。過年度分の収納率は全国平均 17.9%を上回る 26.0%であったが、現年度分の収納率は全国平均 97.9%を若干下回る 97.5%であり、現年度分と過年度分の合計の収納率は全国平均 91.7%を若干上回る 92.6%である。

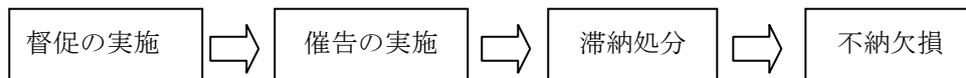
5 債権管理の状況

(1) 債権管理の体制

保育料の債権管理に関する事務については、主として保健福祉局子ども家庭部保育課保育係が担当する。保育係の中で、滞納保育料の督促・回収業務に従事している人員は、平成 20 年 4 月 1 日現在、正職員 2 名、非常勤嘱託職員 3 名の合計 5 名である。この他、公立保育所の保育所長が督促状の手渡し及び納付指導を行っている。

(2) 債権管理事務の概要

納期までに納付されなかった保育料の債権管理事務は、概ね以下の方法で進められる。



ア 督促の実施

納期を過ぎても納付されない場合には、地方自治法に基づき期限を定めて文書（督促状）による督促を行わなければならない（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項）。督促は、保育料徴収権の消滅時効を中断する効果がある（地方自治法第 231 条の 3 第 4 項）。また、「ウ滞納処分」において記載のとおり保育料の滞納者に対しては滞納処分を行うことができるが、督促は滞納処分の前提要件であり、督促を行わずに滞納処分を行うことはできない。

督促は、保育料の納期から 20 日以内に実施しなければならないとされている（千葉市予算会計規則第 37 条第 1 項）。公立保育所に在籍する児童の場合、督促状は保育所長から保護者に直接手渡しされる。私立保育園に在園する児童の場合、私立保育園経由で保護者に渡すが、その方法は各園に任せている。また、既に卒園した児童（公立、私立とも）及び市外保育所に在籍する児童の場合、督促状は自宅へ郵送される。

イ 催告の実施

督促を実施してもなお納付しない者に対しては、納付を促す方法として催告を実施する。催告によって滞納者とのコンタクトを図り、納付に向けた交渉が行われる。催告には、文書催告、電話催告、訪問催告、保育所で開催される納付相談会等の方法があり、滞納者の状況等に応じ実施される。各催告方法は次のとおりである。

(ア) 文書催告

年 5 回（4 月（過年度分のみ）、5、8、11、2 月（いずれも現年度のみ））、保育料の滞納者全員に対して文書（催告状）を個別に送達し、納付を呼びかけるものである。

(イ) 訪問催告

滞納者の居宅等を訪問して納付の勧奨、相談及び指導を行うものである。訪問時に徴収するか、または納付約束を取り付けることが目標となる。

(ウ) 電話催告

滞納者に対して電話によって納付の勧奨を行うものである。

(エ) 保育所における納付指導

公立保育所では、在籍する児童の保護者が日常的に来所する機会を捉えて、滞納者に対して保育所長が納付指導を実施する。

また、滞納者のうち、公立保育所に通う児童の保護者について、市保育課職員が保育料の納付の相談及び指導を実施している。

催告については、保育所における納付指導を除き非常勤職員たる千葉市保育料徴収嘱託員（3 名。以下「徴収嘱託員」と記載する。）が担当している。

納付交渉の経緯については、年 5 回（現年度分 5、8、11、2 月、過年度分 4 月）出力される滞納整理カードに記載している。混乱を防止するため、新しい滞納整理カードが出力された際には収納状況等を確認した上で、古いカードを別途保管することとしている。

また、必要に応じて保育所へ訪問し保育所長より滞納者の情報を収集している。

ウ 滞納処分

保育は、単なる施設の利用関係ではなく、児童福祉の観点から実施されるものであり、保育料を納付しないことを理由に保育を拒否することはできない。

その一方で、保育料を納付しない者に対しては、地方税法に規定する滞納処分の例によって強制徴収手続をとることができる（児童福祉法第 56 条第 10 項）。従って、督促や催告、納付に向けた交渉等によっても滞納の解決が図られない場合は、財産の差押え等の滞納処分が実施される場合がある。

千葉市では、平成 19 年度より滞納保育料について財産の差押え等の滞納処分を実施している。

滞納処分を行う際に、滞納者の財産を調査する必要がある場合は、必要な範囲内で財産調査を実施する。現在、財産調査の対象としている財産は、預貯金払戻請求権（以下「預貯金」と記載する。）、給与の支払請求権（以下「給与」と記載する。）及び生命保険の解約返戻金請求権（以下「生命保険」と記載する。）である。預貯金の調査では、金融機関に対して滞納者の預金口座の有無及び残高を照会しており、平成 20 年度に照会の対象とした金融機関は、千葉市内に本支店のある金融機関である。

財産調査によって差押え可能な預金等残高があることが判明した場合は差押え処分を実施する。差押えを実施した際には、滞納者に通知するとともに差押え調書を作成する。

一方、延長保育料は、児童福祉法等の法令を根拠とする使用料ではないため、国税徴収

法に規定する滞納処分を行うことができず、地方自治法施行令第171の2に従って強制執行その他保全及び取立てに関し、必要な措置をとらなければならない。延長保育料については催告等によって滞納の解決が図られない場合は、上記の規定に従って給付の実現を図ることとなる。ただし、平成20年度末までに上記の措置を行った実績はない。

なお、催告や納付折衝など、滞納処分に該当しない事務については、保育料と延長保育料の双方について同時に処理している。

エ 不納欠損

滞納保育料の回収を図るべく督促や催告等といった手段を講じてもなお納付がなされず、対象債権の消滅時効が完成した場合は、回収が不可能となる。回収不能になった債権は、不納欠損処理を行い、市の未収金から除かれる。

(3) 滞納の状況

ア 収入未済額の状況

平成16年度から平成20年度にかけての収入未済額（現年度分、滞納繰越分）、及び収納率等の推移は、「4 収納事務の確認 (2) 収納事務の概要 イ 収納状況」に記載の「図表2-4-7 収納状況の推移」のとおりである。

また、平成21年6月3日現在の保育所の滞納額毎の分布状況は図表2-4-9のとおりである。

平成20年度決算の収入未済額に占める私債権（延長保育）の額は5,754千円（内、現年分1,967千円、滞納繰越分3,787千円）である。

また、滞納者別にみた私債権（延長保育）の滞納額の最高額は、平成21年1月14日時点で193千円（平成17年度～現在入所中）である。

図表 2-4-9 保育所別滞納額の分布状況

滞納総額	保育所数		
	公立	私立	管外
500万円超	10	0	0
500万円以下	1	3	0
400万円以下	10	3	0
300万円以下	8	10	0
200万円以下	19	10	0
100万円以下	12	9	6
10万円以下	1	2	12
合計	61	37	18

(出所) 保育課作成「保育所別保育料滞納額一覧表(21年6月3日 処理後データ)」

イ 納付相談会の実施状況

平成20年度については、公立保育所のうち39の保育所において納付相談会を実施した。そのうち滞納額の多い一部の保育所における実施状況は図表2-4-10のとおりである。なお、相談会前に完納した場合は出席不要となる。

図表 2-4-10 納付相談会の実施状況

	対象滞納額 (円)	徴収額計 (円)	保護者数	納付者数 (内訳)				出席者のうち分納	誓約書作成
				合計	出席	欠席	不要		
A 保育所	3,864,690	665,120	11	10	4	3	3	4	4
B 保育所	3,095,310	743,630	10	6	2	2	2	2	1
C 保育所	2,925,430	441,060	8	7	4	3	0	4	0
D 保育所	3,245,330	288,630	12	11	5	2	4	5	2

(出所) 保育課作成「保育料納付相談会 世帯別対象者一覧表」を要約

(注1) 納付者数には、相談会後に納付した者(欠席も含む)を含む。

(注2) 分納者数には、相談会欠席者を含む。

ウ 滞納処分状況

差押え実施対象者の選定のため、平成19年度については50万円以上の累積滞納者、平成20年度については30万円以上の累積滞納者を対象として財産調査を行った。

財産調査の実施状況は以下の表のとおりである。

図表 2-4-11 財産調査の実施状況

年度	平成19年度			平成20年度				
	財産	預貯金	給与	合計	預貯金	給与	生命保険	合計
調査対象者(人)		32	17	32	96	25	94	101
財産判明者(人)		7	6	9	16	7	16	32

(出所) 保育課作成資料より

(注) 対象財産は重複があるため、合計とは一致しない。

財産判明者のうち財産調査実施後も納付がなされない滞納者の中から差押え実施対象者を選定して差押えを実施した。差押えの実施状況は図表2-4-12のとおりである。

図表 2-4-12 差押えの実施状況

年度	平成19年度		平成20年度			
	財産	給与	合計	預貯金	生命保険	合計
差押え実施件数		1	1	1	1	2
差押え充当額(円)		1,904,140	1,904,140	167,381	102,127	269,508

(出所) 保育課作成資料より

なお、上表における平成20年度に実施された差押えのうち1件については、平成19年度に財産調査が行われている。同様に、平成20年度に財産調査の実施対象となった者のうちの一部については、平成21年度に差押えを実施(実施予定を含む)したケースがある。

エ 不納欠損状況

平成16年度から平成20年度にかけての不納欠損額の推移は、「4 収納事務の確認

(2) 収納事務の概要 イ 収納状況」に記載の「図表 2-4-7 収納状況の推移」のとおりである。不納欠損となった理由としては、生活困窮または所在不明により消滅時効に至ったものである。

6 監査の結果

(1) 延滞金の取扱いについて

現在、保育料を滞納した場合に延滞金を徴収していない。「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」第 2 条第 1 項において、「納付期限後にその税外収入金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%(当該納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない」と規定されている¹¹ように、強制徴収公債権、私債権別に、条例等に従った整理を行い、原則として延滞金を徴収する必要がある。

同条例第 3 条は延滞金の減免について規定しているが、これはやむを得ない事情がある場合に限定されている。現在、延滞金を徴収していないケースの多くは同条を適用したのではない。

期限までに納付してもしなくても納付金額が変わらないのであれば、期日までに納付している者としていない者の間で不公平が生じる。また、ペナルティが無いということは、特段の理由も無い保育料滞納を助長することにもなりかねない。

なお、「保育システム」が延滞金の計算に対応できていないため、煩雑な業務を手作業で対応せざるを得ない状況にある。システム対応できるように改善措置を取り、早期にこの問題を解消することが望まれる。

(2) 滞納処分の強化について

ア 差押えの件数の増加

差押えは平成 19 年度から実施されているが、平成 19 年度以降過年度分の収納率は改善しており、滞納処分実施を公表したことによる効果が表れたものと考えられることができる。

しかし、「図表 2-4-12 差押えの実施状況」のとおり、平成 20 年度までの差押えを行った実績は 3 件（平成 21 年度中に実施予定の案件を含まない）に留まっている。滞納処分の実施は現状収納率の改善に対して明らかに効果があると考えられることから、さらに差押え件数を増加させる必要がある。

なお、件数を増加させるためには、以下で述べる財産調査の拡大の他、差押え対象財産の拡大や交付要求の実施について検討することも必要であると考えられる。

¹¹ なお、同条例附則第 3 項において、「各年の特例基準割合（各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合をいう。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に 0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。」と規定されている。

イ 財産調査の拡大及び効率化

平成 20 年度については、30 万円以上の累積滞納者を対象として財産調査を行っている。差押え件数を増加させるためには、さらに財産調査の範囲を拡大する必要がある。

なお、平成 21 年度においては、財産調査の範囲は、累積滞納者にあつては納付相談に応じない者や納付相談後も支払う意思のない者を対象とする予定である。また初期滞納者についても支払意思のない者は財産調査対象となる予定である。

また、平成 20 年度に実施した財産調査において預金照会の対象とした金融機関は、千葉市内に支店のある都市銀行、千葉市内に本支店のある金融機関である。

しかし、千葉市は他地域からの転入者も多く、必ずしも千葉市内の金融機関に預金口座を有しているとは限らない。実際、「図表 2-4-11 財産調査の実施状況」のとおり、照会対象とした金融機関に預金口座を有していない滞納者の方がはるかに多いことがわかる。従って、照会対象とする金融機関をさらに拡大することが必要である。

また、予め金融機関への照会対象者を絞り込み、効率よく預金口座を発見することが必要である。他の自治体では、公共料金（市税、電気、ガス等）や携帯電話会社の振込口座を事前に調査し、その結果によって金融機関への預金照会を行っているケースがある。このような他市町村や他部署の事例も参考にしつつ、財産調査の効率化を図る必要がある。

ウ 納付指導を実施した者に対する納付状況の確認

納付相談会等の納付指導を行って分納誓約等納付の約束を行った場合でも、実際には滞納者に納付意思がなく、その後の納付がなされない場合がある。従って、納付指導実施後の納付状況を確認し、納付の約束を履行する意思の有無を判断することになる。

しかし、平成 20 年度においては、納付相談会を実施した場合に実施後 1 ヶ月間の納付状況について確認するにとどまっている。

納付の約束を行った場合にはその後の納付状況を全て確認し、納付意思がないと判断される場合には、滞納処分の対象とするなど厳正に対処する必要がある。

なお、平成 21 年度においては、納付指導実施後の納付状況を確認し、納付がない等納付意思がないと判断される場合には滞納処分の対象とする予定である。

(3) 延長保育料（私債権）に関する滞納債権への対応について

延長保育料は滞納処分を行うことができないため、催告等によって滞納の解決が図られない場合は、訴訟手続または非訟事件の手続によって債権を確保しなければならない。

平成 20 年度末現在においては、保育課では催告等の手段によって滞納の解消に至らなかった延長保育料については上記取扱いに従うことが必要であるとの認識は持っていたものの、実際の対応については整理されていなかった。この結果、平成 20 年度末までに法的措置に至った実績はない。

催告等の手段によっても徴収できなかった滞納延長保育料を確保するためのより強力な手段を実行可能とするため、対応方針及び取扱いを明確に定めておくことが必要である。

(4) 時効管理の徹底について

平成 20 年度において、時効の判断は年度一括で行っていた。また平成 21 年度においては「保育システム」上で督促状の発行日から 5 年経過すると徴収の処理ができないようにすることで、時効管理を行っている。「保育システム」が、個別の債権毎に時効の中断処理等を行うことができないことがこのような管理を行う理由の 1 つとされている。

しかし、督促だけではなく、例えば納付の約束をした場合（債務の承認にあたる）や差押えによっても時効は中断するため、上記の取扱いでは時効管理を正確に行うことができない。保育料の徴収権は消滅時効を迎えると絶対的に消滅し、当該保育料を請求することは違法行為となるため、時効管理は正確に行う必要がある。

7 監査の意見

(1) 全公立保育所における納付相談会の実施について

公立保育所では、納付相談会を開催して保育課職員による納付指導を実施しているが、平成 20 年度において納付相談会が開催されたのは、全公立保育所のうちの約 2/3 に留まっている。

「図表 2-4-10 納付相談会の実施状況」のとおり、出席者は納付または納付誓約に至るケースがほとんどである。また、欠席者についても相談会後に納付するケースも多くみられる。このように、納付相談会は、市職員が直接保護者と接触するため、徴収嘱託員による納付折衝と比較して、滞納者の納付意識に対してより強い影響を及ぼすことが期待できる。従って、納付相談会の実施を全公立保育所に拡大することが望まれる。

(2) 私立保育園における納付指導の強化について

公立保育所では、督促状の交付及び納付相談会による納付指導を実施している一方、私立保育園において市が直接納付指導を行うことはなく、また私立保育園に対する納付指導の依頼も行われていない。

私立保育園の運営経費は市より委託料として支払われており私立保育園の運営と保育料の納付状況は無関係であり、そもそも委託契約の仕様に徴収事務は含まれていないことから、私立保育園が滞納指導を行うことは前提とされていない。

「図表 2-4-9 保育所別滞納額の分布状況」のとおり、平均的に見て私立保育園の滞納状況が公立保育所より悪いということはないものの、滞納額は各園によってまちまちであり、滞納額が 4 百万円を超えている私立保育園も数園存在している。

保育所長（園長）が行う納付指導は公立私立に関わらず同様の効果が期待できるため、私立保育園においても保護者に対する納付指導の実施につき要請を行うか委託契約に含めることにより、私立保育園における納付指導を実施することも、滞納の防止に有効ではないかと考える。

また、現在公立保育所のみで実施されている納付相談会についても、滞納の防止に対する効果は公立私立を問わず期待できることから、私立保育園においても開催するべきである。

なお、平成 21 年度においては、私立保育園において保育課職員による納付相談会を実施する予定である。

(3) 催告の改善について

ア 納付誓約の文書化

納付の約束を行った場合に、納付計画を記載した文書(以下「納付誓約書」と記載する。)を作成させることは、千葉市における市税や他の使用料等及び自治体における保育料等の債権管理において広く採用されている方法である。

しかし、納付相談会の際には、口頭による納付の約束に留まり、納付誓約書の作成が行われていないケースが散見された。

納付誓約書の作成により、滞納者の言い逃れ防止等の牽制効果が期待できる。また、納付誓約は消滅時効を中断する効果があり、新たな消滅時効の算定開始時期を特定するための証拠資料ともなる。さらに千葉市の場合、納付指導を職員が行う一方、訪問催告を徴収員が実施する状況にあること、滞納整理カードのデータ保持量が様式上限られてしまうことなどの理由から、納付誓約書の作成は情報の伝達及び共有という面からも効果的かつ効率的であると考えられる。

保育課職員による納付指導および嘱託員による訪問催告のいずれの場合にも、納付の約束を行った際には、できるだけ納付誓約書を作成するべきである。

イ 卒園した滞納者への催告強化

児童が保育所に在籍している場合には日常的に保護者が送り迎えのために来所するため接触が比較的容易であるが、卒園している場合には保育所での接触機会がないため接触機会の確保が課題となる。現状では、卒園者との接触は嘱託員が実施しているが、卒園者は滞納が累積している場合が多く、また支払意思もないことも多いことから、保育課職員が直接訪問するなどして納付指導を強化する必要がある。

(4) 徴収事務執行体制の再検討について

「4. 収納事務の確認 (2) .収納事務の概要 イ 収納状況」に示した「図表 2-4-8 平成 20 年度政令指定都市における収納率の比較」中、収納率の最も高い都市の一つは名古屋市(収納率 99.0%)である。名古屋市では、最も債権者と関係が近い各保育所で徴収事務を行う体制とした結果、収納率が改善したとのことである。名古屋市においては、公立保育所長は債権管理を含む保育料徴収事務の大部分を担当しており、私立保育所長は特別職非常勤職員たる保育料徴収事務協力員に指定され徴収事務を担っている。また、収納率が最も高い都市のもう一方である浜松市では、各行政区において債権管理を実施しているとのことである。

このような例は、徴収事務を誰が行うかという点が、徴収事務を有効に行う上で重要なポイントとなることを示唆している。

千葉市では、各保育所では納付書の保護者への手渡し、督促状の保護者への手渡し及び納付指導を保育所長が行っているものの、保育料の徴収事務は基本的に市の保育課が実施している。なお、各区役所については徴収事務を担当することはない。

保育所は在籍する児童の保護者と日常的に接する立場にあるため、保育所の方が徴収事務、

特に催告や滞納者の情報収集といった債権管理を担うことは効果的であると考えられる。また、同時に保護者の納付意識の向上に対する効果を発揮することも期待できることから、名古屋市の例を見ても収納率向上に結びつく可能性が高いのではないかと考えられる。どのような体制および事務分担で徴収事務を行うことが最も有効かつ効率的であるか、今一度検討することが必要である。

(5) 外部委託範囲の再検討について

平成 20 年度においては、封入作業や収納データの処理を除いて収納事務において外部委託を行っている事務はない。

原則として公金を私人に取り扱わせることは禁止されている（地方自治法第 243 条）が、公金の徴収または収納の事務について、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合には、私人に委託することができる（地方自治法施行令第 158 条）。ただし、地方税法に規定されている滞納処分のできる使用料督促状の発行、延滞金の徴収および滞納処分の委託はできないとされている。

従って、千葉市の保育料の徴収事務についても、滞納処分を除いては外部に委託することが可能である。保育課としても、その他の収納事務について外部委託の範囲を拡大できないかどうか、徴収嘱託員の位置付けと併せて検討する必要があると考える。

(6) 滞納者との交渉内容及び進捗状況の管理について

「保育システム」は、児童の台帳管理が中心であり、債権管理の利便性としては十分とは言えない。具体的には、滞納者との交渉内容及び進捗管理について登録する機能が備わっておらず、現状は徴収員が出力された滞納者カードの余白を利用して手書きしたものをそのまま管理しており、交渉の都度、過去の交渉記録等を記入した、前年度以前に出力された滞納整理カードから再度出力カードに書き写す手間が生じている。

また、催告を嘱託員が主体となって実施していることから、保育係長及び保育係職員による滞納案件の進捗管理を行う必要がある。このためには滞納者の情報に関して保育係内で情報を共有する必要があるが、現行の滞納整理カードでは困難であることは否めない。

現在の「保育システム」を前提とする場合、具体的には、滞納整理カードのみでなく、例えばエクセルファイル等でデータ化しておくなど、情報の伝達及び共有がしやすい形式で情報を記録しておく必要がある。

さらに、上記の状況は、交渉記録等債権管理情報を「保育システム」が入力・管理できないことに原因がある。今後、「保育システム」の改修による機能追加の際には、債権管理業務の視点から見直しをすることが望まれる。

(7) 「保育システム」のデータ保存について

「保育システム」のデータ管理方法についての定めが存在しないことから、台帳データについて削除がされず、そのままシステムに蓄積されている。現行のデータの保存容量にはまだ空きは存在するが、今後データ管理についての規定類を整備し、個人情報の保護に配慮し、適正な管理を行うことが望まれる。

第5 住宅使用料

1 制度趣旨

(1) 市営住宅事業の目的

「千葉市営住宅等設置管理条例」第2条1項によれば市営住宅とは「市が住宅に困窮する者に対して賃貸し又は転貸するために建設又は借上げを行った公営住宅、改良住宅及びその他住宅並びにこれらの附帯施設」であり、公営住宅（同条第2項）、改良住宅（同条第3項）、その他住宅（同条第4項）をいう。

このうち、公営住宅は、公営住宅法の規定に基づき建設又は借上げを行ったものをいい、改良住宅とは住宅地区改良法第2条第6項に規定する改良住宅をいい、その他住宅とは前述のいずれにも該当せず、市が単独で設置したものをいう。

平成21年3月末現在において、市の管理戸数は公営住宅50団地6,413戸、改良住宅3団地416戸、その他8団地374戸の計7,203戸であり、その9割弱が公営住宅となっている。

したがって、市における市営住宅設置目的は、主として「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」（公営住宅法第1条）という公営住宅の制度趣旨に基づき、低所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供することにあるといえる。

(2) 市営住宅の財源の状況

千葉市では、住宅事業に関する支出（住宅管理費）は充当すべき財源が定められており、平成20年度の状況は図表2-5-1のとおりである。

図表 2-5-1 住宅管理費の財源の状況

(単位：千円)

	金額	歳出					
		事務補助費	維持修繕費	普通建設事業費	物件費	人件費	公債費
歳入	地域住宅交付金収入（国費）	18,523	4,995	13,528			
	公的家賃住宅家賃対策調整（国費）	1,471		1,471			
	駐車場使用料	42,766	18	39,511	3,237		
	公営住宅使用料（現年）	1,524,164		310,747	342,647	102,339	768,431
	退去修繕退去者負担金（現年）	18,289		18,289			
	雇用保険本人負担分	96				96	
	借上公営住宅共益費負担金	5,575			5,575		
	地域住宅交付金収入（国費）	35,856			35,856		
	公営住宅債	43,000			43,000		
	特別財源計	1,689,740	5,013	383,546	78,856	351,459	102,435
	一般財源からの充当	717,079	17,472		127,868		571,739
合計	2,406,819	22,485	383,546	206,724	351,459	102,435	
						1,340,170	

(出所) 住宅管理室提供資料

現年度分の市営住宅使用料については、まず維持補修費、物件費、人件費に充当し、残額はすべて公債費（公営住宅建設にかかる元金）に充当することになっている。維持補修費と物件費には住宅供給公社への委託料が含まれており、その額は511,625千円である。

一方、過年度分の市営住宅使用料徴収分は全額一般財源に繰り入れられる。

(3) 市営住宅の設置及び入居状況

平成21年3月31日現在の市営住宅の設置状況及び入居状況は図表2-5-2のとおりである。全体の入居率は89.8%、市の政策により入居ができない物件を除いて計算すると93.8%に達している。

設置区別の状況においては、若葉区のその他の住宅の政策空家（図表2-5-1（注1）参照）を除いた入居率が79.7%と低いが、募集保留の住宅が多いほか、昭和40年代に建設された風呂及びエレベーターがない物件が多い等の条件面の不利が影響していると考えられる。

図表 2-5-2 市営住宅設置状況及び入居状況

(単位：戸)

		A	B	C	D	E	F=A-B-C	F/A	F/(A-B)
		管理戸数	政策空家 (注1)	空家戸数	募集保留 (注2)	募集可能	入居戸数	入居率	入居率 政策空家除く
中央区	公営	410	24	13	1	12	373	91.0%	96.6%
	改良	404	0	47	20	27	357	88.4%	88.4%
	小計	814	24	60	21	39	730	89.7%	92.4%
花見川区	公営	81	10	3	0	3	68	84.0%	95.8%
	その他	58	0	7	7	0	51	87.9%	87.9%
	計	139	10	10	7	3	119	85.6%	92.2%
稲毛区	公営	768	200	16	1	15	552	71.9%	97.2%
	改良	12	0	1	0	1	11	91.7%	91.7%
	その他	46	3	4	3	1	39	84.8%	90.7%
	計	826	203	21	4	17	602	72.9%	96.6%
若葉区	公営	2,604	37	234	25	205	2,333	89.6%	90.9%
	その他	270	14	52	49	7	204	75.6%	79.7%
	計	2,874	51	286	74	212	2,537	88.3%	89.9%
緑区	公営	1,128	17	31	3	28	1,080	95.7%	97.2%
	計	1,128	17	31	3	28	1,080	95.7%	97.2%
美浜区	公営	1,422	0	19	3	16	1,403	98.7%	98.7%
	計	1,422	0	19	3	16	1,403	98.7%	98.7%
合計	公営	6,413	288	316	33	279	5,809	90.6%	94.8%
	改良	416	0	48	20	28	368	88.5%	88.5%
	その他	374	17	63	59	8	294	78.6%	82.4%
	合計	7,203	305	427	112	315	6,471	89.8%	93.8%

(出所) 住宅管理室提供資料

(注1) 解体予定等のため募集を停止しているものであり、空家戸数には含まれていない。

(注2) 耐震性に劣るもの、緊急用（災害等）の用途等の事情により募集を停止しているもの。

(4) 市営住宅の入居要件

市営住宅の入居資格や収入基準に基づく家賃設定や入居手続等は、法律や条例で詳細な規程が定められている。

ア 入居資格

一般世帯向け住宅においては申込日現在日に次の要件を満たすことが必要である。

- ①千葉市内に住民登録（外国人は外国人登録）のうえ居住している者、または申込日現在で、千葉市内に勤務先のある者。
- ②現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係、婚約者を含む）がある者。
- ③現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ④入居収入基準内であること。
- ⑤市町村民税を滞納していない者であること。
- ⑥その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

イ 入居収入基準

入居資格のうち、ア④にいう「入居収入基準」とは、入居者の収入が図表 2-5-3 に掲げる場合に依り、それぞれの基準金額を超えないことをいう。

なお、公営住宅法施行令の一部改正により平成 21 年度適用家賃から入居収入基準は引き下げられることとなった。この改正は、平成 8 年の制度の見直し以降、入居収入基準の見直しが行われなかった結果、政令月額 20 万円以下に該当する階層が増加し、応募倍率の上昇を招き、真の住宅困窮者に対し住宅が供給されにくくなったことを是正するためのものである。

図表 2-5-3 入居収入基準（月額）

要件	平成 20 年度以前	平成 21 年度以降
裁量階層（注 1）	268,000 円	214,000 円
本来階層（注 2）	200,000 円	158,000 円

（出所）公営住宅法施行令第 6 条第 5 項

（注 1）「裁量階層」とは、以下の場合をいう。

- ① 居者が高齢者、障害者である場合等特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合
- ② 公営住宅が、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため建設する国の補助に係るもの又は転貸するため借り上げるものである場合

（注 2）入居者資格を有する者のうち、「裁量階層」以外の場合をいう。

2 住宅使用料の概要把握

（1）住宅使用料の決定

ア 住宅使用料の算定

公営住宅の住宅使用料は、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定めることとされている（公営住宅法第 16 条）。

このように入居者の収入（応能）と住宅の規模・立地等（応益）により家賃が設定されることから、応能応益家賃とも言われる。

千葉県市営住宅等設置管理条例第 14 条によれば、家賃（住宅使用料）は、毎年度申告により市長が認定した収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第 2 条に規定する方法で算出した額としている。「同令第 2 条に規定する方法」とは入居者の収入区分により定める家賃算定基礎額（図表 2-5-4 参照）に公営住宅のある市町村の立地条件の偏差、床面積、建設時からの経過年数等を考慮した係数を乗じて算出することをいう。

（公営住宅の家賃）

$$= (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$$

なお、「1（4）イ 入居収入基準」で記載した公営住宅法施行令の一部改正による入居収入基準の引き下げに伴い、家賃算定基礎額の収入分位も平成 21 年度から改正されることとなった。上記の表でいえば、収入分位 25%以下に該当する階層の増加に対応する是正措置である。

図表 2-5-4 家賃算定基礎額

(収入分位)	平成20年度まで		平成21年度以降	
	入居者の収入	算定基礎額	入居者の収入	算定基礎額
I 0-10%	0~123,000	37,100	0~104,000	34,400
II 10-15%	123,001~153,000	45,000	104,001~123,000	39,700
III 15-20%	153,001~178,000	53,200	123,001~139,000	45,400
IV 20-25%	178,001~200,000	61,400	139,001~158,000	51,200
V 25-32.5%	200,001~238,000	70,900	158,001~186,000	58,500
VI 32.5-40%	238,001~268,000	81,400	186,001~214,000	67,500
VII 40-50%	268,001~322,000	94,100	214,001~259,000	79,000
VIII 50%-	322,001~	107,700	259,001~	91,100

（出所）公営住宅法施行令第 2 条 2 項

イ 収入分位別入居状況

家賃設定の基礎となっている収入分位に基づいた平成 20 年度における市営住宅入居者の状況は図表 2-5-5 のとおりである。

入居者の 74.1%が収入分位 I（月収 123,000 円以下）に属し、さらに 9 割弱が入居収入基準である月収 200,000 円以下（収入分位 I～IV）に属する。したがって入居者の家族構成の変化や病気その他経済的理由による所得減少が住宅使用料の滞納をまねく可能性が高い。また家賃を払いたくても払えない者が滞納した場合においては、法的措置を実施することで滞納者の行き場がなくなってしまうなどの問題が発生する可能性も高いといえる。

図表 2-5-5 収入分位別入居状況

分位	収入(円)	平成20年度 (注)	
		件数	全体に占める割合
I	0~123,000	4,464	74.1%
II	123,001~153,000	374	6.2%
III	153,001~178,000	261	4.3%
IV	178,001~200,000	175	2.9%
V	200,001~238,000	218	3.6%
VI	238,001~268,000	128	2.1%
VII	268,001~322,000	153	2.5%
VIII	322,001~	254	4.2%
計		6,027	100.0%

(出所) 住宅管理室提供資料

(注) 家賃は前年度の収入申告に基づき決定されるため、平成19年度の申告状況を反映したものである。

(2) 収入申告

住宅使用料は、民間の賃貸住宅家賃に比して低い水準に設定されていることから、収入に応じた適正な使用料を負担するために、入居者は入居後も毎年度収入申告を行うべきことが定められている(公営住宅法第34条)。

ア 未申告者と近傍同種家賃

入居者が市からの請求にもかかわらず収入申告を行わないときは、近傍同種家賃(最高水準使用料)が課せられる(公営住宅法第16条第1項)。近傍同種家賃は、近隣の同種の住宅の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定めるとされているが(同法第16条第2項)、おおむね民間賃貸住宅と同等の家賃となる。

千葉市では、毎年6~7月に収入申告を請求し、10月1日付で収入を認定し、翌年2月に翌年度の家賃を決定することとなっている。ただし、実務上は、提出が遅延した場合も、家賃決定に間に合う2月初旬までの申告分を翌年度の家賃に反映させているとのことである。

図表 2-5-6 収入申告者・未申告者・近傍同種家賃適用者

(単位: 件)

年 度	収入認定者	未申告者	近傍同種家賃適用者
平成18年度	(データなし)	271	(データなし)
平成19年度	(データなし)	211	(データなし)
平成20年度	6,065	235	592

(出所) 住宅管理室提供資料

(注) 近傍同種家賃適用者には、高額所得者や収入超過者の適用者も含まれる。

ウ 収入超過者と高額所得者

(ア) 収入超過者

公営住宅に3年以上入居し、政令で定める基準を超える収入のある入居者は、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならないが、引き続き入居する場合には、入居者の収入申告を踏まえて、事業主体が近傍同種の家賃以下の使用料を定めることとされている（公営住宅法第28条）。収入超過者の判定における「政令で定める基準」とは入居収入基準（図表2-5-3）であり、平成20年度までは本来階層で月額200千円であるが、平成21年度以降は158千円に引き下げられる。

(イ) 高額所得者

引き続き5年以上入居している場合で、最近2年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のある者に対しては期限を定めて明渡しを請求をすることができ、引き続き入居する場合は近傍同種家賃となる（公営住宅法第29条）。高額所得者認定における「政令で定める基準」とは、平成20年度までは月額397千円であるが、平成21年度以降は313千円に引き下げられる。

市営住宅入居者における平成15年度～平成20年度までの収入超過者及び高額所得者の状況は図表2-5-7のとおりである。

図表 2-5-7 収入超過者数及び高額所得者数

(単位：人)

年 度	収入超過者	高額所得者
平成 15 年度	698	53
平成 16 年度	623	51
平成 17 年度	604	44
平成 18 年度	568	35
平成 19 年度	555	34
平成 20 年度	610	41

(出所) 住宅管理室提供資料

(3) 住宅使用料の減免・徴収猶予

公営住宅法第16条第4項においては、事業主体による家賃の減免又は徴収猶予が可能と規定されているが、千葉市においても入居者又は同居者の収入減少等、一定の要件を満たす場合に家賃の減免や徴収猶予の申請が可能となっている。

ア 市営住宅の家賃減免

市営住宅の家賃減免の対象や基準等については、「千葉市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予要綱」に規定されている。

(ア) 減免の種類

市営住宅で減免となるケースは、次の3種類となる。

a 一般減免

- ・入居者又は同居者（以下入居者等）の収入が失職その他の事情等により著しく低額である場合
- ・入居者等が疾病にかかり、もしくは災害により著しい損害を受けた場合

b 生活保護減免

生活保護を受けている入居者の家賃の額が住宅扶助の額を超えている場合等

c 特別減免

入居者等が退職その他の理由により収入の額が著しく減少した場合において、収入の額の再認定（「千葉市営住宅等設置管理条例施行規則」第16条4項）を受けない場合

(イ) 減免の申請

家賃の減免の申請は申請書に住民票の写し、所得証明書等を添付して実施される。減免の期間は申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内とし、年度を越えることはできない。減免後、家賃を滞納した場合は、滞納家賃の解消がない限り、翌年度以降の減免対象とはならない。

(ウ) 一般減免の基準と減免額

a 減免の基準

一般減免は、過去1年間の平均月額収入（公営住宅の収入認定における収入に恩給、年金その他の給付を加えたもの）が次の(a)～(c)の金額の合計額（減免基準額）以下であり、将来その収入が増加する見込みがない場合に行うとされている。

- (a) 生活保護法に基づく生活扶助基準額及び教育扶助基準額の合計
- (b) 生活扶助基準額の20%に相当する金額（入居者が65歳以上等の場合は30%）
- (c) 入居者の家賃に相当する金額

なお、上記(b)については、平成20年度までの規定であり、平成21年度以降は一律40%に相当する金額となっている。このように市の家賃減免制度においては、生活保護基準に準じ算定した一定金額と収入を比較して、収入が一定金額に満たない場合を減免の適用対象としている。

b 減免額

減免を受ける額については、平均月額収入と減免基準額の割合に従って算出される。平成21年度からは平均月額収入の区分が変更され、減免基準額の70%以下の収入の場合、家賃の80%の減免が受けられることになる。

図表 2-5-8 減免割合

減免基準額に対する平均月額収入の割合		家賃に対する減免の割合
平成 20 年度	平成 21 年度	
80%超 100%以下	90%超 100%以下	30%
60%超 80%以下	80%超 90%以下	40%
40%超 60%以下	70%超 80%以下	50%
40%以下	70%以下	80%

(出所) 千葉県市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予取扱要綱第 5 条

(エ) 家賃減免対象者と減免金額の状況

平成 20 年度中における家賃減免件数及び減免金額は図表 2-5-9 のとおりである。

千葉県では平成 20 年度より減免措置の案内を家賃決定通知に同封しており、また平成 21 年度からは、「(ウ) b 減免額」に記載のとおり減免額の算定基準を緩和し、家賃減免の適用拡大に努めている。

減免制度は適切に適用すれば資力に応じた家賃の調定が可能となり、滞納の未然の防止にもつながると考えられる。

市の一般減免については生活保護基準に準じて算定した値に基づいていることから、生活保護の受給者層に近接した低所得者層が対象となる可能性が高い。平成 21 年 3 月末の入居者における生活保護世帯は 735 世帯に達していることから、これらに近接した収入水準での潜在的な減免対象者は現行の適用者よりは多いと推察される。

図表 2-5-9 家賃減免件数

(単位件、千円)

種 類	件 数	金 額
一般減免	293	28,493
生活保護減免	8	921
特別減免	29	3,085
計	330	32,500

(出所) 住宅管理室提供資料

イ 徴収猶予

千葉県では、家賃の一般減免の要件に該当し、かつ一時的に家賃を納入することが困難である場合に最長 6 カ月の徴収猶予を認める規定がある（「千葉県市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予要綱」第 10 条）が、実際の適用実績はないとの説明を受けた。

3 システム概要

(1) 現在までの経緯

住宅家賃の管理にシステムを初めて導入したのは約 10 年前であるが、当該システムのリ

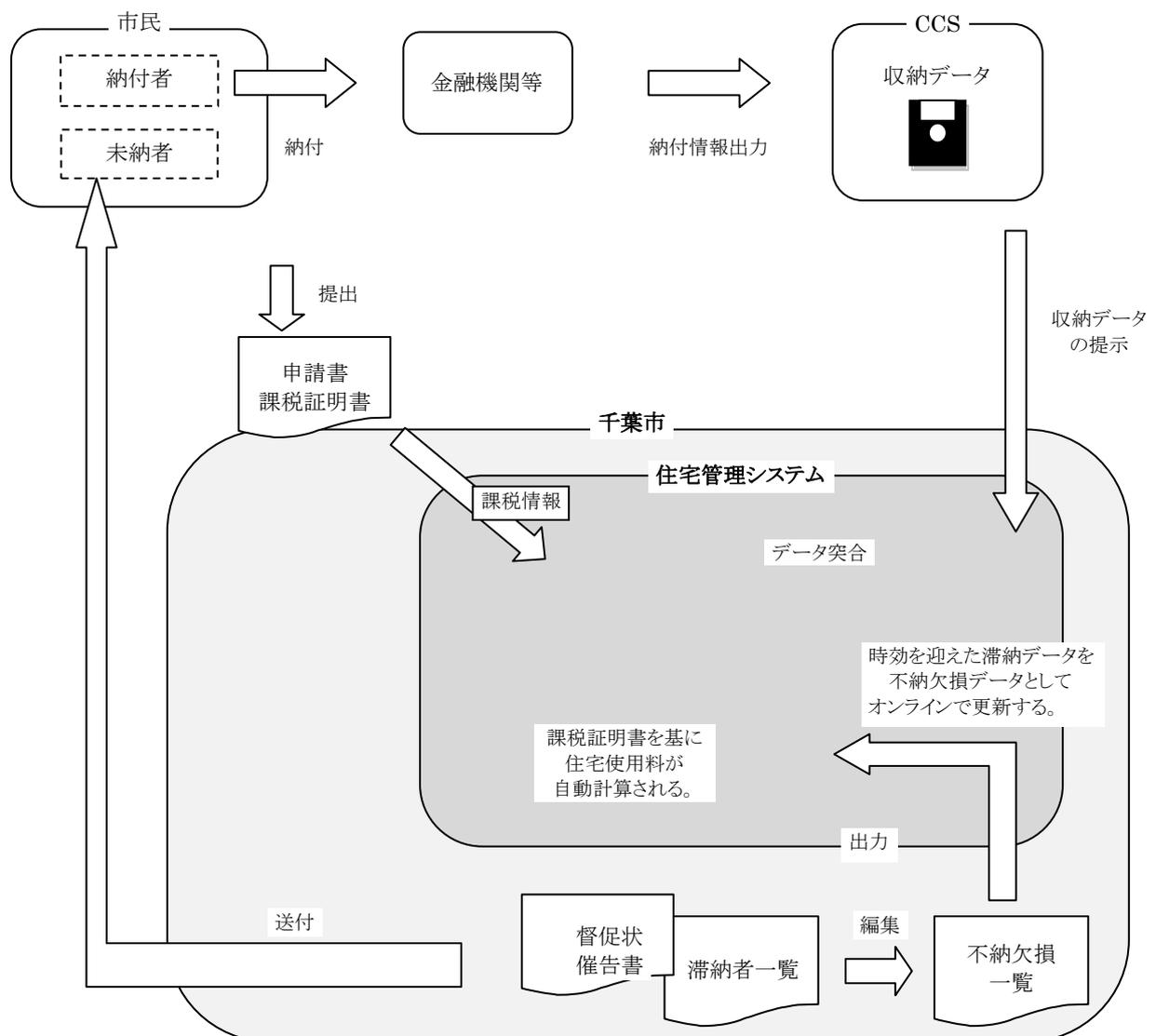
リース期間の終了後の平成 14 年 10 月に、現行の住宅家賃管理システム（以下「住宅管理システム」と言う。）を導入し、現在に至っている。

「住宅管理システム」は、株式会社富士通北海道システムズの開発したパッケージソフトを富士通リース株式会社との 5 年間のリース契約により使用しており、平成 19 年にサーバ及びシステムのリース期間が満了したため、平成 19 年 10 月から平成 24 年 9 月までの 5 年間、新たにリース契約（年額税込 4,914 千円）を締結している。

(2) データフロー概要

「住宅管理システム」のデータフロー概要を以下の図にまとめる。

図表 2-5-10 データフロー概要



(出所) 住宅管理室へのヒアリングにより作成。

(注) 「CCS」とはちばぎんコンピューターサービス㈱を指す。

「住宅管理システム」は、入居希望者からの申請書、課税証明書等に基づいて、課税情報が職員等によりオンライン入力されると、該当者の住宅使用料を計算して、調定明細ファイルに反映する。

一方、収納情報は「CCS」からFDで住宅管理室に送付され、職員がデータ取り込み処理を行い、収納ファイルに反映する。

年次処理では、滞納ファイルから滞納者一覧を出力後、自己破産者等のデータ（数十件程度）を手作業で削除して、不納欠損一覧を作成している。更に作成した不納欠損一覧を基に、「住宅管理システム」上の該当データを不納欠損データとして画面から更新処理をする。また、督促状を月1回、催告書を4ヶ月に1回システムから出力して、未納者へ送付している。

(3) システムの管理状況

業務に関する「定期処理実行実績」、「日次処理実行結果」は、職員が画面上で確認している。何らかのエラーが発生した場合は、保守委託業者に問い合わせをして、職員もしくは保守委託業者の担当SEが対応する運用になっている。

4 収納事務の確認

(1) 収納事務の概要

市営住宅入居者は、毎月末（12月は1月4日まで）に納付書あるいは口座振替により住宅使用料を納付する。口座振替の引き落とし期日である末日以降も納付書による納付が随時あるため、金融機関の収納データはCCSから日次で住宅管理室に送付される。住宅管理室では入居者別の入金データを住宅管理システムに反映させ、入居者別の入金確認と債権の消込みを行う。

住宅管理室の窓口徴収分、徴収員による戸別の現金徴収分については、住宅管理室の職員がとりまとめ、毎日15時に市の指定金融機関に入金される。その後は、納付書分や口座振替分と同様に日次の収納データに含めてCCSから住宅管理室に送られるため、事務の流れは同じとなる。

(2) 収納方法

ア 口座振替・納付書による支払い

市営住宅使用料については、口座振替、納付書いずれによる支払いも可能である。納付書は、4月と10月に半年分をまとめて入居者に送付している。

住宅管理室では、口座振替・納付書等支払方法別の納付状況及び滞納状況を把握していないが、納付書による支払いは滞納をまねく可能性が高いと考えられる。

住宅管理室では、入居者説明会などで口座振替の勧奨を実施するほか、徴収員の能率給の区分にも口座振替1件あたり3,000円の手数料を設定するなど、滞納対策の一環として口座振替への切り替えを進めてきた。

図表 2-5-11 支払い方法別世帯数

年 度	口座振替	納付書
平成 17 年度	3,458	2,921
平成 18 年度	3,382	2,941
平成 19 年度	3,386	3,100
平成 20 年度	3,353	3,076

(出所) 住宅管理室提供資料

(注 1) 口座振替は各年度 3 月末の世帯数。

(注 2) 納付書は各年度 10 月の納付書発送時点における世帯数

イ 代理納付制度

景況の悪化から生活保護の受給対象となる入居者は増加しており、平成 21 年 3 月末には 735 世帯（平成 20 年 3 月末比 8.4%増）が対象となった。入居戸数（平成 21 年 3 月末 6,471 戸）の 1 割強が生活保護世帯ということになる。

生活保護世帯の滞納状況については、一元的に把握・管理されていないが、住宅管理室では、保護世帯の滞納対策として代理納付制度の導入を進めている。

代理納付制度とは、生活保護費のうち賃貸住宅等の家賃を支給する住宅扶助について、地方自治体の福祉事務所長が生活保護の受給者に代わって家主に直接家賃を払う制度である（生活保護法第 37 条の 2）。生活保護費は保護世帯の銀行口座に振りこまれるため、口座振替の場合、住宅使用料相当額が「流用」されることにより引き落とし不能となる可能性がある。これに対し、代理納付は、生活保護費から住宅使用料が直接控除されて残額が振り込まれることになり、確実な徴収が可能となる。

平成 18 年 3 月に関連法令の一部改正が行われ、生活保護者が居住している市営住宅の使用料を受領するにあたって本人の同意や委任状なしに代理納付を依頼することが可能となり、世帯数は増加している。平成 21 年 3 月末において生活保護者世帯の 73.6%に当たる 541 世帯が代理納付の対象となり、平成 21 年度の 10 月現在において、すでに 600 世帯を超えているとのことである。

図表 2-5-12 生活保護世帯と代理納付の状況

	生活保護世帯数	うち代理納付件数
平成 20 年 3 月末	678	(データなし)
平成 21 年 3 月末	735	541

(出所) 住宅管理室提供資料

5 外部委託の活用状況

(1) 千葉市住宅供給公社の管理代行業務

千葉市においては、千葉市住宅供給公社（以下、「公社」という。）との間で「千葉市公営住宅管理代行業務委託契約」を締結している。当該契約は公営住宅法第 47 条第 1 項及び千葉市営住宅等設置管理条例第 66 条の規定に基づく公営住宅及び公営住宅にかかる共同施

設（公営住宅等）に関し、適正な管理と入居者に対するサービスの向上を図るため締結されたものである。

ア 管理代行業務の内容

公社が実施する公営住宅等の管理に関する業務（以下、「管理代行業務」という。）は図表 2-5-13 のとおりである。

平成 17 年度以降の公社との契約は、住宅の維持・修繕及び入居者募集及び入退去関連業務の委託に関するものであり、収納業務は対象となっていない。このため、滞納家賃の徴収も含めた収納業務は、すべて住宅管理室で対応している。

しかし、公社の設立（平成 8 年 3 月）以降平成 16 年度までの千葉市との委託業務契約には「千葉市営住宅等設置管理条例第 17 条及び第 18 条の規定に基づく家賃及び延滞金の収納業務に関する事」が規定されており、収納業務も対象に含まれていた。

図表 2-5-13 業務委託契約書の内容比較

平成 17 年度～現在	平成 8 年度～平成 16 年度
第 2 条（管理代行業務の内容）より (1) 公営住宅等の維持及び修繕に関する事。 (2) 入居者募集及び入居退去の手續に関する事。 (3) その他前各号に付随する業務に関する事。	第 1 条（委託の目的）より (1) 住宅及び共同施設の維持及び修繕に関する事。 (2) <u>千葉市営住宅等設置管理条例第 17 条及び第 18 条の規定に基づく家賃及び延滞金の収納業務に関する事。</u> (3) 入居者募集及び入居退去の手續に関する事。 (4) その他前各号に付随する業務に関する事。

（出所）住宅管理室提供資料

イ 委託業務変更範囲の経緯について

市と公社との間の管理代行業務の具体的内容を定めた当時の「住宅管理業務実施要項」の管理関係業務項目のうち、収納関連業務に関する項目は、次のとおりである。現在、これ以外に当時の詳細な業務分担が明らかになる資料等はない。

平成 15 年度「住宅管理業務委託実施要項」別紙第 1 管理関係業務項目より抜粋

6 督促状、催告状、収入進行書、認定通知書等の発送に関する事
7 収入申告書の受付、内容確認、整理に関する事
8 滞納家賃の収納及び滞納者調査に関する事
9 滞納整理カードの作成（過去の情報を含む。）及び管理に関する事
10 長期不在者及び無断退去者の調査、所在確認に関する事
11 納付誓約者の収納状況の管理に関する事
12 家賃滞納者（原則として滞納月数が 12 カ月以下の者）の呼出指導に関する事
13 高額所得者及び収入超過者に対する住宅の紹介に関する事

住宅管理室からは、当時を知る担当者は異動しており、収納業務を委託対象から外した詳細な経緯は不明であるが、当時の収納率がむしろ低下し、業務委託の効果が表れなかったためと推察されるとの説明を受けた。

実施要項では 12 カ月以下の滞納者への対応が公社の業務範囲となっており、契約書には、その期間内の滞納債権の発生や解消についてペナルティやインセンティブを与える記載は見当たらない。このような契約内容が業務委託の効果が表れなかった原因の一つではないかと思われる。

6 債権管理の状況

(1) 滞納債権の状況

ア 収納率の推移

住宅使用料に係る滞納債権の状況を測る指標としては、一般に住宅使用料の収納率が用いられる。収納率の計算式は下記のとおりであり、現年度分及び過年度分ともに、住宅使用料の当該年度の収入済額を、同年度に収納されるべき調定額で除したものである。

$$\text{(計算式)} \quad \text{収納率(\%)} = \text{収入済額} / \text{調定額}$$

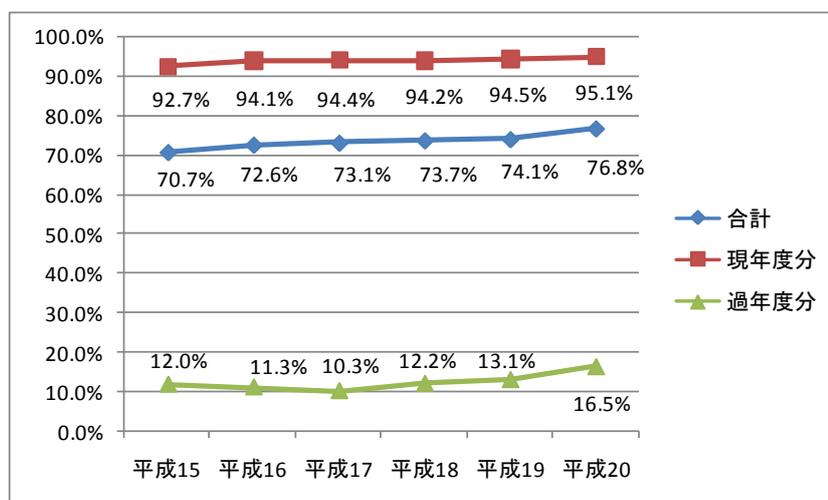
「調定額」とは、公営住宅の事業者が住宅使用料として収納すべく定めた額である。

「調定額」は、事業者である自治体の公営住宅事業に関する政策や処理方法の影響を受け、これによって収納率が変動する場合がある。例えば、減免が行われると調定額が減少し、収納率が上昇する。不納欠損処理が行われると、次年度以降の調定額が減額となるため、当年度の収納率に影響はなくとも、次年度以降の収納率上昇の要因となる。

(ア) 千葉市の住宅使用料の収納状況

平成 15 年度～平成 20 年度における市営住宅の住宅使用料の収納状況及び収納率の推移は図表 2-5-14 及び図表 2-5-15 のとおりである。

図表 2-5-14 住宅使用料の収納率推移



(出所) 歳入歳出決算額状況表

図表 2-5-15 住宅使用料の収納状況（現年度分・過年度分）

（単位：千円）

（現年度分）	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 15 年度	1,563,824	1,448,913	—	114,911	92.7%
平成 16 年度	1,545,761	1,454,473	—	91,288	94.1%
平成 17 年度	1,539,695	1,452,920	—	86,775	94.4%
平成 18 年度	1,553,730	1,463,204	—	90,525	94.2%
平成 19 年度	1,588,678	1,500,779	—	87,898	94.5%
平成 20 年度	1,602,645	1,524,163	—	78,482	95.1%
（過年度分）	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成 15 年度	582,904	69,748	87,854	425,301	12.0%
平成 16 年度	540,132	60,806	50,772	428,553	11.3%
平成 17 年度	519,842	53,365	37,902	428,573	10.3%
平成 18 年度	515,348	62,669	11,120	441,558	12.2%
平成 19 年度	532,103	69,888	64,253	397,961	13.1%
平成 20 年度	485,860	80,055	47,091	358,713	16.5%

（出所）歳入歳出決算額状況表

（注）平成 18 年度から明け渡しに係る訴訟を弁護士から職員に変えた。事務に手間取った影響により、30,220 千円が平成 19 年度に持ち越しとなった。結果として同額、平成 18 年度の不納欠損額が少なくなっている。

年次比較では現年度分において収入済額、収納率ともに一貫して増加あるいは上昇傾向にあり、過年度分においても平成 17 年度を底に増加あるいは上昇に転じている。

過年度分の収納率においては前年度の不納欠損の実施により収納率が高く計算されていることは否定できないが、収入済金額も増加していることから実態としては、収納状況は改善されていると考えられる。

（イ）収納率の政令指定都市比較

各政令指定都市の平成 16 年度から平成 20 年度までの収納率及び政令指定都市内での順位は図表 2-5-16 のとおりである。

近年の千葉市の住宅使用料収納率は、政令指定都市 17 市中最下位であったが、平成 20 年度においては 76.8%の 16 位となり、ようやく最下位からは脱出した。これは、現年度分、過年度分ともに収納率が年々上昇した結果である。ただし、政令指定都市中 9 市の収納率が 90%を超えているなかでは、依然として低水準であるといえる。

千葉市の場合、住宅使用料調定額に占める過年度調定額の比率が 23.2%に達しており、政令指定都市 17 市中ではもっとも高く、その水準も静岡市を除く 15 市とは相当の開きがある。その結果、現年度、過年度を含む全体としての収納率は、過年度分の

収納率の影響が大きくなり、低水準にとどまらざるを得ない。したがって収納率の向上のためには既存の過年度（1年超）の住宅使用料の適切な滞納整理とともに、新たな過年度分を増やさないための現年度の住宅使用料の確実な徴収が必要となる。

図表 2-5-16 政令指定都市の住宅使用料収納率

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度			平成20年度内訳				平成20年度 過年度調定額 比率（注）
	収納率	順位	管理戸数	現年度		過年度										
												収納率	順位	収納率	順位	
千葉市	72.6%	17	73.1%	17	73.8%	17	74.1%	17	76.8%	16	7,203	95.1%	16	16.5%	10	23.2%
札幌市	95.7%	2	96.4%	2	97.1%	1	96.8%	1	96.7%	1	27,581	98.9%	3	27.5%	2	3.2%
仙台市	82.1%	14	82.6%	14	84.5%	12	85.3%	11	84.9%	13	9,046	98.1%	8	6.4%	17	14.3%
さいたま市	87.5%	10	86.7%	10	86.5%	9	86.6%	9	87.1%	11	2,585	96.6%	13	25.0%	4	13.2%
川崎市	89.5%	8	88.2%	9	86.0%	10	84.6%	12	83.5%	14	16,886	95.9%	15	12.5%	16	14.9%
横浜市	91.2%	5	91.5%	6	91.8%	6	92.0%	6	91.7%	8	29,925	98.1%	9	16.0%	12	7.7%
新潟市	89.1%	9	90.1%	8	90.8%	8	91.7%	8	92.4%	6	5,647	98.3%	7	22.4%	7	7.8%
静岡市	75.8%	16	76.4%	16	76.5%	16	75.8%	16	75.5%	17	6,730	93.6%	17	15.1%	13	23.1%
浜松市	79.0%	15	81.0%	15	82.5%	14	82.6%	14	82.9%	15	6,333	97.6%	11	14.8%	14	17.7%
名古屋市	96.4%	1	96.4%	1	96.6%	2	96.8%	2	96.5%	2	61,372	98.8%	4	27.3%	3	3.3%
京都市	83.0%	13	83.4%	12	84.1%	13	84.5%	13	87.8%	10	19,082	97.3%	12	16.7%	9	11.7%
大阪市	90.9%	6	90.8%	7	91.3%	7	91.9%	7	92.1%	7	101,756	99.1%	2	12.6%	15	8.1%
堺市	84.8%	11	83.4%	13	80.8%	15	78.6%	15	85.4%	12	3,508	96.3%	14	16.0%	11	13.6%
神戸市	90.6%	7	91.7%	5	93.5%	4	94.7%	4	95.5%	3	47,309	99.3%	1	22.6%	6	4.9%
広島市	84.1%	12	84.6%	11	85.1%	11	85.4%	10	90.0%	9	10,783	97.9%	10	19.0%	8	10.0%
福岡市	94.4%	3	94.7%	3	94.9%	3	95.0%	3	95.4%	4	33,267	98.3%	6	24.7%	5	5.5%
北九州市	92.4%	4	93.0%	4	93.1%	5	93.5%	5	95.3%	5	31,756	98.5%	5	32.1%	1	4.8%

（出所）住宅管理室提供資料

（注）過年度調定額比率(%)=過年度調定額/(現年度調定額+過年度調定額)×100

イ 滞納者の内訳（滞納期間別債権者の状況）

平成19年度、平成20年度における滞納期間別債権者の状況は図表2-5-17のとおりである。

入居者については、滞納月数別の件数の推移をみると3カ月以内の件数に比して4カ月～6カ月の件数が減少し、7カ月以上で再び増加に転じている。このことから3カ月以内の滞納は一時的な要因により、早期に解消されるものも少なくないが、4カ月を超えると累積していく傾向があると推定される。

これに対して退去者は圧倒的に13カ月以上の長期滞納者が多い。また、催告書の発送対象となる退去者の債権に限ると図表2-5-18のとおり、平成20年度において245件、金額155,277千円に達している。このうち60カ月を超えるものは13件、1,000千円以上の滞納者は53件となっている。

退去者からの回収は非常に困難であり、市においても催告状を送付する以上の対策を講じていない。したがって不納欠損処分以外の手段による退去者の債権金額の減少はほとんど期待できない状況といえる。

図表 2-5-17 滞納者の内訳

(単位：件、千円)

(平成 19 年度)

滞納月	入居者		退去者		全体	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
13ヵ月以上	356	248,455	199	175,904	555	424,359
7～12ヵ月	128	27,294	45	8,658	173	35,953
4～6ヵ月	118	12,750	27	2,773	145	15,523
～3ヵ月	235	8,776	52	1,246	287	10,023
計	837	297,277	323	188,583	1,160	485,860
					駐車場	17,731
					合計	503,592

(平成 20 年度)

滞納月	入居者		退去者		全体	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
13ヵ月以上	283	222,580	173	157,650	456	380,231
7～12ヵ月	103	22,850	38	7,165	141	30,016
4～6ヵ月	115	12,923	28	2,369	143	15,292
～3ヵ月	282	10,619	48	1,035	330	11,655
計	783	268,973	287	168,221	1,070	437,195
					駐車場	17,380
					合計	454,575

(出所) 住宅管理室提供資料「滞納者の内訳」

図表 2-5-18 平成 20 年度末催告書発送対象退去者債権の状況

滞納期間	件数	債権金額(千円)	備考
72ヵ月以上	5	7,756	最長105ヵ月
60ヵ月以上71ヵ月以下	8	10,574	
48ヵ月以上59ヵ月以下	21	30,347	
36ヵ月以上47ヵ月以下	42	42,653	
24ヵ月以上35ヵ月以下	49	41,989	
13ヵ月以上23ヵ月以下	41	14,814	
12ヵ月以下	79	7,142	
合計	245	155,277	
1件あたり平均滞納金額		633千円	
1件あたり平均滞納月数		25.7ヵ月	
うち1,000千円以上の滞納者		53件	最高3,232千円(38ヵ月)

(出所) 住宅管理室提供資料

(2) 滞納管理の組織体制(住宅管理室の事務分掌)

市営住宅管理業務を担当するのは、都市局建設部住宅整備課住宅管理室であり、4 班体制で業務を実施している(図表 2-5-19 参照)。

このうち滞納管理に関しては専任の部署はなく、主として日常の滞納管理(督促、催告)については各班の職員がそれぞれ下記事務分担によらず、全員体制で対応し、各班の囑託の

徴収員は専ら臨戸徴収を行っている。また、訴訟提起および不納欠損処分については、主として総務班の職員が対応している。

図表 2-5-19 住宅管理室事務分掌（要約）（平成 21 年 4 月 1 日現在）

班	担当者	事務分担（注1）
総括	室長	・ 室の総括 ・ 議会関係
1 総務班	主査1名 主事1名 徴収員	1 千葉市住宅供給公社との連携・調整 2 室の各グループとの調整及び取りまとめ 3 使用料（駐車場を含む）の収納に関する事務 4 滞納整理（駐車場を含む）に関する事務 5 その他の事務（入居待ちや移転等）
2 財務班	副主査1名 事務員1名 主任技師1名 徴収員1名	1 駐車場有料化 2 財産管理事務
3 経理班	（室長） 主事1名 徴収員1名	1 庶務関係事務
4 管理班	主事1名 主任主事1名 徴収員1名	1 市営住宅入居及び退去関係事務 2 使用料等に関する事務（注2） 3 その他の事務

（出所）住宅管理室提供資料

（注 1）事務分担の詳細部分は省略している。

（注 2）収入認定や家賃の決定・減免に関する業務等

（3）滞納整理事務の概要

千葉市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱（以下、「滞納整理事務処理要綱」という。）においては、納期限 1 ヶ月後の督促から不納欠損処分に至る業務が規定されている。

図表 2-5-20 「滞納整理事務処理要綱」に規定される業務

業務	納期限			備考
	1ヵ月後	3ヵ月～	5年超	
督促	■	■	■	
納付指導	■	■	■	
保証人への履行協力要請	■	■	■	
催告		■	■	
呼出しによる納付指導		■	■	
明渡請求		■	■	
訴訟			■	明渡請求後に実施。
訴訟上の和解			■	
強制執行			■	
不納欠損処分			■	「不納欠損処分基準」に従う。

（出所）「滞納整理事務処理要綱」

ア 督促

納期限を過ぎても住宅使用料を納付しない者（以下「滞納者」）には、納期限後 20 日以内に督促状による督促を実施する。督促状による家賃の納期限は、督促状を発送した日から起算して 10 日後となっている。

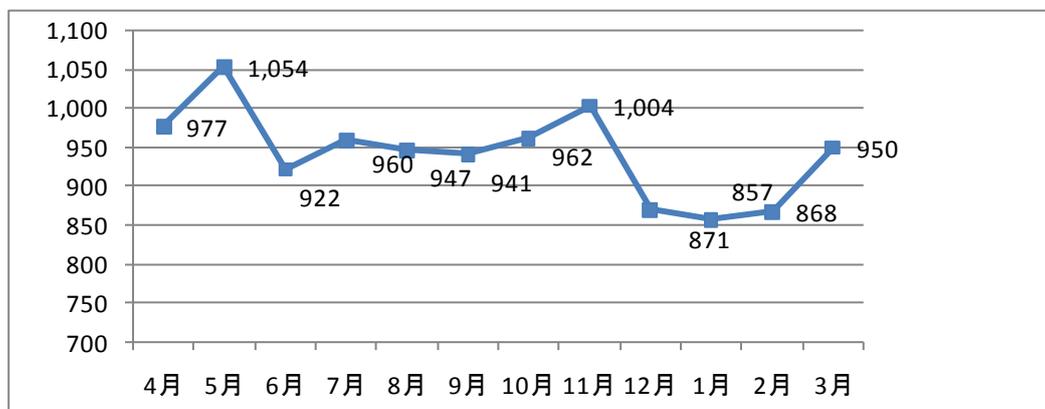
住宅管理室では、納期限（月末日）後、翌月 15 日頃に滞納者を督促状発行対象者としてリストアップし、20 日の督促状発送までに入金した入居者のデータを削除して督促状を発送している。

なお、納期限から督促状発送日までに支払いを実施した入居者に対して延滞料は徴収していない（詳細は「（4）延滞料の徴収について」を参照）。

平成 20 年の督促状の発送件数は図表 2-5-21 のとおりである。

図表 2-5-21 平成 20 年度督促状の発送件数

（単位：件）



（出所）住宅管理室提供資料

イ 催告

督促状を発送した日から 1 カ月以上経過している滞納者に対しては毎年、4 月、7 月、10 月及び 1 月の 4 回、催告状を発送する。

平成 18 年度より催告状は定期的に発送しており、転居先の判明する退去者も対象としている。

図表 2-5-22 平成 20 年度催告状の発送件数

発送時期	発送件数
平成 20 年 4 月発送	1,072
平成 20 年 7 月発送	1,047
平成 20 年 10 月発送	931
平成 20 年 1 月発送	938
計	3,988

（出所）住宅管理室提供資料

ウ 納付指導

滞納者に対する納付指導は、個別の事情に応じ、文書、電話、訪問、呼出し等の方法に

より行い、住宅管理システム内の電磁的記録にその指導状況等を記録するとされている。
 現状においては、納付指導は嘱託の徴収員による戸別訪問で実施されている。
 納付指導の留意事項としては滞納家賃の一括納付の請求、家賃の減免申請、分割納付の誓約要請等がある（分割納付の誓約については「（7）分納誓約について」を参照）。

図表 2-5-23 平成 20 年度徴収員による徴収金額
 （単位：千円）

		件 数	金 額
直 接 徴 収	現年度分	608	8,648
	過年度分	645	8,153
	計	1,253	16,802
指 導 後（注）	現年度分	8,501	185,811
	過年度分	3,159	54,850
	計	11,660	240,662
合 計	現年度分	9,109	194,460
	過年度分	3,804	63,004
	計	12,913	257,464

（出所）住宅管理室提供資料

（注）納付指導後 3 ヶ月は効果があったとして業績給の対象としている徴収金額。

なお、納付指導により未だに滞納が解消されない者については保証人への履行協力要請も行うと規定している（第 6 条）が、実際には実施されていない（詳細は「（5）保証人への履行協力要請」を参照）。

エ 呼出しによる納付指導

「滞納整理事務処理要綱」では家賃を 3 カ月以上滞納した滞納者（以下、「呼出対象者」という。）に対しては、呼出状（新たな呼出対象者）等を送付して、住宅管理室への呼出しによる納付指導を実施する旨が規定されている。ただし住宅管理室からは、現状においては対象者が多すぎるため、呼出による納付指導はほとんど行っておらず、3 カ月未満の滞納者と同じく、徴収員による臨戸徴収で対応しているとの説明を受けた。

オ 明渡請求

住宅使用料に係る債権は、地方自治法で定める使用料等の公法上の債権に該当せず、私債権として整理される。このため納付指導にもかかわらず、滞納となった住宅使用料が納付されなければ、当該滞納債権は法的措置の対象となり①即決和解又は②明渡請求の裁判上の手続を経た上で、強制執行（強制退去）の措置がとられる。

「滞納整理事務処理要綱」においては、滞納者のうち納付意思のない者については、滞納家賃の全額納付を条件とする市営住宅使用許可の取消及び明渡請求について配達証明付内容証明郵便に付して送付するとされている（詳細については、「（8）明渡請求の実施」を参照）。

なお、即決和解（当事者双方が決められた日に簡易裁判所に出席し、裁判所において和

解の手続をすることをいう。)については「滞納整理事務処理要綱」では記載されておらず、実施の実績もないとの説明を受けた。

カ 訴訟・訴訟上の和解・強制執行

明渡請求によっても、滞納家賃の支払いをせず、市営住宅の明渡しをしない場合は、裁判所へ訴えを提起する。判決により訴訟上の和解に至らない場合、あるいは和解条項を実施しない者については強制執行により退去を求める。

訴訟等の実施状況は図表 2-5-24 のとおりである。

図表 2-5-24 訴訟等の実施状況推移（単位：件）

年度	訴訟提起	強制執行	和解	取下げ	自主退去	内容証明郵便発送
平成15年度	22	6	6	0	10	90
平成16年度	10	7	1	1	5	31
平成17年度	8	4	0	0	4	50
平成18年度	0	5	0	0	0	35
平成19年度	11	0	1	1	2	132
平成20年度	21	8	1	0	2	253

(出所) 住宅管理室提供資料「平成 15～20 年度別訴訟及び明渡件数」

上記「内容証明郵便発送」とは明渡請求のことを指し、明渡請求に応じない場合に訴訟提起となる。入居者に対する長期滞納債権の解消のために平成 19 年度以降明渡請求に応じない者については訴訟提起を行う方向性が明確にされており、平成 21 年 8 月には 37 件の訴訟を提起している。

キ 不納欠損処分

家賃が納付されない場合において、滞納家賃が「千葉市営住宅使用料不納欠損処分基準」に該当するときは不納欠損処分を行う（詳細については、「(9) 不納欠損処分」を参照）。

(4) 延滞料の徴収について

「千葉市営住宅等設置管理条例」第 18 条第 2 項においては、納期限まで家賃を納付しない場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ「千葉市税外収入金にかかる延滞金の徴収に関する条例」の規定により計算した延滞金額を加算して納付しなければならないとされている。ただし、同条第 3 項において、市長は納付しなかったことにやむを得ない理由があるときは延滞金を減額又は免除することができるとしている。しかし、住宅使用料は私債権であるという考え方に立てば、賃貸契約書に延滞料を徴収する旨の記載がなければ徴収できないと考えられるが、「市営住宅使用請書」においてはその旨は記載されていない。

もっとも住宅管理室の説明によれば、これまで延滞金を実際に徴収したことはなく、延滞金の徴収を想定した業務体制（システム対応や歳入科目等の手当て）もされていない。また仮に延滞金を加算して請求したとしても徴収の可能性は低いとみており、当面は住宅使用料債権の元本の滞納対策が先決事項と認識している。

(5) 保証人への履行協力要請

ア 保証人に関する規定

市営住宅の入居にあたっては、原則として市内に居住する者で、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有するもののうち、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出することとなっている（千葉市営住宅等設置管理条例第 11 条第 1 項）。

また滞納家賃に関連しては、納付指導により、未だに滞納が解消されない者については、その者の保証人に対し、滞納家賃の履行協力を要請する（千葉市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱第 6 条）と規定されている。

イ 使用請書の記載内容

入居者が市長宛（公営住宅の場合は千葉市住宅供給公社理事長宛）に提出する「市営住宅使用請書」の表面には「保証人は、入居者が債務を履行しない場合は入居者に代わって債務を履行することとなります。」との記載がある。また、請書の裏面は「市営住宅使用に関する保証書」となっており、保証人の氏名、現住所、勤務先等を記載し、印鑑登録証明書、所得証明書を添付することが要請されている（「千葉市営住宅等設置管理条例施行規則」第 5 号様式）。

ウ 実務上の対応状況

現在の実務上、保証人への協力を求める場合としては、利用者が死亡した際の退去手続の代行等が主であり、滞納整理業務の一環としての保証人に対する督促や催告状の発送等を一律に実施することはない。このため、保証人からの回収は、ごくまれに自主的な支払いがある程度とのことであり、実質的には制度として機能していないといえる。

また、保証人が死亡した場合等には、新たに定める必要があるが（千葉市営住宅等設置管理条例施行規則第 7 条 3 項）、保証人への履行協力要請が行われていないこともあり、変更があった場合の届出を依頼するにとどまり、変更状況は確認されていない。

(6) 分納誓約について

ア 分納誓約とは

分割納付誓約（分納誓約）は、各自の状況に応じて、返済可能なように、滞納家賃を分割返済していくことを約束するものであり、千葉市では「市営住宅家賃納付誓約書」に滞納理由及び誓約期日と誓約金額を記載のうえ、入居者と保証人の記名押印後提出させている。「滞納整理事務処理要綱」第 4 条第 3 項においては、分納誓約は 3 年以内で行うとされているが、運用上は、基本的には 1 年、長くても 2 年以内としており、誓約以降に調定される住宅使用料については、滞納しないことを条件に分納誓約させる方針となっている。

イ 住宅管理室における分納誓約管理の状況

(ア) 分納誓約リスト

分納誓約者については、書面で入手した分納誓約書に基づき、手書きの「平成〇〇年度

納付誓約」でリスト化されているが、団地名、番（名義人番号）、棟、号、名義人、誓約日、（分納）開始日のみが記載されており、分納期間、滞納金額及び分納金額の状況は明らかではない。

また、当該リストには誓約者単位で「不」あるいは「OK」が欄外に手書きで記載されている。住宅管理室担当者からは、この書き込みは平成 21 年 1 月に明渡請求の対象者を抽出する際に履行状況を個別に調査し、記載したものであり、「不」は分納誓約不履行、「OK」は分納誓約履行の意味であるとの説明を受けた。

当該リストの書き込みをカウントした結果は次のとおりである。

図表 2-5-25 平成 20 年度の分納誓約の履行状況

	件数	構成比
不（=不履行）	44	32.6%
OK（=履行）	39	28.9%
空欄その他上記以外の書き込み	52	38.5%
総 数	135	100.0%

（出所）住宅管理室提供資料「平成 20 年度分納誓約リスト」

当該リストの記載によれば分納誓約者 135 名に対し、32.6%の 44 名が不履行者となっている。なお、空欄については、平成 21 年 3 月実施の明渡請求の対象者抽出以降に分納誓約書を提出しているため、履行状況のチェックがないということになる。

（イ）住宅管理システム上の管理

住宅管理システムにおいては、月次の分納額が記載された納付書を再出力するために、分納誓約金額を入力し、納付書を再出力しているが、月々の分納誓約額は、家賃の収納管理情報とはリンクしておらず、分納誓約実施の有無はシステム上の入居者の属性情報として保持することができないとのことである。このため分納の履行状況の確認の方法としては、個々の入居者単位にシステム上の「入居サマリ」に入力された特記事項の記載内容（分納誓約の実施時期、金額、回数を文章で記載）と入金状況を照らし合わせて判断するしかない。住宅管理室では、データの一括ダウンロード等による分納誓約者全体の履行状況の把握は実施しておらず、また、その実施は困難と認識している。

（7）明渡請求の実施

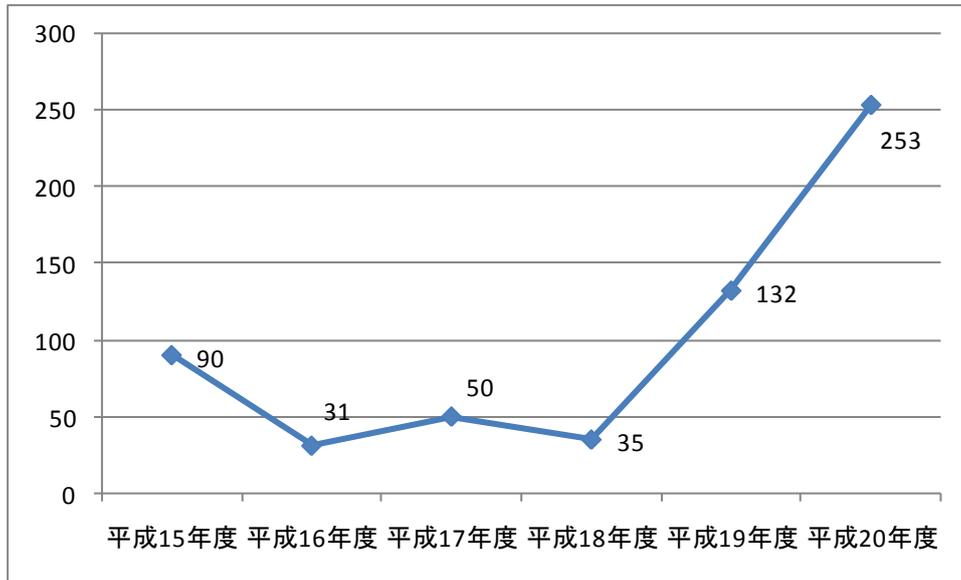
「千葉県営住宅等設置管理条例」第 44 条においては、3 カ月以上の滞納者に対して明渡請求が可能とされており、「滞納整理事務処理要綱」第 7 条では条例に定める滞納者で家賃の納付意思がないとき明渡請求対象者となるとしている。ただし後述の「イ 平成 20 年度明渡請求の実施状況」のとおり、請求すべき者に対し、網羅的に請求を行っている状況に至ってはいない。

ア 明渡請求件数の推移

平成 15 年度以降の明渡件数は図表 2-5-26 のとおりである。平成 19 年度以降の件数の

増加は、滞納防止策の一環として請求対象を順次拡大したことによる。

図表 2-5-26 明渡請求件数推移（単位：件）



（出所）住宅管理室提供資料

イ 平成20年度明渡請求の実施状況

（ア）明渡請求対象

千葉市では、一定の滞納期間を超えた滞納者のうち、徴収員の臨戸徴収時の意見を参考にし、納付意思のある入居者（例：分納を実施中）を除外したうえで、明渡請求を実施している。

平成20年度については12カ月以上の滞納者189名に加え、納付意思が明らかにならないとみられる3カ月以上の滞納者64名の計253名に対して、平成20年10月と平成21年3月の2回にわたり明渡請求を実施した。

図表 2-5-27 平成20年度の明渡請求の実施状況

（単位：件、千円）

滞納月数	10月実施分			3月実施分			合計		
	件数	債権金額	構成比	件数	債権金額	構成比	件数	債権金額	構成比
0～12カ月	2	689	0.7%	69	14,518	45.4%	71	15,207	11.2%
13～24カ月	59	27,073	26.2%	29	12,548	39.2%	88	39,621	29.2%
25～36カ月	56	38,118	36.8%	6	4,090	12.8%	62	42,208	31.2%
37～48カ月	16	15,926	15.4%	0	0	0.0%	16	15,926	11.8%
48～60カ月	4	2,837	2.7%	1	842	2.6%	5	3,679	2.7%
60カ月以上	11	18,852	18.2%	0	0	0.0%	11	18,852	13.9%
計	148	103,493	100.0%	105	31,998	100.0%	253	135,492	100.0%

（出所）住宅管理室提供資料「10月&3月明渡請求経過」

図表 2-5-28 平成 21 年 3 月明渡請求実施分 12 カ月以内の内訳
(単位：件、千円)

滞納月数	件数	債権金額
3カ月	2	145
4～6カ月	10	1,156
7～9カ月	27	5,677
10～12カ月	30	7,540
計	69	14,518

(出所) 住宅管理室提供資料「10 月&3 月明渡請求経過」

依然として実務上の明渡請求の対象者は、12 カ月以上の滞納者が多く、条例や公営住宅法の定める 3 カ月以上の滞納者に対して網羅的に実施される状態には至っていない。

また、年 2 回の実施では、3 カ月以上の滞納者に対する明渡請求を適時に行っているとはいえ、次の明渡請求までの実施期間があくことでその間の滞納債権が累積し、回収が一層困難になるケースも発生していると推察される。

(イ) 現状の処理の経緯

現状のような取扱いとなっている理由として、住宅管理室から説明を受けた要旨は次のとおりである。

- 明渡請求は長期入居滞納者から実施しており、3 カ月以上の滞納で悪質な者については、平成 21 年 3 月に明渡請求を実施するに至っている。
- 長期入居滞納者の場合、明渡請求後、多くは訴訟から強制執行による退去となるため、強制執行費用に予算の多くが割かれている。強制執行の場合には 1 件あたり 30 万円程度が必要になり、3 ヶ月～12 ヶ月未満の家賃滞納者に明渡請求を実施する場合の当初予算は措置していないが、必要に応じて住宅管理室内の予算流用にて対応を行っている。
- 古くからの入居者には、3 カ月以上滞納すれば明渡請求の対象となることについて周知されていない面があったが、平成 8 年度以降は、毎年入居者に送付する「家賃決定通知書」に、家賃を 3 カ月以上滞納すると明渡請求の対象となることが明記されるようになった。更に平成 20 年度以降の入居者については、入居時の説明会において明渡請求の説明を行い周知を図っている。

(ウ) 明渡請求後の顛末

図表 2-5-29 は、住宅管理室作成の平成 20 年度の明渡請求リストにある処理状況の記載内容を集計したものである。平成 21 年度の 8 月の訴訟提起までを対象とした処理状況が記載されており、平成 20 年度の明渡し請求の顛末の状況が判明するものもある。

図表 2-5-29 平成 20 年度明渡請求分の処理状況
(平成 20 年 10 月実施分)

処理状況	件数	比率	金額 (千円)	比率	平均金額 (千円/人)	平均滞納 月数	備考
完納	17	11.5%	7,519	7.3%	442	22.8	(注1)
一部納付	5	3.4%	1,747	1.7%	349	21.6	(注1)
分納誓約	49	33.1%	24,928	24.1%	509	22.0	(注1)
退去	9	6.1%	6,649	6.4%	739	33.1	
無断退去	22	14.9%	19,026	18.4%	865	41.3	
訴訟提起	29	19.6%	29,347	28.4%	1,012	38.4	(注2)
死亡	3	2.0%	3,355	3.2%	1,118	57.7	
破産	3	2.0%	1,876	1.8%	625	34.7	
(記載なし)	11	7.4%	9,048	8.7%	823	39.7	(注3)
計	148	100.0%	103,493	100.0%	699	31.1	
<達成状況>							(注4)
到達	94	63.5%	58,708	56.7%	625	27.4	
差置	26	17.6%	21,622	20.9%	832	34.2	(注5)
未到達	27	18.2%	22,694	21.9%	841	41.7	
記載なし	1	0.7%	470	0.5%	470	17.0	(注6)
計	148	100.0%	103,493	100.0%	699	31.1	

(平成 21 年 3 月実施分)

処理状況	件数	比率	金額 (千円)	比率	平均金額 (千円/人)	平均滞納 月数	備考
完納	31	29.5%	9,797	30.6%	316	11.3	(注1)
一部納付	3	2.9%	597	1.9%	199	11.3	(注1)
分納誓約	38	36.2%	10,690	33.4%	281	12.2	(注1)
退去	3	2.9%	447	1.4%	149	8.3	
訴訟提起	7	6.7%	4,624	14.5%	661	18.1	(注2)
死亡	1	1.0%	372	1.2%	372	13.0	
現年口座振替	1	1.0%	171	0.5%	171	11.0	(注7)
現年代理納付	2	1.9%	449	1.4%	225	13.0	(注7)
未到達(記載なし)	19	18.1%	4,851	15.2%	255	12.4	(注8)
計	105	100.0%	31,998	100.0%	305	12.0	
<達成状況>							
到達	81	77.1%	26,311	82.2%	325	12.4	
未到達	24	22.9%	5,687	17.8%	237	14.5	
計	105	100.0%	31,998	100.0%	305	12.0	

(出所) 住宅管理室提供資料「10月&3月明渡請求経過」より処理状況を集計

(注 1) 内容証明郵便が未到達の場合も含む。

(注 2) 平成 21 年 8 月に訴訟提起したものである。

(注 3) 内容証明郵便が到達・未到達にかかわらず処理状況の記載がないもの。

(注 4) リストの「(内容証明郵便) 到達日」「差置日」の記載による。

(注 5) 平成 20 年 10 月発送時に未到達で平成 21 年 1 月に差置としたもの。

(注 6) 到達状況は未記載であるが、完納となっている。

(注 7) 現年分について口座振替あるいは代理納付となった。

(注 8) 処理状況欄で空欄または「未到達」と記載

当該リストによれば、平成 20 年 10 月実施分対象 148 件のうち 71 名、平成 21 年 3 月実施分対象 105 件のうち 75 件が明渡請求の段階で何らかの納付または納付の誓約（図表 2-5-29 の処理状況の「完納」「一部納付」「分納誓約」「現年口座振替」「現年代理納付」）を実施している。

とくに平成 21 年 3 月実施の明渡請求においては平均滞納月数が短いこともあり、3 割近くが完納している。このことから滞納の早期の段階での明渡請求が債権回収にも効果的であることが伺える。

一方、何らかの入金の意思を確認できなかった場合は、退去あるいは強制執行とする方針であるが、平成 20 年 10 月実施分においては退去 9 件、訴訟 29 件、平成 21 年 3 月実施分で退去 3 件、訴訟 7 件にとどまっている。上記リストにおいては、少なくとも処理状況に具体的な状況が記載されなかった者（平成 20 年 10 月実施分の「（記載なし）」11 件、平成 21 年 3 月実施分の「未到達、（記載なし）」19 件）については、何らかの入金の誓約もなく、入居が継続していることになる。前述（イ）の説明を考慮すると、強制執行等の予算上の制約により、入金意思のない者に対して十分な対処ができていないといえる。

（エ） 明渡請求時における分納誓約者の履行状況

平成 20 年 10 月に実施した明渡請求に対して、49 件が分納誓約により当面の入居を継続した。これに関する履行状況を示すと図表 2-5-30 のとおりである。

図表 2-5-30 平成 20 年 10 月明渡請求時分納者の履行状況

（単位：月、千円）

状 況	件 数	平均月数	請求時債権額	構成比
分納誓約履行後、滞納なし	22	19.8	10,188	40.9%
分納誓約履行後、新規滞納発生	2	29.5	1,426	5.7%
分納誓約不履行で滞納継続	24	23.4	12,886	51.7%
分納誓約不履行で退去	1	20.0	426	1.7%
計	49	22.0	24,928	100.0%

（出所）住宅管理室提供資料より作成

分納誓約により入居を継続している者のうち滞納が解消されたのは 4 割に過ぎず、半分以上は分納誓約を履行していない。また平成 20 年 10 月の明渡請求時の分納誓約の不履行者に対しては、平成 21 年 3 月に再度明渡請求は実施していない。

そもそも「滞納整理事務処理要綱」では明渡請求による退去は滞納金の完納を条件として免除されることとしている。しかし、入居者の滞納債権は長期に渡るものが多く、即座に完納を求めることは困難であることから、実際には分納誓約により入居の継続を認めている。

(8) 不納欠損処分

ア 不納欠損処分基準の取扱い

「千葉県営住宅使用料不納欠損処分基準」第2においては、不納欠損の処分基準を次のとおり規定している。

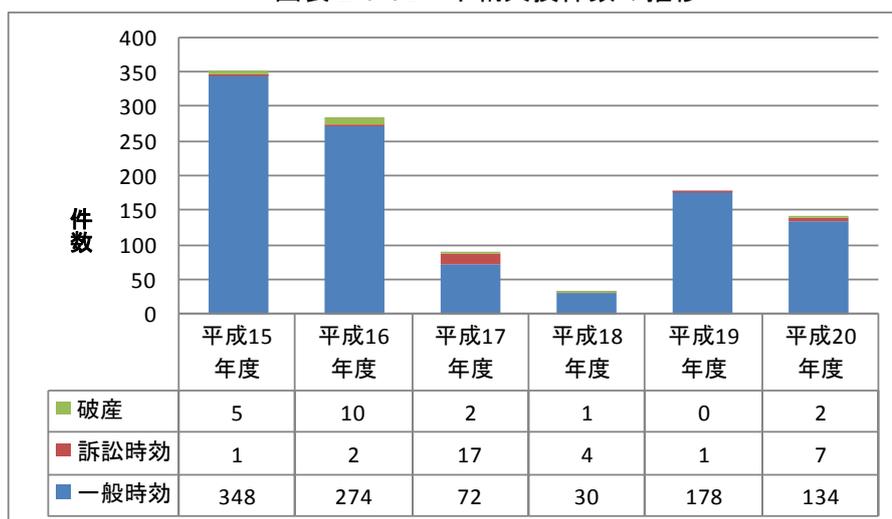
- (1) 時効の中断又は停止の事由がなく、督促状の到達の日の翌日から起算して5年を経過した場合
- (2) 判決の確定した日の翌日から起算して10年を経過した場合
- (3) 破産法第253条の規定により責任を免れた場合

イ 不納欠損処分の推移

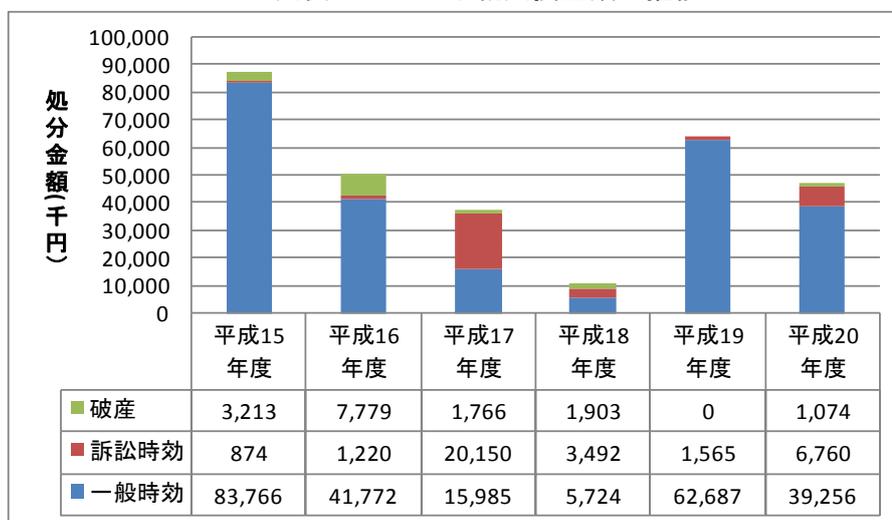
処分基準別不納欠損件数及び金額の推移は図表2-5-31、図表2-5-32のとおりである。

退去者の長期滞納分については、不納欠損処分を進めており、平成19年度以降は増加傾向にある。

図表 2-5-31 不納欠損件数の推移



図表 2-5-32 不納欠損金額の推移



(出所) 住宅管理室提供資料「年度別不納欠損金額・件数表」

ウ 実務上の対応

(ア)作業手順

不納欠損処分作業は、各年度3月に次の手順で実施される。

<手順>

- ① 住宅管理システムから退去者で滞納期間5年経過の債権を抽出してエクセルファイルに取り込む。平成20年度の場合は、平成16年2月以前の滞納家賃が抽出される。
- ② 次の者については、欠損対象者に加減して「平成●●年度不納欠損一覧表」を作成し、決裁をとる。
 - ・訴訟判決後、10年を経過していない者は除外する。
 - ・訴訟係争中の者は除外する。
 - ・破産免責の場合は、5年以内の債権を加える
- ③ 決裁後、1件ずつ住宅管理システムにおいてデータ反映作業を実施する。システムの入居サマリ上は、滞納債権額の調定年月に対応する不納欠損月に、その旨が表示される。

③の処理を行う理由としては、住宅管理システムで用意された不納欠損メニューは特定の日付で認定され、一律に債権が消滅させられてしまうので、10年超の債権を対象とする訴訟のケース等を除外できないためとの説明を受けた。またシステム上での不納欠損の反映は手間がかかるため、実際には翌年度の4月（出納整理期間中）に実施しているとのことであった。

(イ)サンプル確認

平成20年度の不納欠損一覧表に記載された滞納債権143債務者のうち10債務者について、住宅管理システムへの反映を確かめたところ、すべて不納欠損額としてシステムに反映されていた。

エ 退去者のみ不納欠損を実施する理由

不納欠損処分対象債権のなかには、5年超10年以下の債権が含まれるケースがある。これは、入居している間は不納欠損対象としない方針であることから、年度中（平成20年度の場合は平成20年3月～平成21年2月）の退去に伴い、5年超の滞納債権も含めて一括して処分されるためである。

不納欠損の対象者を退去者に限定し、入居者を対象としていない理由として住宅管理室より次の説明を受けた。

- ① 入居者について不納欠損処理を行うと、催告状に記載された金額が1年分減額されることになり、1年経てば払わなくて良いと思われてしまう可能性がある。
- ② 退去者については、時効援用を前提に不納欠損処分を実施しているが、入居者

については、債権放棄の議決が必要と考えている。

なお、平成21年11月1日現在の5年超の滞納入居者は35名、その債権金額は59,414千円であった。

7 監査の結果

(1) 滞納の初期段階における対処の必要性について

市の滞納対策は過渡期にあることは確かであるが、より一層早い段階での実効性のある納付指導を行い、悪質な滞納者については早期に見極め、明渡請求を実施することが必要である。

ア 呼出指導の実施

家賃を3カ月以上滞納した滞納者への呼出しによる納付指導は、滞納者の絶対数が多いため、ほとんど行っておらず、実態としては徴収員による訪問で代替している。分納誓約や減免措置の適用も含め、個々の入居者の状況や滞納期間に応じた柔軟な対応を行うためには、滞納の初期段階で専門性のある職員による呼出指導を実施することが望まれる。また、同時に保証人の呼出による履行協力要請も実施することが有効と考えられる。

イ 減免措置の周知

住宅使用料の減免措置については、入居者への周知が不十分であり、平成20年度においては入居者6,027件のうち330件にとどまっている。減免等による適切な使用料調定額の算出は、入居者の資力に応じた徴収を可能にし、滞納の発生の未然防止に寄与すると考えられる。

ウ 明渡請求の適時な実施

滞納初期段階の債権回収を実現し、納付意思のない入居者が不当に居座ることを防止するためにも、明渡請求は適時に実施すべきである。

「千葉市営住宅等設置管理条例」第44条においては、3カ月以上の滞納者に対して明渡請求が可能とされており、「滞納整理事務処理要綱」第7条では条例に定める滞納者で家賃の納付意思がないとき明渡請求対象者となるとしていることから、3カ月以上の滞納者は本来網羅的に明渡請求の可否を検討すべき対象であるといえる。

しかし、平成20年度においては、滞納者数の多さや予算上の制約により、平成20年10月と平成21年3月の2回実施されたのみであり、「千葉市営住宅等設置管理条例」や「滞納整理事務処理要綱」の規定に従った処置として十分な水準とは言い難い。また、未実施の期間が長いとその間の滞納債権も累積し、結果として次の請求時の納付が困難になってしまう可能性もある。

滞納初期段階の明渡請求実施により、滞納債権が完納される可能性が高くなることは、平成21年3月実施の明渡請求の結果からも明らかであり、適時な実施を目指して、現状の年2回よりも実施間隔をあげず、回数を増やすことが必要と考えられる。

(2) 保証人への履行協力要請について

ア 保証人への履行協力要請

保証人への履行協力要請は滞納整理にあたって必要な事務として、「滞納整理事務取扱要綱」で規定されている。また、使用請書においても、滞納の場合には保証人が代わって債務を履行すべき旨が明示されており、所得証明書の提出により保証人の資力に関する確認も行われている。このような手続を経ているにもかかわらず、保証人への履行協力要請を何ら行わないことは、代わりに支払う意思のある者からの回収の機会を逸し、保証人制度の形骸化を招いているといえる。

通常、保証人は入居者の親族など人的関係のある者になることが多い。保証人に対しては、支払請求に至らなくとも、滞納の初期段階で、入居者本人への家賃支払いの催告を依頼する文書等の送付、呼出による履行協力依頼などを行うことにより、一定の効果は期待できると考えられる。

イ 保証人の所在確認

保証人への履行協力要請を行う前提として保証人の所在を確認しておく必要がある。変更の際は市へ届を出すように依頼するだけでなく、入居者へ定期的に確認書の提出を求め等る等の措置をとる必要がある。

(3) 不納欠損処理について

住宅家賃は民法第 169 条（定期給付債権）により、5 年間の消滅時効となるが、私債権であることから相手方の時効の援用がない場合には債権は消滅せず、地方自治法第 96 条第 1 項に規定されている議会の議決を経て、市として権利を放棄することとなる。この点においてたとえ退去者であっても、時効の援用や権利の放棄の議決なく不納欠損処分により債権を消滅させる処理には問題があるといえる。私債権管理規程を定め、適切な措置を講ずることが望まれる。

(4) 分納誓約について

ア 分納誓約の履行状況の適時把握

分納誓約者の履行状況は、適時かつ一元的に把握することが必要である。しかし、実際には、明渡し請求実施時（平成 20 年度は年 2 回）に履行状況を確認するにとどまっております、それだけでは、確認の頻度として少なすぎると考える。また、現在行っている手書きの分納誓約リストにおける「OK（履行）」、「不（不履行）」の書き込みによる管理方法のみでは、金額や入金時期の情報がなく、債権管理の情報としては不十分である。更に、住宅管理システム上の滞納家賃管理データにおいても、分納の履行状況の一覧を抽出できない状況にある。

以上より、現状においては分納誓約の効果の測定や不履行者への対処策の検討は、非常に困難と言わざるをえない。システムの機能を再検討したうえで、分納の履行状況（履行あるいは不履行の期間及び金額）を一元的に管理できるよう、債権管理体制を改善する必

要がある。

イ 分納誓約不履行者への厳格な対処

上記の状況から、分納誓約者の履行状況を住宅管理室は網羅的に把握できていないが、明渡請求時に分納誓約により訴訟対象とならなかった者のなかにも分納を履行していない者が見受けられる。不測の事態の発生による不履行等については個々人の状況に応じて配慮することは考えられるが、単に退去を免れるための言い逃れに過ぎないような場合は、早急に明渡請求を再度実施し、完納しなければ訴訟提起するなど厳格に対処すべきである。現状では、分納の履行状況を適時に確認していないことが多いため、不履行者に対する対処も迅速かつ十分に実施されているとはいえず、いわば安易な入居延長を許す結果となっている。

(5) 延滞料の徴収について

「千葉市営住宅管理等設置条例」第18条第2項においては延滞料を徴収する旨が記載されているが、住宅使用料が私債権である前提に立てば、「市営住宅使用請書」に延滞金を徴収する旨を記載しない限り、延滞料の徴収は不可能と考えられる。また、実務上は、延滞料を徴収する際の事務体制や規定が整備されておらず、滞納債権が累積している状況では債権そのものの回収が優先され、延滞料の徴収は事実上放棄されている。しかし、現状のように期日までに住宅使用料を納付しない者にいかなるペナルティもないということであれば、期日どおりに納付している入居者との間の負担の公平を欠くことになる。住宅家賃は私債権であるという前提のもと、延滞料の徴収に関する方針や事務体制を検討する必要がある。

(6) リースのシステムに対する維持管理について

住宅管理システムは、リース契約によって千葉市が賃借しているものであり、所有権は委託業者（富士通リース株式会社）にある。維持管理についてはリース契約に含まれるのが通常であり、特別の取決めがなければ千葉市が第三者の維持管理ベンダー（株式会社富士通エフサス）にプログラム改修委託業務を行うことはできない。

富士通リース株式会社と株式会社富士通エフサスはグループ会社であるが、維持管理契約における「プログラムの権利の帰属」について、富士通リース株式会社に所有権が帰属するプログラムについて千葉市が維持管理を委託するものであることを明確にし、かつこの契約内容について富士通リース株式会社が承認を与える形に見直すことが必要である。

(7) 定期処理の確認運用について

住宅管理システムの「定期処理実行実績」及び「日次処理実行結果」は、職員が画面上で処理結果を確認しているが、いつ誰が行うかについて、運用手順等で明確にしていない。

運用手順等で明確にしないと、確認が漏れて、エラーが発生しても気がつかず、不正なデータが発生するなどのおそれがある。定期処理の確認を運用手順等で明確にすることが必要である。

当初データの入力についても、アルバイト職員が入力し、当該情報の入力の適正性につい

て検証及び承認行為が行われていない。入力情報に誤りがないことを検証し、これについて承認を行う手続が必要である。

(8) 外部委託業者の作業管理について

維持管理契約においては、「月末までに定期報告書等を納入する」と記載されているが、平成 20 年度においては、これに該当する報告書が提出されていない。また、その他納品物についても同様に納入されていない。

契約に示された納入物の受領がないことは、契約上の履行の瑕疵であり、委託業者が契約書に記載された作業を行っているか、その妥当性を判断することができない。

契約に従った履行を委託業者に求めることが必要である。

8 監査の意見

(1) 業務体制について

平成 21 年度には退去者滞納家賃の収納業務委託を実施予定であるが、それでもなお、徴収員以外に滞納債権管理業務に専任の職員がいない現状の住宅管理室の体制では、入居者に対する収納業務への関与にも限界がある。

過去に収納業務を住宅供給公社へ委託していた当時は、事務分担が不明瞭であったことや受託者に収納率向上へのインセンティブが付与されていなかったことが、収納率向上に寄与しなかった原因と考えられる。入居者の収納業務についての事務分担を明確化し、適切なインセンティブを付与した形での外部委託について検討することが必要である。

(2) 分析可能なデータの整備について

入居者に関する情報や家賃の収納状況は住宅管理システムにより記録されるが、データは更新されると上書きされ、任意の時点での収納状況を事後的に呼び出すことがシステム上不可能なものがある。また、入居者・退去者区分以外の属性別の収納状況も定期的に確認や分析をしていないものが多く、システムからのデータ抽出の可否や方法も明確になっていないものが多い。

収納率の向上につながる効果的な債権管理を行うためには、属性別など様々な切り口の滞納債権のデータを抽出し、収納状況を分析し、効果を測定し、実現可能性ある対策の実施と目標設定に活用できるようにする必要がある。

例えば、下記のような属性別の世帯の収納状況（金額、滞納期間）が少なくとも任意の月次単位で把握でき、住宅管理システムから必要に応じてデータ抽出できることが望ましい。

- ・生活保護世帯（うち代理納付世帯）
- ・入金形態別（口座振替、納付書、窓口、徴収員の集金）
- ・収入超過者及び未申告者
- ・家賃減免世帯
- ・分納誓約者

(3) システム管理の見直しについて

住宅管理システムは、税務システム等と比較して小規模のシステムであり、現在、システム運用は住宅管理室が行っている。しかし、住宅管理室は情報処理部門が持つようなシステムに関する専門的な知識を持っていないことから、外部委託管理を含む運用・保守面におけるシステム管理が不十分になっている。

他システムと同様に情報部門の主管課にシステム管理を依頼して、運用・保守管理を強化することが望まれる。

(4) 住宅管理システムに伴う端末の貸与について

住宅管理システムに使用される端末3台については、千葉市住宅供給公社に対し、無償で貸与されているが、これについて千葉市住宅供給公社との間になんらの契約上の規定が存在しないととも、機器のリース会社との契約上抵触するおそれがある。

端末の貸与については、千葉市住宅供給公社に無償で貸与することの是非、貸与の根拠について明確にすることが望ましい。

第6 下水道使用料

1 制度趣旨

下水道は、快適で衛生的な生活環境への改善、雨水排除による浸水の防除及び公共用水域の水質保全のため、欠くことのできない都市基盤施設であるとともに、地球環境に配慮した循環型社会の形成に大きな役割を担っている。

「千葉市下水道事業の設置等に関する条例」（以下、「下水道設置条例」という。）第2条によれば、千葉市における下水道事業の設置目的は、市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達を図り、あわせて公共用水域の水質を保全することである。

千葉市の下水道事業は、雨水排除を目的に昭和10年より始まり、昭和38年に千葉市初の終末処理場として大宮下水処理場が稼働して以来、都市化の進展に伴い公共下水道の整備が行われた。

平成4年度に政令指定都市に移行してからは、生活環境の整備・充実の視点から下水道の普及促進を最優先課題として汚水幹線の整備・面整備が推進された。

現在、千葉市における公共下水道は中央処理区（中央区、稲毛区、美浜区のそれぞれ一部の区域）・南部処理区（稲毛区、中央区、若葉区、緑区のそれぞれ一部の区域）・印旛処理区（花見川区のほぼ全域及び美浜区、稲毛区、若葉区のそれぞれ一部の区域）の3処理区が整備されている。また、各処理区においては中央浄化センター、南部浄化センター、花見川終末処理場及び花見川第2終末処理場の各処理施設が稼働している。

なお、印旛処理区は千葉県が管理する印旛沼流域下水道の一部であり、花見川終末処理場及び花見川第2終末処理場は県の管理となる。

平成16年度から平成20年度にかけての下水道の普及状況は図表2-6-1のとおりとなっている。

図表 2-6-1 千葉市における下水道の普及状況

項目	単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
整備区域内人口	(A) 人	862,962	886,655	898,483	909,080	920,581
普及率	%	94.1	96.0	96.7	96.9	97.1
接続人口	(B) 人	828,815	853,581	871,135	887,291	902,390
接続率	(B/A) %	96.0	96.3	97.0	97.6	98.0
整備区域内世帯数	(C) 世帯	361,020	374,219	382,340	390,131	398,505
接続世帯数	(D) 世帯	346,320	360,162	370,763	380,788	390,635
未接続世帯数	(C-D) 世帯	14,700	14,057	11,577	9,343	7,870

(出所) 下水道営業課作成資料より

2 下水道使用料の概要

(1) 使用料について

ア 使用料の納付義務

下水道事業より発生する費用は、「雨水公費・汚水私費の原則」という考え方にに基づき、雨水を処理する費用（雨水処理費）は、公費（税金）によりまかなわれ、家庭や工場など

から排出される汚水を処理する費用（汚水処理費）は、下水道使用料（私費）によりまかなわれるのが原則である。汚水は日常生活や工場等の生産活動により排出され、汚水を排出する原因者（市が汚水を処理することによる受益者）が特定されるため、「受益者負担の原則」の考え方にに基づき、汚水排出者の受益すなわち汚水の排出量に応じた処理費用を、使用者が負担すべきと考えられる。

一方、雨水は自然現象によるもので原因者が特定されず、また雨水を排除してまちを浸水被害から守ることは広く公共の利益につながるため、公費（税金）でその費用を負担すべきと考えられる。

下水道法では上記の考え方にに基づき、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道の使用者から使用料を徴収することができる」と規定されている（同法第20条第1項）。千葉県では、当該条文を根拠として、条例により、公共下水道の使用者は、使用料を納入しなければならない旨を定めている（千葉県下水道条例第12条第1項）。すなわち、公共下水道の使用者は、千葉県に対して使用料を納付する義務を負う。

なお、公共下水道の使用を休止し、又は廃止したときであっても届出がない場合は、その使用料を納付する義務が生じる（同条例第16条）。

公共下水道の使用者とは、下水を公共下水道に排除して使用する者をいう（千葉県公共下水道使用料賦課等に関する要領第2条本文）。分流区域と合流区域における使用者は以下のとおりとなる（同条なお書）。

① 分流区域における使用者

- ・ 供用開始区域内の者で汚水を排除し公共下水道を使用する者、また供用開始区域外の者でも汚水を排除し公共下水道を使用する者。
- ・ 浄化槽トイレの使用水は雨水管および U 字溝、側溝、在来管等の排水施設を利用し、トイレ以外の汚水（以下「雑排水」という。）を公共下水道に排除する者。
- ・ くみ取りトイレを使用し雑排水を公共下水道へ排除する者。
- ・ 雑排水は U 字溝、側溝、在来管等の排水施設を利用し、水洗トイレの使用水を公共下水道へ排除する者。

② 合流区域における使用者

- ・ 供用開始区域内の者でいかなる排水施設を利用しようとも汚水を排除し公共下水道を使用する者。
- ・ 供用開始区域外の者であっても管理者の許可を受け、若しくは協議により公共下水道に接続した排水施設を利用し、汚水を公共下水道に排除する者およびこれ以外のもので公共下水道に汚水を排除し公共下水道使用者と実質的に同等な便益を受けていると認められる者。

市町村が下水道使用料を納付義務者から徴収する権利は、5年を経過すると時効により時効の援用を要せずに消滅する（地方自治法第236条第1項及び第2項）。納入の告知及び督促は時効中断の効力を有する（同第4項）。

イ 使用料の納期

使用料は、原則として「2月分ごとにその後の月の翌月の末日までに納入しなければならない」（千葉市下水道条例第13条）とされている。

ウ 使用料の算定

使用料の月額、基本使用料に汚水排除量に応じて設定された使用料単価によって算定した従量使用料を加算した金額となる。具体的には、下記の表により算定した額（千葉市下水道条例第12条第2項及び別表第2）に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）となる。

図表 2-6-2 下水道使用料の月額（平成21年4月1日現在）

	基本使用料	従量使用料	
		汚水排除量	使用料 (1立方メートルにつき)
一般汚水	560円	10立方メートルまでの分	15円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	108円
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	143円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	178円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	217円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	254円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	281円
		1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	313円
		2,000立方メートルを超える分	342円
浴場汚水	汚水排除量1立方メートルにつき 10円		
共用汚水	汚水排除量1立方メートルにつき 71円		

排除される汚水の水質が著しく悪いため、汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認められるもので、規則で定める汚水の水質及び量のものについては、当該汚水排除量1立方メートルにつき150円の範囲内で定める額に100分の105を乗じて得た額を上表の使用料に加算する（千葉市下水道条例第12条第3項）。

なお、上表において、「浴場汚水」とは、公衆浴場（個室付浴場、サウナ風呂その他の特殊な浴場を除く。）の用に供した汚水をいい、「共用汚水」とは、給水装置を共同して

使用（共同住宅の各居室に給水装置を設置している場合を除く。）して生じた汚水をいう。

「一般汚水」とは、「浴場汚水」及び「共用汚水」以外の汚水をいう。

汚水排除量とは使用者が排除した汚水の量のことである。汚水排除量の認定等は、以下のとおりに行われる。（同条例第 15 条）

- ① 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、専用給水装置を共同して使用する共同住宅において各居室の給水装置に水道メーターが設置されていないときは、規則で定めるところにより使用水量を算定するものとする。
- ② 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、規則で定めるところにより使用者の使用の態様を勘案して認定する。
- ③ 製水業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の営業でその営業に使用する水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なるものであるときは、使用者は、毎月公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠について、その月分を翌月 5 日までに市長に申告しなければならない。この場合において、市長は、前項の規定にかかわらず、その申告の内容を審査して使用者の排除した汚水量を認定する。

土木又は建築工事その他で一時用の排水については予定排水量に相当する額を概算により前納させることができる（同条例 18 条第 1 項）。左記の概算による使用料は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があった時、その他市長が必要と認めた時に精算する（同条第 2 項）。

なお、市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めたときは、使用料等を減額し、又は免除することができる（同条例第 21 条）。

（2）下水道事業の財源及び決算の状況

千葉市の下水道事業は、「下水道設置条例」第 3 条に規定するとおり、地方公営企業法第 2 条第 3 項に定める地方公営企業として取り扱われる。従って、その経理については特別会計を設けて行われる（同法第 17 条）。

また、経費の負担においては、独立採算制の原則に従うことが求められる（同法第 17 条の 2 第 2 項）。

「下水道設置条例」第 3 条により、財務等についても地方公営企業法の規定が適用される。

下水道事業の主な収益は、下水道使用料の他、他会計（一般会計）からの負担金等があげられる。

現在の下水道使用料算定における下水道事業の経費負担の考え方は、次のとおりである。

汚水処理費のうち、下水管の清掃や補修、ポンプ場や浄化センターの運転費、人件費などの「維持管理費」については、100%下水道使用料で賄うこととされている。しかし、企業債（借入金）の支払利息や、減価償却費などの「資本費」については、一部公費負担分を除き、その 95%が下水道使用料で賄われ、残りの 5%は一般会計からの補助金によって補てんすることとされている。下水道事業では建設が長期にわたり、かつ、施設を先行的に整備し

なければならないため、企業債等の起債金額が多額に上り、その結果として多額の資本費が発生する。この資本費の全額を下水道使用料で賄うとした場合、下水道使用料を大幅に増額する必要がある。そこで、下水道使用者の負担が急激に高まらないように、資本費の一部を公費負担とし、下水道使用料の改定（概ね3年ごと）に合わせて段階的に公費の補てん割合を減らすようにしている。

千葉市下水道事業の各年度における損益は図表 2-6-3 のとおりである。

平成 18 年度決算では当年度純損失が生じ、その結果当年度未処理欠損金が生じた。平成 19 年度決算では、営業収益の増加により当年度純利益に転じたものの、前年度未処理欠損金を全て処理するには至っていない。

営業収益については、各年度とも下水道使用料が営業収益の約 6 割を占め、一般会計の負担金が約 4 割を占めている。下水道使用料が下水道事業の大きな収益源であることがわかる。なお、一般会計の負担金は、雨水処理経費等を賄うために、一般会計から繰り入れられているものである。

業務に関連する費用である営業費用は各年度とも営業収益の 6 割強を占めている。営業外費用（ほとんどが企業債の支払利息である）は営業収益の 4 割程度であるが、年々金利負担は減少している。

図表 2-6-3 損益計算書の推移

(単位：千円)

	平成 17 年度	比率	平成 18 年度	比率	平成 19 年度	比率
営業収益						
下水道使用料	12,078,756	60%	12,109,684	60%	12,764,547	59%
他会計負担金	8,187,092	40%	8,178,384	40%	8,949,766	41%
その他営業収益	10,238	0%	12,450	0%	14,689	0%
営業収益合計	20,276,087	100%	20,300,519	100%	21,729,003	100%
営業費用	13,166,073	65%	13,376,853	66%	13,456,024	62%
営業利益	7,110,014	35%	6,923,666	34%	8,272,978	38%
営業外収益	1,361,326	7%	1,330,493	7%	110,883	0%
営業外費用	8,220,793	41%	8,199,816	40%	8,018,718	37%
経常利益	250,547	1%	54,343	0%	365,143	2%
特別利益	537	0%	686	0%	118	0%
特別損失	251,084	1%	205,179	1%	262,025	1%
当年度純利益	0	0%	△150,149	△0%	103,235	0%
前年度繰越利益剰余金	0	0%	—	—	△150,149	△1%
当年度未処分利益剰余金	0	0%	△150,149	△0%	△46,913	△0%

(出所) 千葉市下水道事業決算書より

一方、各年度末における財政状況については図表 2-6-4 のとおりである。

総資産のほとんどを固定資産が占めている。下水道使用料の滞納分は未収金に含まれている。ただし、3 月末納期分の下水道使用料については翌年度 4 月以降に収納される分もあるため、未収金の全額が滞納分というわけではない。未収金の額は総資産と比較すると 1%にも満たないが、金額的には 20 億円を超えている状態である。未収金の額は平成 18 年度をピ

ークに減少に転じている。

図表 2-6-4 貸借対照表の推移

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
資産の部			
固定資産合計	567,792,937	578,788,342	588,866,939
流動資産			
現金預金	2,761,938	3,685,057	2,789,421
未収金	2,300,215	2,494,426	2,160,860
その他	4,816	4,800	4,300
流動資産合計	5,066,970	6,184,284	4,954,582
繰延勘定	463,101	355,013	266,259
資産合計	573,323,008	585,327,640	594,087,781
負債の部	10,736,126	12,424,032	12,999,337
資本の部	562,586,882	572,903,607	581,088,443
負債資本合計	573,323,008	585,327,640	594,087,781

(出所) 千葉市下水道事業決算書より

3 システムの概要

(1) 現在までの経緯

下水道使用料賦課徴収管理システム（以下、「下水道システム」と言う。）は、シーデーシー情報システム株式会社（以下「CDC」と言う。）が所有権を持っているシステムで、千葉市は当該システムを委託契約により利用している。

下水道システムは、元々 CDC が 40 年ほど前に開発したもの（開発費用は不明）であり、当初はバッチ処理のみであったものの、平成 6 年 4 月にフロント部分にオンラインシステムを導入して、現在に至っている。

当時は、株式会社新都市サービスセンターが下水道業務の事務委託を市から受け、このうちの電算処理業務のみを CDC が担当していた。その後、株式会社新都市サービスセンターが当該委託業務から撤退した後、平成 14 年度より当該事務委託全体を CDC が引き受け、現在に至っている。

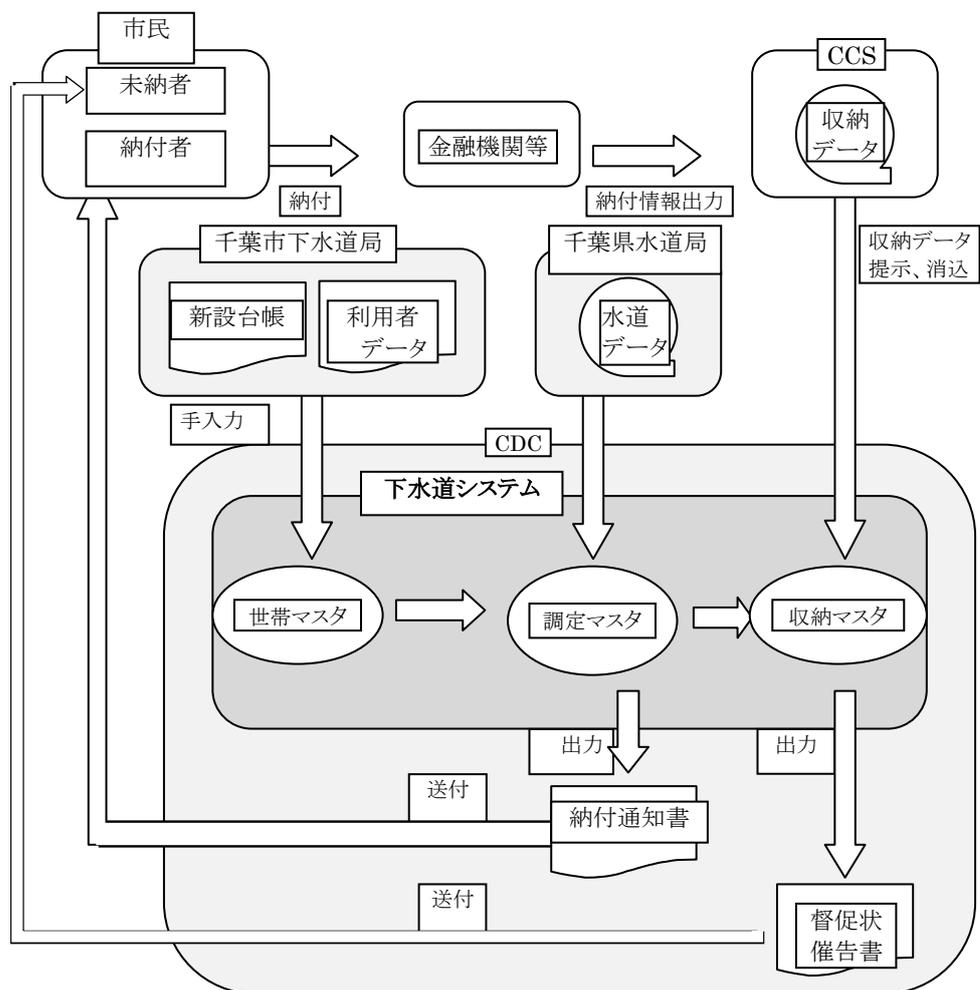
現在は、システムの運営から、使用料の徴収事務に至る業務全体を CDC が行っている。

(2) データフロー概要

「下水道システム」は、千葉市の下水道新設台帳を基に、水栓番号毎に利用者のデータを手入力し、まず世帯マスタを作成している。これに対して、千葉県水道局の利用者番号毎の水道データを磁気テープで入力し、さらに銀行の入金データを納付書番号毎に磁気テープで入力して、調定マスタを作成し、これを管理することとしている。

「下水道システム」のデータフロー概要をまとめると、図表 2-6-5 のとおりである。

図表 2-6-5 データフロー概要



(出所) CDC へのヒアリングにより作成。

(3) システムの管理状況

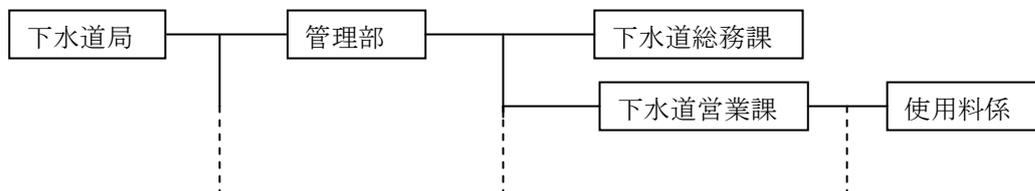
「下水道システム」は、CDC が所有権を有しており、システムの管理は CDC が実施しているため、システムの管理状況は、今回の監査の対象とはしなかった。

なお、千葉市が CDC との間で締結している「下水道使用料徴収事務委託契約書」（年間委託料税込 405,300 千円）第 25 条により、委託業務の遂行に当たって生じた事故や個人情報の漏えい等の発生が予想される場合の報告義務が示されている。

4 収納事務の確認

(1) 収納体制

平成 20 年 4 月 1 日現在、下水道使用料の収納及び債権管理に関連する部局は、以下のとおりとなっている。



下水道局における財務に関する事務分掌は図表 2-6-6 のとおりであり、下水道使用料の賦課及び徴収に関する事務は、下水道営業課において実施される。

図表 2-6-6 財務に関する事務分掌

部 局	担 当 事 務
下水道局管理部	
下水道総務課	<ul style="list-style-type: none"> ◇局内の予算及び経理に関すること ◇下水道事業に係る資産管理の総括に関すること ◇下水道事業に係る一時借入金及び繰替運用に関すること ◇下水道事業に係る会計諸表等の資料作成に関すること ◇下水道事業に係る資金計画に関すること ◇下水道事業に係る企業債に関すること ◇局内及び部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること
下水道営業課	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共下水道の使用の開始等の届出に関すること ◇下水道使用料の賦課及び徴収に関すること ◇下水道受益者負担金（分担金を含む。）に関すること
中央浄化センター	◇センターの財産管理に関すること
南部浄化センター	◇センターの財産管理に関すること
下水道局建設部	
下水道計画課	◇公共下水道事業及び都市下水路事業の国庫補助の総括に関すること

(出所) 下水道局事務分掌より抜粋

平成 20 年度において下水道営業課には 4 つの係（業務推進係、使用料係、負担金係、排水設備係）が設置されているが、下水道使用料の賦課及び徴収に関する事務を担当しているのは使用料係である。

(2) 収納事務の概要

ア 収納事務の流れ

下水道使用料の収納事務は、次のように進められる。



(ア) 使用料の調定

納付月の7日頃に千葉県水道局・千葉市水道局・四街道市企業部より使用期間、使用水量等の調定データと使用者情報を借り受ける。当該データを基に、使用者の更新や井戸検針データ、減量データ等を反映し、必要な修正をした後に、13日頃に本調定となる。

(イ) 収納

納付義務者である下水道使用者は、納期限までに口座振替や納付書による納付、受託業者の徴収員による集金などの方法を利用して下水道使用料を納付する。

a 口座振替

調定後、20日頃に磁気テープによる入金データ及び振替依頼書を金融機関ごとに作成し、各金融機関に振替依頼を行う。指定日に各金融機関から千葉市指定金融機関（千葉銀行）の口座へ振替が行われる。

b 納付書による納付

調定後、20日頃に納入通知書を使用者へ送付する。使用者は納期眼である月末までに各金融機関、郵便局、コンビニエンス・ストアにて使用料を納付する。収納先から、納付された使用料と収納済通知書が指定金融機関に送られる。

c 集金による納付

集金対応は、納期までに納付されなかったものが対象である。未納確認後、受託業者の徴収員が集金する。受託業者にて収納金を集計した後、夜間金庫に投入し、指定金融機関に送金される。

(ウ) 消込処理

指定金融機関が取りまとめた振替結果報告書と収納金を市会計室が受領する。受託業者が市会計室から収納結果（磁気テープ、OCR及び集計票）を受領し、消込などの入金処理を行う。

イ 収納状況

平成16年度から平成20年度までの下水道使用料の調定額、収納金額、収納率等の推移は図表2-6-7のとおりである。

図表 2-6-7 収納状況の推移 (5月末)

(単位：千円)

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
現年度分	調定額	a	12,341,104	12,682,694	12,715,168	13,402,774	13,548,902
	収納金額	b	12,101,794	12,435,989	12,471,337	13,172,587	13,318,048
	収入未済額	c=a-b-d	239,310	246,705	243,831	230,126	230,854
	不納欠損額	d	-	-	-	61	-
	収納率	b/a	98.1%	98.1%	98.1%	98.3%	98.3%
過年度分	調定額	a	1,724,534	1,755,988	1,799,216	1,860,686	1,891,223
	収納金額	b	980,331	1,006,405	1,044,358	1,133,346	1,183,284
	収入未済額	c=a-b-d	636,152	629,257	610,949	596,585	591,305
	不納欠損額	d	108,050	120,325	143,909	130,754	116,634
	収納率	b/a	56.8%	57.3%	58.0%	60.9%	62.6%
合計	調定額	a	14,065,638	14,438,682	14,514,385	15,263,460	15,440,126
	収納金額	b	13,082,125	13,442,394	13,515,695	14,305,933	14,501,332
	収入未済額	c=a-b-d	875,463	875,963	854,780	826,773	822,159
	不納欠損額	d	108,050	120,325	143,909	130,754	116,634
	収納率	b/a	93.0%	93.1%	93.2%	93.7%	93.9%

(出所) 下水道営業課作成資料より

(注1) 調定額は3月末現在である。

(注2) 収入未済額は5月末現在である。

現年度分の下水道使用料の収納率は概ね98%程度で推移している。過年度分は、平成16年度以降次第に改善しており、平成19年度以降は60%を超えている。

一方、平成20年度の収納率を他の政令指定都市と比較すると、図表2-6-8のとおりである。

図表 2-6-8 他政令指定都市との収納率の比較 (5月末)

都市名	現年度分		過年度分		合計	
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位
千葉市	98.3%	16	62.6%	17	93.9%	18
札幌市	98.9%	12	92.2%	11	98.1%	13
仙台市	99.5%	4	93.4%	9	98.7%	8
さいたま市	99.0%	11	94.4%	6	98.3%	11
横浜市	99.4%	6	95.9%	5	98.9%	6
川崎市	99.3%	8	96.9%	3	99.0%	5
新潟市	99.4%	5	97.9%	2	99.3%	2
静岡市	98.2%	17	78.5%	16	95.9%	16
浜松市	99.3%	9	91.7%	13	98.7%	9
名古屋市	99.7%	1	98.3%	1	99.6%	1
京都市	99.6%	3	91.0%	14	98.8%	7
大阪市	99.4%	7	96.5%	4	99.0%	4
堺市	96.5%	18	92.2%	12	95.8%	17
神戸市	98.8%	13	94.2%	8	98.2%	12
岡山市	98.8%	14	46.2%	18	97.9%	14
広島市	98.3%	15	85.7%	15	97.3%	15
北九州市	99.1%	10	92.7%	10	98.5%	10
福岡市	99.6%	2	94.4%	7	99.1%	3
政令市平均	99.0%	—	88.6%	—	98.0%	—

(出所) 下水道営業課作成資料より

他の政令指定都市との比較では、18市中、現年度分16位、過年度分17位、合計18位と下位に位置している。現年度分の収納率は全国平均99.0%に対し98.3%、過年度分の収納率は全国平均88.6%に対し62.6%、現年度分と過年度分の合計の収納率は全国平均98.0%に対し93.9%といずれも下回っている。特に過年度分についてはほとんどの都市が90%台であることに比較すると著しく劣っている。

このように収納率に大きく差が出ているのは、他の政令指定都市では、千葉市と異なり、水道料金と下水道使用料の徴収を一体として行っていることが大きな要因であると考えられる。上水道の場合は、使用料を滞納した場合には給水を停止することができる（水道法第15条第3項）ため、上水道料金と下水道使用料の徴収を同時に実施すれば、下水道使用料の滞納をも抑止する効果を期待できるためである。

なお、千葉市における上水道は、若葉区の一部と緑区の一部については千葉市水道局、それ以外の地域は千葉県水道局が供給しており、料金についてもそれぞれの管轄地域において千葉県水道局及び千葉市水道局が徴収している。

5 外部委託の活用

原則として公金を私人に取り扱わせることは禁止されている（地方自治法243条）一方で、地方公営企業法第33条の2においては、「地方公営企業の業務に係る公金の徴収または収納の事務について、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる」と規定されている。従って、千葉市の下水道使用料の徴収・収納事務については、私人に委託することが可能である。

ただし、地方税法に規定されている滞納処分のできる使用料及び手数料について、私人に督促状の発行、延滞金の徴収及び滞納処分の委託はできないとされている（自治省行政課長通知（昭38.12.19自治丁行発第93号））。

千葉市では、従来、下水道使用料徴収事務について民間業者への委託を行っている。平成20年度については、平成19年度にプロポーザル方式によって選定された業者（CDC）と随意契約によって契約している。これは、受託者側における投資コストを含めた複数年（実際には平成19年度から平成23年度の5年間）にわたる業務体制の構築を予定した契約であるためである。

使用料徴収事務委託事項の内容は、委託契約書により図表2-6-9のとおり定められている。下水道使用料徴収事務の非常に多くの部分が徴収事務受託者によって実施されていることがわかる。

以下に述べる下水道使用料の債権管理事務についても、基本的には受託者が実施する。ただし、契約書でも明らかにされているように、関連する法令等を遵守する必要があることから、受託者が法的に対応できない事務については下水道局が直接実施することとなる。

受託業者による収納事務の実施状況については、年4回（6、9、12、3月）開催される下水道使用料収納率向上検討会において、報告書の提出及び説明を受けている。

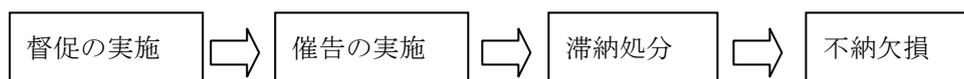
図表 2-6-9 使用料徴収事務委託事項の内容

<ul style="list-style-type: none"> (1) 使用料の調定（水道検針データの授受を含む） (2) 納入通知書・領収書の作成 (3) 使用料の集金（過年度未収金の戸別徴収を含む） (4) 使用料の精算及び精算金の収納 (5) 収納金の整理 (6) 督促状の作成 (7) 井戸水使用者の量水器・時間計の検針 (8) 使用者からの開始、休止、廃止届出等の受付 (9) 使用料の還付 (10) 使用料に関する統計資料の作成

6 債権管理の状況

(1) 債権管理の概要

納期までに納付されなかった下水道使用料の債権管理事務は、概ね以下の方法で進められる。



ア 督促の実施

納期を過ぎても納付されない場合には、地方自治法に基づき、期限を定めて文書（督促状）による督促を行わなければならない（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項）。

千葉市の下水道事業においては、督促の期限について千葉市下水道条例施行規則と下水道事業会計規則の 2 つの規則に規定が置かれている。千葉市下水道条例施行規則では本来の納付期限から 30 日以内に督促を実施しなければならない（千葉市下水道条例施行規則第 11 条）と規定されており、下水道事業会計規則には納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならない（下水道事業会計規則第 37 条第 1 項）とされている。実際の事務においては、下水道条例施行規則に従い、納期限より 30 日後に督促を行っている。また、督促による指定納付期限は督促後 10 日以内である必要がある。

督促は、下水道使用料徴収権の消滅時効を中断する効果がある（地方自治法第 236 条第 4 項）。また、督促は滞納処分の前提要件であり、督促を行わずに滞納処分を行うことはできない。

イ 催告の実施

督促を実施してもなお納付しない者に対しては、納付を促す方法として催告を実施する。催告によって滞納者とのコンタクトを図り、納付に向けた交渉が行われる。催告には、文書催告、電話催告、訪問催告の方法があり、滞納者の状況等に応じ実施される。各催告方法は次のとおりである。

(ア) 文書催告

年 3 回（9、12、2 月）、下水道使用料の滞納者全員に対して催告書を送付し、納付を呼びかけるものである。

(イ) 電話催告

滞納者に対して電話によって納付を呼びかけるものである。市外への転居者については、基本的に電話催告による納付交渉となる。

(ウ) 訪問催告

滞納者の居宅等を訪問して納付を呼びかけるものである。

ウ 滞納処分

下水道使用料は、地方税法に規定する滞納処分の例によって、債務者の有する資産に対して強制執行手続をとることが可能な使用料である（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、同法附則第 6 条）。督促や催告、納付に向けた交渉等によっても滞納の解決が図られない場合は、財産の差押え等の滞納処分が実施される場合がある。なお、千葉市では下水道使用料について財産調査及び差押えを実施したのは平成 18 年度以降である。

滞納処分を行う際に、滞納者の財産を調査する必要がある場合は、必要な範囲内で財産調査を実施する。平成 19 年度及び平成 20 年度において、財産調査の対象としている財産は預金払戻請求権及び生命保険の返戻金請求権である。預金払戻請求権の調査では、金融機関に対して滞納者の預金口座の有無及び残高を照会しており、平成 20 年度に照会の対象とした金融機関は、都市銀行の千葉市内にある支店及び千葉市に本店のある地方銀行である。

財産調査によって差押え可能な預金等残高があることが判明した場合は差押え処分を実施する。差押えを実施した際には、滞納者に通知するとともに差押え調書を作成する。

エ 不納欠損

滞納下水道使用料の回収を図るべく督促や催告等といった手段を講じてもなお納付されず、対象債権の消滅時効が完成した場合には、滞納債権は回収不可能となる。回収不能になった債権は、不納欠損処理を行い、市の未収金から除かれる。

(2) 滞納の状況

ア 収入未済額の状況

平成 16 年度から平成 20 年度にかけての収入未済額（現年度分、過年度分）及び収納率等の推移は、「4 収納事務の確認 (2) 収納事務の概要 イ 収納状況」に記載の「図表 2-6-7 収納状況の推移」のとおりである。

また、平成 20 年度末について、滞納債権を状況別に分類すると図表 2-6-10 のとおりとなる。

図表 2-6-10 状況別の滞納件数及び金額（平成 21 年 5 月 31 日現在）

分類	件数（件）	金額（円）	金額割合（％）	1件当たり金額（円）
大口滞納者（50万円以上）	1,283	92,943,649	9.9%	72,442
支払拒否者	511	2,339,200	0.2%	4,578
移転未収（転出・転居）	48,499	141,495,806	15.1%	2,917
所在不明	48,840	116,418,176	12.4%	2,384
一般未納者	154,068	505,588,151	53.9%	3,282
集金・分納者	8,228	52,632,398	5.6%	6,397
生活保護	2,539	9,001,792	1.0%	3,545
死亡	3,184	7,943,552	0.8%	2,495
倒産	401	3,332,070	0.4%	8,309
生活困窮・支払困難者	696	2,600,219	0.3%	3,736
処分停止	95	4,498,851	0.5%	47,356
合計	268,344	938,793,864	100.0%	3,498

（出所）受託業者報告資料より

一般未納者が 54%と最も多く、以下移転未収（転出・転居）が 15%、所在不明が 12%、50 万円以上の大口滞納者が 10%となっている。従って、滞納状況の改善のためには、これらの要因による滞納をいかに防止していくかが重要であるといえる。

一般未納者のうち 20 万円以上 50 万円未満の滞納事案の状況は図表 2-6-11 のとおりである。

図表 2-6-11 20 万円以上滞納状況（平成 20 年 6 月末現在）

区名	世帯数	件数	金額（円）
中央区	120	2,814	55,195,871
若葉区	58	1,436	17,505,445
美浜区	29	652	12,628,690
稲毛区	47	1,208	14,985,428
花見川区	61	1,474	19,512,252
緑区	34	832	9,462,610
合計	349	8,416	129,290,296

（出所）下水道営業課作成「20 万以上 未納者対応状況一覧表」

一般未納者は、件数自体も多い上、少額の滞納者を多く含んでいるため対応は困難であるが、図表 2-6-10 と図表 2-6-11 では時点が異なり単純比較はできないものの、20 万円以上 50 万円未満の滞納金額は全一般未納者の 1/4 程度に達するものと考えられるため、この層の滞納状況改善は収納率向上に大きく寄与すると考えられる。

また、一般未納者については、金額基準だけでなく、徴収の可能性等に応じた分類を行い、各々の状況に応じた適切な対応をとっていくことも必要であると考えられる。

イ 催告の実施状況

各種の催告は、基本的に受託業者が実施している。

平成 20 年度における文書催告の実施状況は図表 2-6-12 のとおりである。

図表 2-6-12 催告状送付結果

	未納件数	未納金額 (円)	入金件数	入金額 (円)
9月実施分				
全 体	225,533	777,396,931	8,458	28,339,665
現年度分	19,434	65,368,670	2,936	9,862,173
過年度分	206,099	712,028,261	5,522	18,477,492
12月実施分				
全 体	226,981	784,520,308	9,225	33,772,518
現年度分	35,811	124,653,899	4,866	18,986,264
過年度分	191,170	659,866,409	4,359	14,786,254
2月実施分				
全 体	221,356	767,418,671	7,804	28,782,834
現年度分	42,154	148,625,137	4,049	16,584,628
過年度分	179,202	618,793,534	3,755	12,198,206

(出所) 受託業者報告資料より

現年度分については、文書催告後に入金する割合が 11～15%程度であり、ある程度の効果が出ている。一方、過年度分については 2%前後となっている。

訪問徴収は、一般未納者については、現年度重視を基本方針として訪問徴収を行っている。うち夜間及び休日の訪問徴収の実績は図表 2-6-13 のとおりである。

図表 2-6-13 夜間及び休日の訪問徴収実績

月	実施日数		徴収実績	
	夜間	休日	合計件数	合計金額 (円)
4月	11	1	2,294	14,835,342
5月	15	2	5,029	32,453,945
6月	10	2	3,418	19,739,318
7月	10	2	3,912	13,255,202
8月	11	1	4,123	15,464,922
9月	10	2	4,223	15,135,887
10月	13	2	3,611	13,122,369
11月	14	2	3,438	13,234,252
12月	15	3	3,520	14,248,052
1月	12	2	3,675	12,437,643
2月	18	3	3,952	14,778,961
3月	19	2	5,775	20,178,204
合計	158	24	46,970	184,048,755
	うち現年度分		26,591	111,816,491
	うち過年度分		20,379	72,232,264

(出所) 受託業者報告資料より

さらに、滞納額 20 万円以上 50 万円未満の滞納者のうち受託業者のみでは対応困難となっている悪質者については、下水道局職員が主体となり、受託業者と協力して催告を実施している。平成 20 年度においては、下水道営業課職員と受託業者社員が同行して全滞納者に対する訪問徴収を実施した。また、6 月から 8 月にかけてのべ 10 日間、中央区及び

緑区について、下水道局管理職による戸別訪問徴収を実施した。実施時間帯はすべて昼間（執務時間内）である。

転出・転居（移転未収）については、8月及び1月に納入通知書を送付し、催告を行った。催告の状況は図表 2-6-14 のとおりである。

図表 2-6-14 移転未収催告結果

	未納件数	未納金額（円）	入金件数	入金額（円）
8月実施分				
全 体	39,184	111,927,709	2,406	4,940,215
現年度分	625	1,052,044	145	209,977
過年度分	38,559	110,875,665	2,261	4,730,238
1月実施分				
全 体	38,146	109,314,400	1,971	4,306,583
現年度分	2,224	4,585,744	373	656,931
過年度分	35,922	104,728,656	1,598	3,649,652

（出所）受託業者報告資料より

現年度分については、文書催告後に入金する割合が 14%及び 20%であり、文書催告でも通常の催告と同じ程度の効果が出ている。一方、過年度分についても 4%前後であり、通常の催告とそれほど効果は変わらないといえる。

また、市内の転居者については現地訪問による徴収を行っている。市外への転居者は電話催告による対応が基本である。

さらに、近隣自治体への転居者のうち 10 万円以上の滞納者については訪問徴収の対象としており、平成 20 年度においては対象 24 世帯（未納金額合計 3,829,393 円）に対して訪問徴収を実施している。

ウ 滞納処分の状況

千葉市では、平成 18 年度以降、滞納下水道使用料について滞納処分の一環として財産調査を実施している。各年度の実施状況は図表 2-6-15 のとおりである。

図表 2-6-15 財産調査の実施状況

年度	対象資産	対象者	滞納金額（円）
平成18年度	不動産	1	1,158,880
平成19年度	給与・預貯金	21	9,671,000
平成20年度	給与・預貯金	26	6,420,000

（出所）下水道営業課作成資料

財産調査の対象範囲は、平成 19 年度については滞納額 40 万円以上、平成 20 年度については滞納額 20 万円以上の滞納者としている。

また、差押えの実績は図表 2-6-16 のとおりである。

図表 2-6-16 差押えの実施状況

年度	対象資産	対象者	滞納金額（円）	差押財産（円）
平成18年度	不動産(参加差押)	1	1,158,880	0
平成19年度	普通預金	1	477,042	13,043
	出資金	1		190,000
平成20年度	普通預金	4	848,636	245,817

(出所) 下水道営業課作成資料

エ 不納欠損の状況

平成 16 年度から平成 20 年度にかけての不納欠損額の推移は、「4 収納事務の確認 (2) 収納事務の概要 イ 収納状況」に記載の「図表 2-6-7 収納状況の推移」とおりである。平成 19 年度及び平成 20 年度について、原因別に分類すると図表 2-6-17 のとおりとなる。

図表 2-6-17 不納欠損の原因別内訳

区分 年度	欠損理由	金額（円）	金額 構成比	世帯数	世帯数 構成比
平成20年度	生活困窮者・その他	56,043,520	48.1%	3,234	36.2%
	居所不明	30,054,480	25.8%	3,563	39.8%
	転出・転居（移転未収）	26,627,110	22.8%	2,144	24.0%
	執行停止	3,909,410	3.4%	4	0.0%
	計	116,634,520	100.0%	8,945	100.0%
平成19年度	生活困窮者・その他	63,540,610	48.6%	3,131	35.4%
	居所不明	32,475,750	24.8%	3,619	40.9%
	転出・転居（移転未収）	27,186,150	20.8%	2,090	23.6%
	執行停止	7,613,330	5.8%	7	0.1%
	計	130,815,840	100.0%	8,847	100.0%

(出所) 下水道営業課作成資料

図表 2-6-17 において執行停止となっているものは、滞納者について滞納処分すべき財産がなく、徴収できないことが明らかであるために、納入義務を即時消滅させたものである（地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 5 項）。平成 19 年度及び平成 20 年度においては、即時消滅のケースを除いて滞納処分の執行停止は行われていない。

7 監査の結果

(1) 督促状の記載事項の改善について

督促は、地方税法の規定に従って行われる滞納処分の一環であるため、当該事務を私人自らが名義人となって実施することはできない。

平成 20 年度において、千葉市が送付した督促状の記載事項は図表 2-6-18 のようなものであった。

図表 2-6-18 のように、3 連の圧着はがきの 1 枚目の下部に、市下水道局と徴収事務受託業者が連名で記載されている。これは、受託業者が使用料の徴収事務を広く実施していること

から、連絡先として記載しておくことが、市、受託業者、滞納者の便宜に適うためとの理由による。また、2枚目が督促状本体であり、1枚目は宛名に過ぎない。

図表 2-6-18 督促状の記載内容

1枚目	2枚目	3枚目
郵便 はがき	督 促 状	
 (送 付 先 住 所) (滞 納 者 名) 様 千 葉 市 下 水 道 局 管 理 部 下 水 道 営 業 課 千 葉 市 下 水 道 使 用 料 事 務 受 託 者 (住 所) (受 託 業 者 名) 千 葉 市 長 ○ ○ ○ ○ 

しかし、現状の記載では、市と受託業者の双方が督促の名義人であると誤解される可能性を否定できない。受託業者が督促の名義人になることは法律上疑義があるため適切ではない。受託業者の連絡先として記載しておくことが、市、受託業者、滞納者の便宜に適うものであることは確かであるが、受託業者が督促の名義人であるという誤解を招かないような記載方法に早急に改善する必要がある。

(2) 延滞金の徴収について

現在、下水道使用料を滞納した場合に延滞金を徴収していない。しかし、「千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」第2条第1項において、「納付期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない」と規定されているように、原則として延滞金を徴収する必要がある。なお、同条例第3条に規定されている延滞金の減免はやむを得ない事情がある場合に限定されており、現在延滞金を徴収していないケースの多くは同条を適用したものではない。

期限までに納付してもしなくても納付金額が変わらないのであれば、期日までに納付している者としていない者の間での不公平が生じる。また、ペナルティが無いことは、特段の理由も無い下水道使用料滞納を助長することにもなりかねない。特段の理由も無い下水道使用料滞納を減らすために、延滞金の徴収について検討することが必要である。

(3) 滞納処分の強化について

ア 財産調査における預金照会の拡大及び効率化

平成20年度に実施した財産調査において照会の対象とした金融機関は、都市銀行の千

葉市内にある支店、千葉市に本店のある地方銀行及びゆうちょ銀行である。

しかし、千葉市は他地域からの転入者も多く、必ずしも千葉市内の金融機関に預金口座を有しているとは限らない。実際、照会の結果を見ると、照会対象とした金融機関に預金口座を有していない滞納者の方がはるかに多いことがわかる。従って、照会対象とする金融機関を千葉市内に限らず、さらに拡大することが必要である。

なお、都市銀行については、支店でなく事務センターに調査依頼をすることによっても、滞納者が支店に有する口座の情報を得ることができるはずである。

また、金融機関は市全体の照会件数を制限してきていることから、いかに効率よく預金口座を発見するかが課題となる。このためには予め金融機関への照会対象者を絞り込む必要がある。他の市町村では、公共料金（市税、電気、ガス等）や携帯電話会社の振込口座を事前に調査し、その結果によって金融機関への預金照会を行っているケースがある。このような他市町村の事例も参考にしつつ、預金照会の効率化を図る必要がある。

イ 差押えの強化

(ア) 実績の増加

「図表 2-6-16 差押えの実施状況」のとおり、平成 18 年度から平成 20 年度までの差押えを行った実績は合計 7 件に留まっている。現状では差押えにより滞納者の納付意識の改善効果が期待でき、さらに滞納処分のノウハウを蓄積することもできることから、さらに差押えを強化し、実績を増加させる必要がある。

(イ) 高額滞納者に対する滞納処分の強化

平成 20 年度については、差押え対象者は 20 万円以上 50 万円未満の滞納者からのみ選定されている。50 万円以上の滞納者については、基本的に下水道局職員と受託業者の社員が定期的に訪問催告を行っており、大半は集金、分納、自主納付により徴収が行われていること、あるいは納付交渉を継続中であるため差押えに至っていないものである。

しかし、完納が見込まれない場合や悪質者と判断される場合であれば、集金、分納、自主納付中である場合や、納付交渉を継続中である場合についても、当然のことながら滞納処分の対象にすべきである。

また、一部の高額滞納者については、以下のような理由により使用者を確定できない結果、差押え対象者を特定できないケースがあるとのことである。

- ① 法人の場合に、滞納時の責任者が転任し、現在の責任者が対応しないケース
- ② 法人でない場合に、営業主体が変わり、滞納者との接触が極めて困難であるケース

しかし、①の場合は、使用者及び納付義務者は法人自体であるため、責任者の転任等は何ら関係のあることではなく、法人の財産を対象に滞納処分をすることができる。また、②の場合は、商法第 17 条第 1 項の規定により、滞納者と同じ商号を用いて現在営業している者は納付義務を負うことになるため、この者に対して滞納処分を行うことができるはずである。

このように、法的には現状で滞納処分が可能であり、上記のケースについても滞納処

分の対象とするべきである。

(4) 督促の期限に関する規則の改善について

千葉市下水道条例施行規則第 11 条において、督促は本来の納付期限から 30 日以内に実施されなければならない旨が規定されている。督促状の送付事務は当該規定に従って実施されている。

一方、下水道事業会計規則第 37 条第 1 項では、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならないとされている。

双方の規定の優先順位は明らかでなく、またともに千葉市が定める両規則で異なる実施期限が定められている状態は適切ではなく、改善が必要である。

8 監査の意見

(1) 催告の強化及び効率化について

ア 管理職による一斉訪問徴収の強化

平成 20 年度においては、滞納額 20 万円以上でかつ悪質と考えられる滞納者について、下水道営業課が主体となって下水道局管理職による一斉訪問徴収を実施した。しかし、実施地域は中央区及び緑区の 2 区に留まっている。1 年度の内に全区において一斉訪問徴収を実施することが望まれる¹²。

また、上記の一斉訪問徴収は平日昼間に実施されている。一般的に、平日昼間は滞納者が不在の可能性が高い時間帯であり実効性に疑問がある。実際ほとんどの世帯が不在であり、接触できた世帯は中央区で 7 世帯、緑区で 4 世帯に留まっている。平日夜間や休日なども含め、どのような時間帯に実施するのが適切か検討する必要がある。

一斉訪問徴収によって分納誓約を行った場合でも、実際には滞納者に納付意思がなく、その後の納付がなされない場合がある。従って、納付指導実施後の納付状況を確認し、納付の約束を履行する意思の有無を判断する必要がある。

しかし、一斉訪問徴収実施後の交渉経緯については必ずしも明確に記録されておらず、進展が不明なものが散見された。

納付の約束を行った場合にはその後の納付状況を全て確認し、納付意思がないと判断される場合には、滞納処分の対象とするなど厳正に対処する必要がある。

イ 分納誓約の文書化

分割納付の約束を行った場合に、納付計画を記載した文書（以下「分納誓約書」と記載する。）を作成させることは、千葉市における市税や他の使用料等及び他自治体における下水道使用料等の債権管理において広く採用されている方法である。

しかし、平成 21 年 3 月時点において分納者は 104 人いるはずであった（CDC 作成「マッチングエラーリスト調査表」より）が、下水道営業課に保管されている分納誓約書は 4

¹² 平成 21 年度は下水道の距離が長い中央区と、平成 20 年度未実施の若葉区において、下水道営業課が主体となって下水道局管理職による一斉訪問徴収を実施した。

件に留まっていた。すなわち、分割納付を行っている滞納者について分納誓約書の作成が行われているケースはむしろ例外的で、口頭による納付の約束に留まっているケースがほとんどであることになる。

分納誓約書の作成により、滞納者の言い逃れ防止等の牽制効果が期待できる。また、分割納付の誓約は消滅時効を中断する効果があり、分納誓約書は新たな消滅時効の算定開始時期を特定するための証拠資料ともなる。さらに、徴収業務の受託業者から下水道営業課へ案件を引き継ぐケースでは、分納誓約書の作成は情報の伝達及び共有という面からも効果的かつ効率的であると考えられる。

以上の理由から、催告の実施により分割納付の約束を行った場合には、必ず分納誓約書を作成すべきである。

(2) 財産調査及び差押え対象者の選定過程の明確化・文書化について

財産調査及び差押え実施時の関連文書を閲覧したところ、対象者の選定過程が文書化されていない事例や、文書化されていても明確化されていない事例が見られた。

下水道営業課として適切な意思決定をするためには、上記の選定過程を明らかにしておくことが重要である。また、差押え等の実施過程を明確に文書化しておくことにより、現状では不十分といえる滞納処分のノウハウの蓄積が図られ、さらに課内で共有していくことができる。財産調査及び差押え対象者の選定過程を明確化し、文書化しておくことが望まれる。

(3) 執行停止の促進について

滞納処分の執行停止は、地方税法の例に従い、以下のケースで実施することができる（地方税法第15条の7第1項、地方自治法第231条の3第3項及び附則第6条第3号）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 滞納処分をすることができる財産がないとき二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき |
|--|

なお、執行停止となった使用料徴収権は、執行停止が3年間続いた場合には消滅する（地方税法第15条の7）。また、同条第1項第1号の規定により執行停止した場合において、使用料を徴収することができないことが明らかであるときは、執行停止後3年の経過を待たずに、使用料の納入義務を直ちに消滅させること（即時消滅）ができる（同条第5項）。

平成19年度及び平成20年度において実施された滞納処分の執行停止は、上記第5項を適用して、納入義務を即時消滅させたもののみであった。

「図表 2-6-10 状況別の滞納件数及び金額」によれば、所在不明者およびその滞納金額は相当数に上っている。債権管理をより容易にするため、上記第3号を適用して滞納処分の執行停止を促進することを検討すべきである。

(4) 上水道との徴収業務一本化の推進について

「図表 2-6-8 他の政令指定都市との収納率の比較」で見たとおり、千葉市は他の政令指定都市と比較すると収納率が低い。この大きな要因として、千葉市においては水道料金と下水道使用料の徴収を一体として行っていないことがあげられる。

千葉県水道局及び千葉市水道局が行う水道料金の徴収事務と下水道使用料の徴収事務の一本化を実施することは、下水道使用料の収納率の改善に大きく寄与することが期待できる。これは、前述したように、水道料金滞納者に対する給水停止措置により、下水道料金の滞納をも防止する効果が期待できるからである。

また、「図表 2-6-10 状況別の滞納件数及び金額」及び「図表 2-6-17 不納欠損の原因別内訳」において、「転出・転居（移転未収）」は滞納理由及び不納欠損の主要な事由となっているが、徴収一体化によって移転未収による滞納及び不納欠損については大幅に改善することが期待できる。これは、水道料金は、下水道使用料と異なり、移転時に検針して料金の精算を行うので、徴収業務を一本化すれば、移転者の下水道使用料を移転時にタイムリーに徴収することができるようになるためである。

千葉市においても、千葉県内の他市村と連携して、千葉県水道局との徴収業務一本化の検討及び折衝を行っている。しかし、現状では、千葉県水道局にとって必ずしも一本化による大きなメリットがあるわけではないこと、巨額になると言われている県水道局のシステム改修費用の負担について他市村との間に温度差があることなどから、現状県の水道料金との徴収業務の一本化についてはあまり進展していない。

千葉市にとっては、県水道局との徴収業務一本化は大きなメリットがあることを考えれば、早急に実現を図るべきである。このためには、従来の議論に囚われることなく、また、県のシステム改修を必要としない方法はないかの検討も含め、千葉県と千葉市のみでも実施可能な内容を千葉市側で検討し、千葉県の同意を得る努力も必要であると考ええる。

なお、千葉市水道局の水道料金との徴収業務一本化は、下水道局が市水道料金を下水道使用料と一括徴収することで市水道局と合意に達しており、現在、実施時期が検討されているところである。

第7 農業集落排水処理施設使用料

1 制度趣旨

(1) 農業集落排水処理施設とは

農業集落排水処理施設は、農業振興地域内（及びその隣接区域）の農業集落において、農業用排水の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて河川等の公共用水域の水質保全に寄与するために、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、及び、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等のことであり、公共下水道や浄化槽と同様、汚水処理システムの一つである。

農業集落は比較的小規模かつ散在しているという特質があるため、公共下水道による汚水処理は、管路の長大化により施設整備費用がかさみ、維持管理も困難となるという課題がある。一方、農業集落は小規模であるが住居が密集しているため、浄化槽による個人ごとの汚水処理と比較すると、集落単位で施設整備および維持管理を行った方が合理的である。以上の点から、集落又は地域的にまとまった数集落の単位で汚水処理を行う小規模分散型の汚水処理システムとして導入されているものである。

農業集落排水事業の事業主体は、都道府県、市町村の他、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体である。

また、農業集落排水事業は農林水産省の補助事業として実施されており、事業主体である市町村等に対し、施設整備費の1/2について国庫補助金が交付される。

(2) 千葉市の農業集落排水事業

千葉市の農業集落排水処理施設は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域について、農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善に資することを目的として整備されている（千葉市農業集落排水処理施設条例第1条）。条例上、農業集落排水処理施設とは、上記の地域において、汚水を排除するために設けられる排水管渠、ますその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これらに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいい（同条例第2条(2)）、処理区域における汚水を排除し、又は処理するために設けられる（同条例第3条第1項）ものであり、通常の下水处理施設の設置趣旨と変わりはない。また、農業集落排水処理施設の供用が開始された場合においては、原則として、当該農業集落排水処理施設の処理区域内の建築物の所有者は、遅滞なく、その建築物の汚水を農業集落排水処理施設に流入させるために必要な排水管渠その他の排水施設を設置しなければならない（同条例第5条）。

千葉市では、若葉区及び緑区の一部において農業集落排水処理施設の整備事業が実施されており、昭和63年度の大和田地区を始めとして、その後鹿島川水系を中心に9地区（平川、本郷、野呂、中野・和泉、中田・古泉、谷当、富田、平山、更科）が事業採択された。平成19年度の更科地区施設整備により農業集落排水整備事業が完了し、平成20年度に全地区供用開始となった。平成21年3月末現在の利用世帯は1,565世帯であり、利用率は75.2%となっている。

2 農業集落排水処理施設使用料の概要

(1) 使用料の納付義務

農業集落排水処理施設における汚水の処理費用や施設の維持管理費等をまかなうため、千葉市では、農業集落排水処理施設の利用者は、使用料を納付しなければならない旨を定めている（千葉市農業集落排水処理施設条例第 14 条第 1 項）。また、利用者は、使用料を原則として 2 月分ごとにその後の月の翌月の末日までに納付しなければならない（同条例第 16 条）。現在、使用料を納付すべき時期は、奇数月の各月末となっている。なお、農業集落排水処理施設の使用を休止もしくは廃止した者は、直ちに、市長にその旨を届け出なければならない（同条例第 12 条）が、左記の届出をしない者は、農業集落排水処理施設を継続して使用しているものとみなされ（同条例第 15 条第 2 項）、使用料の納付義務を負うこととなる。

(2) 使用料の算定

使用料の月額、基本使用料に人数に応じた加算額によって算定した金額となる。具体的には、下記の表により算定した額（同条例第 14 条第 2 項および別表第 2）に 100 分の 105 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）となる。

図表 2-7-1 使用料の月額

区 分	金 額
住居に使用する建築物における利用者	基本使用料 1,330 円に世帯人員 1 人につき 400 円を加算した額
住居以外に使用する建築物における利用者	基本使用料 1,330 円に処理対象人員 1 人につき 400 円を加算した額

なお、上表における「世帯人員」とは、使用料を納付すべき 2 月分ごとについて、その前の月の初日（新たに農業集落排水処理施設の使用を開始し、又は休止した農業集落排水処理施設の使用を再開した場合にあっては、その使用の開始又は再開の日）における住民基本台帳に記録されている世帯人員をいう。また、「処理対象人員」とは、建築基準法施行令の規定に基づく処理対象人員の算定方法により算定したものをいう（同条例別表第 2 備考）。

ただし、平山農業集落排水処理施設については公共下水道に接続しているため、使用料の算定については千葉市下水道条例第 12 条第 1 項の規定による算定方法の例に従う（千葉市農業集落排水処理施設条例第 15 条の 2 第 1 項）。

月の中途において農業集落排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した農業集落排水処理施設の使用を再開した場合には、当該月の使用日数が 15 日以上であるときは当該月の使用料の全額となり、当該月の使用日数が 15 日未満であるときは当該月の使用料の半額となる（同条例第 15 条第 1 項）。

なお、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる（同条例第 17 条）。

3 システムの概要

(1) 現在までの経緯

農業集落排水処理施設使用料等の賦課徴収事務は、平成 14 年度までは財務会計システムによって処理されていたが、今後の使用料賦課件数の増加を見越して、専用のシステムを開発・導入し、農業集落排水処理施設の利用者の管理及び使用料の収納管理を行うこととした。

システム開発は、ちばぎんコンピューターサービス株式会社（以下、「CCS」と言う。）が受託（開発期間：平成 14 年 11 月 1 日～15 年 3 月 31 日、開発費用（税抜き）4,000 千円）し、平成 15 年度より農業集落排水使用料等賦課・徴収システム（以下、「農業集落排水システム」と言う。）として使用している。

(2) 外部委託の管理状況

農業集落排水システムの保守委託は、CCS との間で委託契約（税抜き月額 15 千円）を締結している。これについて特に納品物は定めていないが、委託内容の実施結果の承認手続は、半年ごとに作業内容の確認により実施している。

口座振替収納業務及び収納消し込みデータ作成業務についても CCS が実施し、各成果物は千葉市に納品される。これについては、成果物の納品確認をもって業務の承認としている。

千葉県とのデータ閲覧に関する契約については、千葉県水道局千葉水道事務所において、閲覧できることとされている。

(3) データフロー概要

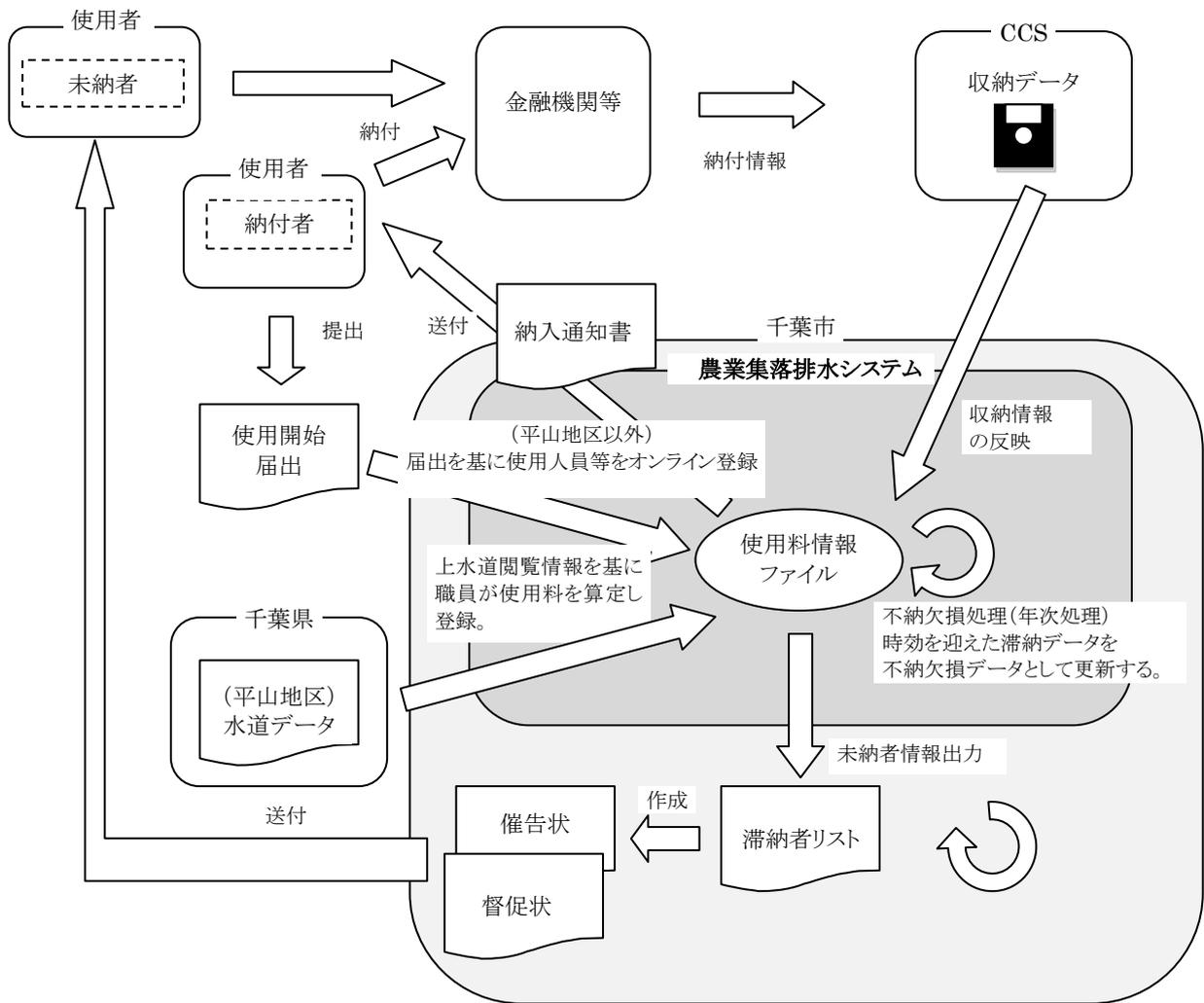
「農業集落排水システム」は、マイクロソフト社のデータベースソフト（Access）をベースに作成された小規模のシステムであり、デスクトップ型 PC にシステムが直接インストールされている。

平山地区以外の利用者の使用料については、使用開始時に市に提出される届出に記述された利用人数情報に基づいて、職員が「農業集落排水システム」に利用人数をオンラインから登録し、使用料は「農業集落排水システム」で自動計算される。平山地区の利用者の使用料については、千葉県から情報提供される水道データ等に基づいて、職員が使用料を算定し、決定額をオンラインから登録している。

一方、収納情報は、隔月で CCS によって作成された後、FD に格納されて市に配達される。職員は、「農業集落排水システム」の取り込み機能により FD から収納情報を入力している。収納情報が登録されないデータは未納データとして「農業集落排水システム」上判断される。当該データに基づき職員は、滞納者リスト及び督促状を出力する。また、滞納者リストに基づき職員は、催告状を作成して、未納者に送付している。

「農業集落排水システム」のデータフロー概要は図表 2-7-2 のとおりである。

図表 2-7-2 データフロー概要

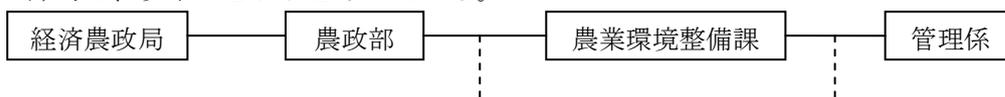


(出所) 農業環境整備課へのヒアリングより作成。

4 収納事務の確認

(1) 収納体制

平成 21 年 4 月 1 日現在、農業集落排水処理施設使用料の収納および債権管理に関連する部局は、以下のとおりとなっている。

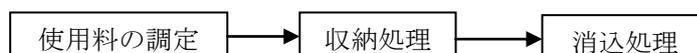


農業集落排水事業は、市の組織図によれば、経済農政局農政部農業環境整備課において実施されている。このうち使用料の賦課および徴収に関する事務は、農業環境整備課管理係において実施されている。

(2) 収納事務の概要

ア 収納事務の流れ

農業集落排水処理施設使用料の収納事務は、次のように進められる。



(ア) 使用料の調定

使用料は平山地区を除き使用人数に応じて決定されるため、賦課月には賦課対象となる使用人数を把握する必要がある。システム台帳に記録された前回分の使用状況を基に、情報システム課から入手した住民異動者リスト、使用者からの使用人員変更届、使用開始・休止届、納付者変更届を反映して、賦課対象者を把握する。

なお、平山地区については使用水量に応じて決定するため、上水道の使用者（居住用建物、事業所）については賦課月初旬に千葉県水道局の使用水量等データを閲覧し、井戸水使用の事業所（検針メーター設置）については賦課月前月末日に使用水量を検針する。

入力データ確認後、請求データを「農業集落排水システム」にて作成し、課内での決裁を得る。決裁後、納入通知書を作成し、使用者および各金融機関（口座振替の場合）に送付する（千葉市予算会計規則第 30 条第 2 項）。

(イ) 収納処理

納付義務者である農業集落排水処理施設使用者は、納期限までに口座振替または納付通知書による納付の方法により、農業集落排水処理施設使用料を納付する。

a 口座振替

口座振替依頼データを調定の決裁後に作成し、会計室経由で金融機関に提出することにより振替依頼を行う。口座振替日に各金融機関から千葉市指定金融機関の口座へ振替が行われる。なお、平成 21 年 3 月賦課分における口座振替件数は 1,084 件であり、利用率は 70.48%である。

b 納付書による納付

使用者は、送付された納入通知書により各金融機関又は郵便局にて使用料を納付する。収納先から、使用料と納入済通知書が指定金融機関に送られる。

(ウ) 消込処理

消込処理は、課内または受託業者が処理した収納データを、農業環境整備課にてシステムへ入力することにより行われる。

イ 収納状況

平成 15 年度から平成 20 年度までの農業集落排水処理施設使用料の調定額、収納金額、収納率等の推移は図表 2-7-3 のとおりである。

図表 2-7-3 収納状況の推移

(単位：円)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
現年度分	調定額	a	26,884,680	32,669,760	38,591,810	42,993,990	47,859,526	54,381,042
	収納済額	b	26,477,860	32,123,360	37,850,840	42,128,520	47,280,492	53,813,555
	不納欠損額	c	0	0	0	0	0	0
	収入未済額	d=a-b-c	406,820	546,400	740,970	865,470	579,034	567,487
	収納率	b/a	98.5%	98.3%	98.1%	98.0%	98.8%	99.0%
過年度分	調定額	a	703,050	684,110	969,280	1,468,920	1,729,980	1,436,234
	収納済額	b	425,760	220,590	221,890	586,890	818,060	615,424
	不納欠損額	c	0	40,640	19,440	26,040	54,720	40,760
	収入未済額	d=a-b-c	277,290	422,880	727,950	855,990	857,200	780,050
	収納率	b/a	60.6%	32.2%	22.9%	40.0%	47.3%	42.8%
合 計	調定額	a	27,587,730	33,353,870	39,561,090	44,462,910	49,589,506	55,817,276
	収納済額	b	26,903,620	32,343,950	38,072,730	42,715,410	48,098,552	54,428,979
	不納欠損額	c	0	40,640	19,440	26,040	54,720	40,760
	収入未済額	d=a-b-c	684,110	969,280	1,468,920	1,721,460	1,436,234	1,347,537
	収納率	b/a	97.5%	97.0%	96.2%	96.1%	97.0%	97.5%

(出所) 農業環境整備課作成資料より

農業集落排水処理施設使用料の収納率は、96%から98%で推移しており、他の使用料と比較すると高くなっている。

現年度分の収納率は98%から99%で推移しているが、特に平成18年度以降は改善傾向にある。

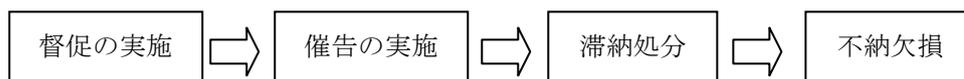
過年度分の収納率は、平成15年度から平成17年度にかけて下落したものの、平成18年度以降は平成17年度と比較すると大きく改善している。

平成18年度以降は現年度分及び過年度分の双方において収納率が向上しているが、これは、平成15年度以降の収納率の下落傾向に対する危機意識のもと、平成18年度以降、電話や訪問による滞納徴収強化策を実施しており、事務改善の効果が徐々に表れた結果であると考えられる。

5 債権管理の状況

(1) 債権管理の概要

納期までに納付されなかった農業集落排水処理施設使用料の債権管理事務は、概ね以下の方法で進められる。



ア 督促の実施

納期を過ぎても納付されない場合には、地方自治法に基づき期限を定めて文書(督促状)による督促を行わなければならない(地方自治法第231条の3第1項)。千葉市においては、本来の納付期限から20日以内に督促を実施しなければならないとされている(千葉

市予算会計規則第 37 条第 1 項)。また、督促による指定納付期限は督促状を発した日から 10 日を経過した日を指定する必要がある(同条第 2 項)。

督促は、農業集落排水処理施設使用料徴収権の消滅時効を中断する効果がある(地方自治法第 231 条の 3 第 4 項)。また、督促は滞納処分的前提要件であり、督促を行わずに滞納処分を行うことはできない。

イ 催告の実施

督促を実施してもなお納付しない者に対して納付を促すために催告を実施する。催告によって滞納者との接触を図り、納付に向けた交渉を行う。催告には、催告処理、臨戸徴収等の方法があり、滞納者の状況等に応じ実施される。各催告方法は次のとおりである。

(ア) 催告処理(いわゆる文書催告)

使用料の滞納者全員に対して文書(催告状)を送付し、納付を呼びかけるものである。

滞納者が、次回納期の使用料の督促時で未納の場合に、合わせて催告処理を実施する(すなわち、納期から 3 ヶ月後に実施される)。なお、催告処理実施後も未納であれば納付に至るまで実施される。

(イ) 臨戸徴収(いわゆる電話催告および訪問催告)

臨戸徴収には、滞納者に対して電話によって納付を呼びかける場合(いわゆる電話催告)と、滞納者の居宅等に訪問して納付を呼びかける場合(いわゆる訪問催告)がある。原則として平日の日中及び夜間に実施されるが、土日休日に実施される場合もある。

臨戸徴収を実施した際には、実施担当者毎に「臨戸徴収 電話督促記録簿」に訪問内容を記録して報告する。また、滞納者毎の臨戸徴収の経緯を「使用料・分担金(滞納)個人票」に記録して管理している。

ウ 滞納処分

千葉市は、農業集落排水処理施設使用料について、「地方税法の滞納処分の例」(地方自治法第 231 条の 3 第 3 項)によって、債務者の有する資産に対して強制執行手続をとることが可能であると整理している。

このことは、当該使用料は下水道使用料と同様に「強制徴収公債権」に含まれるものとして整理しているものと考えられる。

なお、督促や催告、納付に向けた交渉等によっても滞納の解決が図られない場合は、財産の差押え等の滞納処分が実施される場合がありうる。

エ 不納欠損

滞納使用料の回収を図るべく督促や催告等といった手段を講じてもなお納付されず対象債権の消滅時効が完成した場合には、徴収債権が消滅し回収が不可能となる。回収不能になった債権は、不納欠損処理を行い、市の未収金から除かれる。

(2) 滞納の状況

ア 収入未済額の状況

平成15年度から平成20年度にかけての収入未済額（現年度分、滞納繰越分）、不納欠損額及び収納率等の推移は、「4 収納事務の確認 (2) 収納事務の概要 イ 収納状況」に記載の「図表2-7-3 収納状況の推移」のとおりである。

また、平成19年度及び平成20年度における収入未済額の内訳及び理由は図表2-7-4のとおりである。なお、図表中の「その他（調査中）」は、「不納欠損額及び収入未済額調書」を作成した時点におけるものである。

図表 2-7-4 収入未済額の内訳及び理由

年度 理由	平成19年度		平成20年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
会社倒産	7	74,900	12	104,264
生活困窮	180	811,772	174	857,048
所在不明	0	0	33	131,370
その他（調査中）	105	549,562	55	254,855
合計	292	1,436,234	274	1,347,537

(出所) 農業環境整備課作成「不納欠損額及び収入未済額調書」（平成19年度及び平成20年度）

(注) 平成19年度の生活困窮者のうち2名が所在不明となり、平成20年度から新規に1名が所在不明となった。結果として所在不明による滞納者は、3名。件数は月延べ。

収入未済額の件数及び金額は減少したが、会社倒産及び所在不明を理由とするものはいずれも増加している。ただし、平成19年度については調査中であった件数が多いため、各原因別の収入未済額や件数が本当に増加しているかどうかは明確ではない。

イ 催告の実施状況

(ア) 催告処理の実績

平成18年度から平成20年度にかけての催告状の発送実績は、図表2-7-5のとおりである。収入未済額の減少に対応して、催告状の発送数も減少してきている。

図表 2-7-5 催告状の発送実績

年度	実施回数	発送数（延べ人数）
平成18年度	7	337
平成19年度	7	316
平成20年度	7	252

(出所) 農業環境整備課作成資料

なお、ここには農業集落排水事業分担金に関する催告状の結果を含んでいる。ここで農業集落排水事業分担金とは、千葉市農業集落排水事業分担金条例に基づき、農業集落排水処理施設の建設費の一部を施設の使用者に負担させるための分担金である。

実施回数については、使用料のみ 3 回、分担金のみ 1 回、使用料及び分担金 3 回であるが、これは、使用料と分担金の納期に応じたものである（使用料のみ納期 5、9、11 月、分担金のみ納期 10 月、双方納期 7、1、3 月）。

(イ) 臨戸徴収の実績

平成 18 年度から平成 20 年度にかけての臨戸徴収（電話による場合も含む）の実績は、図表 2-7-6 のとおりである。なお、徴収金額には、訪問により後日滞納者が直接納付した金額を含んでいない。

図表 2-7-6 臨戸徴収の実績

年 度	実施日数（日）	訪問戸数（戸）	徴収戸数（戸）	徴収金額（円）
平成 18 年度	12	119	28	482,690
平成 19 年度	47	301	79	1,112,212
平成 20 年度	57	292	113	1,192,308

（出所）農業環境整備課作成「臨戸徴収実績簿」

一般的には、地方自治体の使用料滞納者に対する臨戸徴収については、訪問日数が少ないことや、実施時間帯を平日の昼間を中心に設定する機会が多いことなどから、滞納者が不在で接触できない場合が多い。そのような場合と比較すると、千葉市の農業集落排水事業では、ある程度の訪問日数を確保しつつ、平日の夜間を中心に臨戸徴収を行うなど、着実な徴収努力が行われている。徴収戸数、徴収金額が増加傾向にあるのは、年々臨戸徴収を着実に強化してきた効果が表れているものといえる。

ウ 滞納処分の状況

平成 20 年度滞納使用料に関する滞納処分の実績としては、使用料を滞納していた破産者に対して地方税法の例に従い交付要求を平成 21 年度中に行った例がある。

一方、単独での差押え等については滞納額が少額（高額滞納者であっても 10 万円未満）であり効果が少ない等の理由により実施しておらず、催告及び納付に向けた交渉等による滞納の解決を目指している。

エ 不納欠損の状況

図表 2-7-7 不納欠損の内訳及び理由

年 度 理 由	平成 19 年度		平成 20 年度	
	件 数	金額（円）	件 数	金額（円）
生活困窮	12	54,720	10	40,760
その他	—	—	—	—
合計	12	54,720	10	40,760

（出所）農業環境整備課作成「不納欠損額及び収入未済額調書」（平成 19 年度及び平成 20 年度）

平成19年度及び平成20年度の不納欠損の原因別の実績は図表2-7-7のとおりであった。いずれの年度についても、生活困窮のために納付されず、消滅時効を迎えたものであり、滞納処分執行停止および即時消滅によるものではない。

6 監査の結果

(1) 交付要求時の延滞金請求について

平成21年度に破産した農業集落排水処理施設使用料の滞納者が平成20年度中に滞納した使用料について、破産管財人に対して交付要求を行っている事例がある。

この際、滞納した使用料についてのみ請求しており、滞納期間に係る延滞金については請求が行われていなかった（なお、本事例においては、滞納期間における延滞金を計算しても端数処理により債権として成立しなかったことに注意）。

しかしながら、延滞金も市の滞納者に対する債権であることには変わりはなく、請求を行わない合理的な根拠は特にないと考えられる。今後、交付要求の際には、端数処理後、微々たる金額でも債権として成立するのであれば、延滞金についても合わせて請求するべきである。

なお、判例（最判平成9年11月13日）によれば、「滞納に係る国税の本税の金額が法定納期限後における一部納付等により減少した場合において、税務署長が、不動産競売の執行裁判所に対し、交付要求書の本税の欄に交付要求時に存在する本税の金額を記載し、延滞税の欄には具体的金額を記載せず法律による金額の交付を求める旨のみを記載して交付要求をしたときは、その効力は、交付要求時以前に消滅した本税部分の金額に対応して計算される延滞税の金額には及ばない。」とされており、今後この点についても留意する必要がある。

7 監査の意見

(1) 農業集落排水システムに関する権利の帰属について

「農業集落排水システム」の開発業務委託契約書（平成14年度）によれば、システムに関する権利の帰属について、「千葉市及びCCSに共に帰属するものとする」との記載がある。当該「権利」の範囲は不明確であるが、これに所有権及び著作権が含まれるとすれば、当該システムのソフトウェアの所有権は千葉市とCCSの共有（持分の定めなし）とされることになる。

個人情報等を含む重要なシステムにおいて、千葉市が開発費用を負担したものに対し、所有権の制約があることは望ましいものではない。

今後システム開発においては、開発技術上特に権利が制限される等例外的な場合を除き、自治体の所有するソフトウェアに対し、所有権の制約を課すような契約を交わすことは避けるべきと考える。

さらに、「CCSが、自己の営業のために、このソフトウェアを使用するときは、事前に千葉市と協議を行うものとする。」とする旨の記載があるが、千葉市がシステム更改等により委託業者を変更する場合における協議事項が明記されていない。

著作権法第65条第2項「共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。」とある。したがって、システム更改により委託業者に変更があった場

合に、プログラムが使用できなくなってしまう可能性がある。

千葉市の農業集落排水事業は既にハード整備が終わり、維持管理業務が中心となっているが、他の自治体のように公共下水道と農業集落排水事業との一元化・特別会計の一体化等の議論により今後システムの更改等を必要とする場合が生じることを勘案すると、千葉市がシステム更改等により委託業者を変更する場合における協議事項を明記することが望まれる。

(2) 債権管理業務への対応について

「農業集落排水システム」は、農業集落排水処理施設使用料等の賦課徴収事務のために構築されたもので、債権管理という観点からは不十分な面がある。このため、滞納債権に関する相手方情報や交渉記録の記載は別途管理せざるを得ず、他システムとの連携も困難である。

今後は、費用対効果を考慮に入れ、十分にシステム開発のメリットがあると判断するならば、これらの事務処理において、システム上の利用可能性を向上させることが望まれる。

以 上